

平成 18 年度

各国および国際社会の海洋政策の動向

海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究

—各国の海洋政策の調査研究報告書—

平成 19 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はしがき

人類と海洋の共生の理念のもと、海洋政策研究財団では、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。

その内容は、海上交通の安全や海洋汚染防止といった、これまで財団が先駆的に取り組んできた分野はもちろんのこと、海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育など多岐にわたっています。

さて、海洋政策研究財団では、競艇の交付金による日本財団の助成事業「海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究」の一環として、先進諸国を中心とした各国の海洋政策の現状を整理し、その特徴を調査分析して参りました。2004年度は米国、2005年度は中国の海洋政策について焦点をあてて、研究・分析しました。

本年度は、日本における海洋基本法制定の動きと連動して、主要な海洋国の海洋・沿岸域に関する法制度および政策の枠組みおよびその内容について、包括的に研究してきました。とくに、各国がどのような体制で海洋問題に取り組んでいるのかについて関心を持ち、分析しています。

本書が、海洋および沿岸域の利用、開発、保全および管理に携わる行政、研究機関、民間企業、NPO、国民の皆様の活動に、少しでも役に立てば幸いです。

平成 19 年 3 月

海洋政策研究財団
会長 秋山昌廣

各国の海洋政策の調査研究

研究メンバー

寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
印南 朋浩	海洋政策研究財団 政策研究グループ長
大久保 彩子	海洋政策研究財団 政策研究グループ 研究員
菅家 英朗	同 上
小谷 哲男	同 上
鈴木 裕介	同 上
田中 祐美子	同 上
中島 明里	同 上
羽田 哲	同 上
加々美 康彦	鳥取環境大学環境政策学科 講師 (元 海洋政策研究財団政策研究グループ 研究員)
松野 宏治	海洋政策研究財団 企画グループ

(以上)

執筆担当箇所

はじめに (寺島紘士)

第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究

- 第1章 オーストラリア(印南朋浩・加々美康彦)
- 第2章 カナダ (田中祐美子)
- 第3章 中国 (羽田哲・加々美康彦)
- 第4章 韓国 (菅家英朗)
- 第5章 英国 (鈴木裕介・松野宏治)
- 第6章 米国 (田中祐美子)
- 第7章 欧州連合 (中島明里)

第2部 国際社会における海洋問題の動き(2006年度)

- 第1章 国連における海洋関係の議論
 - (1) 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第7会期 (田中祐美子)
 - (2) 「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)」
の実施に関する第2回政府間レビュー会合 (大久保彩子)
- 第2章 東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA) (大久保彩子)
- 第3章 マラッカ・シンガポール海洋に関する動向 (小谷哲男)

目 次

はしがき

はじめに	1
------	---

第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章	オーストラリア	7
第2章	カナダ	19
第3章	中国	35
第4章	韓国	49
第5章	英国	59
第6章	米国	84
第7章	欧州連合	99

第2部 国際社会における海洋問題の動き(2006年度)

第1章	国連における海洋関係の議論	109
	1. 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第7会期	109
	2. 「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)」の実施 に関する第2回政府間レビュー会合	113
第2章	東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)	117
第3章	マラッカ・シンガポール海峡の航行安全・環境保全の 向上に関するシンポジウム	126

【参考資料】

資料1	各国の海洋政策の概要	133
	(1) 各国の海洋政策の概要	135
	(2) 各国の海洋に関する行政組織の規模一覧	141
資料2	欧州委員会 グリーン・ペーパー 『欧州連合の将来の海事政策に向けて:海洋 に関する欧州のビジョン』翻訳	145
資料3	各国及び国際機関の海洋政策関連ウェブサイト集	181

はじめに

最近、わが国周辺海域では、中国との東シナ海の石油ガス田開発をめぐる対立など、近隣諸国との間で様々な問題が表面化して、国民の関心を集めている。事態の進行の中で、これらの問題の背後には、各国が「海洋法に関する国際連合条約」(以下「海洋法条約」)により大きく拡大した管轄海域をいかにして自国に有利に活用しようかとしのぎを削っている状況があり、これに対してわが国は、海洋法条約その他の国際約束や海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的取り組みへの対応が立ち遅れていることが明らかになってきた。

1982年に採択され、1994年に発効した海洋法条約は、全海洋に関する包括的な法的枠組みとルールを定める海洋の基本的な条約であり、「海の憲法」と呼ばれている。この条約の発効は、四方を海に囲まれ、海の恩恵を受けて発展してきたわが国にとって重要な意義を持っているが、残念ながらそのことが十分に認識されず、したがって適切な対応がなされないまま現在に至っている。

海洋法条約が持つ意義としては、先ず、これによりわが国が国際社会の中で海洋を舞台に活動する有力な基盤を得たことを上げなければならない。中央集権的な統治機構が存在しない国際空間である海洋では、これまでは、最後は軍事力を中核とするシーパワーがものを言ってきた。このたび史上初めて、海洋法のほぼすべての分野を網羅し、海洋問題を全体的に検討していくことを目指す新たな海洋の法秩序が構築されたことは、戦争を放棄したわが国にとって、力によってではなく法秩序と政策的枠組みに則って国際社会をリードし、これに貢献していく重要な基盤を得たことを意味する。わが国は、持続可能な開発の実現に向けて海洋全体を各国が協力して総合的に管理していくことが、わが国はもちろん、人類全体の利益になることを認識して、その科学技術力や経済力を活かして、海洋法条約を基盤として対外政策を積極的に展開していくべきである。

もうひとつ強調したい海洋法条約の意義は、この条約が設ける EEZ・大陸棚制度により、わが国が管理する海域が大きく拡大し、国の形が変わったことである。わが国は、陸域、海域をあわせて 500 万平方キロ近い地球の表面をカバーする海洋国家になった。陸域の資源の減少・枯渇が心配されている中でこの広大な海域の空間と資源が持つ意味は大きい。

しかし、海洋法条約の発効を受けて各国が新たな海洋政策を策定して自国の海域の開発利用、保全および管理の取り組みを鋭意進めているのに対して、目下のところわが国の取組みは遅々としている。わが国も、海洋法条約の法秩序や国際的な海洋の政策的枠組みを活かして新たな海洋立国に積極的に取り組んで行かなければ、将来に禍根を残すだけでなく、各国が協力して取り組む海洋全体の総合的管理にも大きな空白を生じさせることになる。

わが国は、世界で十指に入る広大な「海の国土」と豊かな資源を管理することになったことを認識し、先進的な各国の海洋政策をも参考にしつつ、新たな国の形にふさわしいわが国の海洋政策を確立し、海洋の持続可能な開発利用、海洋環境の保護・保全等に努めていく必要がある。

このような状況の中で、最近ようやくわが国でも海洋基本法制定に向けた動きが具体化してきた。海洋政策財団が 2005 年 11 月に行なった「21 世紀の海洋政策提言」がきっかけとなって、2006 年には政治家、有識者、海洋関係省庁が参加する海洋基本法研究会が設置され、10 回にわたる審議の末に「海洋政策大綱」と「海洋基本法案の概要」が取りまとめられた。その成果は、参加した政治家によって各政党に持ち帰られ、海洋基本法案が 2007 年の通常国会に超党派の議員立法で提案され、成立が図られる運びとなった。長年の懸案が、ここにきてようやく解決に向けて大きく動き出し、内外からその動きが注目されている。

わが国は、世界規模で進行中の海洋の法秩序と政策の大きな転換に対応し、海洋の科学技術

の発展を基盤として、海洋と人類の共生および国益の確保を目標とする海洋政策を策定・推進することにより、島国から海洋国家へと、新たな「海洋立国」を目指すべきである。また、これにより、かつてないほど主権国家間の相互依存が強まっている国際社会において海洋秩序形成に先導的役割を発揮していくべきである。

そのためには、海洋の総合的管理と持続可能な開発に向けて世界各国と切磋琢磨していくことが重要であり、先進的な各国および国際社会の海洋政策と法制の研究が欠かせない。

本研究は、海洋政策研究財団が日本財団の助成を受けて行なった 2006 年度の政策研究の成果の一つであり、それは海洋基本法研究会におけるわが国の海洋政策の審議にも大きく貢献したことを申し添える。

第 1 部

各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章 オーストラリア

1. 統治機構の概要

(1) 政体

- 英連邦に属する立憲君主制
- 連邦制(6州+1準州+1特別地域)
- 議院内閣制(上・下院の2院制)。保守連合(自由党と国民党)と労働党の二大政党が拮抗。
*1996年3月に保守連合が政権奪取、ハワード首相就任(現在4期目、豪歴代2位の長期政権)。従って、後述の「オーストラリア海洋政策」策定以降、政権交代がない。

(2) 立法権限

連邦、州(準州)、地方自治体の3つの水準に分かれ、そのすべてで立法権限が与えられている連邦の立法権限は、憲法(特に第51条)に基づき、国防、外交、通商、租税、通貨、移民等の特定の事項に限定される。連邦と州の立法権限が衝突する場合は連邦の法律が優先する。

連邦と州の権限配分については、カナダ憲法とは異なり列挙権限以外の残余権限は連邦ではなく州に与えられている(オーストラリアでは州の権限が極めて強力)。

(3) 中央・地方政府の機構図 など

- オーストラリア連邦政府の省
首相・内閣省;外務貿易省;財務省;予算・行政省;社会保障・福祉サービス担当省;
運輸・地域サービス省;保健・高齢化省;法務省;通信・情報技術・芸術省;移民・市民権省(旧移民・多文化省);国防省;退役軍人担当省;産業・観光・資源省;雇用・職場関係省;環境・水資源省(旧環境・遺産省);農林水産省;家族・コミュニティサービス・先住民省;教育・科学・訓練省

- 海洋問題を担当する主要な省庁:

海洋政策文書「オーストラリアの海洋政策」(Australia's Oceans Policy; AOP)に基づき1998年に設立されていた、国家海洋局(National Oceans Office)は、形式的には、当時の環境遺産省(Department of the Environment and Heritage; 現環境・水資源省(Department of Environment and Water Resources))の下にあったが、政府横断的、半独立機関で、オーストラリアの海洋国家政策を決定する国家海洋閣僚会議(The National Oceans Ministerial Board)の事実上の事務局機能をはたした。

しかし、2004年に行われた政治の機構改革により、海洋閣僚会議は解散し、海洋課(Marine Division)の下にある国家海洋室(英語同名:National Oceans Office)に格下げとなり、現在では環境・水資源省の海洋・生物多様性部門へその機能が引き継がれている。

2. 海洋に関する基本情報



(http://www.ga.gov.au/image_cache/GA5598.pdf より)

(1) 海洋に関する基本数値

- 国土面積: 769 万 2,024km² (南極含まず。世界第 6 位。日本の約 20 倍。アラスカ除く米とほぼ同じ)
 - * 南極大陸に領土を主張 (5,896,500km²)、EEZ を宣言、大陸棚の延伸も既に申請済み
- 人口: 2,063 万人 (日本の約 1/6) 、一人当りの GNP は 19,770 米ドル (日本は 34,210 米ドル)
- 海岸線の長さ: 約 59,736 km (島嶼部含む。GEODATA Coast 100K 2004)
- 管轄海域 (内水、領海、EEZ) の面積: 約 814 万 8,250 km² (島嶼部を含むが南極領土は除く)
 - 内訳: 本土 6,048,681 km²、島嶼部 2,099,569 km²
- 大陸棚: 2004 年 11 月 15 日に大陸棚限界委員会に延伸の申請書を提出。全て認められれば 337 万 1,990 km² (日本の国土の約 9 倍) を獲得する。
- 海洋産業の規模 毎年約 300 億豪ドル (04 年海洋産業行動計画) * GNP の 8% にあたる
オーストラリア経済の海洋部門 (海洋観光、石油とガスの開発、造船、商業漁業および養殖)

は顕著でありかつ成長している。オーストラリア海洋産業は、1984年に毎年16億ドルほどの価値を持ち、1994年までに30億ドルに達し、1998年にはこれは約52億ドルまたは国内総生産の約8%までに増加した。オーストラリアの海洋産業は、2020年までには年間50億ドルから85億ドルの間の価値になるであろう。海洋産業は現在22万人を雇用している。

(2) 海洋管轄権の範囲

- **領海**:12海里

1901年 連邦結成、沿岸3海里に領海設定

1973年 「海域および沈没地法(Seas and Submerged Lands Act:以下SSL法と略記)」制定。

同法に基づく裁判で沿岸水域と呼ばれる3海里領海内における連峰の主権を確認

1990年 SSL法第7節に基づく布告により、領海を12海里に拡大

- **接続水域**:24海里

1994年 SSL法の海域立法修正により設定。規制対象は国連海洋法条約第33条と同じ。

- **排他的経済水域(EEZ)**:200海里

SSL法第10B節に基づく1994年7月26日付けの布告により宣言。なお、トレス海峡、南極海域など一部の海域では既存の漁業水域が維持されている(1991年漁業管理法)。

排他的経済水域の面積と内訳 (単位:km²)

本土 604万 8,681	島嶼部 209万 9,569	
	ハード島とマクドナルド島	410,722
	ココス島	463,371
	クリスマス島	325,021
	ノーフォーク島	428,618
	マッコリー島	471,837
総面積		814万 8,250

AMBIS 2001 をもとに作成(2001年のデータ。南極大陸除く)

この表からも分かるように、離島のEEZが全体の25%を占めている。そこでオーストラリアは離島の管理について非常に神経を使っている。すなわち、どんなに遠隔の離島であっても詳細な環境保護立法と管理計画をいち早く制定し、時には海域を含めて世界遺産に指定し、また近隣する国と境界画定協定を結んで200海里海域の確保をはかっている(例:ハード&マクドナルド島)。

- **大陸棚**:200海里または大陸棚外縁のいずれか広い区域

2004年11月15日に大陸棚限界委員会に延伸のための申請書類を提出¹⁾。すべて認められれば、上記の200海里面積に加えて新たに3,371,990 km² (日本の国土の約9倍分)の大陸棚を獲得する。但し、南極部分の大陸棚延伸には日本を含む複数国が抗議。

3. 海洋に関する国内体制

(1) 海洋問題を担当する主要な省庁

前述のとおり、「オーストラリアの海洋政策」に基づきオーストラリアの行政機構は統合的な海洋管理へ向けて動き出し、1998年に国家海洋局が創設された。同局は、形式的には、当時環境遺産省の下にあったが、政府横断的、半独立的機関で、オーストラリアの国家海洋政策を決定する海洋閣僚会議(The National Oceans Ministerial Board)の事実上の事務局機能を果たしていた。

しかし、2004年に行われた政治の機構改革により、国家海洋局は海洋課(Marine Division)の下にある国家海洋室へと格下げとなった。2006年の機構改革では、環境・遺産省は環境・水資源省へと名称変更し、それにあわせて統合沿岸域管理や海洋政策については海洋・生物多様性部門(Marine and Biodiversity Division)が担当することとなった。

その他の AOP に基づき設置された機関は、以下の通りである。

- 海洋管理委員会(Oceans Board of Management; OBOM)
2004年に解散した国家海洋閣僚会議(National Oceans Ministerial Board)の機能を一部引き継いでいる。OBOMは、環境・水資源省(前環境遺産省)、産業・観光・資源省、農林水産省、教育・科学・訓練省、運輸・地域サービス省、国防省、予算・行政省、首相・内閣省、オーストラリア漁業管理局の代表から構成され、環境・水資源省の代表が委員長となる。その役割は、海洋政策の実施を監視し政府へ助言をすること、政策実施に関する責務を負う環境・水資源省の海洋部(Marine Division)と他の機関との調整、海洋政策の実施のために必要な事業予算の承認等である。
- 国家海洋諮問グループ(National Oceans Advisory Group)
協議メカニズム、業界、科学、環境保護、海洋問題の専門家など非政府系構成員のグループ。環境・水資源省に助言を行う。
- 海洋政策科学諮問グループ(Ocean Policy Science Advisory Group: OPSAG)
科学的知見から環境・水資源省に助言を行う。
- 地域海洋計画運営委員会(Regional Marine Plan Steering Committees)
海洋閣僚会議により設置、中心的な政府利害関係者で構成され、地域毎に創設。
- 豪・NZ 環境保存理事会(Australian and New Zealand Environment and Conservation Council)
既存の機関である ANZECC がオーストラリア海洋政策の実施に関する連邦と州の協議のための調整を行うフォーラムとなるように意図された。但し 2001年に解散。

(2) 連邦と州の権限配分

● 連邦政府の管轄水域

原則として連邦政府は、オーストラリアの小島嶼、海外領土、グレートバリアリーフ海洋公園区域に加え、領海基線より3海里から海側のEEZの外側の限界および大陸棚までの管轄を持つ。

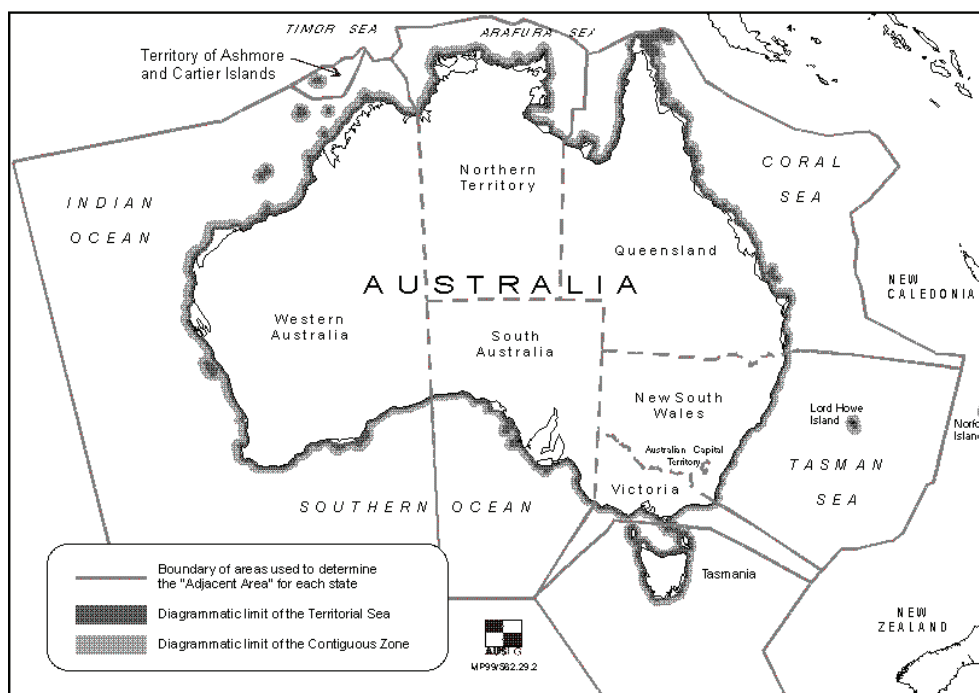
● OCS 取極(Offshore Constitutional Settlement)

1973年SSL法をめぐる争われた裁判で、沿岸水域(Coastal Waters)と呼ばれる**3海里領海内**における**連邦の主権**が確認された(1990年に12海里領海となってもこの線引きは維持)。

但し、3海里内は州政府、3海里外は連邦政府に「**第一義的責任**」があるという理解であり、その

後、連邦と州の間で締結されてきた一連の **OCS 取極** (Offshore Constitutional Settlement) に基づき、石油、ガスおよび漁業のような特別な産業部門に関しては、連邦、州および準州に役割と責任が割り振られている。たとえば、1991 年の漁業管理法に基づき、連邦政府は、特定漁業の管理について、共同権限 (Joint Authority) の設定のため、州政府との間で「当該州に関係する水域において」協定を結ぶことができる (ex. 沖合漁業 OCS 等)。連邦政府と一州のみが関係して共同権限が設けられる場合、その取決めは、漁業が連邦法か州法かのいずれかに従って管理されることを示すものとし、もし2以上の州が関係する場合には、漁業管理は連邦法に基づくものとされる。このように、**重要事項ごとに州と連邦が権限調整を行う**という特徴のある仕分けがなされている。したがって、州の活動が必ずしも 3 海里内に限定されているわけではないようである。

■ 各州の「接続する区域」を決定するために用いられる境界の図



<http://www.aph.gov.au/library/pubs/bd/2001-02/02bd041-3.gif>

4. 主な海洋法政と政策

(1) 基本法

海洋問題を総合的に扱う基本法は制定していないが、海洋も対象とする総合的な環境保護立法、国連海洋法条約批准のために制定された法律が存在する。

● 1999 年環境保護および生物多様性法 (EPBC 法)

海洋を含む総合的な環境保護の観点から制定されたランドマーク的基本法制として、1999 年に環境保護および生物多様性法 (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999; EPBC 法) が存在する。同法は環境影響評価と承認手続を合理化し、生物多様性の保護、自然および文化上重要な場所 (海域を含む) の管理を統合的に推進することを目的とする立法である。

海洋に環境負荷を与えるような行為は禁止されており、その恐れがあるような行為を行う場合は、

規定の方法に従って、事前に十分なアセスメントを行い、政府の許可を得なければならない。

また、海洋における希少動植物を保護するため、希少動植物のリストを掲載し、当該希少動植物に害を与えるとする場合には、同法に基づき、希少動植物に対して最小限の影響にとどめるよう義務づけられている。

AOPとの関係では、第176条においてバイオ地域計画(Bioregional Planning)を環境・水資源大臣が州政府と協力して策定することができるとしており、AOPを法制度面から支えたものとして同法は位置付けられる。

● 1994年海洋立法修正法

国連海洋法条約批准のための法整備の一貫で、1994年に「海洋立法修正法(国際法に基づくオーストラリアの海域に関する法律および関連する目的の法律を修正する法)」を制定した。同法は1973年に制定のSSL法を中心とする海洋関連諸法を国連海洋法条約の規定にあわせるための技術的な立法である。

(2) 基本政策

● 海洋政策文書「オーストラリア海洋政策—ケア、理解、賢明な利用」(AOP)

1998年に閣議決定し、環境大臣が発表した。環境保護の側面が強い海洋政策文書である。

「オーストラリアの海洋政策」及び「特別なセクターの措置」の2巻で構成されている²。

- 概要：世界最大級のEEZが将来に渡って直面する複雑な問題を扱う。オーストラリアの海洋資源の持続可能な開発を確保するための統合された、生態系本位のアプローチに焦点を当てる。AOPは、国家海洋閣僚会議を通じた政府全体(whole-of-government)アプローチで実施される。国家海洋局がオーストラリア海洋政策を実施する主要な手段は、計画管理に対する統合された生態系本位の地域海用計画の策定である。
- 背景：同国の「生態的に持続可能な開発のための国家戦略(92年)」の流れを組む。カナダと違いUNCLOS批准後に策定、同条約の「創造的」実施の側面強い。
- 目的：海洋における内国諸政府の管轄権重複、セクター主義による責任分散から生ずる諸問題の克服。「将来直面する海洋の複雑な問題を扱うことのできる、一貫したおよび戦略的な計画および管理を実施することで世界を先導する」(首相)
- 特徴：本文書を発表したヒル環境遺産大臣は「環境保護のためだけではなく経済開発政策のためだけでもない」と言うが、環境省立案・起草者は政府の海洋資源、特に沖合石油開発、漁業、海洋保存担当者で保護志向が強い。
- その他の情報：
 - 「政策」実施に関連する行動について、3年間に渡り5,000万豪州ドル(42億円)が配分された。国家海洋局の2003-04年度予算は9,432,000豪ドル(約8億円)
 - 起草者は政府の海洋資源、特に沖合石油開発、漁業、海洋保存担当官によるもので、Marine and Coastal Community NetworkやWWFからの強い影響を受けている
 - オーストラリアの生態学的持続可能性および統合管理における利益は、環境管理に対して必要とされるアプローチに関する後の報告および行動においてみられるように、ブルントラント委員会の報告書およびUNCEDの勧告を、国家的に検討したことを反映する
 - 新海洋政策の背後にある主要な力は、(1)生態系本位の管理を通じて生態系の一体性を維持すること、(2)海洋空間の多目的利用の統合的計画および管理を定めること、(3)

生態学的に持続可能な海洋本位の産業を促進すること、そして(4)不確実性と向き合って実効的な管理を行うことの望みである

- 政策のビジョンの中心は、広域海洋生態系に基づく地域海洋計画の発展である。これらの計画は、その範囲が管轄権よりも生物地域を基礎として生物地理学的に決定される「広域海洋領域 (large marine domains)」と呼ばれるものに適用される
- 地域海計画が海洋閣僚会議によりエンドースされれば、その地域計画はすべての連邦機関を拘束することになる
- あくまで連邦の閣議決定であり、制定法ではないために強力な権限を持つ州の理解と協力がなければ実施に移すことは難しい。参考までに、この点について、米国の著名な国際法学者の次のような指摘を紹介する。「今日、『オーストラリア海洋政策』を支持する州政府は一つもない。実際に、オーストラリア首相から州に参加を求めたが拒否された(中略)。制定法の根拠を持たないことを考えると、海洋政策は「ソフト文書」のままであり、オーストラリアの州を拘束しない³」。

【「オーストラリアの海洋政策」の目次】

主な内容

20余りの分野にわたって海洋に関する挑戦、そしてそれに対する生物的多様性の保全から、海運、海洋汚染、水産業等における対応、さらには、国民に対して、海洋およびそれに付帯する国家の利益の保護について深く理解してもらうことを理解してもらうことを目的としている。

<p>1. オーストラリア海洋政策のコンテキスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリアの海洋管轄権 ● オーストラリアの海洋環境 ● 海洋産業 ● オーストラリア原住民の利益 ● 国際的なコンテキスト <p>2. 統合的かつ生態系に基づいた海洋計画・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統合的かつ生態系に基づいた海洋計画および管理の必要性 ● 地域的海洋計画－将来への道 ● 計画および管理における重要なステップ ● 地域的海洋計画の内容 <p>3. 海洋計画および管理のための実施取決め</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海洋に関する取決めの実施 <p>4. 生態的に持続可能な海洋利用のための諸原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国家政策のコンテキスト ● 生態的に持続可能な海洋利用のための諸原則 	<p>5. オーストラリア海洋政策の実施－主要な若干の主導的活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統合的な海洋計画および管理 ● 海洋生物多様性の保全 ● 海洋の利用と影響 ● 海洋汚染 ● 海洋環境 ● コミュニティへの参加 ● 海洋の理解 ● 国家利益の保護 ● 影響評価 <p>6. 海洋科学技術と海洋産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海洋科学技術計画 ● 海洋産業発展の戦略 <p>7. オーストラリア海洋政策一次なるステップ</p>
---	--

● **地域海洋計画 (Regional Marine Plans: RMP) について**

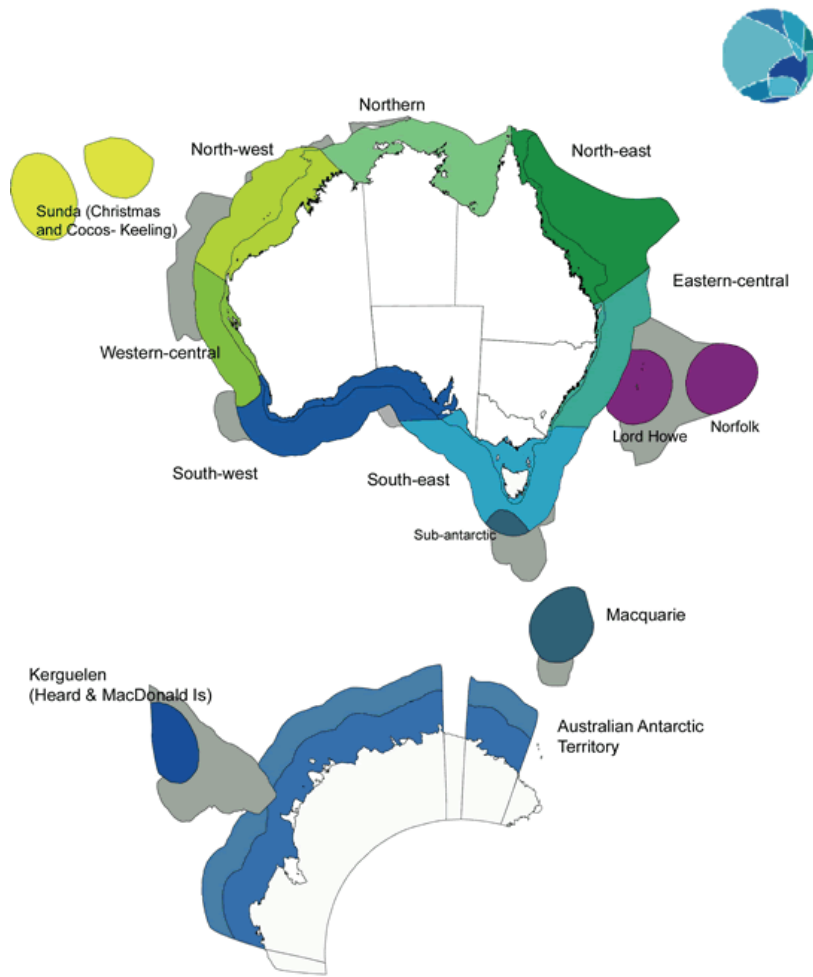
オーストラリアの海洋政策において策定が求められている**地域的海洋計画 (Regional Marine Plans: RMP)**に関して、2004年5月に最初の計画としてオーストラリアの南東沖合の連邦水域(約200万平方キロ)の管理計画が完成した。

これは、オーストラリアの海洋地域の資源が評価され、利用に対する圧力が特定され、そして計画および管理のオプションが鍵となる利害関係者と協力して得られる。地域海洋計画について定められた目標は、海洋保護区、資源配分との関係でセクター間の衝突の可能性の回避、そして全ての海洋利用者への長期的な保障の提供を含む、各海洋地域の保存の要請を決定することである。

最初の地域海洋計画はオーストラリアの排他的経済水域の南東地域を対象とする。その境界は新しい海洋閣僚会議が決定したもので、サウス・オーストラリア州、タスマニア州、ビクトリア州およびニューサウスウェールズ州の南東沖合の連邦水域を含む。この地域はオーストラリアの海岸線の約12-15%を包摂し、面積にして200万平方キロが対象である。

2004年5月に、ようやく最初の管理計画が南東地域について完成した。なお、2002年10月に連邦政府はクィーンズランド州および北部準州の首長と了解覚書を締結、新しい地域海洋計画である北部計画区域に係る今後の作業について協力を取り付けた。

■ AOPに基づく地域海洋計画のゾーニング。



**Preliminary large marine domains regionalisation
(Modified from CSIRO 1998) and Marine Planning Regions**

http://www.oceans.gov.au/regional_ljsp

● AOP 発表までの略史

1989年 マッキノン報告 “Oceans of Wealth?”

初めてオーストラリアの海洋科学および技術および海洋産業を評価し、オーストラリアの海洋産業の発展のためのより調整されたアプローチのための強い論拠になった。

1991年 Ocean Rescue 2000

10年に及ぶ事業である海洋環境の保存および持続可能な利用を目的とする Ocean Rescue 2000 が発表された。

1993年 オーストラリア沿岸域管理に関する主要な報告が完了した。

1994年 海洋立法修正法制定、海洋法条約批准、発効

オーストラリア海洋産業科学理事会設置

1995年 連邦沿岸政策は、海洋 (marine or oceans) 政策よりもむしろ海洋保存計画のアイデアを促進

*キーティング首相(労働党)の科学技術理事会からの報告→ 海洋管理戦略に強い関心「統合海洋戦略」を進展させる計画を発表、「海洋環境における問題を扱うことを助け、我々の海域により与えられた機会を捉え、EEZについて海洋法条約に基づく義務を履行する」ものであるとした(ただし実施に移されず)。

*State of Australia's Marine Environment (Our Sea, Our Future Major findings of the State of the Marine Environment Report for Australia) 発表:オーストラリアの海洋環境が「一般的に良い」が、特に海洋および沿岸環境における戦略的、統合された計画が存在しない」

1996年 政権交代(自由党・国民党の保守連合、ハワード首相就任)

1997年 首相、連邦海洋政策についての計画を発表

連邦政府は環境のニーズと資源安全保障および仕事のニーズのバランスをはかる、すべての管轄権を横断する「包括的かつ統合的の海洋政策」の発展のため、州および地方政府と作業を行う。

海洋政策の準備のために環境省に助言する海洋政策関係閣僚助言グループ設置

1998年 海洋政策助言グループは5月26日に、メンバーの多数が地域海洋計画および管理アプローチを勧告する包括的な報告書"Issues Paper"を発表した。同日よりパブリックコメントに付される。

Issues Paper についての一般協議期間中に受け付けた提出物および質問は502件。

12月23日、連邦環境遺産大臣ロバート・ヒルが「オーストラリア海洋政策—ケア、理解、賢明な利用」を発表。

● SoE (Australia State of the Environment, 2006)

SoEとは、10年ごとに豪州の環境について独立委員会が報告書を作成するものである。2006年に豪州環境遺産省に対して、独立委員会が2006年に Australia State of the Environment (SoE 2006)を発表した。SOE は豪州の環境および遺産の最新の状況、豪州大陸の周辺海域および外海の状況等について豪州環境遺産省が情報を発信すること目的としており、基本的には2001年から2005年の状況をカバーしている。沿岸および海洋については、SoE 2006の第6章に書かれている。なお、重要なポイントを列記すると、

- ① 豪州は国内で統一された沿岸域および海洋の状況および生態系について計測する方法が統一されていない。
- ② まだ、確定的に立証されたわけではないが、将来の気候変動に関する最近の予測は、海洋の温度が上昇し、それがサンゴ礁の成育に影響を与え、それが、潮流にも影響し、さらに水温にも影響し、気候の変動にも影響している可能性があるということで豪州国内では高い優先順位に位置づけられている。
- ③ 豪州の海洋生態系は、外航船舶の船体に付着していたり、バラスト水の排出によって外来種が我が国に持ち込まれることが多く、外来種の我が国への侵入は、国際的な面からも国内的な面からも引き続き対策をとらなければならない。
- ④ 水産副次的な水産資源の捕獲には、否定的である。管理計画を改善する、環境管理計画を導入する等の施策を強化するとともに、公衆に訴え、そして進歩の程度を明確にし、しっかりとした評価を行わなければならない。
- ⑤ 2001 年以降、特に新しいことや予想を超えたようなことはなかったが、現存する問題を解決する必要性は環境の質の低下を防ぐために以前と同様残っている。

(3) 主な海洋関連条約の批准状況

● 一般的な条約

- 国連海洋法条約、11 部実施協定(94.10.05)、公海漁業実施協定(99.12.23)
- 生物多様性条約(93 年批准) 但しカルタヘナ協定には未批准
- 気候変動枠組み条約(92 年批准) 但し京都議定書には未批准
- MARPOL73/78(88.01.14 発効)、Annex I~V が発効、VI のみ豪につき未発効

● 境界を接する国と締結している境界画定条約のうち、主なもの⁴

● チモール海とアラフラ海 (with インドネシア、東チモール)

- 1971 年 一定の海底境界設定に関する豪とインドネシアの協定<1973 年発効>
- 1972 年 チモール海およびアラフラ海の区域における一定の海底境界の設定に関する豪とインドネシアの協定<1973 年発効>
- 1973 年 パプア・ニューギニアとインドネシア間の一定の境界に関する豪とインドネシアの協定<1973 年発効>
- 1997 年 排他的経済水域と一定の海底境界の設定に関するオーストラリアとインドネシアの協定<未発効>
- 2002 年 チモール海条約(豪・東チモール)<2003 年 4 月 2 日発効>

● 南氷洋(ケルゲレン諸島)とサンゴ海(ニューカレドニア島ほか) (with フランス)

- 1982 年 オーストラリアとフランスの海上境界画定に関する協定<1983 年発効>

● タスマニア海 (with ニュージーランド)

- 2004 年 一定の排他的経済水域および大陸棚の境界の設定に関する豪とニュージーランドの条約<2006 年 1 月 25 日発効>

● トレス海峡 (with パプア・ニューギニア)

－ 1985 年トレス海峡として知られる区域の主権および海上境界および関連する事項に関するオーストラリアとパプア・ニューギニアの条約<1985 年発効>

● **サンゴ海 (with ソロモン諸島)**

－ 1989 年一定の海域および海底の境界の設定に関するオーストラリアとソロモン諸島の協定<1989 年発効>

¹ 申請書については、以下の HP から入手可能 (概要版)。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/aus04/Documents/aus_doc_es_web_delivery.pdf

² <http://www.environment.gov.au/coasts/oceans-policy/publications/pubs/policyv1.pdf>

<http://www.environment.gov.au/coasts/oceans-policy/publications/policy-v2.html>

³ Lawrence Juda, "Changing National Approaches to Ocean Governance: The United States, Canada, and Australia," *Ocean Development and International Law*, 34, 2003

⁴ 主な情報源 URL <http://138.25.65.50/au/other/dfat/nia/2004/8/annex5.html>

<http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/AUS.htm>

第 2 章 カナダ

1. 政治体制

- 連邦制(10 州、3 準州)
- 議会制民主主義(二院制)
 - 上院(105 名、首相の助言に基づき総督が指名)
 - 下院(301 名、普通選挙により選出): 予算は下院のみに提出される。
- 立憲君主主義(英連邦)

2. 海洋に関する基本情報

(1) 海洋管轄権の範囲(海洋法「Oceans Act」)

- 領海: 12 海里¹
- 接続水域: 24 海里
- 排他的経済水域: 200 海里 (37,000,000 km²)²
- 大陸棚: 200 海里または大陸棚外延のいずれか広い海域

- カナダの海洋境界画定に関する実行

- | | |
|--------|--|
| 1972 年 | フランスとの間で、サンピエール・ミクロン島周辺海域の領海および両国民の大西洋における漁業権について条約を締結 ³ 。 |
| 1973 年 | デンマーク(グリーンランド)との間でグリーンランドとカナダの間の大陸棚の境界画定に関する条約を締結 ⁴ 。1974 年発効。境界画定に中間線を採用する(第 1 条)。 |
| 1984 年 | 国際司法裁判所特別裁判部(Chamber)にて、メイン湾における米国とカナダの EEZ と大陸棚の境界画定判決。EEZ と大陸棚に単一の境界線を引くよう求めて 1979 年に特別裁判部にて解決することに合意していた ⁵ 。 |
| 1992 年 | フランスとの間で、サンピエール・ミクロン島の排他的経済水域境界画定に関する仲裁裁判判決。同島から南へ幅 20 km、長さ 375 km の EEZ を認める。 |

- 係争海域

- 北極海側

- 対グリーンランド(デンマーク): Lincoln Sea (Hans Island の領有問題: 2005 年、両国は Hans Island の領有問題を解決することに合意)

- 対米国: Beaufort Sea (ユーコン州 - アラスカ州)

- 太平洋側

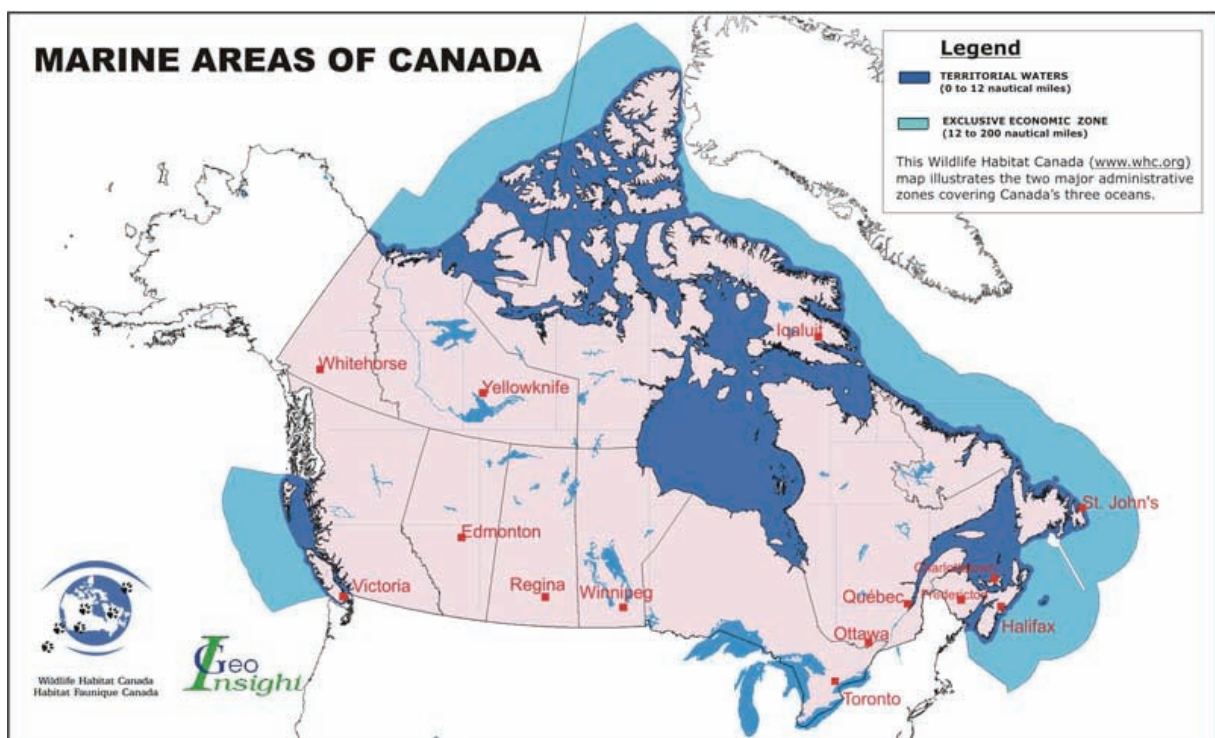
- 対米国: Dixon Entrance 地域 (BC 州 - アラスカ州)

- Juan de Fuca Strait (BC 州 - ワシントン州)

- 大西洋側

- 対米国: Machias Seal Island (10 エイカーの島: Fundy 湾) の帰属

- カナダの管轄水域⁶



(2) 海洋に関する基本数値

- 海岸線の長さ: 約 243,700 km
- 管轄海域(内水、領海、EEZ)の面積: 約 5,870,000,000 km²
- 海洋産業の規模: 毎年約 227 億カナダドル(2000 年)⁷

3. 海洋に関する国内体制

(1) 海洋に関する行政組織(連邦)

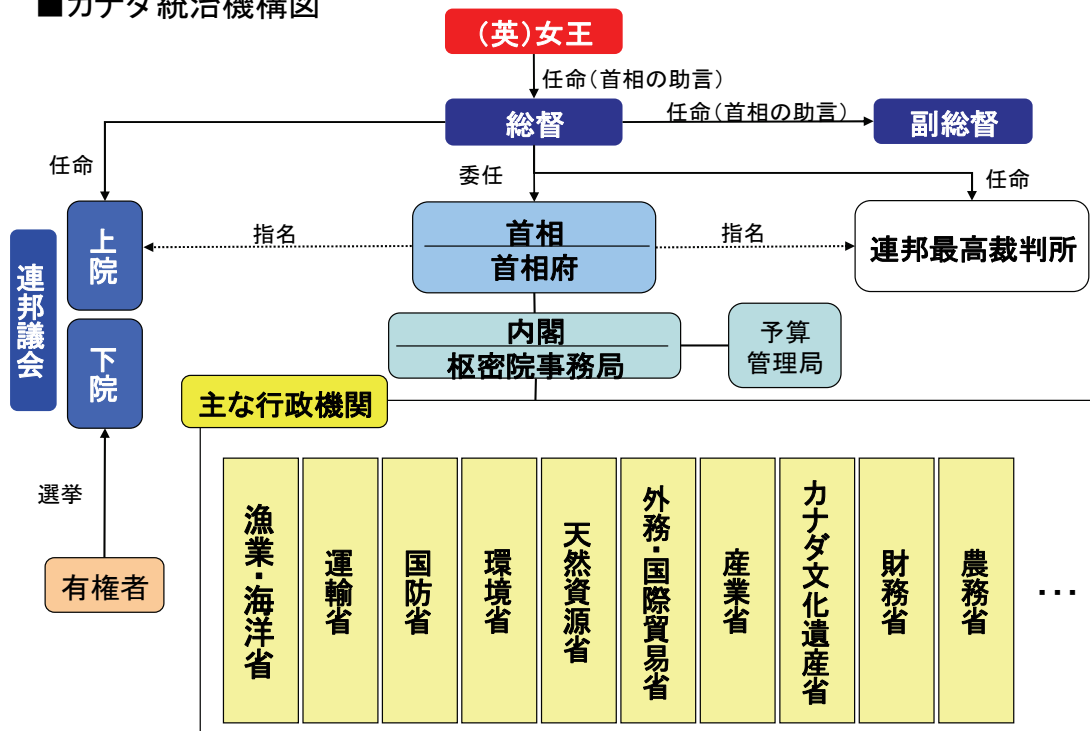
1997年に施行された「海洋法(Canada's Oceans Act)」⁸に基づき、海洋に関する連邦政府の主要な役割が、漁業海洋省(Department of Fisheries and Oceans:DFO、1979年設立。沿岸警備隊を傘下に含む。)にあることが明確化された。

海洋法に基づき、漁業海洋大臣は、各連邦機関、州・準州政府、先住民団体などと協力して、河口・沿岸・海洋の生態系管理のための国家戦略を策定し実施するために主導的役割を果たすことが求められている(同 29 条)。その一環として、2002年7月12日に「カナダの海洋戦略(Canada's Ocean Strategy)」、2005年5月に「海洋行動計画(Ocean Action Plan)」を公表し、漁業・海洋省は海洋法に基づく責任のもと、同戦略および計画を各省庁、産業界などと協調しながら実施している(下記参照)。

その他、他の省庁に権限が与えられていない海洋に関する事項、沿岸警備隊およびそのサービスに関する事項、海洋科学、海洋サービス等に関する使用料を徴収する権限が、漁業海洋大臣に与えられており(第 40～47 条)、ほぼすべての海洋に関する事項に漁業海洋省が携わっている。

漁業海洋省の主な任務は、「海洋法」および「漁業法(Fisheries Act)」⁹を中心に規定されているが、①漁業資源の管理および保護、②海洋・淡水環境の保護、③海上の安全、④海洋産業および開発、④海洋および海洋資源の理解が中心となる¹⁰。その他、主なものとして、「絶滅危惧種法(Species at Risk Act)」に基づく権限もある。

■カナダ統治機構図



出典:「衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団報告書」(2004)を基に作成

漁業・海洋省のほか、運輸省 (Transport Canada) および国防省 (Department of National Defense) が海洋関係の予算の大部分を使い、2000~2001 年度では、海洋に関する予算の 75% が上記三省へ配分されていた¹¹ (2000~2001 年海洋活動関連の予算のうち、41.3% が国防省、31.7% が DFO へ。)

(2) 連邦と州の権限配分¹²

● 一般的な憲法上の権限配分

連邦と州の管轄は、基本的に 1867 年の「憲法法 (Constitutions Act)」（旧英領北アメリカ法）により定められている。憲法法第 91 条では、一般的な連邦の排他的権限が示されているが、海洋に関しては、公共財産 (1 項)、貿易・通商 (2 項)、軍事および軍事海軍サービス、国防 (7 項)、航路標識・浮標・灯台 (9 項)、航海および海運 (10 項)、検疫ならびに海員病院の設置、維持 (11 項)、海岸および内水面の漁業 (12 項) などが明記されている。

一方、州議会の排他的権限としては、第 92 条により、教育、財産・市民権、司法行政、医療保健制度、州内の天然資源、社会保障、自治体機関等があるとされるが、海洋に関するものとしては海底 (大陸棚) の所有権で問題が生じている。

● 海洋法 (Oceans Act) に基づく権限配分 (必ずしも明確でない)

- 第 9 条において、領海に対して州法の適用を認める。
- 第 20 条 (1) 鉱物資源の開発・採掘に関する大陸棚に取り付けられた海洋構築物に対しては連邦法が適用される。その構築物の周りの safety zone についても連邦法が適用される。
- 第 21 条に、それぞれ領海および海洋構築物に関して適用される州法について規定する。

● 州と連邦の大陸棚開発に関する権限争い

戦後、海底資源開発の可能性および海洋法における国家の管轄海域の拡大が高まるに連れ、州間の資源開発に関する不平等な取り扱いや拡大した管轄海域に対する新たな権原について、州と連邦との間で争いが生じていた。特に、1981 年の「国家エネルギー計画」により、沖合資源に対する連邦の責任強化が示されたことにより、大西洋側の州との間で大陸棚開発に関する紛争が生じていた¹³。

以下は、州と連邦の大陸棚開発に関する権限についての主な判例である。

- Re: Ownership of Offshore Mineral Rights (British Columbia)¹⁴: 3 海里領海内における海底および付随する鉱物資源がブリティッシュ・コロンビア州と連邦政府のいずれに管轄があるかが争われた事件である。1967 年カナダの最高裁判所は全会一致で、領海および大陸棚の海底鉱物資源については、連邦政府に絶対的かつ排他的権限があると決定。領海そのものについては、同州が連邦へ加盟 (コンフェデレーション) した時に領海の権限について定めた立法があったかを歴史的に検討した後、そのような立法はなかったとした。また、1867 年の憲法法 (英領北アメリカ法) 第 91 条 1 項 (A) に基づき、連邦議会は公共財産である領海

に関する排他的な立法管轄権を有し、カナダ政府の平和、秩序、良い政府のためのその他の関連する権限も有するとした。国際法上も、領海の権利は国際法により生じ、主権国家の承認に基づくため、主権国家としての地位がある連邦政府が領海に対する管轄権を有するとした。従って、領海はブリティッシュ・コロンビア州の境界以遠であり、低潮線以遠となるとした。

- Re: Ownership of the bed of the Strait of Georgia and related areas¹⁵:ブリティッシュ・コロンビア州本土とバンクーバー島との間の水域(ジョージア海峡)の下の海底およびその海底資源についての帰属の問題が争われた。1984年に最高裁は、同海峡は、各種の境界条約や1866年法によるコンフェデレーションの前後とも、ブリティッシュ・コロンビア州の「領土」であり、同州に帰属するとし、従ってバンクーバー島以西の海域が連邦の海域と認定されるとした。但し、本判決は、政府が資源を開発利用する権利、いわゆる海底の所有権と、当該海域に対して立法管轄権を及ぼす権利とを区別し、本件では、所有権の問題であって、立法管轄権の範囲の問題または政治的・経済的考慮の問題を言っているのではないとする。

→所有権は州にあっても、連邦が航行や海洋環境、パイプラインなどに関する事項を規制する権利がある。
Constitutional heads of powerに基づく。

- Re: Seabed and subsoil of the continental shelf offshore Newfoundland¹⁶:領海以遠の大陸棚開発に関する州と連邦の権限が争われた。1982年、最高裁は、ニューファンドランド州および沿岸州は、コンフェデレーションへ参加する以前に大陸棚に対する権利を有していないため、大陸棚資源に対する立法管轄権を主張する根拠がないとする。大陸棚は国際法により認められた権利であり、域外的な主権の発動により認められるものであるため、連邦の権限であるとする。

なお、1985年にニューファンドランド州と連邦政府との間で、大西洋協定(Atlantic Accord)が締結され、大陸棚開発に関する州優先の政策(Newfoundland- First Policy)を実施することに合意した¹⁷。1986年には、ノバスコシア州との間に同様の協定を締結した。これら協定に基づき、Canada Nova Scotia Offshore Petroleum Board (NCSOPB)、Canada Newfoundland Offshore Petroleum Board が設立され、共同で開発が行われている。しかしながら、NCSOPBなどの委員会は、ミラー立法(Mirror Legislation)と呼ばれる二つのほぼ同じ内容の州法と連邦法により規律されているため、政策、規則などの変更が困難な状態にある。管轄権争いが反映されたままである。

カナダ国内法では、米国のように3海里までを沿岸州に管轄権を認めるというような、一定の距離や海域に基づいた連邦と州の管轄権の区分は行われていない。憲法上の一般的な区分では、漁業、航行、安全保障に関する事項が連邦の専属的な管轄権となり、また判例によって、低潮線以遠の領海と海底(大陸棚)に関する権限は連邦政府にあることが示されている。ただし、例外として、①陸と陸に挟まれた谷間(*inter fauces terrae*)と②連邦への参加の時に州の管轄にあった海域部分については、州に海底の所有権を認めている。このことから、海に対しては連邦の責任となるものが多いことがわかる。

4. 主な海洋法制と政策

(1) 基本法・基本政策：「海洋法」、「カナダの海洋戦略」、「海洋行動計画」

カナダの海洋法制および政策は、1997年に施行された「海洋法」を中心としている。「海洋法」は、基本法的な性格を有しており、それを中心として「カナダの海洋戦略」および「海洋行動計画」などの基本政策が策定されている。

● 「海洋法(Oceans Act)」(1996年 c. 31)

広大な海域に対する管轄権およびその責任ある管理を実現するために、また海洋空間・資源に対する行政および管理計画・政策を発展させるために、一貫した制定法の枠組みが必要とされ、海洋法が制定された。

立法の背景には、以下の3点がある¹⁸。

- ① UNCLOS 批准のための準備。特に、EEZ や大陸棚に関する管轄権の範囲を明確にすることが狙いである。
- ② 行政サービスの規模縮小政策。サービスの民営化、省庁の統廃合、使用料の導入など、漁業政策、運輸、環境保護などの政策転換期と重なる。
- ③ 漁業および運輸に関する多くの法改正作業との相互の問題の調整の必要性。

基本的に、カナダ政府は、海洋法制定以前に、「領海および漁業海域法」や「漁業法」などの個別法により一般的な海洋問題へは対応済みであった。また海洋法は、従来の個別法制や既得権を改廃し統合するものではないとされる。しかしながら、海洋法は、新たに海洋問題を統合的に捉えるための以下のような特徴があるといわれている¹⁹。

- ① 準備立法：UNCLOS に基づくカナダの利益を最大限得るため
- ② 統合立法：海洋問題を取り扱う多くの連邦法に対して統一的な共通政策の枠組みを提供するため
- ③ 組織法：海洋問題に対する主導的役割、または少なくとも調整的役割を漁業海洋省が果たすために、同大臣および省への権限集中化と強化

さらに、単一の法制の元に海洋に関する規則をおいたことにより、いわゆるアンブレラ法制としての役割(海洋管轄権の主張とその管理の枠組みを同時においた国内立法は少ない。)を担うとされる。

海洋法は、前文で理念をおき、①カナダの管轄海域、②海洋管理戦略、③漁業・海洋大臣の権限・義務および権能について規定している。以下その内容をみていく。

■ 海洋法の構成

Oceans Act (1996)		
前文		第 30 条 戦略の原則
		第 31 条 統合管理計画
第 1 条	略称 “Oceans Act”	第 32 条 統合管理計画の実施
第 2 条	解釈(定義)	第 33 条 協力および協定、協議
第 3 条	Her Majesty	第 34 条 後方支援
		第 35～38 条 海洋保護区
第一部 カナダの海域		第 39 条 執行官
第 4～12 条	領海および接続水域	
第 13～16 条	排他的経済水域	第三部 漁業・海洋大臣の権限、義務、および機能
第 17～21 条	大陸棚	第 40 条 一般
第 22 条	裁判管轄権	第 41 条 沿岸警備サービス
第 23～24 条	雑則	第 42～46 条 海洋科学
第 25～27 条	規則	第 47～51 条 利用料
		第 52 条 再評価
第二部 海洋管理戦略		
第 28 条	適用除外	第 53～108 条 改正、廃止、関連する改正
第 29 条	国家戦略の策定と実施	第 109 条 発効

● 理念(前文)

- ① 北極海、太平洋、大西洋をカナダ国民の共同遺産
- ② 海洋資源管理における世界のリーダーシップ
- ③ EEZ における主権的権利、管轄権、責任を確認
- ④ 海洋環境における生物多様性および生産性の維持にとって生態系アプローチに基づく保存が必要不可欠である
- ⑤ 海洋資源環境保護のための予防的アプローチの広範な適用
- ⑥ 海洋とその資源が経済発展および富の源であることの認識
→持続可能な開発概念
- ⑦ 海洋資源に対する統合管理の促進
- ⑧ 漁業・海洋大臣が、沿岸・海洋生態系の管理のための国家戦略を実施する(他の省庁、州、市民、先住民などと協力して)→連携

● 管轄海域の設定(第一部)

- 海洋法が海洋に関する既存の管轄海域に関する制定法を実質的に束ねる形となる。また、領海以外に、接続水域、排他的経済水域、大陸棚に対する管轄権を設定し²⁰、元と

なる基線を明確にする。

海域		内容
領海	基線から 12 海里	
接続水域	領海の外 12 海里	関税、衛生、不法入国などに関する措置に関する権限
排他的経済水域	基線から 200 海里	UNCLOS に基づき、資源に対する権利と環境への責任を明記。人工島、構造物など設置の権利。海洋科学調査を行う権利、環境を保護する権利。これらの権利に付随して、海水、海流、風力に関する潜在的なエネルギーに対する権利も明記している。この点は、UNCLOS 上明確ではない。
大陸棚	基線から 200 海里または大陸棚の外縁のいずれか広い方	鉱物資源・その他の非生物資源および生物資源（定住種のみ）の開発に関する権利と責任

－ 総督の権限

- ①（外務省の勧告に基づく）基線の基点、領海、EEZ、大陸棚の区分（他国との関係において）、EEZ・大陸棚の限界、漁業水域の設定
- ②（司法省の勧告に基づく）海洋構築物に関する規則、州法の適用の制限および州と連邦の関係に関するもの、海洋構築物等の周辺の安全水域に関する規則、大陸棚・排他的経済水域に関するもの

● 海洋管理戦略の策定（第二部）

- － 戦略の策定に関する責任（第 29 条）：漁業海洋大臣が、連邦機関、州・準州政府、先住民団体、沿岸共同体と協同して、河口・沿岸・海洋の生態系管理のための国家戦略を策定し実施するために主導的役割を果たす。

－ 戦略実施のための原則（第 30 条）

- ① 持続可能な開発
- ② 統合管理
- ③ 予防的アプローチ

→ 大臣は、さらに、統合管理計画を策定し実施するよう促進することを求められており、その計画は海洋保護区の国家システムを発展させることを含めなければならない。

－ 特別計画の策定：→海洋政策を実施するツール

- ① 統合沿岸域管理を含む管理計画（第 31～32 条）
（義務）

- － 漁業海洋大臣に法により定められた事項について政策と計画を策定し実施する義務
- － 沿岸および海域に関するすべての活動に関する政府の政策・計画の実施について、

他の大臣、委員会、省庁と調整する義務

(権限)

－諮問機関または管理機関の設立およびそのメンバーの任命(他の連邦省庁、州政府、利害関係者の見解等を考慮することもできる。)

－海洋環境品質ガイドライン、対象、基準の設定

その他

② 海洋環境品質ガイドライン・基準(第 32 条)

(統合管理計画実施のための措置)

③ 海洋保護区(第 35 条～)

－漁業海洋大臣に対して海洋保護区に関する国家システムの構築と実施を求める(第 31~32 条の統合管理計画の実施のための措置)。

－罰則について

＊海洋保護区に関する総督の規則制定権

(漁業海洋大臣の勧告に基づく)海洋保護区の指定、保護区における措置、緊急時における暫定保護区の設定

－その他:本法を実施するために、執行官を任命することができる(第 39 条以下、手続)。

● 漁業・海洋大臣の権限、義務および機能(第三部)

－ 漁業海洋大臣の権限²¹

① 他の省庁に権限が与えられていないカナダ政府の海洋に関する事項について権限を有する(第 40 条)。

② 沿岸警備隊およびそのサービスに関して以下の権限(第 41 条)

船舶の安全な航行(航行システムおよびサービス、海洋コミュニケーションおよび交通管理サービス、砕氷および氷の管理サービス、水路の管理に対する援助)

搜索救助活動

海洋汚染への対応

水路サービス

③ 海洋科学(第 42 条以下)

但し、外国船舶の海洋科学調査については、Coasting Trade Act に基づき外務省が権限を有する。

④ 使用料等の徴収(第 47 条以下)

● 海洋法に関する評価

海洋法制定時、特に海洋管理戦略の策定に関する第二部について、以下の批判が行われていた²²。

－ 持続可能な開発原則に対する限定的な約束:連邦の省庁が意思決定の際に、海洋における持続可能な開発原則に従う義務を課していない。国家戦略が海洋の持続可能な開発に

基づくようにという書き方になっている。統合管理や予防原則という、持続可能な開発に付随する原則を引き出しているものの、汚染防止、汚染者負担の原則、市民参加、世代間の公平、先住民の権利などの原則が含まれていない。アジェンダ 21 第 17 章などの概念が含まれていない。

- 海洋管理戦略の詳細および明確さの欠如：
 - ① 戦略の内容、期間、手続について大臣に裁量を認めている。海洋戦略が取りまななければならない優先事項に対しても触れていない。戦略の完成のための期限がない。戦略のレビュープロセスも含まれていない。委員会の設置などもない。
 - ② カナダのように、3 つの異なる性質をもつ海洋海域を持つのに、あまりにも単純すぎる。地域計画などについて含まれていないことから、どのようにそれぞれの海域を戦略の中に取り組んでいくか、ひとつの戦略では単純となる。
 - ③ 戦略についてはよいが、その上を行く海洋政策については規定がない。戦略は、海洋政策を実施するためのものに過ぎない。
- 限定的な統合管理計画：統合管理計画の策定実施についても大臣に裁量を多く残している。諮問機関、海洋環境品質ガイドライン・対象・基準などを策定できるが、裁量であって義務ではない。
- 統合管理計画を実施するための予算を保証していない。
- 海洋保護区の指定および管理についても一般的である。大臣が海洋保護区に関する国家システムの策定実施のためのリードおよび調整の機能を有する一方で、総督が、海域指定の要件や禁止事項について規則を制定する権限がある。また、競合している法律の問題については触れていない。海洋保護区については、自然環境遺産省の Park Canada が、1994 年に海洋保存区域政策の改定を発行し、国家公園法に基づいて海洋保護区の設定を行う予定であった。1995 年に海洋保全区域システム計画を公表し、カナダの 29 の海域に国家海洋保存区域を設定する目的を発展させていた。一方で、カナダ野生動物法改正（1994 年）により、ガバナーは漁業水域において海洋保護区を設定することが認められていた。カナダ自然環境遺産省法では、国立公園および国立海洋保存区域を自然環境遺産大臣が管理することになっている。しかし、海洋法では法律そのものの統合は行っていない。特に、環境保護に関する法律は、既存のままばらばらである。環境保護法（有害物質の管理と海洋投棄）、海運法と北極海法（船舶起因汚染のコントロール）、漁業法など。
- あらゆるレベルの政府、市民などの参加のメカニズムが保障されていない。

こうした批判は、2001 年に 10 月に公表された連邦議会の漁業・海洋に関する常任委員会 (Standing Committee on Fisheries and Oceans) の「海洋法に関する報告書 (Report on Oceans Act)」においても指摘された²³。同報告書は、海洋法は基本的に適当であり、大きな改正の必要性はないと判断したが、同法にある管理について十分漁業・海洋省が実施できていないとして懸念を表明した。特に、第 2 部にある海洋保護区や統合沿岸域管理に関する戦略が十分に実施されていないと判断した。また、あらゆる主体の参加についても、漁業者や漁業団体を協議に含むことや、関連するステークホルダーの見解を取り入れる必要性が勧告された。

こうした批判を受けて、2002 年に、「カナダの戦略」がようやく公表されるに至った。

● 「カナダの海洋戦略(Canada's Ocean Strategy)」(2002年; DFO)

「カナダの海洋戦略」は、現代における海洋ガバナンスのための新たな政策の方向性を提供するものである。海洋が持続可能な方法で利用されることを確保するために協働する枠組みを提供している。

海洋戦略は、「持続可能な開発」、「統合管理」、「予防的アプローチ」を基本原則とし、以下の4つの包括的な目的と達成のための行動を掲げている。

① 海洋環境を理解し保護する

「海洋の状態(State of Ocean)」報告システムの構築

海洋生態系に関する科学的知識の改善

海底での海洋汚染源に対処するための行動計画の枠組みの策定

海洋保護区の国家ネットワーク戦略の策定

② 持続可能な経済発展を支持する

海洋産業(漁業、養殖業、沖合石油・ガス開発、その他の鉱物資源開発、造船、海洋技術など)の管理およびガバナンスの改善と支援

新たな海洋産業の経済分析の実施

海洋産業技術ロードマップの策定

調整を改善し実効的な環境保護を確保する法的枠組みの検討

③ 国際リーダーシップ

海洋主権および安全の維持と強化

国境をこえる沿岸・海洋生態系の管理のために、隣接国と管理協力

海洋資源の持続可能な開発のために途上国の能力構築を支援

④ 現代的オーシャンガバナンス

3海域のすべてにおいて、統合管理計画イニシアティブを実施

CCFAのための連邦・州・準州の海洋管理作業計画を策定

海洋の持続可能な開発のために国民をスチュワードシップ活動に従事させる

カナダの海洋戦略に対しては、上記のような新たに取り組むべき行動について掲げられているが、その成果と責任については不明確であり、アカウンタビリティに関する枠組みとこれら行動に対する統一された報告制度が抜けていることが指摘されている²⁴。

● 「海洋行動計画(Oceans Action Plan)」(2005年、DFO)

海洋戦略が公表された後、2003年に政府は海洋戦略を実施するために2年間で28,400万ドルの予算を承認された。2005年5月に、漁業・海洋省は「海洋行動計画」を公表した。

計画では、以下の4つが柱となっている。

① 国際リーダーシップ、主権とセキュリティー

② 持続可能な開発のための統合海洋管理

③ 海洋の健康

④ 海洋、科学、技術

こうした柱に基づきカナダの海洋戦略を実施するために、2段階に分けている。現在、Phase I 実施段階である。

- ① Phase I : 海洋法およびカナダの海洋戦略における長期的目的を達成するために、様々なイニシアティブを開始(2年間)
- ② Phase II : 海洋管理の地理的範囲を拡大、活動の拡充、Phase I の教訓を生かす

■ 行動計画 第1段階: Action Plan Phase I Initiatives

① 国際リーダーシップ、主権とセキュリティ		
1. メイン湾: 米加協力	DFO, EC, FA, NR Can	
2. 北極海戦略計画	DFO, Indian & Northern Affairs, FA, TC, EC	
3. 国際漁業・海洋ガバナンス	DFO	
② 大規模海洋管理区域における統合管理		
4. 生態系科学に関する報告書	DFO	
5. 生態学的に敏感な海域の特定	DFO	
6. 優先海域における海底マッピング	NR Can, DFO-CHS	
7. エコシステムの対象	DFO	
8. エコシステム評価・分析	DFO, NR Can	
9. 特定地域協議	DFO	
10. 州、準州、先住民団体との協定	DFO	
11. 地域管理および諮問機関	DFO	
③ 海洋の健康		
12. 海洋法に基づく海洋保護区	DFO	
13. カナダ野生動物サービス保護区域	DOE	
14. 海洋保護区に関する国家戦略	DOE, DFO, PCA	
15. 海洋保護区に対する科学研究・助言	DFO, その他	
16. バラスト水および海洋汚染規則	TC	
17. 海洋起因の汚染防止監視	TC	
④ 海洋科学・技術		
18. 海洋科学ネットワーク		
19. プラセンシア湾技術デモンストレーションパイロット		

* DFO=海洋漁業省 (Department of Fisheries and Oceans)、EC=環境省 (Environment Canada)、FA=外務省 (Foreign Affairs Canada)、NR Can=天然資源省 (Natural Resource Canada)、TC=運輸省 (Transport Canada)、DFO-CHS=海洋漁業省・水路サービス、DOE=エネルギー省 (department of Energy)、PCA=(Parks Canada Agency)

* 海洋保護区の設定

Basin Head Marine Protected Area Regulations, Eastport Marine Protected Areas Regulations

Gilbert Bay Marine Protected Regulations

(2) 海洋関係法制の流れと個別法制

● 海洋関係の法律および政策策定の流れ

1970年	「領海および漁業水域法 (Territorial Sea and Fishing Zones Act)」 →領海 12 海里、歴史的湾としてハドソン湾を内水に。
1970年	「北極海汚染防止法 (Arctic Waters Pollution Control Act)」 →北極諸島周辺海域 100 海里の管轄権を主張
1971年	「船舶法 (Shipping Act)」改正 →カナダの全海域に対して汚染コントロール規定を適用
1976年	「領海および漁業水域法」に基づき「カナダの漁業水域に関する命令 (Fishing Zones of Canada Order (Zone 4 & 5))」→200 海里漁業水域を設定
1979年	漁業・海洋省 (DFO) 設立 (Government Organization Act 1979 に基づく)
1985年	「漁業海洋省法 (Department of Fisheries and Oceans Act)」
1985年	「漁業法 (Fisheries Act)」
1985年	「漁業開発法 (Fisheries Development Act)」
1985年	「沿岸漁業保護法 (Coastal Fisheries Protection Act)」
1985年	「石油・ガス操業法 (Canada Oil and Gas Operations Act)」
1985年	「航行水域保護法 (Navigable Waters Protection Act)」
1987年	「カナダの海洋政策: 海洋フロンティアの挑戦と機会のための戦略」 (Oceans Policy for Canada: a Strategy to Meet the Challenge and Opportunities on the Oceans Frontier) * 添付文書 the Policy and Operational Framework for Integrated Management of Estuarine, Coastal and Marine Environments in Canada
1990年	「カナダ法の沖合への適用に関する法 (Canadian Laws Offshore Application Act)」 →沖合い海域における連邦・州法の適用について規定
1994年	「我々の海から得られる機会 (Opportunities from our Oceans)」(Committee on Oceans and Coasts および National Advisory Board on Science and Technology)
1994年	沿岸漁業保護法改正 (Coastal Fisheries Protection Act Amendment) →200 海里を超える海域の漁業管轄権を主張
1995年	Bill C-98 として「カナダの海洋に関する法」を議会へ提出 (An Act Respecting the Oceans of Canada, 1 st Sess., 35 th Parl. 1994-95)
1996年	「海洋法 (Oceans Act)」を Bill C-26 として再提出 The Ocean Act (2 nd Sess., 35 th Parl. 1996) し、成立。 → 「領海および漁業水域法」廃止
1997年	「海洋法」施行
1999年	「海洋保護区に関する政策」(DFO) *海洋法第 35 条に基づく
1999年	「カナダ環境保護法 (CEPA)」 → 予防原則の導入
1999年	国連公海漁業実施協定批准
2001年	Oceans Task Group 設立 (Canadian Council of Fisheries and Aquaculture Ministers: 連邦、州、準州の関連省庁のもと) → 州と連邦の海洋問題を調整

2001 年	Minister's Advisory Council on Oceans (3 年間) → 海洋管理政策問題に対するアドバイスの提供、海洋管理に関する問題に一般公衆およびセクターの関心を引くことを促進する (9 人の個人により構成。様々な利益を代表するような構成)
2001 年	Oceans Management Research Network (Social Science and Humanities Research Council と DFO の協働) 設立
2002 年	「カナダの海洋戦略 (Canada's Ocean Strategy)」
2002 年	「絶滅危惧種法 (Species at Risk Act)」
2003 年	「カナダ環境評価法 (CEAA)」改正
2003 年	国連海洋法条約 (UNCLOS) 批准
2005 年	「海洋行動計画 (Oceans Action Plan)」公表 Phase I (2 年間) に対して、28,000,000 ドル (CAD) の予算が付く。 * 現在、Phase II の準備中

● カナダの海洋法制 (一覧)

Fisheries Act	Canadian Environmental Protection Act
Canada Marine Act	Canadian Laws Offshore Application Act
Canada Shipping Act	Carriage of Goods by Water Act
Coastal Fisheries Protection Act	Customs Act
Fisheries and Oceans Canada Act	Customs and Excise Offshore Application Act
Coasting Trade Act	Dominion Water Power Act
Fisheries Improvement Loans Act	Fisheries Development Act
Fisheries Prices Support Act	Fisheries Improvement Loans Act
Fishing and Recreational Harbours Act	Harbour Commissions Act
Canada Oil and Gas Operations Act	Marine Insurance Act
National Energy Board Act	Marine Transportation Security Act
Resources and Technical Surveys Act	Migratory Birds Convention Act
Canadian Environmental Assessment Act	Northwest Territories Waters Act
Navigable Waters Protection Act	Export and Import Permits Act
Department of Justice Law Index (consolidated, downloadable)	Canada Ports Corporation Act
Canada Wildlife Act	Canada Transportation Act
	Canadian Environmental Assessment Act

(3) 主な海洋関連条約の批准状況

カナダは、三方を異なる性質の海洋で囲まれ、管轄海域も広大であるにもかかわらず、国連海洋法条約の批准は 2003 年に行われた。カナダが、国連海洋法条約批准に時間がかかった背景には、以下の要因が働いていると言われている²⁵。

- ① 米国 (未批准) の動向
- ② ニューファンドランド州沖合 (200 海里以遠) における外国漁船の操業問題について、UNCLOS が何ら解決を提供しないとの立場: エスタイ号事件 (スペイン漁船)
- ③ UNCLOS 第 82 条 (200 海里を超える大陸棚の開発に関する支払い・拠出) に対する懸念

- ④ カナダが抱える海洋問題に対する UNCLOS の役割: 未解決の境界画定問題が、海洋法実施の妨げになっていないという認識、個別事案については IMO、FAO、CBD などの枠組みにおいて解決してきたとの認識
- ⑤ 紛争解決: 海洋問題については司法的解決を望まず(仲裁裁判、二国間協定締結の伝統)

海洋に関する主な条約の批准状況は以下の通りである。

- ・気候変動枠組み条約(1992年)
- ・生物多様性条約(1992年)
- ・公海漁業実施協定(1999年)
- ・MARPOL73/78、Annex I~III
- ・国連海洋法条約(実施協定を含む、2003年)

¹ 12海里領海は、1970年に領海および漁業水域法(Territorial Sea and Fishing Zones Act)に基づき設定されていたが、同法は、1996年海洋法(Oceans Act)により廃止された。

² Territorial Sea and Fishing Zones Actに基づき、1977年に漁業水域を設定。

³ Agreement between the Government of Canada and the Government of the French Republic on Their Mutual Fishing Relations 27 March 1972(1)

⁴ Agreement between the Government of the Kingdom of Denmark and the Government of Canada relating to the Delimitation of the Continental Shelf between Greenland and Canada (17 December 1973).

⁵ Special Agreement between the Government of Canada and the Government of the United States of America to Submit to a Chamber of the International Court of Justice the Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine Area (29 March 1979)

⁶ Natural Resource Canada, *at*

<http://atlas.nrcan.gc.ca/site/english/maps/reference/national/politicaldivisionsinteractive>

⁷ 商業漁業、石油・ガス、海上輸送、ツーリズム、マリコン、加工・サービス業、政府関連サービスを含む。CANADA'S OCEAN INDUSTRIES: CONTRIBUTION TO THE ECONOMY 1988-2000 35 (2003), *at* http://www.dfo-mpo.gc.ca/communic/statistics/oceans/economy/contribution/index_e.htm

⁸ Oceans Act (1996, c. 31).

⁹ Fisheries Act (R.S., 1985, c. F-14)

¹⁰ Fisheries and Oceans Canada: Departmental Performance Report for the Period ending March 31, 2005. 組織体制については、http://www.dfo-mpo.gc.ca/organisation_e.htm 参照。

¹¹ DFO (1997), The Role of the Federal Government in the Oceans Sector, Ottawa; DFO 統計 http://www.dfo-mpo.gc.ca/communic/statistics/oceans/economy/contribution/part037_e.htm

その他、約 23 の省庁が海洋関係のプロジェクトを有する。以下は、上記以外の省庁。

National Resources Canada (NRCan), Environment Canada (EC), the Department of Foreign Affairs and International Trade (DFAIT), Industry Canada, the Canadian International Development Agency (CIDA), and Public Works and Government Services (PWGSC). Still other departments that are involved peripherally in marine issues include Human Resource Development Canada (HRDC); Indian and Northern Affairs Canada; the National Research Council (NRC); Pilotage Authorities; and Revenue Canada (Customs).

¹² 以下の情報は、カナダ外交・国際通商省海洋環境法課 Vesna Guzina 氏に確認いただいた。

¹³ CANADIAN OCEANS POLICY: NATIONAL STRATEGIES AND THE NEW LAW OF THE SEA 51-52 (D. McRae & G. Munro eds. 1989).

¹⁴ [1967] S.C.R. 792.

¹⁵ 1 B.C.L.R. 97, *aff'd* [1984] 1 S.C.R. 388

¹⁶ [1984] 1 S.C.R. 86.

¹⁷ *Id.* at 54.

¹⁸ Legislating for Integrated Marine Management: Canada's Proposed Oceans Act of 1996, 1995 The Canadian Yearbook of International Law 305, 306.

¹⁹ *Id.*

²⁰ EEZと大陸棚への州法の適用については、海洋法では明確ではない。領海については海洋法第9条に規定があるが、大陸棚とEEZについては、明記がない。第20条において人工島の建築等については連邦法が適用される。第21条に州法が適用される可能性について明記してあるが、第20条のフィルターを通して間接的に適用されることになる。州法は、superjacent 海域へ突き出した大陸棚における活動と関連したものに対してのみ適用される。憲法上、海運、漁業、航行について連邦の管轄権があるため、あらたにEEZなどに対する連邦の管轄権を明記する必要がないと考えられている。

²¹ 沿岸警備、漁業、海洋科学、水路は特にDFOに権限が任されている。しかし、DFOは単独でこれらの機能を実施することはできない。

運輸とガス・石油の開発→他の省庁

沖合い法→Minister of Justice

領海法→外務・国際通商省(外国人による海洋科学調査についての許可を含む)

²² *Id.*

²³ 同報告書は、海洋法第52条に基づき作成されたものである。なお、本報告では、漁業・海洋省に対して、16の勧告が行われている。THE FOURTH REPORT OF THE STANDING COMMITTEE ON FISHERIES AND OCEANS, at

<http://www.parl.gc.ca/InfoComDoc/37/1/FOPO/Studies/Reports/fopo01-e.htm>

²⁴ Report of the Commissioner of the Environment and Sustainable Development to the House of Commons 2005 (Office of Auditor General Canada).

²⁵ Ted L. McDorman, *The United States and Ratification of (Accession to) the Law of the Sea Convention: A Note on the Canadian Perspective*, at THE INTERNATIONAL WORKSHOP ON THE UNITED STATES AND THE UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA (Dec. 02, 2005, Taiwan)

第3章 中国

1. 統治機構の概要

(1) 政体

- 人民民主共和制
- 実際は中国共産党の一党独裁。共産党の最高指導集団である政治局常務委員会が権力掌握
- 法律上、全国人民代表大会に権限集中。三権分立の相互抑制機構無し(民主集中制)

(2) 立法権限

- 立法機関として全国人民代表大会、行政機関として国務院、司法機関として最高人民法院
- 現行の立法システムは中央が統一的に指導し、ある程度の分権があり、各クラスの立法が共存し、さまざまな種類の立法が結合する立法権限の区分システムである。中国の立法には全国人民代表大会と常務委員会による立法、国務院と関連部門による立法、一般地方の立法、民族自治地方の立法、経済特区の立法および特別行政区の立法などが含まれる。

(チャイナネット <http://japanese.china.org.cn/japanese/80073.htm>)

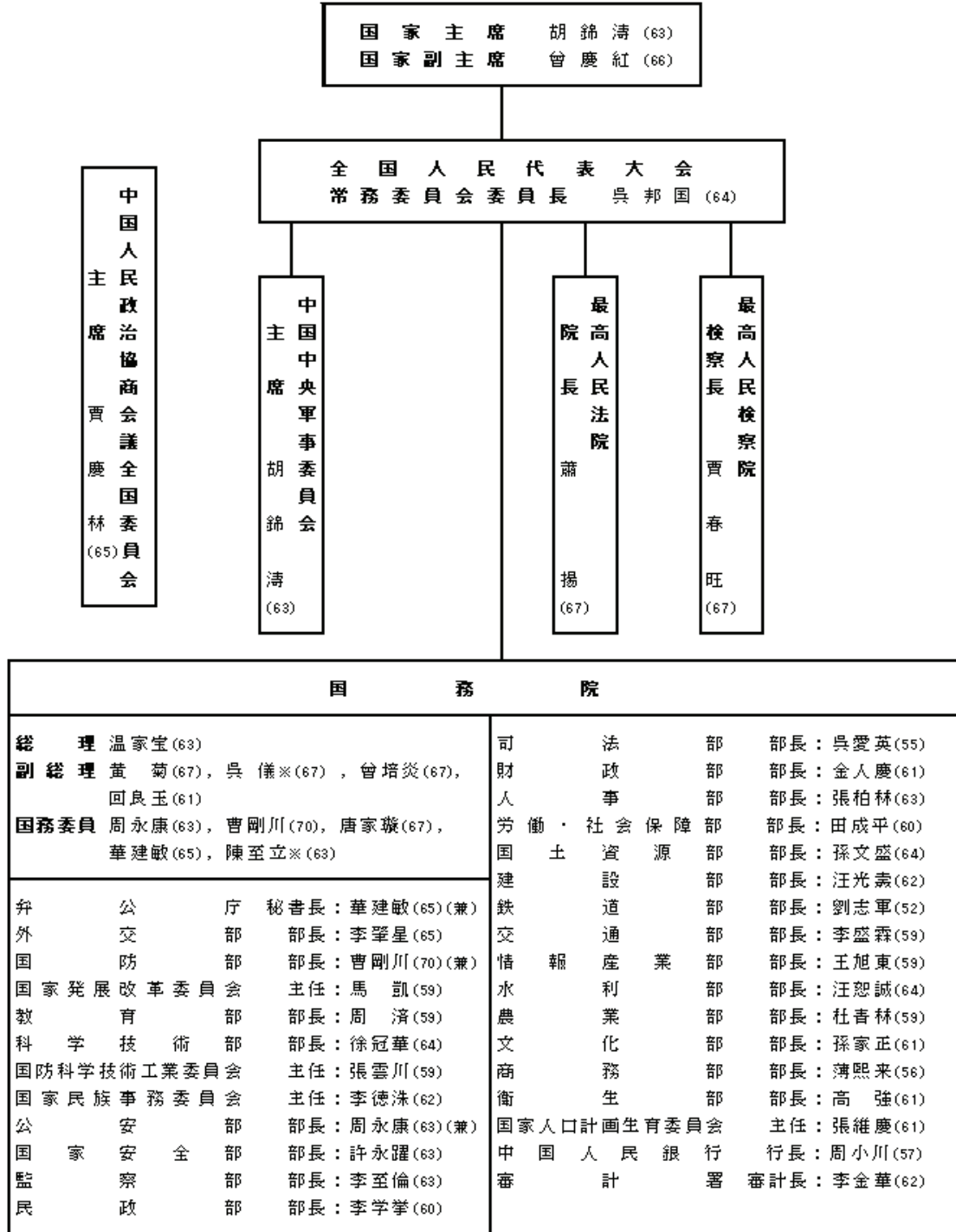
- 全国人民代表大会は立法権を行使する最高の国家権力機関で、日本の国会に相当する。現在 2003 年 3 月からの第 10 期目である。一院制。常設機関として全人代常務委員会がある(委員長: 呉邦国、2003 年 3 月 15 日より)。議席数 2977。議員は各省・自治区・直轄市・人民解放軍の代表からなる(任期 5 年)。与党は中国共産党(CCP)。中央委員会総書記は胡錦濤(2002 年 11 月 15 日より)。毎年1回大会を開催。

(中国情報局 <http://searchchina.ne.jp/guide/>)

(3) 中央・地方政府の機構図 など

- 23 省(台湾含む)、5 自治区(チベット・新疆ウイグル・寧夏回族・広西チワン族・内モンゴル)、4 直轄市(北京、上海、重慶、天津)、2 特別行政区(香港、澳門)からなる。
- 原則として省・県・郷の行政区画に分類、省と県の行政単位の間には地級行政単位(地級市、自治州、地区など)が存在する。

■ 中国国家機関組織



「※」印は女性

出所: 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/kokka.html>

(平成16年6月: 括弧内は2003年末現在の年齢)

2. 海洋に関する基本情報

(1) 海洋に関する基本数値

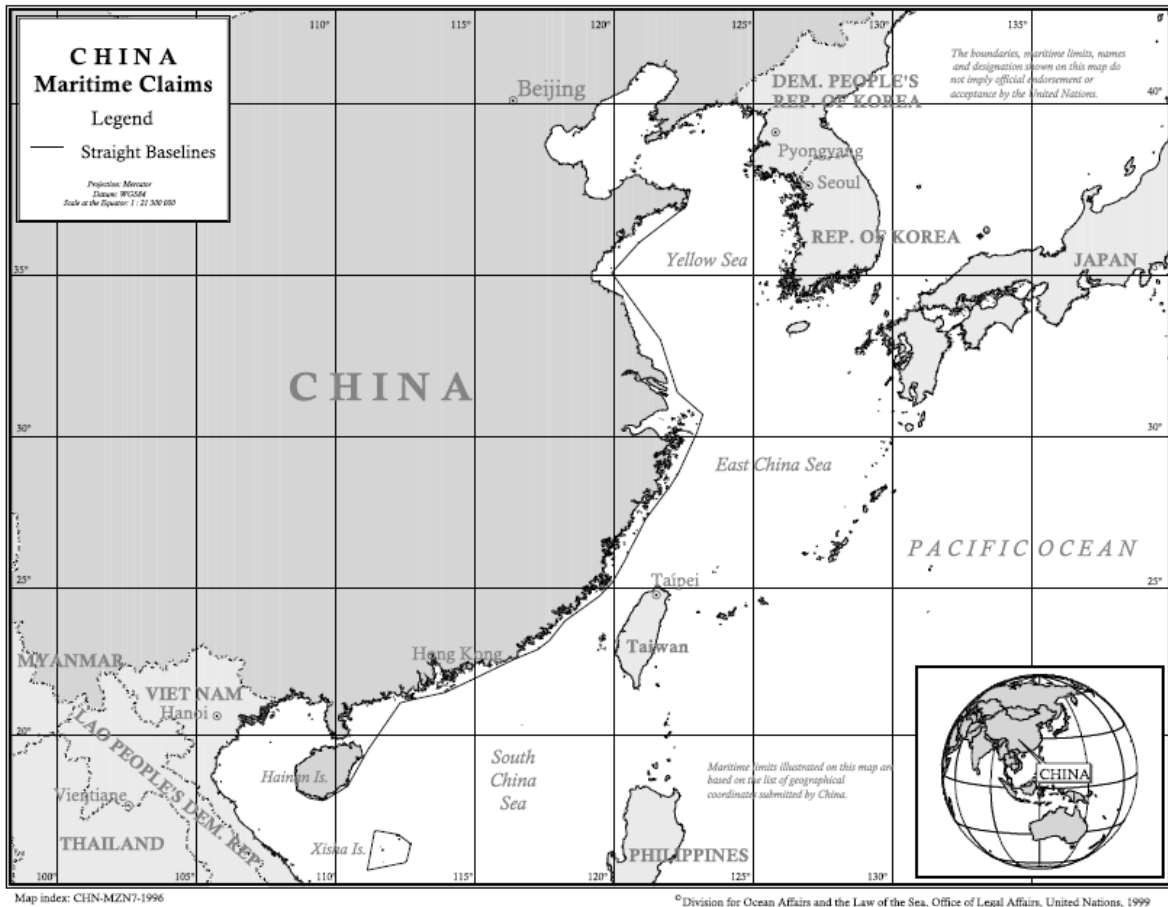
- 国土面積 960 万 km² (世界第 3 位。日本の約 26 倍)

- 中国の陸地の国境線の長さは2万2800キロで、東は北朝鮮、北はモンゴル国、北東はロシア、北西はカザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、西と南西はアフガニスタン、パキスタン、インド、ネパール、ブータン、南はミャンマー、ラオス、ベトナムとそれぞれ隣接している。
- 海岸線の長さ:約18,000km(「中国海洋アジェンダ」。CIA資料は14,500kmとする)
- 中国と海洋の境界を画定する必要がある国:北朝鮮、韓国、日本、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、インドネシア。うち5カ国と島の帰属問題あり。紛争海域の面積は150万km²
- 管轄海域の面積:領海38万km²、排他的経済水域300万km²
- 人口13億756万人(日本の約10倍)、GDP2兆2257億ドル(182,321億元)、一人当たりGDP1,700ドル(2005年)(中国国家統計局)
- 海洋産業の規模:1兆6987億元(GDPの4%)(国家海洋局『2005年全国海洋経済統計公報』)
- 05年の海洋経済の規模は過去最高の1.7兆元に迫り、増加額は7,202億元、国内総生産(GDP)の4%を占める。海洋産業における第一次、二次、三次産業の比率は17:31:52で、増加額は第1次産業で1,206億元、第2次産業で2,232億元、第三次産業で3,764億元。海洋交通運輸業も伸び2005年の上海港の貨物取扱量は4億tを上回り、貨物取扱量で世界一。大渤海経済区、長江デルタ経済区の主要海洋産業の生産総額はいずれも5,500億元を上回り、両者の合計は国全体の主要海洋産業の生産総額の2/3を上回る(チャイナネット2006年2月13日)。
- 小島嶼、無人島:500m²以上の島は6,500以上あり、有人島は433。南沙諸島には178の島があり、そのうち51が各国により占有、そのうち8に中国が進駐。
- 中国で内陸河川水運量の80%を占めるのが長江(揚子江)でミシシッピ川の1.6倍(4.6億t)。しかし09年完成予定の三峡ダムが長江流域、下流の東シナ海の環境に及ぼす影響が懸念される。

■ 三峡ダムの位置



(2) 海洋管轄権の範囲

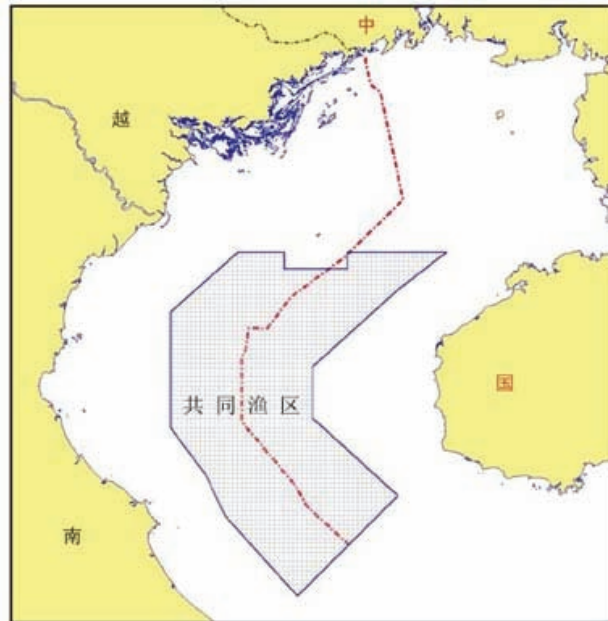


中国の領海基線 (国連 DOALOS 資料より) *中国は海上の管轄水域について、概念図であっても公表していない

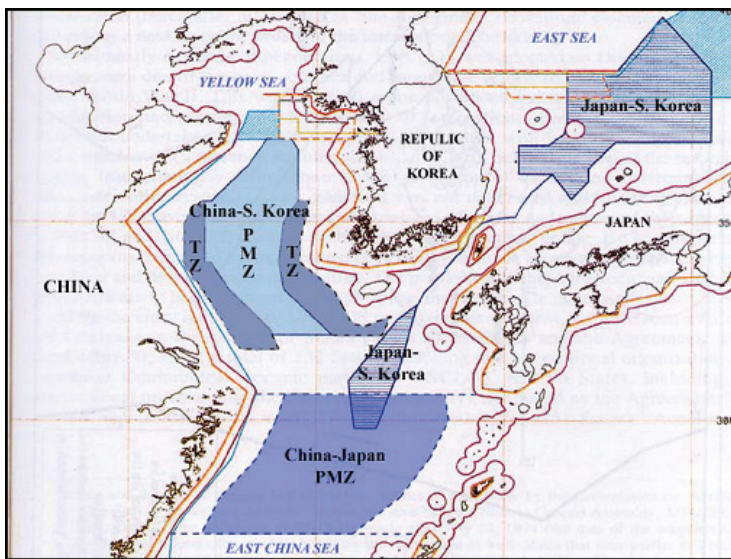
- 領海:12 海里。上図に示された直線基線の基点となる 78 点のうち 67 点は無人島。特に上海の沖合 70 海里にある無人の岩である東島(Dongdao)を基点とすることについて、韓国政府が抗議している。
- 接続水域:24 海里(92 年領海および接続水域法)。なお中国の接続水域では、国連海洋法条約第 33 条で認められている規制対象に加えて、安全保障(security)が上乘せされており、注意が必要である(同 13 条)。
- 排他的経済水域(EEZ):200 海里(98 年 EEZ および大陸棚法第 2 条)
- 大陸棚:陸地の自然延長で、その外縁まで。自然延長が 200 海里まで及ばない場合には 200 海里まで。境界が外国の主張と衝突する場合には国際法に基づきかつ衡平原則に従って合意により解決する(同 2 条)。今のところ中国は自然延長論に固執している。
- 渤海湾(湾口 55 海里)に閉鎖線を引き歴史的な内水を宣言している(日本政府などはこの主張に留保を付している)。
- 中国が隣国との間で正式に EEZ と大陸棚の境界画定を決着させた最初の事例となるのが北部湾(トンキン湾)であり、ベトナムとの間で「北部(トンキン)湾境界画定協定」を締結(00 年署名、04 年発効)した。交渉開始から決着まで 27 年かかっている。境界線の長さは 506km、画定された面積の割合は中国 47:ベトナム 53 で、海岸線の長さ、ト

ンキン湾に浮かぶ島(Bach Long Vi)などが主な考慮対象となった。

北部湾划界协定线及共同渔区示意图



■ 日韓との境界画定



Source: Xue, 2004

注) 日中暫定措置水域と日韓南部暫定水域は実際には重複しない。

★ 日本との関係
EEZも大陸棚も未画定
 1997年日中漁業協定は、暫定措置水域(左図のChina-Japan PMZ)を設定しただけ

★ 韓国との関係
EEZも大陸棚も未確定
 1997年中韓漁業協定も暫定水域(左図 China-S.Korea PMZ)を設定しただけだが、交渉では中国は自然延長論をひとまず置き、中韓ではほぼ同規模の海域を分け合う解決を行っている点で、生物資源との関係では自然延長アプローチ

3. 海洋に関する国内体制

(1) 海洋問題を担当する主要な省庁

「九つの龍が海を荒らす」と比喻されるほど海洋関連部署多い。以下は主要機関：

- **国家海洋局**：64年発足当時は国務院直属、現在は国土資源部所属。
海洋関連立法、政策策定、海域利用の管理審査、科学的調査監督、海監の法執行活動監督等。
－**海監総隊**：99年発足、海上巡視、法執行を行う機関。海域総隊3、省レベル総隊10、地(市)レベル支隊46、県レベル大隊142の4段階が存在する。
- **中国公安部**：1949年設立。公安部は、日本の警察、消防、入国管理局、海上保安庁等の機能を併せ持った巨大な組織。公安部の部局の1つの辺防管理局は、海上保安庁の警備業務とほぼ同等の業務を持っている。船艇・航空機数、職員数は不明(出所：海上保安庁レポート2006)。
- **中国交通部海事局**：1999年、港務監督局および船舶検査局を統合し、中国交通部直属の機関として設置される。海事局は水上(海上および河川等)における安全監督、船舶からの汚染防止、船舶等の検査、航行にかかる管理と行政についての法執行を行っており、国土交通省海事局および海上保安庁の警備業務以外の機能を併せ持った組織となっている。船艇数約1,300隻、職員数約3万人。(出所：海上保安庁レポート2006)

(2) 中央政府と省の権限配分

分野ごとに異なるが、基本的には「統一的指導、レベル別管理」で実施される。

(例) 漁業では国務院が漁業行政主管部門およびその所属の漁政監督管理機構が監督管理する海域並びに特定漁業資源漁場を定める以外は、海域に隣接する省、自治区、直轄市人民政府漁業行政主管部門が監督、管理を行う。

4. 主な海洋法政と政策

中国には海洋基本法と位置づけられ得る分野横断的な立法は無いが、様々な興味深い立法および海洋政策文書を策定してきている。以下はその主なもののリストである。

1982年8月23日	中国海洋環境保護法(1999年12月25日改訂、2000年4月1日施行)
1992年2月25日	中国の領海および接続水域法
1993年	「海洋技術政策」初の全面的マクロ的海洋産業技術政策
1995年5月	全国海洋開発計画
1996年5月15日	中国政府の中国領海基線に関する声明(資料 参照)
1996年5月	中国海洋アジェンダ21(*原題は「中国海洋21世紀议程」)
1996年5月15日	国連海洋法条約の批准に関する全人代常務委員会決定
1998年5月	中国海洋事業の発展(白書) (=国務院新聞弁公室が公布)
1998年6月26日	中国排他的経済水域および大陸棚法(=公布と同時に施行)

2001年	1982年中国の対外協力による海洋石油資源採決に関する条例の改正
2001年10月27日	海域使用管理法 (=2002年1月1日施行)
2002年12月	全国海洋機能区分
2003年5月9日	全国海洋経済発展計画綱要
2003年7月1日	無人島の保護と利用に関する管理規定
2004年1月1日	国家海洋局公布「投棄区管理暫定規定」施行
2004年3月1日	国土資源部公布「海底ケーブル・パイプライン保護規定」施行 国家海洋局による監督責任執行
2006年11月1日	国务院令「海洋大規模プロジェクト汚染と海洋環境損害防止の管理条例」施行 (出所: 中国国家海洋局 HP http://www.soa.gov.cn/law/index.html)

(1) 基本法

海洋基本法そのものは無いが、82年**海洋環境保護法**(99年に大改正)は海洋環境保護の監督管理部門と職責分担などを規定、92年には国連海洋法条約の批准に向けた準備立法として**領海および接続水域法**を制定、98年には200海里までの排他的経済水域を宣言し、大陸棚の限界が自然延長を基礎とすることを定めた排他的経済水域および大陸棚法を制定した。ちなみに日本が96年に制定した法律の名称も排他的経済水域および大陸棚法である。さらに01年**海域使用管理法**はその体制を明確化する基本的立法。同法に基づき02年に**全国海洋機能区分**を制定、実施にうつしている。以下は上記各立法の詳細である。

● 1982年8月23日 海洋環境保護法

全人代常務委は1982年8月23日に『中国海洋環境保護法』を採択、公布し、1983年3月1日よりこれを施行し、10年あまり実施されたが、立法の依拠、環境保護政策と制度、社会経済の発展、海洋環境状況等に大変大きな変化が生じた結果、1995年に改訂のための準備作業に着手し、約5年かけて調査、起草、修正が行われ1999年12月25日に当該法の改訂草案が採択され、2000年4月1日に施行された。当該法はもともと8章48条からなっていたが、改訂後は10章98条となり、2章50条が追加された。本法は中国の海洋環境保護の監督管理部門およびその職責分担について定め、海洋環境保護の管理制度について規定し、海洋生態保護、陸源汚染の防止、海岸工事建設プロジェクト・海洋工事建設プロジェクト・廃棄物投棄・船舶および関連作業活動がもたらす海洋環境汚染に対する管理措置を明確にし、同時に当該法に違反した場合の法的責任について規定している。

● 1992年2月25日 中国の領海および接続水域法

領海に関しては1958年の「領海に関する声明」しかなく、領海の基点などは公布されず(但し既に幅員12海里を宣言)範囲が不明確で、また領海を全面的に、有効に管理する法律がなかった。そこで1992年2月25日、第7期人民代表大会常務委員会第24回会議で新法が採択、同時に出された「中国の領海基線に関する声明」において直線基線を定める際の基点となる座標点が明示され、DOALOSに提出済み。領海外に12海里の接続水域も設定している。

● 1998年6月26日 中国排他的經濟水域および大陸棚法

全16条、公布日から施行。EEZが領海の幅を測る基線から200海里までであること、大陸棚が本国の陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでの海面下の区域の海底と底土であり、領海の幅を測る基線から大陸縁辺までの距離が200海里に満たない場合には、200海里まで伸ばすことを規定している。中国と海岸が隣り合った国、海岸が向かい合った国の間で、排他的經濟水域と大陸棚に関する主張が重なりあった場合、国際法を基礎とし、公平を原則として、協議して境界を定める、と定める(第2条3項)。基本的には海洋法条約に定めていることを確認する規定になっている。本法第15条には、中国政府が関連規定を制定できると定めているが、現在のところ具体的な法律を制定していない。なお、中国は「他国の誤解を避けるため」、関連の海域境界線を公布していないとされる。

● 2001年10月27日 海域使用管理法

中国国務院の海域使用許可制度と有償使用制度の構築に関する要求に基づき、中国国家海洋局と財政部は1993年『国家海域使用管理暫定規定』を公布した。8年間あまりの実施を経て、中国海域使用管理法は大きな成果をあげた。その実践の経験の総括を基礎として、第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議は2001年10月27日、『中華人民共和国海域使用管理方法』を採択し、公布した。『中華人民共和国海域使用管理方法』は8章54条からなり、2002年1月1日から施行された。

当該法は、中国海洋機能区分制度、海域権利制度、海域有償使用制度等を作り上げ、海域使用管理体制を明確にし、本法に違反した場合に負うべき法的責任等について規定している。この法律制定の目的は、海域使用管理を強化し、中国の海域のすべての権利と海域使用権者の合法的權益を守り、海域の合理的な開発と持続可能な利用を促進することである。

*補足「海域使用管理法」について

2007年1月10日「《海域使用管理法》実施5周年記念座談会講話」国家海洋局局长 孫志輝

(<http://www.soa.gov.cn/hysygl5/index.htm>)

第一段階(2002年～2006年)

《海域使用管理法》を実施して5年、各級海洋行政の主管部門は鄧小平理論と「3つの代表」思想でもって指導を行い、法律に則って行政、科学で海洋を管理し、《海域使用管理法》は全面的な実行を実行することになった。海洋開発利用秩序は根本的な改善を成し遂げ、国家海域所有権と海域使用権者の合法的權益は有効的に維持され、したがって沿海地区の経済社会的の持続可能な発展のために、有利な条件を創造している。

- 海洋法制概念増強に着目し、絶え間なく法律知識普及宣伝活動を繰り返す。

《海域使用管理法》公布後すぐに、国家海洋局は中央電視台、人民日報等新聞媒体を利用し、ニュースと詳しい報道のラジオ放送を採用し、フォーラム等を開催し、全方位で様々な視点からこの法律を宣伝する。

- 法行政によるレベル向上について着目し、絶え間なく法律を東ね標準体系を完全にしていく。

《海域使用管理法》実施以来、国務院は相次いで《省級海洋機能区画審査方法》等5つの規

範に合う公文書を批准公布した。国家海洋局も続けて《海洋使用権管理規定》等 18 の規範に合う公文書を制定交付し、財政部も《海域使用金徴収に関する管理の通知》《海域使用金減免管理規則》を制定した。それと同時に、沿岸 11 の省市の中で、すでに 5 つの省が地方の法規を実施し、3 省が政府規則を実施している。

- 海洋開発利用分布の合理化に着目し、絶え間なく海洋機能区画体系を健全化する。

2002 年 8 月、《全国海洋機能区画》が国務院を経て公布実施された後、沿海地方は相次いで省、市、県の 3 つの級の海洋機能区画の編成と、上部に書類を提出し許可を請う作業を続けている。目下、沿海はすでに 8 の省級の海洋機能区画が国務院の批准を獲得し、3 分の 2 以上の市、県の海洋機能区画もすでに編成完成し、部分的に批准実施されている。

- 海洋利用をする者の合法的権益を維持することに着目し、絶えず海域権属管理を推し進める。

目下、全国ですでに累計 39395 以上の海洋使用権が出されている。権利が確定している海域面積は 113 万ヘクタールに及ぶ。海域使用権制度は既に社会各界から広範な関心と立法機関（全人代）の高度の注目を集めている。

第二段階(2007 年～2011 年)

- 法律の尊厳の護衛に着目し、法律の執行・検査の度合いを絶え間なく強化する。

2003 年以来、国家海洋局に属する中国海監視総隊は更に「海盾」専門（特別）化法律執行行動を年々に構築・展開し、海・陸・空三方面に渡って全面的な監視・管理の実施を採択し、海域を使用した深刻な違法の事件を累計 191 件以上調査・処罰し、行政罰金は合計 1.3 億元である。

目下、党中央、全人大および国務院が極めて海洋関係の業務を重視している。昨年末に開かれた中央経済業務会議で胡錦濤総書記が「陸地の計画を練った同時に、海洋意識を強化して海洋の計画もし、体系と仕組みを完備させ、各項の基礎業務を強化し、政策と資金上から海洋経済発展を支えなければならない」と強調した。総書記の指導は、わが国の海洋事業の発展の方向を解明し、広い空間を開拓した。今後、我々は科学発展の観念を固く樹立・堅持し、真剣に胡錦濤総書記の海洋に関する業務の重要指示を貫くことを軸に、《海域使用管理法》等の各条法律・法規の実施を全面的に促進し、海洋開発の仕方を「資源消耗型」から「集約使用型」へ、海洋環境保護においては、「汚染予防・処置型」から「汚染総量規制および生態建設を両方平等に重視」へ、海洋経済発展においては、「数量増加型」から「品質効果・利益型」への変化の促進に努力を重ねる。

《海域使用管理法》の具体的実施のプロセス中において、我々は「全般的企画・科学的論証・重点保障」の方針に従って、海域使用管理制度が海洋産業構造の調整および経済成長方式の変化における積極的作用の模索と発揮に力を注ぐ。第一、集約的に海域を使用することを唱え、海洋機能区画の指導と制限の働きを発揮させ、次第に企画と管理を実行して業界別海域使用の指標の策定を研究する。第二、科学的に海域を使用することを実行し、厳密に海域使用の論証を行い、影響が広く及ぶ海域使用専門事件は社会的立会い制度まで実行する。第三、法律に基づいた海域の使用を堅持し、国家重大建設の専門（特別）化行動と軍事行動の海域使用を優先的に保障し、重点的に海の囲い・埋め立てと砂の採掘などの行動の監視や管理を強め、厳重に法律に反した海域の使用などの行動を調査・処罰する。

（仮訳）

● 2002年12月 全国海洋機能区分

2002年制定の全国海洋機能区分は、海域使用管理法、海洋環境保護法並びに国の関連の法律法規、方針、政策に依拠するものであり、海域の合理的な利用、海洋環境の保護、海洋経済の持続可能な発展を促進することを目的とする。適用範囲は中国の管轄海域であり、各海域の位置、天然資源、環境条件、開発利用の要求に基づき、海洋機能基準に照らして、海域を様々なタイプの機能区に区分する。その目的は、海域の利用管理や海洋の環境保護といった業務に科学的な依拠を提供することであり、国民経済と社会の発展のために海による保障を提供するためである。

全国海洋機能区分は5つの内容で構成される：中国の海域の開発利用と保護の現状分析、『区分』の指導思想・原則と目標、全国の海洋機能区、重点的領域の主な機能、『区分』実施の主な措置。

区分は2段階に分けて実施される。第1段階は制御段階：2001年から2005年までは海洋機能区分に対する管理に力を入れ、海洋機能区分に適合しない海洋利用項目を徐々に調整し、重点領域の開発利用が海洋機能区分に基本的に適合するようにし、岸に近い海域の環境の質の悪化を食い止める。第2段階は安定段階：2006年－2010年迄は海洋機能区分制度を厳しく実施し、海域の開発利用が海洋機能区分に適合するようにし、生態環境の質が改善され、海洋経済が安定して発展するようにする。

区分は中国の管轄海域を次の10種類の主な海洋機能区に分類しており、更に各種海洋機能区の開発保護の重点と管理面での要求を定めている：(1)港湾運輸区域；(2)漁業資源利用・養護区域；(3)鉱産資源利用区域；(4)観光区域；(5)海水資源利用区域；(6)海洋エネルギー利用区域；(7)工事用海区域；(8)海洋保護区域；(9)特殊利用区域；(10)保留区域。

さらに、重点領域として、近岸海域；群島海域；重要資源開発利用区域が含まれる。具体的には、渤海（わが国の内水で、大陸海岸線は遼東半島南端の老鉄山角から山東半島北部の蓬萊角まで）、黄海（海岸線は北の遼寧省の鴨緑江河口から南の江蘇省蘇啓東角まで）、東海（海岸線は北の江蘇省蘇啓東角から南の福建省詔安鉄炉港まで）、南海（海岸線は北の福建省鉄炉港から南の広西チワン族自治区の北侖河口まで）を指す。

上記のような区分を実施するため、主に次の5つの措置が定められた：(1)組織面での保障措置；(2)審査面での具体的要求；(3)監督面での検査メカニズム；(4)科学技術面での発展措置；(5)メディア面での教育作業。

● 2003年7月1日 無人島の保護と利用に関する管理規定

- **背景** 以前は無人島の所有権や、その利用と保護に関する法律・法規がなかったため、外国人を含む個人や企業による植物の乱伐、動物の乱獲、石材を切り出すための島での爆破、無人島をゴミ捨て場にするなど、無法状態が続いた。その結果、無人島およびその周辺海域の生態系や海洋環境が破壊されただけではなく、島嶼を爆破する行為は領海基点となる島嶼の地形を変え、領海と管轄海域の喪失につながる恐れも現実にはあった。また、領土権紛争が存在する無人島に対して、長期的に管理を行わなければ、実効的な管理措置の欠如と見なされ、領土帰属問題に不利な立場に置かれるのではないかと、という危惧も無人島の保護と利用に関する法律・法規の成立に拍車をかけた。
- **採択** 2003年3月に開催された第10期全国人民代表大会と中国人民政治協商会議第1次

会議の会期中に、会議代表から「海島法の制定に関する議案」、「海島の開発と建設に関する政策を制定する議案」、「海島の保護と利用管理法の制定に関する議案」などの提案が出され、海島の自然環境、資源、生態などを総合的に管理する法制度の必要性が訴えられた。これらを背景に、同年7月に「無人島の保護と利用に関する管理規定」が法的拘束力のある行政法規として制定し、施行されたのである。

- **法的性格** 「規定」は国家海洋局、民政部および軍の総参謀部により共同で発布されたので行政法規に止まったが、2004年5月から同年11月にかけて「中華人民共和国海島保護と利用法(案)」（「海島法」）が「規定」成立の勢いに乗じ2004年末に完成される運びとなった(但し2005年末現在未完成)。
- **海島法との関係** 上述の「規定」と審議中の「海島法」とはどのような関係にあるか？これについて、国家海洋局の王曙光局長は2003年7月に「規定」が施行される際に、次のように説明している：「無人島の保護と利用に関する管理規定」が成立したが、当面の目的は国の海島に関する立法作業を促進することである。具体的な管理方法については、より細分化する必要があるので、国の同意が得られる前に、各地方は如何なる実質的な管理方法の実施も行っていない。このように、「規定」制定の主な目的は、国家法である「海島法」の立法作業を促進することであり、「海島法」が成立するまで、一応「規定」で無人島の所有権や、その保護と利用の管理に関する法的空白を埋めることができたので、ある意味で、「規定」は「海島法」が成立する前にとられた応急措置であると言えよう。
- **内容** 無人島とは「わが国管轄海域内に住民登録ができないとする島嶼、岩および低潮高地などを指す」（第34条）。「規定」の趣旨は無人島管理の強化、生態環境の保護、国家海洋権益と国防安全の維持、無人島の合理的利用の促進である(第1条)。「規定」の適用範囲は領土紛争のある無人島における保護と利用活動も当然「規定」の適用対象となる。なお個人や民間団体による無人島への上陸が「無人島の保護と利用活動」に当たるか否かにつき言及がない。無人島の所有権とその利用について、国が無人島を所有すると定めた上、国が無人島の機能を区分・分類した上、保護、利用計画を進める。団体、個人が無人島を利用する場合には、申請および認可が必要となる。利用期限は最長50年以下である。外国資本による無人島の開発、利用は国务院の許可が必要である。無人島利用にあたって、島およびその周辺海域の生態環境、自然景観に損害を与える行為を厳しく制限されている。「規定」は領海基線の基点となる無人島およびその周辺海域に対して、採石、砂利の採取、爆破、射撃など破壊的な活動を禁止し、厳格な保護制度を定めている。無人島の有人化についても規制し「無人島は住民票登録および企業登録の所在地としてはならない。無人島を有人島に転ずる必要が確かにある場合に、規定に従い申請手続きをした上、国家海洋局、民政部および軍の参謀部に届けなければならない。

(2) 基本政策

主要な海洋関係の政策文書には次のものがある

● 1993年「海洋技術政策」

1989年－1992年に国家科技委員会と国家計画委員会が主宰、国家海洋局が組織した作業が中国科学技術白書第9号(1993年11月)として発表された。『海洋技術政策』は中国が制定した、同国では初めて、全面的でマクロな海洋産業技術政策が示されている。9つの項目と60の要点が

含まれる。その制定と実施は中国の海洋科学技術の発展に重大な影響を与え、海洋科学技術レベルの向上を推進し、中国の海洋事業の急速な発展を促進した。

- **1995年5月「全国海洋開発計画」**

『国民経済と社会の発展十年計画と第8次5カ年計画の綱要』ならびに『全国国土全体計画綱要』の要求に基づき、国家計画委員会、国家科学委員会、国家海洋局が作成。文字通り開発計画を示すもので、海陸一体化開発、海洋開発の総合的効果の向上、科学技術による海の振興、開発と保護の調和の取れた発展などの原則を掲げ、2000年までに海洋総生産高の年間成長率を11%から13%に保つこと、海洋の第1次産業、第2次産業、第3次産業の割合を1990年の5:1:4から2000年には3:2:5に、2020年には2:3:5に段階的に調整すること、海域開発区域として、海岸帯・海浜開発区域、海島開発区域、近海開発区域、大洋開発・極地視察区域の4つに区分、また環渤海区、長江河口-杭州湾区、福建省東南沿海区、珠江河口区、北部湾(トンキン湾)区の5区が重点的開発区に指定。このほか閩門江、南沙諸島およびその近隣の海域、連雲港区が特殊開発区に指定された。

- **1996年5月 中国海洋アジェンダ 21 (原文は「中国海洋 21世紀议程」)**

中国政府は1992年UNCEDの精神に基づき『中国アジェンダ 21—中国の21世紀の人口、環境と開発白書』(『中国アジェンダ 21』)を制定した。海洋の分野でこれを具体化するのが、国家海洋局が1996年5月に制定した『中国海洋アジェンダ 21』である。海洋の持続可能な発展の基本的戦略、戦略目標、基本的対策、そして主要な行動領域を明らかにする政策文書。

全11章からなり、各章には序言と方案領域が記述され、序言部分は各章の中心的内容、現状と問題点、展望等が述べられ、方案領域部分はさらに3つの部分で構成され、第1は諸行動の国際的・国内的な法的根拠、解決すべき問題などが説明される。第2は目標であり、主に、当該領域で採用する各種行動により達成すべき目標、目的が説明されている。第3は行動であり、目標達成のために採るべき各種措置と行動について説明される。各章のタイトルは以下の通り:①戦略と対策;②海洋産業の持続可能な開発;③海洋と沿海地区の持続可能な開発;④島の持続可能な開発;⑤海洋生物資源の保護と持続可能な利用;⑥科学技術による海洋の持続可能な開発の促進;⑦沿海区、管轄海域の総合的管理;⑧海洋の環境保護;⑨海洋の防災、災害抑制;⑩国際的海洋事務(国際的な側面について);⑪一般の人々の参画である。

- **1998年5月 中国海洋事業の発展(白書)**

国際海洋年(1998年)に国務院新聞弁公室が公布した『中国海洋事業発展』という白書は、中国の海洋事業における成果ならびに発展の過程で遵守すべき基本的政策と原則について全面的、体系的に説明するもので、中国ではじめて発表された海洋事業の成果と政策に関する報告書である。本書は序言;海洋の持続可能な発展戦略;海洋資源の合理的開発利用;海洋環境の保護と保全;海洋科学技術と教育の発展;海洋の総合的管理の実施;海洋事物の国際的協力から構成される。具体的政策として、主に(1)海洋の開発と整備を統一的に計画する;(2)海洋資源を合理的に利用して、海洋産業の調和のとれた発展を促進する;(3)海洋資源の開発と海洋環境の保護を同時に計画し、同時に実施する;(4)海洋の科学技術研究と開発に力を入れる;(5)海洋の総合的管理制度を構築する;(6)海洋分野の国際協力に積極的に参与する、ということが挙

げられている。注目すべきは、上記(3)の中で、次のような記述がある：海洋開発と海洋環境保護をバランスよく発展させる計画を定め、「予防を中心とし、予防と事後対策を結びつけ、汚染を起こしたものが対策を採る」との原則に照らして、海洋環境の観測、監視、法執行管理に力を入れ、②陸源汚染の管理に重点的に力を入れ、汚染物の総量規制制度を実施して、海洋環境の退化を防止する。

＊ なお、中国は『全国海洋環境保護「第9次5カ年計画」(1996年－2000年)計画と2010年の長期計画』を制定し「予防を主とする、防止と事後対策を結び合わせる、汚染を起こしたものが対策を採る」との環境管理の三大政策に力を入れ、海洋生物資源の保護と海上の汚染防止を確実に行うと同時に、陸源汚染を海洋の環境保護の重点としてきた、と述べている。

● 2003年5月9日 全国海洋経済発展計画綱要

2003年5月9日に国務院は国家発展・改革委員会、国土資源部、国家海洋局が組織、制定した『全国海洋経済発展計画綱要』を採択し、各地に対して実情に照らして真剣にこれを徹底するよう求めた。

『計画綱要』は中国政府が海洋経済の総合的な発展のために初めての制定したマクロの役割を持つ指導的文書(計画の期限は2010年)。かなり広範に中国の現状と課題を知ることができる。「綱要」は次の6つの側面が含まれる：(1)中国海洋経済の発展の現状と主な問題、(2)海洋経済発展の原則と目標、(3)主な海洋産業が実現する目標、(4)海洋経済区域の配置、(5)海洋の生態環境と資源の保護、(6)海洋経済発展の主な措置。

『計画綱要』が制定、公布、実施されて以来、各レベルの政府はこの規則の目標に向かって邁進し、一定の成果をあげてきた。それは主に次のような点等に現れている。海域環境の汚染がある程度抑制され、海域利用の立件・審査・監督制度が基本的に整い、海洋資源探査の手段・設備がある程度向上し、海上の法執行設備・人材がある程度強化され、国際的な海底区域の資源探査に力が入られ、海洋の境界画定をめぐる争いに基本的な成果が現れ、海洋災害の予報・管理制度が基本的に成立した。しかし、『計画綱要』が提示した目標と要求を実現するためには『計画綱要』で推奨された主な措置を引き続き実行し、海洋資源を合理的に利用・開発・海域を管理し、国の海洋権益を守っていく必要がある。

2003年『綱要』に掲げられる海洋経済発展のための指導原則

- ① **速度と効果を統一する原則**：発展の速度と効果を統一し、海洋経済の全体的な発展レベルを引き上げることである。
- ② **発展と保護をともに考慮・重視する原則**：経済の発展と資源、環境の保護をともに重視し海洋経済の持続可能な発展を保障する。
- ③ **科学技術を利用した経済発展の原則**：「科学技術による海の振興」を堅持し、科学技術の進歩により海洋経済の発展を導くよう、科学技術の役割を強化する。
- ④ **長所を生かして構造を調整する原則**：前進、後退させる側面を明確にし、海洋経済の構造を調整する。海洋資源の総合的開発利用を進め、主要な海洋産業の配置を調整する。
- ⑤ **基幹産業の発展に力を入れる原則**：重点を際立たせて、漁業、海洋交通運輸業、海洋石油

天然ガス業、海浜観光業、沿海造船業等の基幹産業を拡大、向上させるべきである。

⑥ **国防安全の保障の原則**: 海洋の経済発展は国防面の実力増強、海洋権益の維持保護、海洋環境の改善とマッチさせ、海洋経済の発展と国防建設が相互に促しあい調和をとって発展させる。

(3) 主な海洋関連条約の批准状況

● 一般的な条約

国連海洋法条約、第 11 部実施協定(96 年批准)、公海漁業実施協定(未批准)

生物多様性条約(93 年加盟)、カルタヘナ議定書(05 年加盟)

京都議定書 05 年発効

MARPOL73/78 は Annex IV 以外の全てに加盟

● 境界を接する国と締結している境界画定条約のうち、主なもの

北部湾(トンキン湾) (with ベトナム)

2000 年北部(トンキン)湾境界画定協定(00 年署名、04 年発効)

なお、発効まで時間がかかった理由は、北部湾における漁業の問題であった。

上記画定協定と同時に採択された漁業協力協定の議定書が 2004 年 4 月 29 日に採択されたことで画定協定が発効した。

* 本稿の 2~4 章については、主に『平成 17 年度中国の海洋政策と法制に関する研究(海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究—各国の海洋政策の調査研究報告書)』(平成 18 年 3 月、海洋政策研究財団)を参照した。

第4章 韓国

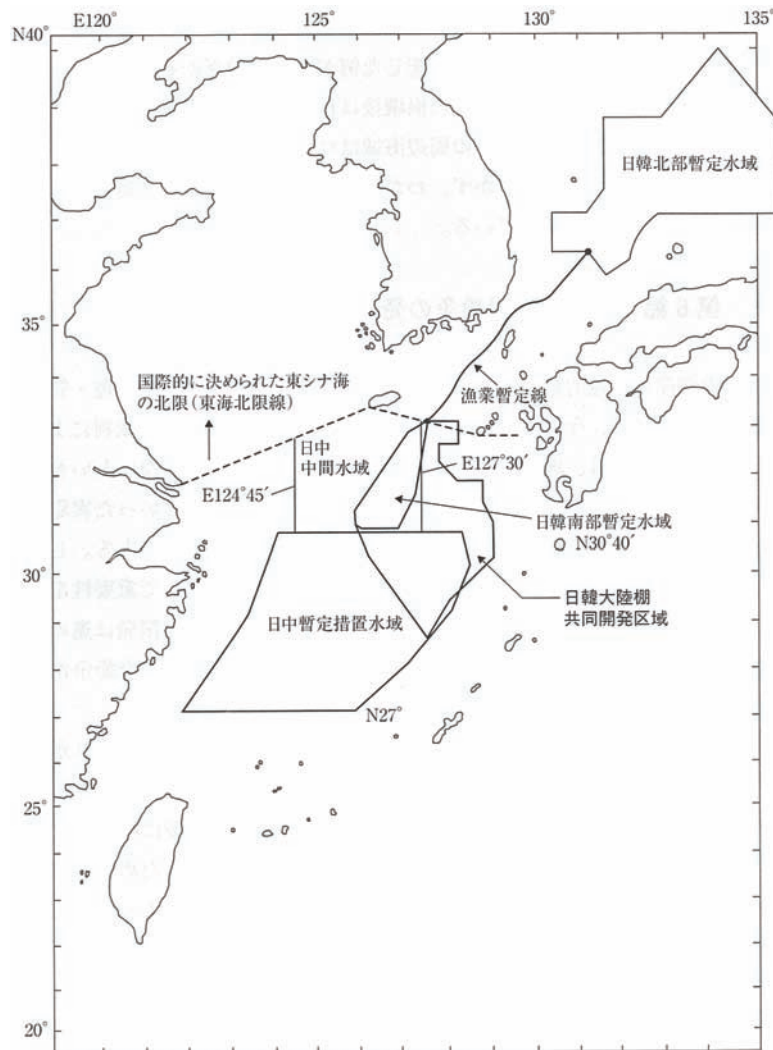
1. 政治体制

- 議会制民主主義(一院制)
- 民主共和制
- 地方自治制度:9道1特別市6広域市(1949年地方自治法)
*第6共和国憲法下で地方分権化が積極的に推進されている。

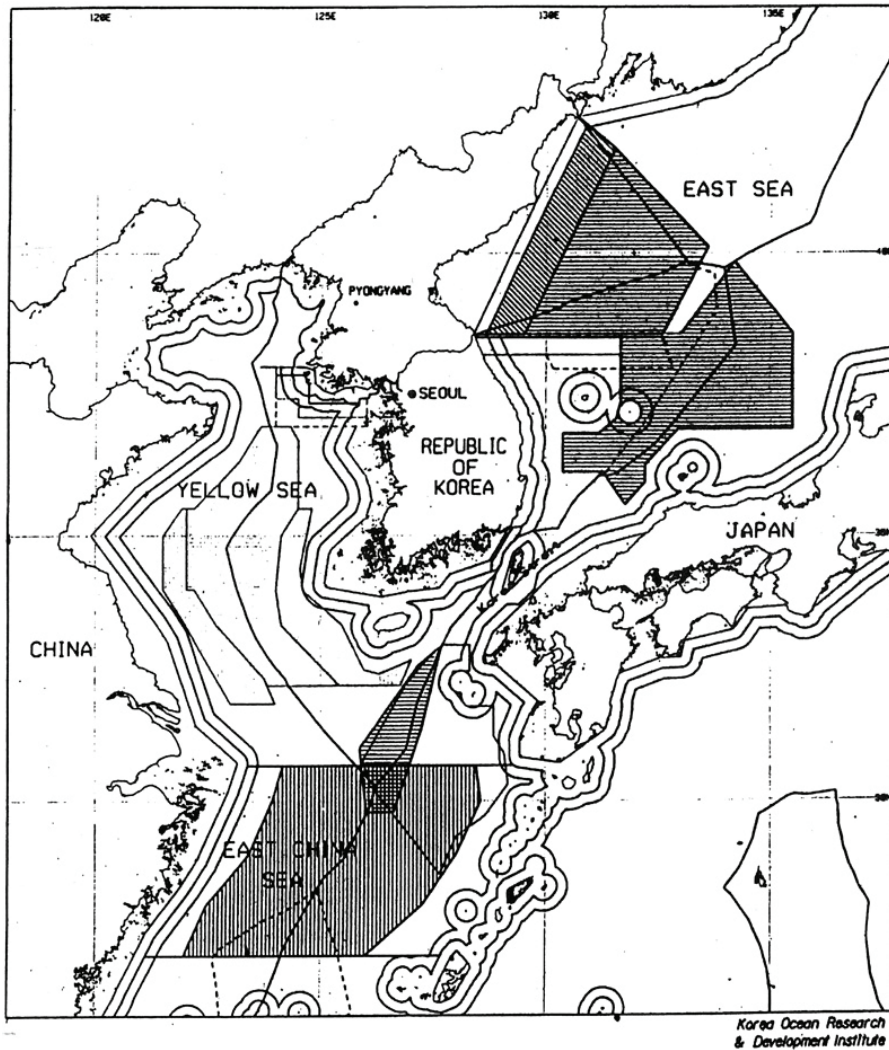
2. 海洋に関する基本情報

(1) 管轄海域の範囲

- 領海:12海里(1995年領海・接続水域法)
- 接続水域:24海里(同上)
- 排他的経済水域:200海里(1996年排他的経済水域法)
- 大陸棚:法令上の規定なし
- 境界画定



出典:島田征夫・林司宣編、海洋法テキストブック



出典:わが国 200 海里水域の海洋管理ネットワーク構築に関する研究報告書, 海洋産業研究会, 平成 14 年 3 月
(ただし、原資料は韓国研究者の提供。日本海の表記、境界線等は原資料のまま)

- 対象国: 日本、ロシア、北朝鮮、中国
- 境界画定済み海域
 - 1974 年 日韓大陸棚協定による一部大陸棚境界の画定
 - 北部協定(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定)
 - 南部協定(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定)

境界画定を棚上げし、石油および天然ガス資源の共同開発に関する協定を締結した。

同協定では 50 年の効力期間を設けた。なお、協定締結の契機は、韓国が日韓中間線を超えて南側の東シナ海の大陸棚および沖縄舟状海盆の一部に鉱区を設定したため。

* 1999 年 新日韓漁業協定(漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定)

1996 年の国連海洋法条約の発効により排他的経済水域制度が両国において導入された

ことを受け、1965年の日韓漁業協定(日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定)に代わる新しい協定として締結された。北部水域には、竹島周辺水域を含む暫定水域²(日韓北部暫定水域)を設定し、南部水域には、1974年の日韓大陸棚共同開発区域とは別に暫定水域(日韓南部暫定水域)を設定した。

- 中国との漁業協定(暫定措置水域、過渡水域の設定など)

* 関連事項

－1952年 李承晩による隣接海域に対する主権宣言(李承晩ライン)

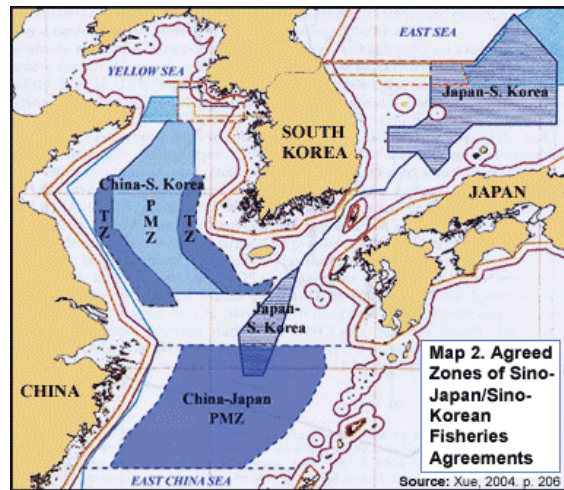
● 係争海域

ロシア、北朝鮮、日本、中国との境界線

* 中国との間では、漁業のための暫定水域(Provisional Waters)と過渡水域(Waters in Transitional Arrangements)を定めた漁業協定(2001)あり(右図参照)。

(2) 海洋に関する基本数値

- 海岸線延長: 約 17,200 km
- 管轄海域面積: 約 449,000 km²
- 海洋関連産業の規模: 330 億ドル(OK21, 2005.9)



出典: <http://www.atimes.com/atimes/China/GH19Ad02.html>

3. 海洋に関する国内体制

(1) 海洋に関する行政組織

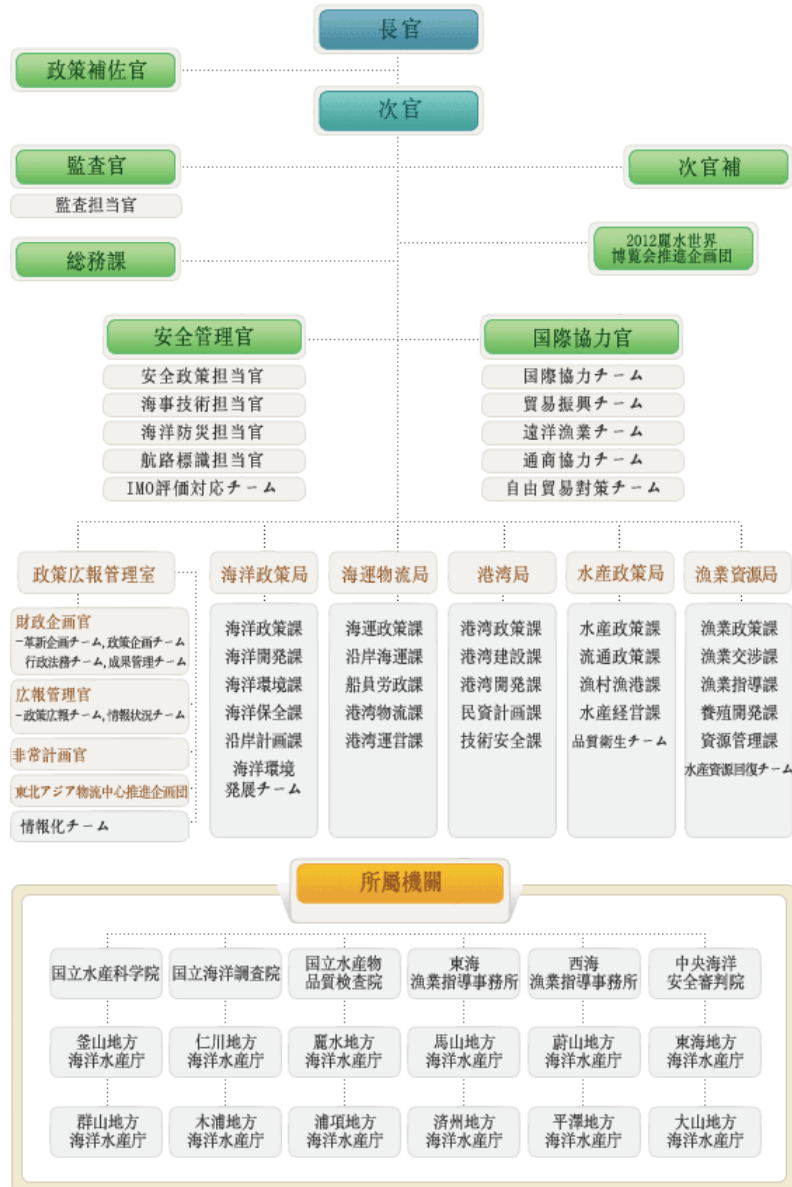
- 主要官庁: 海洋水産部(MOMAF: Ministry of Maritime Affairs and Fisheries)

1996年、建設交通部港湾庁と農林水産部水産庁を中心として、13の海洋関連官庁が統合されて設立された機関。造船、海洋石油ガス開発(産業資源部)、気象予報(気象庁)を除いた海洋関連施策を所管している。また、海洋警察庁(Korea Coast Guard)が行政自治部(旧内務部)から独立して海洋水産部の外庁となった。海洋水産部の組織図を次頁に示す。

(2) 地方公共団体の権限

韓国における地方自治制度は、第二次世界大戦後の1949年に制定された地方自治法から始まったが、1961年の軍事クーデターによる混乱などを経て、1991年以降、中央政府から地方自治体への権限の委譲が進められてきた。1998年に「中央行政権限の地方委譲推進等に関する法律」が制定され、海洋水産部関連では漁港施設の使用許可、公有水面埋立免許、公有水面の管理事務等、7法令119事務の委譲が確定した。³

○ 海洋水産部 組織図



4. 主な海洋法制と政策

(1) 基本法および基本政策

- 基本法: 海洋水産発展基本法 (Marine and Fisheries Development Basic Act, 2002)

- 海洋水産発展基本法 (以下、MFDBA) の特徴

1987年の海洋開発基本法 (Marine Development Basic Act、以下 MDBA) の改正法で、4章35条からなる基本法。後述の基本政策である Ocean Korea 21 の根拠法として整備された。

- 目的

①海洋および海洋資源の効率的な管理・保全および開発・利用、②海洋産業の育成、のための政府の基本政策を定め、国家経済の発展と国民の福祉の向上を図ることを目的としている。

- 基本理念

海洋が、「資源の宝庫」であり、「生活の拠り所」であり、「物流の通路として国家経済と国民生活に大きな影響を及ぼしていること」を認識して、

海洋産業の知識化・情報化・高付加価値化のための環境を造成すること

海洋資源の環境親和的で持続可能な開発・利用を追求すること

によって将来世代に伝える豊かで生命力溢れる海洋を形成する。

- 定義

本法律では、海洋、海洋資源、海洋産業をそれぞれ以下のように定義している。

- 海洋：韓国の内水・領海・排他的経済水域・大陸棚等の主権、主権的権利または管轄権の及ぶ海域、ならびに、憲法により締結・公布された条約または一般的に承認された国際法規により、韓国または国民が開発・利用・保全に参加可能な海域
- 海洋資源：開発・利用が可能な「海洋生物資源」、「海洋鉱物資源」、「海洋エネルギー」、「海洋観光資源」、「海洋空間資源」等国家経済および国民生活に有用な資源
- 海洋産業：「海運」、「港湾」、「水産」、「海洋科学技術開発」、「海洋環境」、「海洋観光」、「海洋情報関連産業」、「その他海洋および海洋資源の管理・保全と開発・利用に関連する産業」

- 立法に関する規定

海洋水産に関する他の法律を制定または改正する場合は、本法律の目的と基本理念にあわせなければならないこととなっている。

- 基本計画と組織に関する規定

国の中長期的な海洋政策の目標を定める「海洋水産発展基本計画」を策定することを規定している。同基本計画で定める事項は以下のとおり。

- ① 海洋開発等に関する政府の基本構想および推進目標
- ② 海洋管理および保全等に関する事項
- ③ 海洋資源の合理的な開発および利用等に関する事項
- ④ 海洋産業の育成に関する事項
- ⑤ 海洋水産の発展基盤および環境保全の推進に関する事項
- ⑥ その他海洋開発等の総合的・計画的推進に関する事項

* 後述の Ocean Korea 21 が基本計画にあたる。

同基本計画は、本法律に基づき設置される「海洋水産発展基本委員会」(国務総理所属)と「国務会議」の審議を経て策定される。

海洋水産発展基本委員会の委員長は、国務総理が務める。

● 海洋政策に関わる施策の規定

本法律では、海洋政策に関わる施策として下表に示す事項が規定されている。

■ 海洋水産発展基本法における基本的施策の規定

海洋開発等 (第3章)	海洋の管理および保全 (第1節)	海洋の管理 海洋環境の保全 海洋生態系の保全 海洋安全管理
	海洋資源の開発および利用等 (第2節)	海洋資源の開発等 海洋科学調査および技術開発 海洋空間の利用 海洋開発前進基地の開拓 海洋科学基地の設置および研究 国際協力の推進 南北間海洋水産協力
	海洋産業の育成 (第3節)	海運港湾産業の競争力強化等 港湾施設等の拡充 水産業の育成等 水産技術開発促進 漁村定住環境の改善 海洋観光の振興 新技術に対する支援等
海洋水産発展基盤 および環境造成 (第4章)	研究機関の設置・育成等 海洋水産の専門的人材の養成等 海洋開発等のための情報化促進 研究・開発事業支援等 海洋文化の維持発展等 財政等の支援	

－ 海洋の管理および保全(第3章第1節第12条～第15条)

政府に対して海洋環境と海洋資源の保全、海洋の持続可能な開発、海洋資源の総合的・体系的な管理・保全を義務付けている。また、「海洋安全管理」として、海難防止、海洋汚染防止、海上交通環境整備、船舶安全等の諸施策を規定している。

－ 海洋資源の開発および利用等(第3章第2節第16条～第22条)

海洋資源の管理・保全と開発・利用のために、海洋科学調査、基盤整備、国際協力を推進するとしている。なお、海洋科学調査については、海洋水産部長官に対して、海洋科学技術の実用化・産業化を促進するための「海洋科学技術開発計画」の策定を義務付けている。

－ 海洋産業の育成(第3章第3節第23条～第29条)

海事、水産、海洋観光等の振興および中小企業による新技術開発支援等を規定している。以下に第3節の特徴をあげる。

- ① 「生態的条件に適合した環境親和的水産業の育成」として、生態系アプローチを基本とした水産業育成に必要な施策の策定を義務付けている。
- ② 海洋観光では、海中景観に優れ生態系が保全されている海域を大統領で「海中景観地区」に指定する規定を設けている。また、漁村振興として都市・漁村交流、観光開

発等を設けている。

- ③ 中小企業による海洋開発関連の新技术開発・事業化の支援を定めているが、事業化が成功した場合に当該事業者から技術料を徴収する規定を設けている。

－ 海洋水産発展基盤および環境造成(第4章第30条～第35条)

ソフト・ハードでの基盤整備として、研究機関の整備、人材育成、情報整備、R&D支援、海洋文化の発展、普及啓発等を規定している。情報整備については、海洋開発等に関する情報の効率的収集・管理および提供のために国立海洋水産情報センターの設置・運営ができるとしている。

● 基本政策:Ocean Korea 21(海洋開発基本計画)

MFDBA 制定以前に、MDBA に基づき策定された 2000～2030 年次の韓国の国家海洋戦略。

- 目的:国の海洋・沿岸域に係わる政策の統合化を図り、①活力のある海洋国土(National Ocean Land)の創出、②付加価値の高い海洋産業の育成、③海洋資源の持続可能な開発、を目指す。

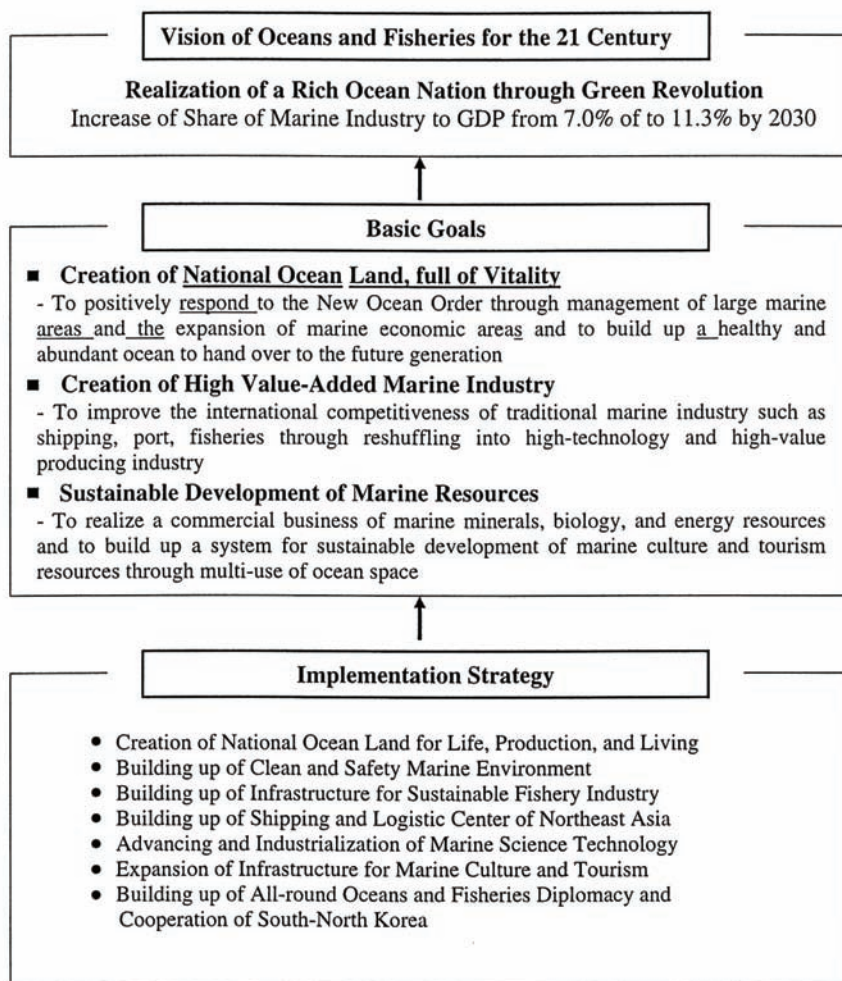
(数値目標として、海洋産業のシェアを対 GDP 比で現在の7%を2010年に8.6%、2030年には11.3%に向上させることを掲げている。)

- 計画目標

21 のフィールドと 100 のプロジェクトから成る。以下の7つの戦略が提示されている。

- ① 健康で豊かな海の維持
- ② きれいで安全な海洋環境の確保
- ③ 高付加価値かつ知識に基づいた海洋産業の育成
- ④ 世界をリードする海事サービス産業の創生
- ⑤ 持続可能な漁業生産の原則の確立
- ⑥ 海洋鉱物、エネルギー、空間資源の商業化
- ⑦ 海洋・水産外交の拡大、南北朝鮮間協力の伸張

次頁に OK21 のビジョンを示す。⁴



(2) その他の主要な法制

- 排他的経済水域法 (Territorial Sea and Contiguous Zone Act Law, 1995)

国連海洋法条約の批准にともない制定された全 5 条の法律。大陸棚に関する規定はない。

第 1 条 排他的経済水域の設定

第 2 条 排他的経済水域の範囲

第 3 条 排他的経済水域における権利

第 4 条 外国または外国人の権利および義務

第 5 条 大韓民国の権利行使等

(第 5 条は、自国法令の適用、中間線原則の水域での権利行使、法令違反に対する追跡権行使、に関する規定)

- 沿岸域管理関連

- 沿岸管理法 (Coastal Management Act, 1999)

- 統合沿岸管理計画 (Integrated Coastal Management Plan, 2000)

—CMA 第 5 条の規定に基づく計画。同法第 22 条の規定による中央沿岸管理審議会と環境政策基本法第 36 条の規定による環境保全委員会の審議を経て策定される。

—計画の内容

- ① 沿岸陸域の範囲
- ② 計画策定対象地域
- ③ 沿岸管理に関する基本政策方向
- ④ 沿岸環境の保全、沿岸の持続可能な開発など沿岸の望ましい保全・利用および開発に関する事項
- ⑤ 他の法令による認・許可など沿岸での行為制限または支援に関する事項
- ⑥ 関係行政機関の間に沿岸の保全・利用および開発に関する政策などがかけ合う際、その調整に関する事項
- ⑦ 沿岸整備事業の基本方向
- ⑧ その他の海洋水産部長官により必要があると認められる事項
- 沿岸管理地域計画
 - －CMA 第8条の規定により任意に策定される地域計画。市・道知事による2つ以上の市・郡・区にまたがる地域計画の策定が困難な場合は、海洋水産部長官が当該地域計画を策定できるとしている。
 - 統合沿岸管理計画に基づく施策(MOMAF ホームページより)
 - ① 海岸線管理情報システム(Coastline Management Information System)
 - (自然環境、汚染、海岸災害、海岸利用、漁業資源、観光資源、高解像度衛星画像データ等情報のデータベース化)
 - ② 海洋環境保存のための総合計画(Comprehensive Plan for Preservation of the Marine Environment, 2001～2005)
- その他海洋政策に係わる主な法律
 - ・ 領海および接続水域法(Territorial Sea and Contiguous Zone Act Law, 1995)
 - ・ 排他的経済水域における外国人の漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律(Act on the Exercise of Sovereign Rights on Foreign Fishing, etc., within the Exclusive Economic Zone, 1996)
 - ・ 海洋科学調査法(Marine Scientific Research Act, 1995)
 - ・ 漁業法(Fisheries Act)
 - ・ 漁業資源保存法(Fishery Resources Protection Act, 1953)
 - ・ 内水面漁業開発法(Inland Waters Fisheries Development Act, 1975)
 - ・ 漁業生産物検査法(Inspection of Fishery Products Act)
 - ・ 湿地保全法(Wetland Conservation Act, 1999)
 - ・ 海洋汚染防止法(Prevention of Marine Pollution Act, 1999)
 - ・ 海上運送法(Marine Transport Act)
 - ・ 海上交通安全法(Sea Traffic Safety Act, 1986)
 - ・ 船舶法(Ship Act)
 - ・ 船舶安全法(Ship Safety Act)
 - ・ 水先法(Pilotage Act)
 - ・ 油濁汚染損害賠償保証法(Compensation for Oil Pollution Damage Guarantee Act, 1992)

- Public Order in Open Ports Act
- 港湾法 (Harbour Act)
- 港湾運送事業法 (Harbour Transports Business Act, 1963)
- 海難審判法 (Marine Accidents Inquiry Act, 1971)
- 海洋科学調査法 (Marine Scientific Research Act, 1995)
- 船員法 (Seaman Act)
- 公有水面埋立法
- 公有水面管理法

● 韓国における海洋政策の流れ

- 1952 李承晩による隣接海域に対する主権宣言
- 1953 漁業資源保存法制定
- 1977 領海法制定
- 1987 海洋開発基本法制定
- 1995 領海および接続水域法制定
 - 21世紀に対応する新海洋政策指針策定(国務総理室)
 - UNCLOS、AGENDA21等国際社会の動きへの対応
 - 海洋開発基本計画策定(海洋開発基本法に基づく法定計画)
- 1996 国連海洋法条約批准
 - 排他的経済水域法制定
 - 海洋水産部発足
- 2000 Ocean Korea 21(海洋開発基本計画)策定
- 2002 海洋水産発展基本法制定
- 2005 海の憲章制定

(3) 主な海洋関連条約の批准状況

- 国連海洋法条約(実施協定を含む、1996年)
- 公海漁業実施協定(未批准)
- 気候変動枠組み条約(1993年)
- 生物多様性条約(1994年)
- MARPOL73/78 Annex I/II(1984)、III/V(1996)

ⁱ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油および可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(1978年)

² 同協定附属書Iの2において、「この水域で他方の締約国の国民および漁船に対して漁業に関する自国の関係法令を適用しない」こと、ならびに「この協定の第12条の規定に基づき設置される日韓漁業共同委員会における協議の結果による勧告を尊重して、この水域における海洋生物資源の保存および漁業種類の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理に必要な措置を、自国の国民および漁船に対してとる」ことを規定している。

³ 「韓国の地方自治」、財団法人自治体国際化協会、平成15年11月

⁴ Dong Oh Cho, Evaluation of the ocean governance system in Korea, Marine Policy 30(2006)

第5章 英国

1. 政治体制

- 国名

United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国)

- 政体

立憲君主制: 国王は、行政府の長、議会の不可欠な要素、司法の長、軍隊の最高司令官、英国国教会の最高統治者であるが、現在では、国王大権は形骸化している。

- 統治機構

- 議会(二院制)

貴族院(House of Lords): 聖職貴族(大主教、主教)、世俗貴族(法曹貴族、一代貴族、世襲貴族)で構成。約 700 議席。

庶民院(House of Commons): 議員は普通選挙によって選出。議席数 646、任期 5 年。貴族院に対し優越。

- 政府

首相 : 選挙によって多数を獲得した党の党首が国王により任命(憲法習律)

内閣 : 首相が選んだ大臣で構成。大臣には、閣僚級、副大臣級、政務官級がある。

不信任(信任)案または重要法案採択で敗れた場合、内閣は総辞職するか、首相が庶民院解散を国王に助言

- 地方自治

1990年代、労働党政権政府がDevolution(権限委譲)と呼ばれる「地方分権化促進政策」を開始した。1990年代後半にはスコットランド、ウェールズ、北アイルランドに「地方議会と地方政府」が設立され、地方分権が進展した。権限委譲は、英国議会の権限を各地方に委譲するものであるが、権限委譲後も主権は英国議会に留保され、同議会は委譲された事項について立法を行うこともでき、この点から連邦制とは異なる。また、スコットランド、ウェールズおよび北アイルランドが異なる歴史を有し、イングランドとの関係も異なることから、以下で見るように非対称の権限委譲がなされている(一国多制度型の分権)。

イングランド: 1998年地域開発公社法により、ロンドンを除いては8つの地域(region)に、経済開発推進のための機関として地域開発公社が設置され、その職務を監視させるために非公選の地域議会(regional chamber)が設置されたにとどまる。それゆえ、イングランドには、地方議会・政府は存在せず、UK政府の直接行政下にある。

ウェールズ:1998年ウェールズ政府法(Government of Wales Act 1998)により、一定の分野(経済開発、農林漁業および食糧、教育と職業訓練、産業、地方政府、厚生および社会福祉、住宅、環境、都市計画、輸送および道路、芸術・文化およびウェールズ語、古代の記念物および歴史的建造物、スポーツおよびレクリエーションなど)で第二次立法権が委譲された。第一次立法権および課税変更権は委譲されていない。

スコットランド:1998年スコットランド法(Scotland Act 1998)により、英国議会に留保される権限(外交政策、防衛、貨幣、財政、雇用、社会保障、核安全性など)を除いて第一次立法権が委譲され、また、所得税の3%について課税変更権限が賦与された。立法権が委譲された分野は、健康、教育、地方政府、住宅、経済発展、貿易、輸送、刑法と民法、裁判所、刑務所、警察と消防、動物、環境、農業、食物基準、林業、港湾、漁業、遺産、観光、スポーツ、芸術といった広範なものである。これらの分野で、スコットランド議会は、英国議会の既存の法律を修正し、廃止することができ、さらに、新しい法律を制定することができる。なお、英国議会は、スコットランド議会の同意なくしては、委譲された事項に関して立法を行わないこととされている。

北アイルランド:1998年北アイルランド法(Northern Ireland Act 1998)により、北アイルランドには留保事項(課税、経済・金融政策、雇用、外交、防衛と国家安全など)を除く第一次立法権が委譲されることとされ、1999年12月2日に正式に権限委譲が行われた。しかし、その後、プロテスタント系とカトリック系の対立が再び深刻化し、英国政府は、2000年北アイルランド法(Northern Ireland Act 2000)により権限委譲を停止することとした。計3度の中断(延べ約3か月)に続き、2002年10月の北アイルランド行政府内のスパイ疑惑をめぐる混乱を受け、英政府は、北アイルランド行政府の権限を一時停止し、北アイルランド省(Northern Ireland Office)を通じた直轄統治とした。北アイルランド議会の立法権も2002年10月14日以降停止されている。

■ 以上の地方自治の概要は以下の表¹のようにまとめることができる。

	イングランド	ウェールズ	スコットランド	北アイルランド
権限委譲の法	×	1998年ウェールズ政府法	1998年スコットランド法	1998年北アイルランド法
地方議会・政府の有無	×	○	○	○
立法権	×	△ 第二次立法権	○	○
課税変更権	×	×	○	×

- ヨーロッパ諸国との関わり

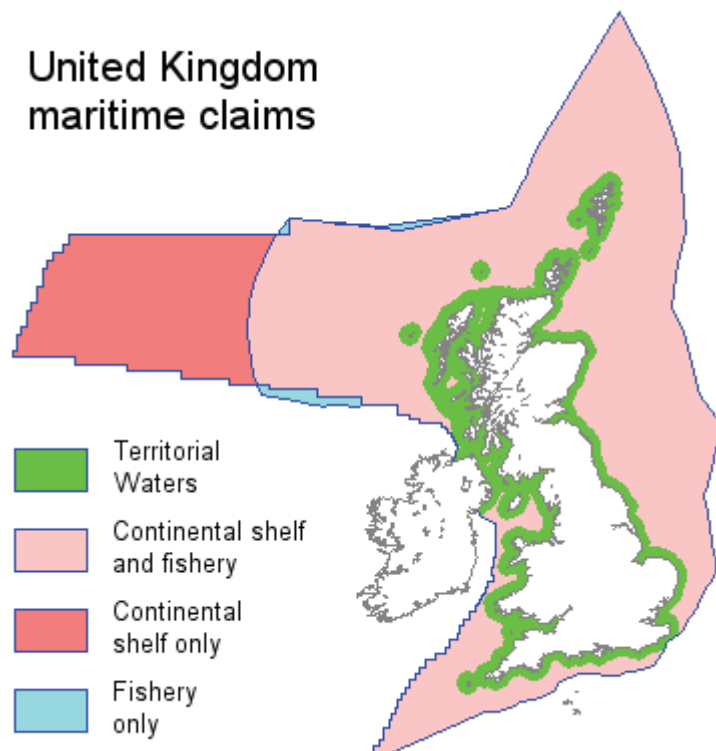
1973年に欧州経済共同体(EEC)加盟、1993年欧州連合条約(マーストリヒト条約)の批准、発効により欧州連合(EU)創設。

2. 海洋に関する基本事項

(1) 海洋管轄権の範囲²

- 領海(territorial sea):12海里
(領海法(1987):the Territorial Sea Act 1987)
- 大陸棚(continental shelf):海域により異なる
(大陸棚法(1964):the Continental Shelf Act 1964)
- イギリス漁業水域(British fisheries limits):200海里または他国との関係では中間線を採用
(the Fishery Limits Act 1976に基づき設定)
- 接続水域(contiguous zone):未設定³
- 排他的経済水域(exclusive economic zone):200海里
(Proclamation establishing an Exclusive Economic Zoneを1997年に発する。但し、Bermuda, Pitcairn, South Georgia, South Sandwich Islandsの周辺のみ設定し、本土には適用せず。)

■ 英国の管轄海域図



● 海洋境界画定に関する主な実行

- | | |
|-----------|--|
| 1965-71 年 | 北海(大陸棚): ノルウェー、デンマーク、オランダ、西ドイツと条約締結
(中間線を採用。) |
| 1970 年代 | 西イギリス海峡: フランス |
| 1970 年 | 大陸棚に関する境界画定交渉開始 |
| 1974 年 | 仲裁裁判に問題を付託することで合意(大陸棚条約第 6 条を前提とし、中間線を採用しない場合の「特別の事情」を検討。特に、基点の設定について争う) |
| 1977-78 年 | 仲裁判決(英仏大陸棚事件)および申立てへの解釈 |
| 1983 年 | 仲裁判決に基づき協定締結 |
| 1988 年 | アイルランド海における大陸棚境界画定協定: アイルランド |
| 1989 年 | ドーバー海峡: フランスとの間で領海の境界について合意 |
| 1991 年 | ベルギー: 大陸棚の境界画定条約締結(1993 年発効) |
| 1999 年 | The Faroe-Shetland 海峡: デンマークと合意 |

* 国内では、the Channel Islands と the Isle of Man は自国の領海を有する。

(2) 海洋に関する基本数値

- 海岸線の長さ :19,488km
- 管轄海域の面積 :867,000km²
- 海洋産業の規模 :約 692 億ポンド (Pugh & Skinner, 2002)

3. 海洋に関する国内体制： 海洋に関する行政組織

- 管轄権

UK 政府:各管理システムの基礎的役割を担う。

- 海洋管理に関わる組織

- DEFRA (Department for Environment, Food and Rural Affairs)

環境政策において政府をリードする。England の範囲に限定。海洋環境の問題で UK の調整も行う。

- The Department of Trade and Industry(DTI)

UKCS の石油やガスの調査、生産に関する規制や沿岸の再生可能なエネルギー資源に対する規制などの責任を有する。

- The Department for Transport (DfT): 港湾や海運

- Department for Culture ,Media and Sports(DCMS): 海洋遺産

- Ministry of Defense (MoD): 海軍工廠、軍艦、軍事演習場

- Department for Communities and Local Government (2006 年 5 月 The Office of the Deputy Prime Minister (ODPM)より改称)

- DEFRA の組織 (2007 年 4 月より変更の予定有り)

- 部局

Law and Regulation

Strategy and Sustainable Development

Sustainable farming and food

Science, Economics and Statistics

Environment

Operating

Animal Health and Welfare

Living Land and Seas

- エージェンシー⁴

Central Science Laboratory

Centre for Environment Fisheries and Aquaculture Science

Government Decontamination Service

Marine Fisheries Agency (MFA)

Pesticides Safety Directorate
 Rural Development Service
 Rural Payment Agency incorporating British Cattle Movement Service
 State Veterinary Service
 Veterinary Laboratories Agency
 Veterinary Medicines Directorate

● DEFRA の予算(見積もり)2005-06

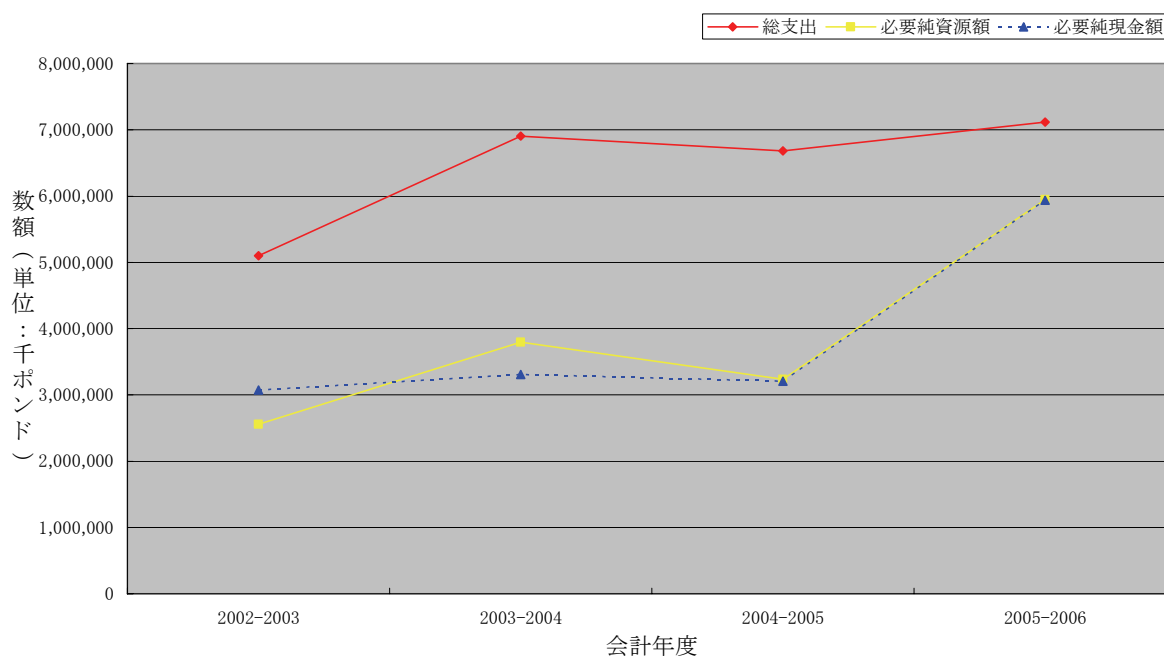
総支出(Gross Expenditure)※1	£ 7,113,973,000
必要純資源額(Total Net Resource Requirement)	£ 5,946,127,000
必要純現金額(Net Cash Requirement)※2	£ 5,939,293,000

※1 (総支出) - (支出補充金) = (必要純資源額)という関係にある。

なお、支出に直接関連して得られた収入(例えば施設賃貸料や入場料)の一部は、各省庁が統合国庫資金(Consolidated Fund:日本の一般会計に相当)に納めることなく支出の財源に充てることが可能となっており、これを支出補充金(Appropriation-in-Aid)という。

※2 必要純資源額に現金調整額(キャピタルチャージ、減価償却費等)を加除したうえで資本支出額を加えて算出した、その年度に「現金」として必要となる額。

DEFRA予算の変遷(見積もり)

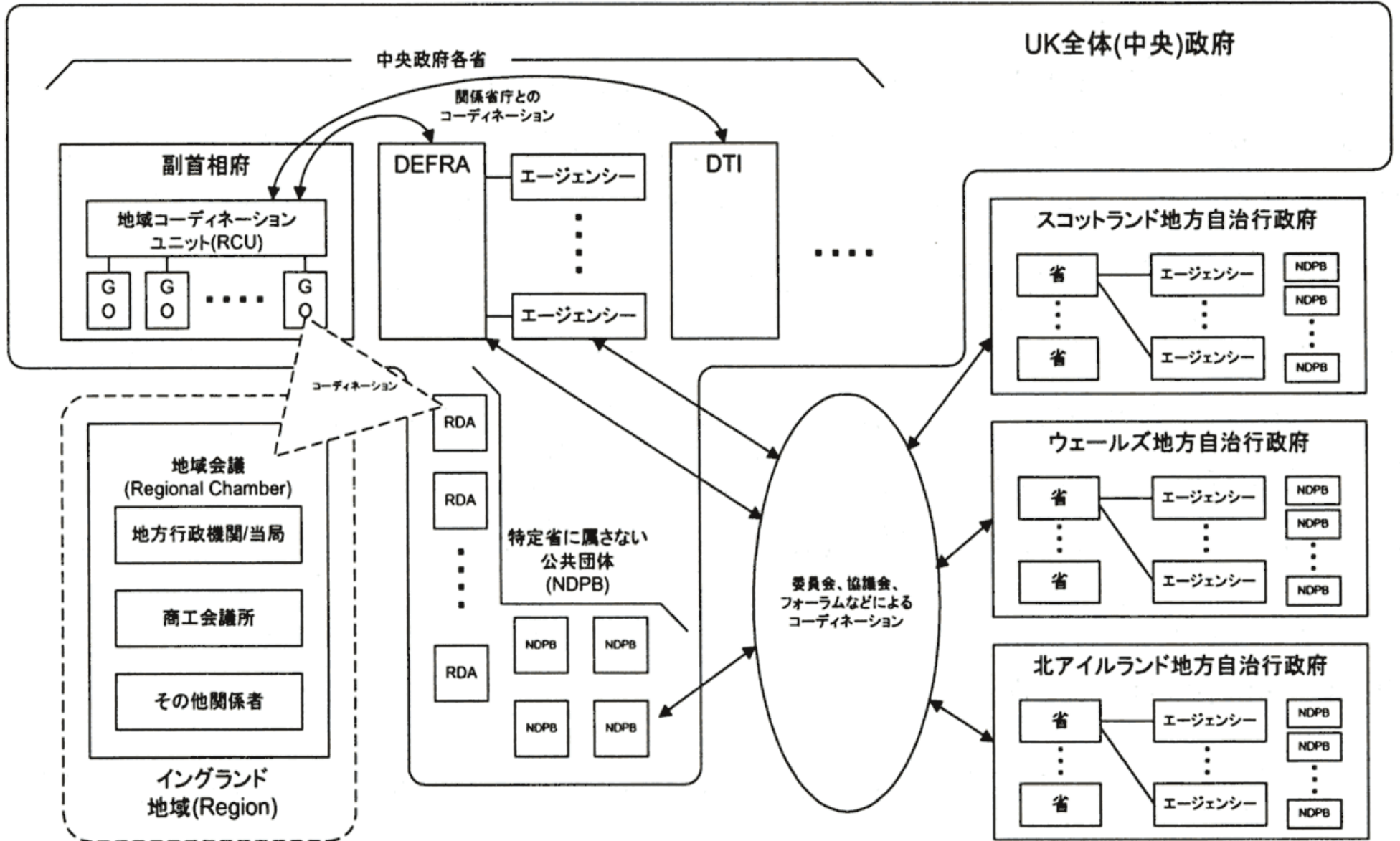


出典: DEFRA(2003,2004,2005,2006b)を基に作成

- 地方政府との関係

1999 年イギリス議会は多くの権限をスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの地方政府に委譲した。UK 中央政府における海洋環境保護政策は、エリア、項目ごとに限定されたプロジェクトとして個々に推進されているため、政策的整合性の確保が課題とされている。各地方における政策は、中央政府の政策との整合性を保つために、項目ごとに中央政府とスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各地方政府の間で、横断的な政府内委員会が設置され、調整が行われる。調整の仕組みについては、次頁の図を参照。

■ UK 行政組織間の政策策定・施策調整の仕組み



4. 主な海洋政策と法制: Marine Bill 作成への動き

(1) Marine Bill 以前の UK 政府の取組み

以前の UK 政府の国家レベルでの海洋管理は、統合的な取組みがなされておらず、国際条約等で規定された目標達成義務が政策的インセンティブとなっていた。

UK 政府の「統合的な海洋環境管理政策」の動きは次のような時系列的な取組みとして整理することができる。

- 1998 年 リフレット「より清潔な海(Cleaner Seas)」発表
【概要】これまでの UK 近海の海洋環境に関する問題と、その問題に対する政府の取組みについて整理されたもの。しかし政府の包括的な方針や戦略、政策に関する記述はない。
- 2001 年 3 月 ブレア首相が、UK の海洋環境政策方針について、「政府の内外における海洋環境保全の改善のための措置を開始する」旨の発表を行う。この中で「海洋管理報告書(Marine Stewardship Report)」作成の方針も盛り込まれた。
- 2002 年 5 月 UK 初の海洋管理報告書「私たちの海の保護:海洋環境の保全と持続可能な開発のための戦略(Safeguarding Our Seas: A Strategy for the Conservation and Sustainable Development of our Marine Environment)」が、DEFRA から発表。

当報告書は、あらゆる海洋関連分野において、横断的かつ統合的、持続可能な海洋管理をするため、UK 政府の理念と戦略のアウトラインを提示し、これまでの政策実施における取組みを整理した上で、将来の具体的な政策フレームワーク作成のための方向性を示している。その具体的な内容は以下の通りである。

- UK政府の海洋環境に関する理念
清潔、健康、安全、生産的そして生物学的に多様性に満ちた海洋
- 理念達成のための管理アプローチ
生態系をベースとしたアプローチ
 - ① 明確な環境目標の設定と、目標に沿った行動
 - ② 環境及び社会経済学的アセスメントの広範な利用
 - ③ 海洋環境における活動の戦略的管理
 - ④ 生物多様性を考慮に入れ持続可能な開発を確かにする政策決定と管理活動
 - ⑤ 政策策定プロセスにおける科学的知見利用の促進
 - ⑥ 焦点を絞った調査研究とモニタリング
 - ⑦ 関係者の十分な参画
- 理念達成のための原則

- ① 持続可能な開発 : 今日の世界のニーズだけでなく将来の世界のニーズを考慮
- ② 統合的な管理 : Integrated Management. 海洋環境を管理し、海洋環境に影響を及ぼす全ての関係者が共通の理解の下に共同で作業するように広い視野を確保
- ③ 生物多様性の保全 : 英国の生物多様性の保全の強化及び地球規模の生物多様性の保全への貢献
- ④ 科学の強化 : 海洋環境に影響を及ぼす作用についての理解の増進と政策決定・海洋管理への科学的知見の活用
- ⑤ 予防的アプローチ : 科学的に未解明の分野においては、過ちを犯すことを考慮に入れて安全サイドに行動
- ⑥ 広範な関係者の参画 : 意思決定の全てのプロセスにすべての stakeholder の関与を確保

- 理念実現に向けた活動

- ① 統合的管理 (Integrated Stewardship)
- ② 持続可能性の強調
- ③ 海洋保全の促進
- ④ 強固な科学とモニタリングによる政策のサポート
- ⑤ 関係者の参画の促進

- 2002年11月 上記の報告書のフォローアップ諮問文書「変化の海 (Seas of Change)」発表 (DEFRA)

海洋管理報告書「私たちの海の保護」の発行後、次のステップとして複数のワークショップの開催を経て発表された。当文書の狙いは海洋環境に関する政府の理念実現を促進することであり、施策実施のフレームワークやアプローチ方法、戦略的目標などを提示し、その政府の見解に対して意見を募る形をとっている。以下は、文書の具体的内容である。

- 施策実施のフレームワーク

- ・ 学際的、業際的な政策アプローチに基づいた、環境目標及びさらに広範囲な目標の特定
- ・ さらに統合的で適応性のある海洋管理・政策の確立
- ・ 戦略的環境アセスメントを通じた資源とその状況のアセスメント
- ・ 空間計画を通じた意思決定メカニズムの具体化
- ・ 科学と政策の橋渡しとなる、目標達成と復旧のためのツール(強制執行、研究調査、観測)の特定
- ・ 目標達成のためのインフラ整備

- アプローチ方法

- ・ UK中央政府の活動と政府エージェンシーや地方政府の活動のコーディネーションにより、合理的で効果的な規制メカニズムを実現する
- ・ 海洋環境利用における、相反するニーズの調整に注力する

- ・ 規制システムの透明化と、規制実施における問題の低減
 - ・ 共通で参加型の政策策定プロセスを通じた、新規提案開発における関係者の参画
 - ・ 規制と自発的イニシアティブ間の公平で効率的なバランスの維持
- 戦略的目標
 - ・ 海洋の全般的な状態品質、自然プロセス、生物多様性の保全と向上
 - ・ 海洋環境から得られる環境的、社会的、経済的利益を最大化するために、持続可能で生態学的にも配慮された海洋資源の利用
 - ・ 環境的に持続可能な雇用の促進と実現による、海洋環境における経済的利益の維持
 - ・ 海洋環境、自然プロセス、文化的海洋遺産に対する理解の促進
 - ・ 海洋環境に対する公衆の理解と意識向上を奨励し、新規政策検討における公衆の積極的な関与を求める

- 2006年3月 「A Marine Bill A consultation document of the Department for Environment, Food and Rural Affairs」発表

この諮問文書は UK における海洋法を制定するプロセスの前段階として、この文書をもとに意見を集約した上で法制化を目指す性質のものである。具体的な内容については、下記「(2) Marine Bill の内容」を参照。

- 2007年3月 「A Sea Change A Marine Bill White Paper」発表

この諮問文書は、調査的な性格が強い上記の A consultation document とは異なり、明確に立法を意図したものである。White Paper は、以下の 5 つの領域をカバーしている。文書に対する意見の提出期限は 2007 年 6 月 8 日である。

- ① 海洋計画
- ② 海洋関連活動の許認可
- ③ 海洋自然保護の提案の推進方法
- ④ 漁業管理の近代化
- ⑤ 新たな海洋管理組織

(2) Marine Bill の内容

- 背景
 - ・ 経済的、環境的及び文化的な便益をもたらす海洋は、無尽蔵の資源ではない。
 - ・ 海洋環境に有害な変化が生じているため、関連する活動を規制し長期的なダメージを軽減する持続可能なアプローチが不可欠である。
 - ・ 海洋は、海底を含めて、公的な資源であるから、政府には資源たる海洋の管理者として行動する責務がある。
 - ・ 海洋環境は、陸上環境に比し不確実性が大きく、特に海底に関する知識の蓄積は十分ではない。

- Marine Bill の必要性
 - 海洋関連活動を管理し、海洋生物・海洋環境を保護するための既存の法律・規制システムは、長年ばらばらに構築されてきたため、ギャップや限界を露呈している。
 - UK 政府が受け入れた「よりよい規制 (Better Regulation)」に関する報告書は、ビジネスのコストや負担を減少させるため、既存の許認可制度における複雑さや重複部分を減らすこと、また、優れた意思決定を可能にし、最小限の官僚制を備える法的枠組みを構築することを調査結果として提示している。
 - 「私たちの海の保護」等数多くの文書において、UK 政府の理念実現にあたっての新たな立法の必要性の有無が検討されてきた。
 - 現在の複雑な制度の下では、戦略的かつ調和のとれた方法によって計画を推進することはできず、様々な活動が組み合わさることで、海洋の生態系や生物多様性にいかなる影響を及ぼすのかについて評価することもできない。
 - 戦略的決定に必要な情報の収集任務に関する取組みが不十分である。

- 目標

- Marine Bill の目標は、UK 政府が管轄する地域において、次のような新しい枠組みを導入することである。
 - ① 海洋空間計画をベースとし、エネルギー・資源の利用と環境保全との調和を図る枠組み
 - ② 海洋環境に係る統合的な計画、管理及び保護のための枠組み
 - ③ 既存の執行体制や法制の簡素化の枠組み
 - ④ 持続可能な発展などの諸原則に則った新たな合目的な枠組み

*UK 政府の目標は、経済成長と海洋環境の保全を両立させ、現在そして将来の世代が便益を最大限享受できるような統合的な政策を作ることである。規制プロセスにおいて官僚制を補強したり、発展を阻害する不要な障壁を作ったりすることではない。

- 原則

- Marine Bill のコア原則: 持続可能な発展
- UK 政府の海洋環境に関する戦略的目標
 - ① 海洋に関する全体的なクオリティの維持と補強
 - ② 環境に配慮した、持続可能な手法による海洋資源の利用
 - ③ 長期的経済便益が享受でき、雇用が保証されるような資源利用の促進・奨励
 - ④ 海洋環境やその自然過程に対する理解、及び文化的海洋遺産とこれに人間の活動が与える影響に対する理解の増進
 - ⑤ 海洋環境の価値に対する国民の意識、理解及び感謝の促進と新しい政策策定への国民の積極的参画の促進

- 規制に関する原則:UK 政府の目標には官僚制の縮小が挙げられているが、規制には必要なものもあり、以下のような原則を考慮し、バランスのとれた新しいシステムを構築する必要がある。
 - ① Proportionate :つりあい。規制当局は必要性の認められる場合にのみ介入すること。生じたリスクに対応する適当な対策を実施すること。コストは明確化・最小化されること。
 - ② Accountable :規制当局は決定を正当化できること。公開検査(public scrutiny)を受け入れること。
 - ③ Consistent :政府のルールや基準が結合され、適切に実施されること。
 - ④ Transparent :透明性。規制は簡素化され、運用は容易であること。
 - ⑤ Targeted :規制対象を明確にし、副次的な影響を最小限にすること。

- 範囲
 - UK の諸海域

the territorial sea, the UK continental shelf, UK internal waters, British fisheries limits, exclusive economic zone
 - UK waters (the territorial sea, the UK continental shelf, UK internal waters)内では、行政・立法管轄権の複雑なパッチワークが形成されている。これは、1999 年、イギリス議会によって、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの民主的機関 (democratic bodies)に多くの権限が委譲されたためである。そして、権限委譲に関する法的枠組みは、その後さらに整備され、各機関は持続可能な発展の課題に独自に対処している。従って、政策の改革案は地方政府毎に異なる意味合いを有することになる。
 - 非 UK waters については、the channel Islands と the Isle of Man は自治権を有しており、独自の法律を制定している。そのため、UK 周辺海域の管轄権は更に複雑になっており、Marine Bill においても調整が必要となる可能性がある。但し、その調整は UK 周辺海域における法適用に直接影響を与えるものではない。

- 国際法・EU 法への考慮
 - 国際法や EU 法と矛盾しないように作成する必要がある。特に、北東大西洋の海洋環境保護に関する OSPAR 条約及びロンドン海洋投棄条約(及び議定書)のそれぞれの条項、EU 指令を遵守する必要がある。
 - 新しいシステムをつくる場合には、下記の EU 指令に関して採られた措置を含め、特定の又は横断的な EU 法を考慮する必要がある。
Fisheries, Birds, Habitants, Strategic Environmental Assessment, Environmental Impact Assessment, Public Participation, Environmental Liability, the management of coastal or transitional waters generally
 - 将来の国際法や EU 法の改正にも柔軟に対応できるようにする。
 - 気候変動への対応もできるようにする。

- 政策

- 海洋空間計画 (Marine Spatial Planning)

海洋における活動については、伝統的に通信、海運、港湾、石油、ガス、漁業といったセクターごとに規制が設けられている。その上、統合的かつ戦略的な計画策定のメカニズムも存在しない。そのため、ビジネスにとっては不確実性が大きく、かなりの負担となっている。

そこで、2004年 DEFRA は、UK の沿岸・沖合海域における海洋空間計画の選択肢や外国の例を調査するため、アイリッシュ海における試験的なプロジェクトを始動させた。そして、同プロジェクトの成果を受け、UK 政府は、海洋空間計画という新たなシステムを通して、以下のような広範な目標や原則を実現ないし適用することを目指している。

- 目標／原則

- ① 海洋の利用者と管理者に対して、調和のとれた一貫性ある指針を与えるため、海洋及び海洋関連活動に関する UK 政府の政策を明確化し、政策目標の統合を図る。
- ② 経済、社会、文化及び環境といった面からの海洋におけるニーズ間の公正な調整を実現する。同時に、持続可能な発展に関する政策群との調和を図る。
- ③ 海洋関連活動の管理に関し戦略的かつ計画主導のアプローチを採用する。これにより、より有効な意思決定が可能となり、海洋の規制当局、開発事業者及び利用者には便益がもたらされる。同時に、この便益と当該アプローチを確立する上での行政上及び財政上の費用との釣り合いをとる。
- ④ 情報収集や個々のセクターの重複事項や負担の軽減のための、より戦略的かつ有効で、費用対効果をもとにしたアプローチを採用する。
- ⑤ 現在と将来の海洋利用についても考慮する。
- ⑥ 海洋関連活動ないし新興技術の将来的発展に関する検討や計画策定の状況を報告する。
- ⑦ 競合する活動間の綿密な調整を行い、海洋空間の有効利用を図る。
- ⑧ 様々な活動が生態系や他の活動へ及ぼす累計的影響に対する理解を深化させる。
- ⑨ 開発事業者の公正な取り扱いや政策策定への参画機会の保障等透明性を高めた政策運営を図る。

- 海洋許認可制 (Marine Licensing)

UK waters で行われている様々な産業は、長年ばらばらに形成されてきた手法・法制度の下で規制されている。現在のシステムは、ビジネス及び規制当局双方にとって複雑でコストがかかり混乱を招く、と多くの海洋関係者が懸念を表明している。

そこで、海洋関連活動に関する政府の許認可システムを簡素化・合理化することが対策として考えられている。その狙いは、ビジネスにとってリスク・遅延・コストの少ない許認可システムを構築し、もって持続可能な発展を確保することにある。以下は、改革後の許認可システムの達成すべき目標である。

- 目標
 - ① 規制当局は海洋における人間の活動を管理するにあたり、より総合的で長期的なアプローチを採用する。
 - ② 特定のプロジェクトの及ぼす影響について規制当局者が協働して取組む体制を整備する。政府及び陸海双方の規制当局間における意思決定の一貫性を確保する。
 - ③ セクター特有の規則の合理化と重複・矛盾の解消を図る。
 - ④ 現在の配置を合理化し、許認可をより速く、有効かつ透明にし、官僚制・混乱を減少させる。
 - ⑤ 法を簡素化・明確化し、当該法を所管する規制当局の法執行をより効果的なものとする。
 - ⑥ 申請者のニーズに一層応える体制の整備を行う。
 - ⑦ 申請をスムーズに進行させるため、申請者に対し明確な教示を行う。
 - ⑧ 国民の参画、意思決定過程の透明化を促進する。
 - ⑨ 移り変わるEU法・国際法の義務に規制当局が対応できるよう、明確かつ柔軟に許認可法制を構築する。

- 海洋自然保護政策 (Marine Nature Conservation)

現行の海洋法制の運用状況は錯綜しており、海洋自然保護法制を設計する際には、各機関の役割の重複を考慮に入れなければならない。また、陸と海との保全に係る法制状況の違いにも留意する必要がある。

法改正の検討がなされている主要な政策領域は、①海洋生態系の目標、②海洋保護区、③生物種の保全、④無認可活動の統制および⑤法執行の確保である。

- ① 海洋生態系の目標
- ② 既にかなり多くの目標が存在するため、一貫性・親近性、生態系アセスメント及び海洋産業の不確実性減少の見地に照らし、統合整理する必要性がある。
- ③ 海洋保護区
- ④ 国家的に重要な地域の生態系・生物多様性の保護を可能とする海洋保護区指定メカニズムの導入が提案されている。同メカニズムの主要な目的は、脆弱な生物種・生息地、生態系・生物多様性を維持する上で重要な役割を担う代表的生物種・生息地および海洋の物理的特性・生態過程の保全、再生の促進にある。
- ⑤ 生物種の保全
- ⑥ 生物種・生息地はともに生態系・生物多様性にとって不可欠であり、焦点の合った保全努力が要求される。もともと、生息地は既存の法制を通じて保護されているため、保護法制の現状維持や拡大の適否が検討事項とされている。
- ⑦ 無認可活動の統制
- ⑧ ダイビング等のレジャー活動は海洋生物に対する脅威として懸念されている。そこで、かような活動の統制を目的とした地方独自の条例の導入が検討されている。
- ⑨ 法執行の確保
- ⑩ 海洋環境の領域で活動する多数の機関には、生態系・生物多様性の保全に寄与す

る法を執行する責務がある。しかし、これらの機関の権限・資源には不十分な点がある。そこで、執行当局の権限・任務の十全性の検証、執行機能の合理化の検討がなされている。また、UK・地方両政府の管理・執行機能が錯綜する海域における法改正の要否及び最善策に係る決定に関し、UK・地方両政府の協働が必要となる。

- 漁業管理 (Managing Marine Fisheries)

広範囲にわたる関係者への諮問結果を踏まえ、UK 政府は、立法が必要と考えられる以下の4つの領域を同定した。

- ① 沿岸漁業管理改革

UK 政府は、(1)沿岸漁業管理に責任を有する機関の権限・義務、(2)漁業・自然保護ニーズの対応メカニズム導入、(3)沿岸管理任務の遂行に係る組織構造、(4)沿岸漁業管理機関の権限の行使可能範囲、(5)命令の承諾・撤回・変更プロセスの簡素化・迅速化について検討中である。

- ② 執行権限

技術革新、漁業慣行、海洋環境法制の実施要求などを考慮に入れて、British Sea Fishery Officers^{vi}(以下「BSFOs」という。)の権限の見直しをする必要がある。また、違法・未報告・未規制の漁業に関して、EU 法制の履行を図り、BSFOs を共同体検査官 (Community Inspectors^{vii})として活動可能にする必要がある。さらに、迅速かつ効果的に制裁を課し、一貫性・透明性・抑止効果などが見込める行政罰システムの構築が検討されている。

- ③ 娯乐的漁業の管理

娯乐的・趣味的漁業に対し漁獲量の規制を導入し、漁業資源を損なわないような措置を採る必要がある。また、課税権限導入の要否についても検討中である。

- ④ 課税

課税は累進的なものとし、産業の収益性・持続可能性にも配慮する点につき、UK 政府と各地方政府との間に合意がある。また、UK 商船隊の競争力や変動に及ぼされる影響についても検討する必要がある。もっとも、課税に関していかなる追加的権限が必要なのかを検討する前に、課税スキームの性質や範囲の確定に係る作業を進める必要がある。

- 海洋管理組織 (MMO: a new Marine Management Organization)

Marine Bill によって導入される新たな活動のなかには、既存の組織よりも新たな組織が所掌する方が望ましいものがある。また、最近のレビュー・報告書では、多様なセクターにおける海洋関連活動の管理の統合に資するものとして、新たな海洋組織の設立が提案されている。

そこで、UK 政府は検討を進めているが、海洋管理組織の設立は既定路線ではなく、その要否も検討事項とされている。

MMO には、(1)海洋管理機能の調和・実現の促進、(2)規模の経済、及び(3)政府・外部関係者の取引コスト削減、というメリットがあると考えられている。しかし、既存の機能の MMO への移管を検討するに際しては、当該機能を所管している機関に与える影響に

配慮する必要がある。そして、MMO がいかなる役割を担うのかが明確になるまで、MMO の適切な地位や構造を決定することはできない。

現在検討されている機能・任務は、その設立との関連性、組織設計に与える影響に応じて、コア機能 (core functions) ・ノンコア機能 (non-core functions) に分類される。なお、機能・任務の詳細 (網羅的ではない) については、次頁の表を参照。

－ MMO の役割

① コア機能

既存の政府組織には容易に実施できないもの。例えば、海洋空間計画や統合的な許認可制度の運用が挙げられる。海洋管理システムにおいて舵取りの役目を果たす海洋計画の戦略方針 (strategic marine planning policy statement) に関しては、行政機関によって用意される。MMO には、データ照合や地図作成、戦略的環境評価、諮問、監視、レビューといった任務に対する責任が課せられる。

② 海洋組織

以下の組織は、その所掌事務が具有するコア機能との互換性から、MMO の構成メンバーとなることが検討されている。

- ・ the Marine Fisheries Agency (MFA)

2005年10月にDEFRAの行政機関として設立。漁業産業及びイングランド・ウェールズの海洋関係者へのサービスの提供や検査、執行の業務を一手に担う。海洋関係者の間では、MMOへの編入に関し広範な合意があるとされている。

- ・ the Centre for Environment, Fisheries and Aquaculture Science (CEFAS)

1997年DEFRAの行政機関として設立(当時の名称はMAFF)。科学的調査・提言の中枢として国際的に有名であり、その活動は、提言、コンサルティング、監視、調査及び訓練など広範囲に及ぶ。

③ ノンコア機能

既存又は新しい機能ではあるが、MMOの構造や地位に対し実質的に影響を与えない機能。その詳細は、Marine Billにより導入される活動やコア機能、そして編入される組織に依存する。

Potential MMO functions

	計画	許認可	執行	調査・監視	その他
コア機能	marine spatial planning	Deliverry of integrated licensing regime			
海洋組織			MFA(Marine Fisheries Agency)	CEFAS(an Executive Agency of Defra)	
ノンコア機能	Marine Protected Areas(MPAs) Initial analysis of areas in need of protection & options for representative stakeholder engagement & consultation; consideration of social & economic factors; site selection; site designation; development & agreement of site objectives; selection of measures for site protection; site management; enforcement and/or appeals & site casework(new role)	Coordinated licensing application system(new role)	Manegement of recreational fisheries(new role)	Marine research on behalf of UK Government(CEFAS and others)	Co-ordination of exisiting data(MDIP)
			Enforcement of nature conservation measures(MPAs, Natura 2000)	Marine monitoring on behalf of UK Government(CEFAS and others)	Support&guidance function for ICZM(new role)
			Enforcement of marine licences (DTI/Defra/DfT)	Targeted additional marine data collection (new role)	Marine ecosystems objectives(MEOs) - stakeholder engagement & consultation; consideration & agteement; monitoring & reporting on delivery (new role)
			Enforcement of minerals extraction licences (DCLG/Crown Estate)		Environmental bylaws: Identification of need for controls; their development; stakeholder engagement & consultation & agreement of controls; appeals (new role)
			Potential ELD Competent Authority Role in relation to Biodiversity (new role)		Statutory (marine)nature conservation advisory role (EN, JNCC)
					(Marine)heritage advisory role (EH)
					potential EU Marine Strategy Directive functions(new role)
		Specific MCA activities			
	Natura 2000 function identification; consultation; selection; designation; (countryside agencies, JNCC, Defra, DAs)				

(3) 英国の海洋法制(一覧のみ)^{viii}

- 沿岸開発

Coast Protect Act 1949

Harbours Act 1964

Food and Environment Protection Act 1985 Part II

Town and Country Planning Act 1990

Planning and Compensation Act 1991

Transport and Works Act 1992

Planning and Compulsory Purchase Act 2004

Town and Country Planning (Environmental Impact Assessment)(England and Wales) Regulations 1994 (S.I.293)

Harbours Works (Environmental Impact Assessment) Regulation1999 (S.I.3445) amended by S.I.2000/2391

- 海洋全般

Coast Protect Act 1949

Continental Shelf Act 1964

Food and Environment Protection Act 1985 Part II

Environmental Impact Assessment and Habitats (Extraction by Marine Dredging) Regulation not yet in force

- 石油とガス関連

Coast Protect Act 1949

Pipelines Act 1962

Continental Shelf Act 1964

Prevention of Oil Pollution Act 1971

Control of Pollution Act 1974

Food and Environmental Protect Act 1985 Part II

Environmental Protection Act 1990

Offshore Safety Act 1992

Petroleum Act 1998

Petroleum Act (Commencement NO.1) Order 1999(S.I.161 C.5)

Petroleum (Production)(Seaward Areas)Regulations 1988

Conservation (Natural Habitats & c.) Regulation 1994 (S.I.2716) amended by S.I. 2000/192 &S.I.2001/1754

Merchant Shipping (Prevention of Oil Pollution) Regulations 1996 (S.I.2154) (amended by SI 1997/1910, SI2000/483)

- Merchant Shipping (Oil Pollution Preparedness, Response and Co-operation Convention) Regulation 1998 (S.I.1056)
 - Offshore Combustion Installations (Prevention and Control of Pollution) Regulations 2001 (S.I.1091)
 - Offshore Petroleum Production and Pipelines (Assessment of Environmental Effects) Regulations 1999 (S.I.360)
 - Offshore Petroleum Activities (Conservation of habitats) Regulations 2002 (S.I.1754)
 - Offshore Chemicals Regulations 2002 (S.I.1355)
 - Offshore Installations (Emergency Pollution Control) Regulations 2002 (S.I.1861)
 - Offshore Petroleum activities (Oil Pollution Prevention and Control) Regulations 2005 S.I.
- 海洋再生エネルギー
 - Coast Protect Act (CPA) 1949 (s.34)
 - Food and Environment Protection Act 1985 (s.5)
 - Electricity and Environment Protection Act 1985 (s.5)
 - Electricity Act 1989 (S.36 or s.37)
 - Town and Country Planning Act 1990 (s.109)
 - Transport and Works Act (TWA) 1992
 - Energy Act 2004
 - Conservation (Natural Habitats &c.) Regulations 1994 (S.I.2716) amended by S.I.1997-3055; S.I.2000/192 & S.I.2001/1754
 - Harbour Works (Environmental Impact Assessment) Regulations 1999 (S.I.3445)
 - The Electricity Works (Environmental Impact Assessment) (England and Wales) Regulations 2200 (S.I.1927)
- 軍事活動
 - Dockyard Ports Regulations Act 1865
 - Military Lands Act 1892 (Part II) as amended by the Military Lands Act 1900 (s.2)
 - Land Powers (Defence) Act 1958 (s.7)
 - Wildlife and Countryside Act 1986
 - Countryside and Rights of Way Act 2000
 - Conservation (Natural Habitats &c.) Regulations 1994 (S.I.2716) amended by S.I. 1997/3055; S.I.2000/192 & S.I.2001/1754
- 港湾、船舶、航行
 - Harbours, Docks and Piers Clauses Act 1847
 - Coast Protection Act 1949
 - Harbours Act 1964
 - Hovercraft Act 1968

Carriage of Goods by Sea Act 1971
 Health and Safety at Work Act 1974
 Transport Act 1981
 Public Health (Control of Diseases) Act 1984
 Dangerous Vessels Act 1985
 Food and Environment Protection Act 1985
 Pilotage Act 1987
 Aviation and Maritime Security Act 1990
 Port Act 1991
 Carriage of Goods by Sea Act 1992
 Transport and Works Act 1992
 Merchant Shipping Act 1995
 Merchant Shipping and Maritime Security Act 1997
 Marine Safety Act 2003
 Merchant Shipping (Prevention of Oil Pollution) Order 1983 (S.I.1106)(amended by
 S.I.1985/2002, S.I.1991/2885, S.I.1993/1580)
 International Oil Pollution Compensation Fund (Parties to Convention) Order 1986
 (S.I.2223)
 Dangerous Substances in Harbour Areas Regulations 1987 (S.I.37)
 Merchant Shipping (Prevention and Control of Pollution) Order 1987 (S.I.470)(amended
 by S.I. 1987/664, S.I.1990/2595. S.I.1992/2668, S.I.1997/2569, S.I. 1998/254)
 Merchant Shipping (prevention of Pollution by Garbage) Order 1988 (S.I.2252)(amended
 by 1993/1581, 1997/2569, 1998/254)
 Merchant Shipping (Regulation of Ships) Regulations 1993(S.I.3138)(amended by
 S.I.1994/541, S.I.1998/1915,S.I.1998/2976, S.I.1999/3206)
 Merchant Shipping Act 1995(Appointed Day No.1)Order (S.I.1210)
 Merchant Shipping Act 1995(Appointed Day No.2)Order (S.I.3107)
 Merchant Shipping (Prevention of Pollution)(Law of the Sea Convention) Order 1996
 (S.I.282)
 Merchant Shipping (Prevention of Oil Pollution) Regulation 1996 (S.I.2154)(amended by
 SI 1997/1910, SI2000/483)
 Merchant Shipping and Maritime Security Act 1997 (Commencement No.1) Order
 (S.I.1082)
 Merchant Shipping and Maritime Security Act 1997 (Commencement No.2) Order
 (S.I.1539)
 Merchant Shipping (Prevention of Oil Pollution: Substances other than Oil)(Intervention)
 Order 1997 (S.I 1869)
 Merchant Shipping (Oil Pollution Preparedness, Response and Co-operation Convention)
 Regulations 1998 (S.I.1056)(amended by SIU 2001/1639)

Merchant Shipping (Prevention of Pollution by Garbage) Regulations 1998 (S.I.1377)
Merchant shipping (Control of Pollution)(SOLAS) Order 1998 (S.I.1500)
Merchant shipping (Port State Control) Regulations 1995 (S.I.3128)(amended by
S.I.1998/1433, S.I. 1998/2198, S.I/2003/1636)
The Merchant Shipping (Safety of Navigation) Regulations 2002 (S.I. 1473)
The Merchant Shipping and Fishing Vessels (Port Waste Reception Facilities) Regulations
2003 (S.I.1809)

- 海洋レジャー、レクリエーション

Public Health Acts Amendment Act 1907 (s.82-84)
Public Health Act 1936 (s.231) as amended by Public Health Act 1961 (s.76)
Countryside Act 1968
Local Government Act 1972 (s.236)
Local Government (Miscellaneous Provisions) Act 1976 (s.76)
Local Government, Planning and Land Act 1980 (s.185)
Countryside and Rights of Way Act 2000
Bathing Waters (Classification) Regulations 1991 (S.I.1157)
Merchant Shipping (Vessels in Commercial Use for pleasure) Regulations 1998 (S/I/2771)
Merchant Shipping (Vessels in Commercial Use for pleasure)(Amendment) Regulations
2000 (S.I.482)
Merchant Shipping (Small Commercial Vessels and Pilot Boats) Regulations 2004

- 海洋漁業

Fisheries Limits Act 1976
Territorial Waters Order in Council (25 September 1964)
Sea Fish (Conservation Act) 1967
Fisheries (Shellfish) Act 1968
Fisheries Act 1981
Sea Fisheries Regulation Act 1966
Environment Act 1995 (Which inserts section 5A into the 1966 Act)
Salmon and Freshwater Fisheries Act 1975
Salmon Act 1986
Sea Fisheries (wilelife Conservation) Act 1992
Fisheries Limits Act 1976 (Commencement) Order 1976 (S.I.2215)
Fisheries Act 1968 (Commencement No.1) Order 1969 (S.I.1551)
Various Sea Fisheries Regulating and Several Orders and Byelaws

- 海洋自然保護

National Parks and Access to the Countryside Act 1949

Conservation of Seals Act 1970
Endangered of Seals Act 1970
Wildlife and Countryside Act 1981
Wildlife and Countryside (amendment) Act 1985
Food and Environment Protection Act 1985 Part II
Environmental Protection Act 1990
Sea Fisheries (Wildlife Conservation) Act 1992
Environment Act 1995
Countryside and Rights of Way Act 2000
Conservation (Natural Habitats &C.) Regulations 1994 (S.I.2716) amended by
S.I.1997/3055; S.I.2000/192 &S.I.2001/1754
Offshore Marine Conservation (Natural Habitats &C) Regulations 2003

(4) 英国と国際関係

- 国際条約等の批准状況

UN 海洋法条約:1997 年批准

生物多様性条約:1994 年批准

船舶汚染防止国際条約(MARPOL73/78、Annex I~IV)

廃棄等海洋汚染防止条約:1996 年批准

気候変動枠組条約:1993 年批准

- ヨーロッパとの関わり

UK 政府は、ヨーロッパおよび UK の直接関わる特定海域においては、多国間条約、協定、会議を通じて海洋問題に取り組む。

- ・「欧州連合」による野生生物保護や環境保全に関わる一連の「指令(Directive)」^{ix}

- ・「北海会議(North Sea Conference)」

- ・「北東大西洋海洋環境保護のための OSPAR 条約」など

・参考文献

財団法人シップ・アンド・オーシャン財団・日本船舶輸出組合(2003)『英国における統合的海洋政策に関する基礎調査』国際海事情報シリーズ 68

“Top 2005, The Ocean Policy Summit”に関する資料(未公表)

DEFRA (Department for Environment, Food and Rural Affairs) (2007) “A Sea Change – A Marine Bill White Paper”
<<http://www.defra.gov.uk/corporate/consult/marinebill/index.htm>>

DEFRA (Department for Environment, Food and Rural Affairs) (2006a) “A Marine Bill – A consultation document of the Department for Environment, Food and Rural Affairs”
< <http://www.defra.gov.uk/corporate/consult/marinebill/consult.pdf> >

DEFRA (Department for Environment, Food and Rural Affairs) (2006b) “Resource Accounts 2005-06”
< <http://www.defra.gov.uk/corporate/finance/resource-accounts/accounts0506/index.htm> >

DEFRA (Department for Environment, Food and Rural Affairs) (2005) “Resource Accounts 2004-05”
<<http://www.defra.gov.uk/corporate/finance/resource-accounts/accounts0405/>>

DEFRA (Department for Environment, Food and Rural Affairs) (2004) “Resource Accounts 2003-04”
< <http://www.defra.gov.uk/corporate/finance/resource-accounts/accounts0304/index.htm> >

DEFRA (Department for Environment, Food and Rural Affairs) (2003) “Resource Accounts 2002-03”
<<http://www.defra.gov.uk/corporate/finance/resource-accounts/accounts0203/index.htm>>

外務省HP

< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html> >

英国首相官邸HP

< <http://www.number10.gov.uk/output/Page29.asp> >

衆議院憲法調査会 (2003) 「衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団報告書」『衆議院憲法調査会報告書』

< [http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/report2002.pdf/\\$File/report2002.pdf](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/report2002.pdf/$File/report2002.pdf) >

阿部孝夫 (1999) 「先進諸国における地方自治システム」『地域政策研究』第2巻 第1・2合併号 (1999年10月) pp.1-17 高崎経済大学地域政策学会

<<http://www1.tcu.ac.jp/home1/c-gakkai/kikanshi/ronbun2-1/abe.pdf>>

川島貴宏 (2002) 「メジャー政権のマーストリヒト条約批准過程に関する分析—二レベル・ゲームの視点から—」『同志社政策学研究』第4巻 pp.203-221 総合政策科学会／同志社大学大学院・総合政策科学研究科

<<http://sousei2.doshisha.ac.jp/kiyou/4pdf/4kawashima.pdf>>

社団法人日本損害保険協会安全防災部 (2000) 『EUの労働安全衛生に係る規制に関する調査・研究報告書』

<http://www.sonpo.or.jp/business/library/report/pdf/book_eu1.pdf>

田中嘉彦 山岡規雄 (2006) 『諸外国における地方分権改革—欧州主要国の憲法改正事例—』

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2006/200601/20060109.pdf>>

ジェトロ・ブリュッセル・センター (2006) 『EU法データベース「EUR-Lex」検索マニュアル(ウェブ掲載原稿)』

< <http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/reports/05001142> >

駐日欧州委員会代表部HP 「EU機関の仕組み」

<<http://jpn.cec.eu.int/data/current/EUstructure.pdf>>

野村総合研究所 (2003) 「英国における資源会計・予算制度の概要」 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公会計基本小委員会(第4回)配布資料 4-1

<<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseig/zaiseig150306d1.pdf>>

稲田圭祐 (2005) 「英国の資源会計予算」『日本財政学会第62回大会報告要旨』(2005年10月22日-23日) pp.112-113 日本財政学会

<<http://www.econ.hit-u.ac.jp/~zaisei62/resume-all.pdf>>

東京都知事本局自治制度改革推進担当 (2001) 「日本の独立行政法人の概要及び英国のエージェンシーとの比較表」 行財政改革基本問題特別委員会資料

<http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/jiti/gyoutokui/siryou/11_07/dokuritu.pdf>

中島照雄 (2000) 『独立行政法人の会計・管理システムの一考察』

<<http://www.si.gunma-u.ac.jp/~nakajima/dokuhou2.pdf>>

Ship & Ocean Newsletter 編集部 (監修: 中原裕幸 (社) 海洋産業研究会常務理事) (2002) 『英国政府、初の包括的海洋戦略を公表』 「Ship & Ocean Newsletter 第54号」

<<http://www.sof.or.jp/ocean/newsletter/054/a04.php>>

MFA HP

<<http://www.mfa.gov.uk/enforcement/default.htm>>

MFA (2006) “the Marine Fishery Agency and Royal Navy code of conduct for the inspection of fishing vessels at sea”

<<http://www.mfa.gov.uk/pdf/code-of-conduct-at-sea-vers1-3.pdf>>

(以上)

¹ 田中嘉彦 山岡規雄 (2006)及び衆議院憲法調査会 (2003) を参考文献としてまとめたものである。

² Maritime Claims Reference Manual (Secretary of Defense for Policy, 2005)参照。

³ 接続水域の設定については、1997年の国連海洋法条約批准時および2003年に国内で議論されたが、設定されるに至らなかった。しかし、今日のセキュリティ問題への対応などで再度接続水域の必要性が高まっているとのこと。Letter from Mr. Dave Barfield (Shipping International Policy Branch) on July 19, 2006.

⁴ エージェンシーとは、執行業務を行政組織の「内部」に維持したまま、組織目的の多様性に見合う柔軟な管理手法「NPM(New Public Management)」の観点から効率性の向上とサービスの質の向上を目的とする制度である。国家組織すなわち所管省の一部として位置付けられ、職員の身分は国家公務員である。

^v DEFRA (2006a) をまとめたものである。

^{vi} Marine Fisheries Agency (MFA)または海軍漁業保護中隊に所属。EU・UK 法制の遵守状況を監視するため、海上において漁船の検査を実施する義務を負う。イギリス漁業水域内で操業するすべての船と当水域外で操業する英国籍船の検査が可能。

^{vii} EU 規則 (Commission Regulation (EC) No 1042/2006 of 7 July 2006) は、法定の資格要件を充足する共同体検査官候補者の指名を加盟国に対し義務付けている。同検査官は、共同体海域 (Community Waters) の共同体漁船の検査権限を有するが、自国の主権ないし管轄権に属する領土及び共同体海域の外では警察・執行権限を有しない。なお、各国の検査官候補者リストは、欧州委員会による採択を経て公表される。

^{viii} “Top 2005, The Ocean Policy Summit”に関する資料(未公表)より

^{ix} EU の環境政策の目標は、「行動計画 (Action Plan)」の形で発表され、広範な環境問題に対し、各種の「欧州法 (European Legislation)」が策定される。環境に関する法律は主に「指令 (Directive)」という形で作成される。この「指令」は、達成すべき結果について法的拘束力を有するものの、方法については各国の裁量に任されている。

第6章 米国

1. 政治体制

- 連邦制度
- 大統領制
- 二院制(条約の批准に際しては上院の承認が必要)

2. 海洋に関する基本情報

1. 海洋管轄権の範囲

- 領海 12 海里(大統領宣言 5928、1988 年)
- 接続水域 24 海里(大統領宣言 7219、1999 年)
- 排他的経済水域 200 海里(大統領宣言 5030、1983 年)
- 大陸棚 大陸棚に関する条約(1958 年)第 1 条の定義に基づき、限界については定めていない(Outer Continental Shelf Lands Act、1953 年により管理)。

- 境界画定(本土のみ)

- 1976 年 メキシコ:太平洋およびメキシコ湾に関する EEZ の境界画定合意(交換文書、1978 年に正式な条約として発効)
- 1977 年 キューバ:フロリダ海峡およびメキシコ湾東部の海洋境界画定合意(キューバの直線基線に基づく中間線を認めず、ベースポイントから等距離線を引きなおす。)
- 1984 年 カナダ:メイン湾(+ジョージバンク)に関する境界画定合意(1984 年 ICJ 判決を基に。大陸棚と EEZ に対して単一の境界線を引く。)
- 1990 年 ソ連(ロシア):アラスカに関する海洋境界画定合意
- 2000 年 メキシコ:メキシコ湾の 200 海里を越える大陸棚の境界画定合意

- 未画定海域(一部のみ記載)

カナダ:Beaufort Sea(ユーコン州-アラスカ州)、Dixon Entrance 地域(BC 州-アラスカ州)、Juan de Fuca Strait(BC 州-ワシントン州)、米国:Machias Seal Island(10 エイカーの島:Fundy 湾)の帰属

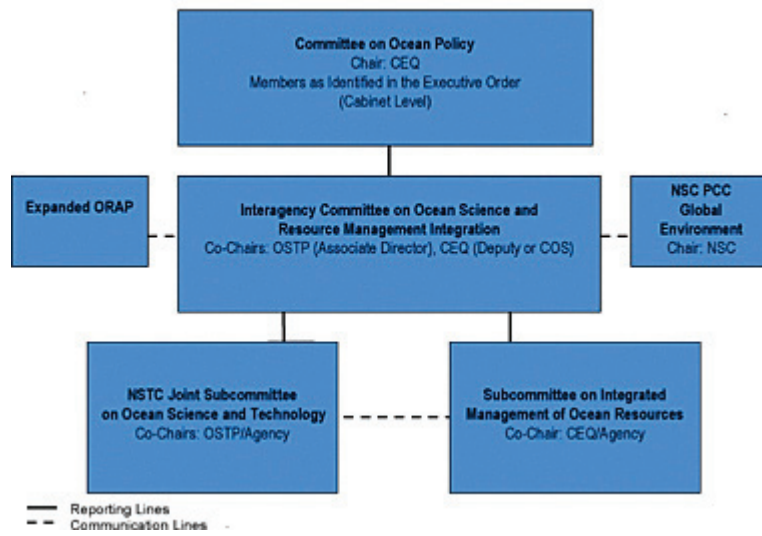
2. 海洋に関する基本数値

- 海岸線の長さ:約 19,924 km ¹
- 管轄海域(EEZ)の面積:約 11,500,000 km² ²
- 沿岸人口:
- 海洋産業の規模:毎年約 1,170 億ドル(2000 年)³

3. 海洋に関する国内体制

(1) 海洋問題を担当する主要な省庁・委員会等

- 海洋政策委員会 (Committee on Ocean Policy; 大統領令 13366 号により設置、2004 年)
 - 実現すべき政策
 - ① 行政官庁の海洋関連問題に関する活動を一体的かつ効果的に調整し、現世代および将来の世代のアメリカ国民の環境、経済、安全保障上の利益を高める。
 - ② 連邦、州、部族、地方政府、民間部門、外国政府、国際機関の海洋関連問題に関する協調・協議を適宜促進する。
 - 位置付け
環境諮問委員会 (CEQ) の一部として設立
 - 構成
 - ① 環境諮問委員会委員長 (海洋政策委員長兼務)
 - ② 国務省・国防総省・内務省・農務省・保健福祉省・商務省・労働省・運輸省・エネルギー省・国土安全保障省の各長官、司法長官、環境保護庁長官、行政管理予算局長官、米国防航空宇宙局長官、国家情報局長官、科学技術政策局長官、米国科学財団長官、統合参謀本部議長
 - ③ 国家安全保障、国土安全保障、国内政策、および経済政策担当の各大統領補佐官
 - ④ 副大統領が指名する連邦政府職員
 - ⑤ 海洋政策委員会委員長が適宜指名するその他の連邦政府役職員
 - 任務
 - ① 大統領および行政省庁長官への政策の策定・実施に関する助言
 - ② 海洋関連問題に対する情報および助言の収集
 - ③ 関係省庁長官の要求に基づき、提案された海洋関連問題への助言
 - ④ 情報や助言の提供・入手により、海洋関連問題の政府活動遂行に関する共通原則・目標の策定・実施、自発的な地域の取り組み、科学の活用などを促進する。
 - ⑤ 全地球観測システムの海洋部分について、組織的な政府開発および実施を確保
 - 組織
海洋政策委員会の活動を補佐するために、ICOSRMI、SIMOR、NSTC Joint Subcommittee on Ocean Science and Technology (JSOST) の三つの組織が置かれている。

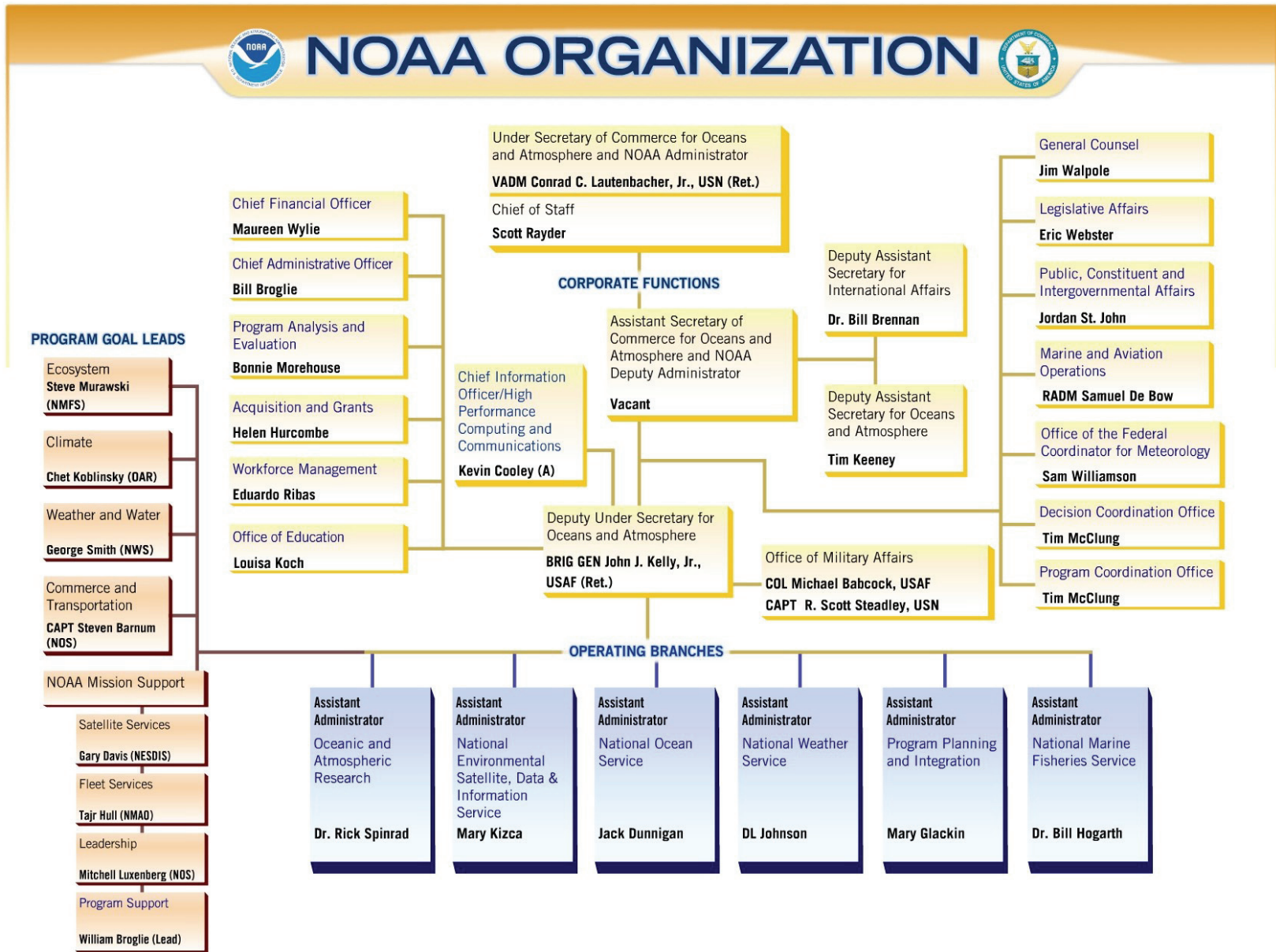


■ 海洋政策委員会の組織図

● 海洋関係に携わる主な省庁

【主要省庁】

国務省・国防総省・内務省・農務省・保健福祉省・商務省(国家海洋大気局;NOAA 含む)・労働省・運輸省・エネルギー省・国土安全保障省(沿岸警備隊を含む)など



■ 連邦予算の省庁配分

Table 1: Estimated Federal Funding for Oceans and Coastal Activities
(Dollars in Millions)*

Agency	FY 2004 Actual	FY 2005 Enacted	FY 2006 Budget Request	FY 2007 Budget Projection**	FY 2008 Budget Projection**	FY 2009 Budget Projection**	FY 2010 Budget Projection**
Dept. of Agriculture	634	669	643	643	590	544	544
Dept. of Commerce	1,871	2,101	1,682	1,643	1,654	1,649	1,622
Dept. of Defense	1,508	1,528	1,423	1,253	1,249	1,232	1,248
Dept. of Energy	24	16	12	12	12	12	12
Environmental Protection Agency	1,105	963	782	782	782	782	782
Dept. of Health and Human Services	7	7	7	7	7	7	7
Dept. of Homeland Security	2,086	2,771	2,962	3,048	3,185	3,361	3,496
Dept. of the Interior	732	752	766	765	769	771	769
Marine Mammal Commission	2	2	2	2	2	2	2
National Aeronautics and Space Administration	91	104	136	133	75	54	45
National Science Foundation	358	340	344	344	344	344	344
Smithsonian Institution	1	1	1	1	1	1	1
Dept. of State and USAID	96	93	96	92	78	76	70
Dept. of Transportation	893	837	492	373	373	374	374
Dept. of the Treasury	16	16	16	16	16	16	16
Total	\$9,423	\$10,199	\$9,364	\$9,112	\$9,138	\$9,224	\$9,332

* Numbers may not add due to rounding.
** Unless specified by the agencies. Estimates for FY 2007 to FY 2010 were assumed equal to the President's 2006 Budget Request. Presidential budget requests for these programs are evaluated annually; as such, the budget projections herein for FY 2007 and beyond are subject to reassessment and change, and should not be construed as equivalent to budget requests.

(2005 FEDERAL OCEAN AND COASTAL ACTIVITIES REPORT TO THE U.S. CONGRESS, Interagency Committee on Ocean Science and Resource Management Integration, December 2005, p. iX)

(2) 連邦と州の権限配分

- 連邦政府:原則として、基線から 3 カイリ以遠の海域と海底(航行、安全保障、外交に関する事項については、3 カイリ以内の海域についても連邦法が適用)
- 州政府:3 カイリ以内の海域と海底
- 連邦と州の権限配分をめぐる争いについて

海洋に関する州と連邦の権限配分については、合衆国憲法上名文の規定はない。修正第 10 条により、憲法に明示されていない権限については州が権利を有するため、従来、領海および沿岸域に対しては、州の権限であるとされていた。しかし、1947 年の連邦最高裁判所判決 (U.S. v. California, 332 U.S. 19 (1947)) により、3 カイリまでの領海については、上部水域、大陸棚、およびその資源に関して連邦が最高の権限 (paramount authority) を有すると判示された。

しかし、本判決に対する州の反発により、その後、議会により、沿岸から 3 カイリの浸水地に対する資源等の開発・管理に関する州の権原 (title) が認められる「浸水地法 (Submerged Lands Act, 43 U.S.C. 1301 et seq.)」が制定された。1953 年に制定された「大陸棚法 (Outer Continental Shelf Lands Act of 1953, 43 U.S.C.A. 1331 et seq.)」においては、沿岸から 3 カイリ以遠の大陸棚の開発については連邦が管轄権を有することとなった。例外として、メキシコ湾についてテキサス州とフロリダ州に歴史的権原から 10 カイリの管轄権が最高裁判決により認められている (U.S. v. Louisiana,

1960, U.S. v. Florida, 1960)。

しかし、合衆国憲法第 1 条 8 節において、通商、防衛、外交については、連邦が立法管轄権を有するとされているため、これらに関するものについては、同水域においても連邦法が適用されることになる。航行、安全保障、外交に関する事項については、3 カイリ内でも連邦の管轄となる。基本的には、海洋の空間管理については、外交、安全保障や国家政策にとって重要な「航行 (Navigation)」に影響を与えるため、連邦の責任であると推論されるからである。

この 3 カイリまでの海域については、資源開発や漁業規制を含むすべての権限が州に与えられる。米国が領海を 12 カイリに拡大した 1988 年以降も、州の権限 3 カイリについての規定に変更はない。

しかし、環境問題への市民の関心の高まりや、州の取り扱いの違いに対する反発 (特に大陸棚開発に関する税収の分配など) から、一部の連邦の活動に対する州の関与が認められる。

1972 年に沿岸域管理法 (Coastal Zone Management Act, 16 U.S.C. 1450 *et seq*) を連邦議会は制定し、連邦管轄水域 (3 カイリ以遠) での活動に対する州の関与を認めた。沿岸資源管理のための計画を発展させるために、連邦管轄水域での活動に対して、州の沿岸域管理プログラムに一致しない活動であれば、沿岸域の資源に影響を与える活動を検討および場合によっては差し止める権限を州にもたせた (最終的な判断権限は連邦にあり)。

漁業については、1976 年に「漁業保存・管理法 (Fishery Conservation and Management Act (Magnuson-Stevens Act), 16 USC 1801 *et seq.*)」を制定し、200 カイリ漁業保存水域における米国の排他的管轄権を設定し、同海域での管理計画を定めた。この結果、3 カイリまでの水域については州が、3~200 カイリについては連邦が管轄権を行使することとなった。各国の動きを受けて、1986 年に同法を改正 (16 USC 1802[6]) し、非生物資源を含むすべての資源に対して管轄権を設定した。州の管理計画や規制が連邦の規制に悪影響を及ぼす場合は、介入する権利を認める。

4. 主な海洋法制と政策

(1) 基本法・基本政策

米国連邦政府は、海洋全体を統括するような基本法を制定していないが、行動計画にもとづき統合的な海洋の管理に着手している。

● 「米国海洋行動計画 (U.S. Ocean Action Plan)」(2004 年 12 月)

本行動計画は、2004 年 9 月に公表された海洋政策審議会 (Commission on Ocean Policy; Oceans Act 2000 により設置) の報告書「21 世紀の海洋計画 (Ocean Blueprint for the 21st Century)」に対する、ブッシュ政権の対応である。本行動計画の公表とあわせて、連邦の諮問委員会である環境諮問委員会 (CEQ) のもとに、海洋政策委員会 (上記参照) を設立している。

● 理念

- ① 汚染を軽減し健全かつ生産的な海洋・沿岸・五大湖とする
- ② 最高の科学およびデータの利用に基づく意思決定に必要な情報の提供
- ③ 生態系アプローチ適用の努力
- ④ 経済的刺激策の利用
- ⑤ 連邦、州、部族、地方政府、民間などの関係者との協力関係の確立など

→国民のための海洋・沿岸資源の責任ある活用と管理 (Stewardship)

- 内容

- ① 閣僚級の海洋政策委員会の新設
- ② 地域漁業委員会と協力して、市場本意の漁業管理体制の活用を推進
- ③ 統合海洋観測を含む全地球観測ネットワークの構築
- ④ 海洋研究優先課題計画・実施戦略を策定する
- ⑤ 国連海洋法条約への加盟を支援
- ⑥ サンゴ礁地方行動戦略を実施
- ⑦ メキシコ湾の地域協力関係を支援
- ⑧ NOAA の権限を明確にするための基本法を可決する
- ⑨ ブッシュ政権の国家貨物輸送行動アジェンダを実施

- 実施状況:2006 年度予算(見積もり)

海洋・沿岸・五大湖に関するプログラムに対する 2006 年度連邦予算は、9,000,000,000ドル以上となっている。とくに、海洋行動計画にある、①海洋・沿岸・五大湖の資源の利用・保存・管理の向上、②海洋・沿岸・五大湖に関する理解の増進、③海上輸送の支援、④国際海洋科学と政策を向上について、主な予算が配分されている(下記参照)。

Table 2: Estimated FY 2006 President's Budget for Ocean and Coastal Activities by Theme
(Dollars in Millions)

Agency	Enhancing the use, conservation, and management of ocean, coastal, and Great Lakes resources	Supporting maritime transportation	Advancing our understanding of oceans, coasts, and Great Lakes	Advancing international ocean science and policy	Other, not elsewhere classified
Dept. of Agriculture	641				2
Dept. of Commerce	895	182	516	9	81
Dept. of Defense	170	851	127		275
Dept. of Energy			11	1	
Environmental Protection Agency	697		67	15	3
Dept. of Health and Human Services			7		
Dept. of Homeland Security	1,598	1,268	55	42	
Dept. of the Interior	688		71	6	
Marine Mammal Commission	1		1		
National Aeronautics and Space Administration			136		
National Science Foundation	1		343		
Smithsonian Institution			1		
Dept. of State and USAID	33		8	47	7
Dept. of Transportation	22	470			
Dept. of the Treasury				16	
Total	\$4,747	\$2,772	\$1,343	\$135	\$367

(2005 FEDERAL OCEAN AND COASTAL ACTIVITIES REPORT TO THE U.S. CONGRESS, Interagency Committee on Ocean Science and Resource Management Integration, December 2005, p. iX)

(2) 米国の海洋に関する個別法制の流れ

米国の海洋関係法制定の流れについては、次の通りに分けることができる⁴。

● 戦後からストラットン報告書(1969年)まで:資源確保の動き

1945年 トルーマン宣言(Policy of the United States with Respect to the Natural Resources of the Subsoil and Seabed and Seabed on the Continental Shelf, Proclamation No. 2667 (Sept. 28; H. Truman))

大陸棚は沿岸国の陸地の延長で、自然的にこれを附属するとみなされ、沿岸に接続して公海の下にある海底とその地下の天然資源は米国に帰属しその管轄権と管理に服する。他国の大陸棚との協会は衡平原則に従い両国の合意で確定すること。大陸棚制度は上部水域の公海としての性格とその航行の自由を害しないとすること。

1947年 連邦最高裁判所判決(U.S. v. California, 332 U.S. 19 (1947))

領海に対する連邦の管轄権を認め、既存の判例法を覆す。

1953年 浸水地法(Submerged Land Act)

沿岸州に沿岸から3カイリの土地についての権原を認める。上部水域の漁業規制を含む。しかし、上部水域については、連邦の通商、航行、国防、国際関係に関する規則に従うとする。

1953年 大陸棚法(Outer Continental Shelf Lands Act)

① 浸水地法で認められた、3カイリの沿岸州の海域以遠の海底に対する連邦政府の管轄権を明記。

② 大陸棚における石油・ガス開発に関するリースを許可する連邦の権限
所管官庁:Secretary of Interior

プロセス: (1) pre-leasing, (2) Sale of leases, (3) exploration by lessees, (4) 石油・ガス等の鉱物資源の開発と生産。

③ Tract selection system により、リース可能な土地の量を制限する。

④ Revenue は、連邦政府に。

→ 開発の促進を目的とする

1966年 海洋資源・工学開発法(Marine Resources and Engineering Development Act)

ハイレベルの interagency 評議会として、①海洋科学評議会、②海洋科学・工学・資源委員会(COMSER)を設立。②は J.ストラットンが議長を務める。時限立法。1970年代前半に役割終了。以後、2000年まで同様の評議会は存在しなかった。

1969年 ストラットン報告書

① 連邦政府の海洋に関する取り組みを一つにまとめるよう提案。海洋・気象に関する庁を設けて、海洋の実効的な利用を実現するために必要な活動を行うことができるようまとめる。

- ② 沿岸域の計画・管理を始める必要性
- ③ 海洋科学・技術・工学に関するプログラムを拡大する事

● **1970年代:海洋法制確立の時代(環境への配慮、資源の保存)**

1969年 カリフォルニア沖のサンタ・バーバラ油田石油噴出事故

1969年 連邦環境政策法(National Environmental Policy Act (NEPA))

連邦政府の活動に関する環境への影響分析に対してパブリックの関与を認める

1970年 商務省にNOAAを設立

1972年 沿岸域管理法(Coastal Zone Management Act)

① 沿岸域の利用に関する競合が存在することを認識し、また連邦・州・地方との権限が重複していることを認識し、州が沿岸域の土地および水域の利用を管理する計画を発展させる主要な役割があるとする。

② 管理計画はボランティアなもの。

③ 州がCZM計画を発展させるために、連邦が援助を行う。計画に対する連邦の承認が得られたら、当該計画を実施するために州に対して連邦より予算が提供される。

④ 連邦政府の援助

⑤ 連邦政府が計画を承認するのは、実施内容ではなく手続的なものについてのみである。

⑥ Section 307に「Federal Consistency」に関する規定を設けて、連邦政府の3カイル以遠の活動については、州のCZM計画に合致するよう義務づける。州が、沖合の連邦の活動に対して訴訟を起こし、州の権限強化に繋がることに。

◆ 問題点

① 連邦政府の活動に対する訴訟の増加

② 土地と水域に関する争い(実施段階において問題を生じる。)

果たして、CZMAは、土地利用が重点なのか?それによってアプローチが異なる。

③ CZMAが資源の管理か、それとも保全かについて明確でない。(管理主導型:利用と保全のバランスか、保全中心型か?)

④ 連邦の権限について(財政的なものだけか?)

1972年 海洋保護・調査・保護区法(Marine Protection, Research, and Sanctuaries Act)

海洋における廃棄物のダンピングを禁止

1972年 水質汚染防止法(Clean Water Act)

1972年 海洋ほ乳類保護法(Marine Mammal Protection Act)

モトリアムを設置することにより、海洋ほ乳類を保護する(漁獲の禁止、海洋ほ乳類およびその製品の米国への輸入を禁止。Sec. 1362)。例外規定も設ける(科学調査、商業漁業における混獲、アボリジニーの漁業など Sec. 1371)。

捕獲の禁止に関する規定の違反については、罰が科される(Sec.1375)。
エコシステム・アプローチに近い立場をとるが、実際には実現されていない
(Sec.1361[6])。

◆所管官庁

① National Marine Fisheries Services (NOAA):くじら目、アシカ亜目

② 内務省(US Fish and Wildlife Service):その他の海洋ほ乳類

* 州から、海洋ほ乳類に関する権限を奪う。→カリフォルニア州など、従来適切な管理を行っていた州と、実施段階において、対立を生じている。Section 109 (b)(g)では、州に権限を戻すための手続を設けているが、2000 年段階では認められているところはない。

◆ Marine Mammal Commission および Committee of Scientific Advisors の設立。
研究および管理活動のチェック。Commission は諮問機関で、立法権限はない。

◆ 問題点

① ツナ漁業による混獲に対する環境保護派の反対

② 管轄権が二つにまたがること(天然資源省の設立を前提としていたが、結局設立されなかった。)

③ optimum sustainable population や depletion の解釈が曖昧。

④ エコシステム・アプローチの概念の限界(人間にとって必要なもの(食糧やエネルギー)を適切に取り込んでいないため)

1973 年 絶滅危惧種(保護)法(Endangered Species Act)

1975 年 最高裁判所判決

13 の大西洋沿岸州が、大陸棚全体およびその資源についての所有権を主張して提訴。最高裁判所は、連邦政府の権限を認める。しかし、連邦の開発促進政策に対する世論が高まる。

1976 年 漁業保存・管理法(Fishery Conservation and Management Act)

200 カイリ漁業保護水域を設定し米国の排他的な管轄権を主張。
地域機関の設置。

1978 年 大陸棚法改正

州と連邦の歳入をめぐる調整

① section 8 を追加。リースの手続について。Secretary に広範な裁量を認める。

② section 18 を追加。Secretary の責任を増加させる。

③ Secretary に、5 年毎にサイズ、タイミング、場所を定め、環境に配慮してバランスを保つよう求める。

④ 不公平な負担をしくような損害が生じる場合に、リースのキャンセルおよび停止を行うことができる。

⑤ area-wide system に基づくリース→従来の制限がなく、大幅な増加。

⑥ 生産に基づく revenue に変更可能とする

1970年代の劇的変化の背景 (Cicin-Sain 2000)

- ① 環境問題への国内外における関心の高まり (ストックホルム宣言や油流出事故などによる)
- ② 議会の力が強く、大統領の力が弱まっていた (ベトナム戦争、ウォーターゲート事件など)。
- ③ 州における土地利用計画に関するプロジェクトおよびその法典化作業の活発化
- ④ 海洋に関する連邦の権限強化

● 国連海洋法条約成立 (1982 年) 以降の動き

1983 年 排他的経済水域に関する大統領声明 (Exclusive Economic Zone of the United States of America, Proclamation No. 5030, 48 Fed. Reg. 10,605 (R. Regan Mar. 10))

1988 年 領海に関する大統領声明 (Territorial Sea of the United States of America, Proclamation No. 5928, 54 Fed. Reg. 777 (R. Regan, Dec. 27))

1994 年 国連海洋法条約を議会へ提出 (クリントン政権) → 承認を得られず

1996 年 持続可能な漁業に関する法 (Sustainable Fisheries Act)
Magnuson-Stevens Act の改正 → 予防原則の導入

1999 年 接続水域に関する大統領声明 (Contiguous Zone of the United States, Proclamation No. 7219, 64 Fed. Reg. 48,701 (W. Clinton, Aug. 2))

1980 年以降の特徴

- ① 議会と政府の対立が海洋政策実施の妨げに
- ② レーガン政権における資源開発志向と議会による大陸棚開発に関するモラトリアム設定
- ③ 米国議会の unilateralism: 世界貿易機関などにおける、Tuna-Dolphin 紛争や Shrimp-Turtle 紛争など環境規制をめぐる米国の一方的措置の増加と国際紛争の激化

● 海洋政策審議会の設立と新たな海洋政策

2000 年 サンゴ礁保全法 (Coral Reef Conservation Act)

2000 年 Marine Protected Area Executive Order No. 13,158; 65 Fed. Reg. 34,909.

2000 年 Ocean Act

海洋政策審議会 (Commission on Ocean Policy) の設置: 既存の法の検討およびその改善についての提言を求める

2004 年 海洋政策審議会報告書「An Ocean Blueprint for the 21st Century」

長所: 教育・科学の拡充に関する具体的なコメント

批判: 新たな海洋利用や大陸棚開発に関するモラトリアムの問題については、踏み込んでいない。

2005 年 「米国海洋行動計画 (U.S. Ocean Action Plan)」 (ブッシュ政権)

(3) 米国の海洋法制一覽

- 沿岸の防災

Flood Disaster Protection Act
Intervention on the High Seas Act
National Flood Insurance Act
Watershed Protection and Flood Prevention Act

- 沿岸域管理

John H. Chafee Coastal Barrier Resources System Act
Coastal Wetlands Planning, Protection, and Restoration Act
Coastal Zone Management Act *
Coastal Zone Act Reauthorization Amendments of 1990 *
Energy and Water Development Appropriations Act, 2000
Estuary Protection Act
Land and Water Conservation Fund Act
North American Wetlands Conservation Act
Oceans Act of 2000
Shore Protection Act
Water Resources Development Act of 1999

- 環境管理

Act to Prevent Pollution from Ships
Clean Vessel Act
Clean Water Act
Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act
Estuaries and Clean Waters Act of 2000
Emergency Planning and Community Right-to-Know Act
Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act
Marine Plastic Pollution Research and Control Act
National Environmental Policy Act
Ocean Dumping Act
Oil Pollution Act of 1990
Superfund Amendments and Reauthorization

Act

Toxic Substances Control Act

- 歴史的・文化的資源の保護

Antiquities Act
Abandoned Shipwreck Act
Archaeological Resources Protection Act
National Historic Preservation Act

- 生物資源

Atlantic Coastal Fisheries Cooperative Management Act
Atlantic Striped Bass Conservation Act
Atlantic Tunas Convention Act of 1975
Driftnet Impact Monitoring, Assessment, and Control Act of 1987
Endangered Species Act
Fish and Wildlife Act of 1956
Fish and Wildlife Conservation Act
Fish and Wildlife Coordination Act
Fish Restoration and Management Projects Act
Fishermen's Protective Act (Pelly Amendment)
High Seas Driftnet Fisheries Enforcement Act
High Seas Driftnet Fishing Moratorium Protection Act
High Seas Fishing Compliance Act of 1995
Lacey Act
Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act *
Marine Mammal Protection Act
Marine Mammal Protection Act Amendments of 1994
National Fishery Enhancement Act
Nonindigenous Aquatic Nuisance Prevention and Control Act
Sustainable Fisheries Act *
Whaling Convention Act of 1949

- 海洋保護区

Clean Water Act, section 320 (National Estuary Program)

Coastal Barrier Resources Act

Coastal Zone Management Act, section 315 (National Estuarine Research Reserve System)

National Marine Sanctuaries Act

National Parks Omnibus Management Act of 1998

National Park Services Organic Act

National Wildlife Refuge System

Administration Act

Rivers and Harbors Act

- 大陸棚資源

Deep Seabed Hard Mineral Resources Act

Ocean Thermal Energy Conversion Act

Outer Continental Shelf Deep Water Royalty Relief Act

Outer Continental Shelf Lands Act *

Submerged Lands Act

Ports and Navigation

Deepwater Port Act

Inland Navigational Rules Act

International Navigation Rules Act

- 船舶の通航・衝突

Ports and Waterways Safety Act

(4) 主な海洋関係の条約の批准状況

- 主な海洋関係条約の批准状況

・国連公海漁業実施協定(1996年批准)

・気候変動枠組み条約(1992年批准)

・MARPOL73/78、Annex I~III、V

・同京都議定書(未批准)

・生物多様性条約(未批准)

・国連海洋法条約(未批准、1994年実施協定については署名のみ)

- 国連海洋法条約の批准に関する問題

米国は、国連海洋法条約の起草過程で主導的役割を演じ、大陸棚制度、国際海峡制度や領海の無害通航権に関する規則(1989年米・ソ「無害通航に関する国際法規の統一解釈」など)に重大な影響を及ぼしてきたが、同条約を批准していない。

米国は、国連海洋法条約の起草過程で主導的役割を果たしてきたが、同条約を批准していない。ブッシュ政権は、第108議会(2003~2004年)に批准のための助言と承認を求めて同条約を上院に提出し、上院の外交委員会(2003年10月14日、21日開催)および下院の国際関係委員会(2004年5月12日開催)の双方で、条約の批准に関する公聴会が開かれた。1994年にクリントン政権が、議会へ同条約の批准を求めて提出して以来の動きである。こうした動きの背景には、海洋政策審議会の勧告だけでなく、ロシアの大陸棚委員会(CLC)に対する大陸棚の延伸申請が、米国のアラスカ州沖における大陸棚の利益確保へ影響を及ぼすのではないかという懸念や、国連海洋法条約発効10年目である2004年に米国の利益に反する

ような改正案が提出されるのではないかという懸念もあったようである。

上院の公聴会では、有識者、行政側双方とも条約批准賛成派のみによる意見聴取であった。一方、下院の公聴会では、批准反対派を含めたものであった。上院の外交委員会では、全会一致で同条約批准を承認したが、本会議は通過せず、同条約を批准できなかった。

米国が批准しない理由は、以下のような問題があるためだと考えられる。

- **深海底資源の開発に関する問題**

国連海洋法条約では、深海底については、「人類の共同遺産」の概念を適用し、深海底の活動を管理するための機関として、国際海底機構 (International Seabed Authority) を設立し国際管理を行うこととなっている。同機構には、意思決定機関として総会、理事会が設けられているが、理事会が同機構の執行機関となり、開発の許可などの承認や掘削活動の実施に関する重要な事項を決定する権限を有している。一部を除き多数決により決定は行われる(161、162条)。深海底の鉱物資源の探査・開発については、商業的生産を開始して15年後に再検討会議を開催して、機構への一元方式への移行の可否を改めて審議することとし(155条)、それまでは機構の機関である「事業体」による直接開発と、同機構が承認した締約国およびその法人等との提携による並行方式となっている(153条)。また、事業体の資金は、国連の通常予算の分担率に応じて同機構の構成国が拠出する分担金等によりまかなわれる(170~171条)。非保留鉱区については、申請者に排他的な権利が与えられるが、同機構の細かな管理に服し、技術移転を同機構に対して行わなければならない(144条、附属書 III・5条)。

このような内容に対し、米国は不満を抱き、同条約の署名・批准を拒否した。技術移転の義務については米国の安全保障上の脅威を生じる恐れがあること、契約者の選定について米国の申請者に対する差別が生じる可能性があること、理事会の構成や意思決定手続が西側諸国には不利であることが主な原因であるとされた。なお、米国は、1980年に、深海底鉱物天然資源法 (Deep Seabed Hard Mineral Resources Act) を制定し、自国利益の確保のための立法を行っている。

1994年には、新たに「1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定」(実施協定)が締結された。実施協定では、米国の主張を取り入れた形となり、意思決定に関しては多数決でなくコンセンサス方式が導入され、また米国の議席も確保される方式で合意された。

1994年にクリントン政権は、実施協定に署名し、深海底に対する懸念は取り除かれたとして、国連海洋法条約と実施協定を上院の承認を求めて提出した。上院の外交委員会では、新たに構築された実施協定が、深海底開発に対する米国の問題を解決しているかが中心として議論されたが、承認を得ることはできなかった。

2003年の上院・外交委員会の公聴会では、1994年の実施協定でコンセンサス方式が導入されたことにより、米国の利益に反する意思決定を阻止することができること、また理事会の議席も確保できることから、批准を妨げる要因はないと主張された。とくに、米国は既存の国内立法で国連海洋法条約の規定をほぼ履行しており、深海底の開発を除いては新たな立法措置が必要でないため、深海底の問題さえクリアされれば批准を妨げる要因はないとされた。

一方、下院・国際関係委員会の公聴会では、①国際海底機構の行政能力がいわゆる超国家的であり、米国の主権をしのぐこと、②資源の開発方法が市場原理にまだ反していること、③国際海底機構の徴税方式が国際慣行に合致しない(国際組織に徴税能力はなく、拠出金は、ボランティアベースでなければならない)、などの理由が挙げられた。

● 国連海洋法条約における強制(裁判)管轄権の問題

国連海洋法条約では、同条約の適用・解釈をめぐる紛争については当事者の合意により平和的に解決しなければならないが、合意できなかった場合には、国際海洋法裁判所、国際司法裁判所、仲裁裁判所、特別仲裁裁判所のいずれかに付託されなければならない(286条)。このため、同条約をめぐる紛争については、強制的に裁判手続に付されることとなる。米国は、この点を、国連海洋法条約の履行を促すために重要な制度であると理解する反面、このような制度は他国が恣意的に米国に対して訴訟を起こす可能性があり、米国が有する海洋利益、とくに軍事活動に重大な影響を及ぼすと見ている(CRS IB95010, Feb. 14, 2001)。

上院および下院の双方で証言を行った Moore 教授(バージニア大学法学部)は、こうした強制管轄権については、同条約 298 条により境界画定紛争、軍事的活動に関する紛争、安保理決議に基づく活動については、書面によって強制管轄から除く宣言を行うことが認められているため、米国の軍事活動は強制管轄の対象とならないと証言した。また、何が軍事活動に該当するかの判断は、裁判所ではなく宣言を行った国にあるとした。行政側も、同様の立場をとり、批准の際には宣言を行えばこうした懸念は払拭されるとの立場を示した。

しかし、下院で証言を行った Baker Spring 氏(The Heritage Foundation)によると、こうした宣言のみによって米国の安全保障上の利益が確保されることは疑わしく、他国が米国の宣言を受け入れない可能性もあるとした。国連海洋法条約だけでなく、米国は、従来から、強制(義務的)管轄権を有する国際裁判機関への受諾に対して慎重である。ジュネーブ 4 条約批准に際しても、4 条約についても上院は承認を与えたが、国際司法裁判所の強制管轄権を認める選択条項は認めなかった。

● その他の安全保障上の問題(下院・公聴会より)

- ・ 公海の利用が平和目的に限られている(88条)
- ・ 公海における臨検の権利(110条)の中に、テロや大量破壊兵器の拡散防止が含まれておらず、米国が推進している Proliferation Security Initiative (PSI) が妨げられる
- ・ 深海底の開発に関する技術移転(144条)には、安全保障に関するものも含まれており、米国の利益を阻害する

¹ THE WORLD FACT BOOK 2006 (CIA).

² *Id.*

³ *Living Near and Making a Living From the Oceans*, in PRELIMINARY REPORT OF THE U.S. COMMISSION ON OCEAN POLICY, 2004

⁴ Biliana Cicin-Sain & Robert W. Knecht, *The Future of U.S. Ocean Policy: Choices for the New Century* (2000)参照。

第7章 欧州連合

ーグリーンペーパー「欧州連合の将来の海事政策に向けて:海洋に関するビジョン」を中心にー

1. 政治体制

EU(European Union: 欧州連合)は経済的統合を中心とする欧州共同体(European Community: EC)をもとにして、共通外交・安全保障政策、司法協力等の幅広い協力を目指し、1995年に設立された政治・経済統合体である¹。

現在の加盟国はオーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国の27ヶ国。

EUは連邦国家ではなく、通常の三権分立体制をとっていない。立法に関する機関も複数あり、各機関への権限配分はEU条約の規定によって行われる。主要機関には次のような機関がある。

- 欧州理事会(European Council)
EUの最高協議機関。加盟国の元首により構成される。EUの一般的政策決定を行う。
- 閣僚理事会(Council of European Union)
EUの主要な立法機関。加盟国閣僚により構成される。国際条約締結権を有し、加盟国間の政策調整を行う。
- 欧州議会(European Parliament)
EUの諮問・共同決定機関。加盟国代表として直接選挙された議員により構成される。理事会との共同決定手続き、同意手続き、諮問手続きを通じて立法を行う。
- 欧州委員会(European Commission)
EUの行政・執行機関。加盟国から1名ずつ選出された委員により構成される。議会および理事会に対して法案提案権を有する。

2. 海洋に関する基本情報

(1) 海洋に関する行政組織(EU)

以下の各機関が事項毎にEUレベルでの管理活動の調整、支援、基準作成等を行っている。

- 欧州対外国境管理協力庁(FRONTEX:European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders of the Member States)
- 欧州海上保安機関(EMSA:European Maritime Safety Agency)
- 共同体漁業管理機関(CFCA:Community Fisheries Control Agency)
- 欧州環境機関(EEA:European Environment Agency)
- 欧州防衛庁(EDA:European Defense Agency)
- 欧州宇宙機関(ESA:European Space Agency)

(2) EU 法の法源

EU 法の法源には、①共同体設立条約（ローマ条約、マーストリヒト条約、アムステルダム条約など）、②共同体立法（EU 指令など）、③欧州裁判所の判例、④加盟国に共通する法の一般原則がある。この内、共同体立法には以下のような形式があり、それぞれ効果が異なる。

- 規則 (Regulation)
規則自体がEU 域内の各国の政府や民間企業の行動を直接規制する法令であり、加盟各国の国内法に優先して直接加盟国に適用される。
- 指令 (Directive)
指令が採択されると、加盟国は国内法・規制を指令に沿って改定しなければならないが、指令の内容は「最低要求」であるので、各国の国情や取組姿勢により厳しくすることができる。ただし、「製品」については、その流通を確保する観点から、EU 指令を満たすものは各国が受け入れなければならないため、基準の上乗せはできない。なお、国内法の整備は、指令がEU官報に発表された日から遅くとも3年以内に行わなければならない、指令によって期間が異なる。
- 決定 (Decision)
適用対象を特定の国、企業、個人等に限定したもので、対象となる国、企業、個人等を直接拘束する。
- 勧告 (Recommendation)
加盟国や対象企業、個人等に一定の行為や措置をとることを期待する旨、欧州委員会が表明するもので、法的拘束力はもたない。
- 意見 (Opinion)
特定のテーマについての欧州委員会の意思を表明するもので、勧告と同様、法的拘束力はない。

(3) EU と加盟国の権限配分

海洋管理は、原則的に加盟国政府が権限を有する（EC 条約第 5 条）²。

政策の調整等は、事項毎に関連する分野別政策（漁業、環境、運輸・エネルギー、研究、企業・産業、地域政策、競争、司法・自由・安全務、雇用・社会問題・機会均等、対外関係、保健・消費者保護）の中で処理される。

3. 統合的海洋政策策定の動き

(1) 背景

EU は 27 加盟国のうち 22 加盟国が沿岸国であり、4 つの海（地中海、バルト海、北海、黒海）と 2 つの外洋（大西洋、北極海）に囲まれる地域である。

EU の海岸線は米国の 3 倍、ロシアの 2 倍にあたる 68000km におよび、加盟国の管轄権にある水域は世界最大である。EU の人工の約半分が海岸から 50 キロ以内に居住する。

海洋産業は EU の GDP の約 3～5% を占める。漁業では 52 万人が従事し、2006 年には 730 万トンの漁獲があげられ、漁獲高は世界第 2 位にある。海運関連産業には約 35 万人が従事し、

欧州貿易の約 90%が海運により行われ、欧州企業所有の船腹量は世界の 40%を占める。他方、EU は最大持続生産量(MSY)を 2~5 倍上回る過剰漁獲や、バルト海の藻類ブルーム蔓延などの海洋環境悪化、EU 国籍船員数の減少、密入国や人身売買等の海上犯罪といった問題にも直面している³。

また、EU の失業者は全体で 1900 万人であり、新たな産業の振興と雇用の創出が重要課題とされている⁴。

(2) グリーンペーパー作成への経緯

このような背景の中、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)ヨハネスブルグ実施計画や豪州や米国、カナダでの統合海洋管理政策策定に影響を受け、2005 年から欧州委員会において統合海洋管理政策策定のための作業が開始された。中心となったのは欧州委員会のジョゼ・マヌエル・バロゾ委員長(ポルトガル)と、彼から海洋政策タスクフォースの設立を任されたジョー・ボルグ漁業・海事担当委員(マルタ)である⁵。

2005 年 1 月に発表された「戦略的目標:ヨーロッパ 2010(Strategic Objectives 2005-2009 Europe 2010: A Partnership for European Renewal Prosperity, Solidarity, and Security)」においては、環境的に持続可能な形での海洋活動と海洋経済の振興を目的とする包括的海洋政策の必要性が指摘され、同年 3 月に発表されたコミュニケでは、包括的海洋政策策定への第一歩として、海洋政策タスクフォース(Maritime Policy Task Force)の設置および将来の EU 海洋政策に関するグリーンペーパーの作成が決定された⁶。

グリーンペーパーとは、欧州委員会が特定の政策分野について、ステークホルダーによる議論を喚起し、協議過程への参加を促す目的で発行する文書である。グリーンペーパーを基に議論が行われた結果、欧州委員会は特定分野の EC の行動に関する公的な提案を含むホワイトペーパーを発行することもあり、さらに理事会の同意が得られれば、当該事項に関する行動計画の作成や立法へとつながっていく。⁷

海洋政策タスクフォースはジョン・リチャードソン氏を長とし、7つの作業部会(WG 1: 海事産業の競争力、WG 2: 社会的・訓練的側面、WG 3: 排他的経済水域・資源・海洋法、WG 4: 海洋調査・データ収集、WG 5: 地域的問題・インフラ・観光産業、WG 6: 海事安全と海洋安全保障、WG 7: 気候変動)により構成される⁸。その活動は運営委員会が指揮するものとし、運営委員会はボルグ委員を議長として 7 人の欧州委員(企業・産業担当副委員長、運輸担当副委員長、環境担当委員、地域政策担当委員、漁業・海事担当委員、研究開発担当委員、エネルギー担当委員)により構成される。こうして作成されたグリーンペーパーは 2006 年 6 月に欧州委員会により「欧州連合の将来の海事政策に向けて:海洋に関するビジョン」と題して発表された⁹。

なお、タスクフォース設立後も、欧州委員会は 2005 年 10 月に、海洋産業や社会活動の基盤となる資源の保護と 2021 年までの EU の海洋環境の回復を目標とする「海洋環境の保護および保全に関するテーマ別戦略(The Thematic Strategy on the Protection and Conservation of the Marine Environment)」を策定し、欧州理事会と欧州議会に「海洋環境政策に関する EU の行動に関する枠組み指令(Framework for Community Action in the field of Marine Environmental Policy:略称は海洋戦略指令 Marine Strategy Directive)」策定を提案している(2006 年 12 月に欧州理事会で政治的合意が成立)¹⁰。テーマ別戦略は第六次環境行動計画

「環境 2010:我らの未来、我らの選択 (Environment 2010, Our Future, Our Choice)」の下で作成され、将来の EU 海洋政策における環境面での柱となるものである¹¹⁾。

(3) グリーンペーパーの概要

グリーンペーパーは全7章、20節によって構成される約50頁にわたる文書である。各節末にはパブリックコメント用に若干の設問が付けられている。

第1章では、EUの現在の海洋事情、グリーンペーパーの目的、統合的海洋政策の必要性、海洋政策策定にあたって基本とすべき原則について論じている。ここでは、従来の分野別海洋管理に対し、EUアジェンダの中核をなす持続可能な開発の観点から、EU・国家・地域・国際レベルの分野横断的な統合的海洋管理政策の必要性を指摘し、グリーンペーパーの目的をこの議論を喚起することにあると表明している。

新しい海洋政策の基本原則としては、第1には、「より多く、より高品質な職を提供し、社会的連帯をより強固にする、持続可能な経済発展を可能にする、世界最高の競争力を有するダイナミックな知識経済」へと EU 経済の転換を図り、2000年に欧州理事会が採択した「リスボン戦略」、第2に「海洋環境の保護および保全に関するテーマ別戦略」でも採用された、科学的知識に立脚した生態系アプローチの2つをあげている¹²⁾。

また、EUの行動は加盟国や地域の行動に価値を付加する場合にのみ認められることが宣言され、補完性原則の徹底が図られている。その上で、EUが統合的航海政策を完備する必要性の有無、既存の国家・地域・民間レベルの海洋管理措置にEUが価値を付加させる方法を問うている。

第2章「持続可能な海事開発における欧州のリーダーシップの維持」では、EU海事産業のEU経済における重要性、世界市場での競争力の高さを指摘し、いかにその競争力を維持・強化させるのかを問う。EU海事産業の競争力を支える要素として、本章では健全な海洋環境、海洋科学研究と先端技術開発、海事労働者の専門性をあげ、これらに対するEUの取り組みを紹介する。

また、従来の分野・事項別政策が、他の目標に対して予測不能な矛盾する影響を与えうることを指摘し、ステークホルダーの報告をもとにした規制の簡素化を提案している。また、規制方法として経済的インセンティブの活用を提言している。

そのほか、本章では民間企業による海事クラスタリングを統合的アプローチの実践として評価し、便宜置籍船やサブスタンダード船に対してEUがとりうる対応策、気候変動の影響、新エネルギー開発や海洋バイオテクノロジーの可能性などについても触れている。

第3章「沿岸地域における生活の質を最大限に高める」では、海事問題に関する沿岸域の特別な役割について分析する。ここでは、健全な海洋環境が市民の生活の質に与える重要性が論じられる。具体的には、船舶起因汚染や海上犯罪、海岸への浸食や災害といった沿岸域と住民に対する人的・自然的脅威とその対応策、地域経済における観光産業の重要性とその品質・持続可能性の維持、複合一貫輸送や「海のモーターウェイ」構想に代表される海事活動と陸上活動の関係を相互補完的なものにするための管理策が取り上げられている。

第4章「海洋との関係を管理するツールの提供」では、持続可能な海洋管理を推進させるための重要なツールについて検討する。第1には、適切で信頼できる海洋関連データの不在やEU水域における船舶監視の地理的な不均衡という現状を指摘し、海洋環境に関する欧州レ

ベルでの包括的データネットワーク、既存のネットワークを統合させたEU沿岸水域の船舶動静モニタリングシステムという解決策を打ち出している。第2に、海洋開発に関する許認可基準が不透明であると投資が阻害されるため、生態系アプローチをとった上で経済活動を規制する空間計画システムの構築を主張する。

最後に、本章では沿岸域へのECによる財政支援の重要性を主張し、財政支援制度の効果の最大化には財政支援水準や配分に関するデータの改善および地域レベルでの統合的アプローチが必要であると提言する。

第5章「海洋ガバナンス」では、従来の分野別政策からの脱却を主張する。本章では、EU域内・国際的レベルという2つの方向から海事統治について論じている。

EU域内では、従来の対象地域が限定された分野別政策から、経済的競争力確保と環境との調和目指した統合的政策や分野別政策の調整へと転換する必要があると指摘する。しかし、ここでも第1章と同様、EU・加盟国・地方自治体への権限配分や補完性原則は考慮されなくてはならないと注意する。

統合的航海政策の一般的原則としては、科学技術的勧告の考慮の手続き面での確保、ステークホルダーとの協議、関連分野の協調と政策の一貫性の確保などが取り上げられている。原則の実施は既存のEU機関でも行えるが、欧州理事会や欧州委員会が設置した分野別諮問委員会については、分野横断的組織による補完の必要性を主張する。統合的政策の具体例としては、船舶動静モニタリングのデータサービスの統合、地域漁業機関を活用した生態系アプローチによる地域別海洋環境保護をあげている。

特に、警備や救助等の海上活動に関しては加盟国間での管轄水域での政府機能の統合の度合いは異なることを指摘し、加盟国内・加盟国間での活動の調整、具体的には装備の共同利用等を提案している。安全、警備、環境保護に対して同じ規則が適用される「EU共通海事空間(Common EU Maritime Space)」の設定やEU沿岸警備隊設立案についても言及している。

国際的なレベルに関しては、海洋政策の対外的側面を論じている。気候変動・海洋環境・生物多様性保護・海運や漁業といった問題は本質的に国境を越えるものであり、国際規則によって規制される。そこで、EUが新しく立案した海事政策の国際社会での受容促進、EUが必要とみなす国際法規則の国際社会での確立、国際規則の第三国による遵守促進のために対外的な影響力を行使すべきことを提案する。

また、国際規則の実施促進に貢献するだけでなく、海事産業企業が国際的に公正な競争に参加できるように、公正な競争条件の確立のために国際規則を対外政策の中で確立するために活用する必要性に言及する。

ただし、国際的な行動の場合にも、欧州委員会、EU議長、加盟国間の役割分担は国際規則やその作成フォーラムの内容に合わせて慎重に考慮する必要があることに留意しなくてはならないとする。

本章では最後に、欧州の海事政策には一般的な枠組みが必要であるが、その実施には欧州の地理的事実(海域毎の環境特性や海事産業、海上犯罪の数等)を考慮に入れなくてはならないと主張する。

第6章「欧州の海事遺産を再生し、欧州の海事アイデンティティを再確認する」では、海事遺産保存活動の促進方法、市民生活における海洋の役割に関する共通のビジョンの発展に対

する教育の貢献方法を考察する。具体的には、水中考古学遺産等が登録されているデータバンク「EU 海のアトラス(EU Atlas of the Seas)」作成等を提案している。海洋に関する共通のアイデンティティを確認することにより、海事活動に対するイメージの向上、海事活動の可能性に対する高い評価、そして海事活動関連の職業選択に対する関心の高まりへとつながっていくと論じている。

第7章「これからの課題－協議プロセス」では、グリーンペーパー発表後のスケジュールが記述されている。グリーンペーパーに関しての協議は 2007 年 6 月末まで行われ、欧州委員会とは同年末に協議結果をまとめ、前進方法を提案する内容の通達を欧州理事会と欧州議会にあてて提出する予定である。

(4) 参考となるウェブサイト

- 和文
 - 駐日欧州委員会事務所 海洋政策
本グリーンペーパーの紹介、「委員長およびボルグ委員より欧州委員会に対するコミュニケーション」、バローゾ委員長による海洋政策に関するスピーチが日本語で読める。
http://jpn.cec.eu.int/union/showpage_jp_union.maritime_policy.php
 - マリタイムジャパン
グリーンペーパーの概要および分析、グリーンペーパー関連国際会議の紹介が日本語で読める。
<http://www.maritimejapan.com/>
- 英文
 - European Commission Maritime Affairs
グリーンペーパーの他、準備文書、欧州の海洋事情案内 *Maritime Facts and Figures* を入手できる。
<http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/>
 - Mare Forum
グリーンペーパー関連会議を 2005 年、2006 年に開催。バローゾ委員長、ボルグ委員、リチャードソン海洋タスクフォース長やステークホルダーの講演議事録が参照できる。
 - ・第一回会議 ”The New European Maritime Policy—Challenges and Opportunities.” (2005.11.17)
http://www.mareforum.com/new_european_maritime_policy.htm
 - ・第二回会議 ”The New European Maritime Policy—The Political Green Paper Debate.” (2006.11.23)
http://www.mareforum.com/European_Policy_Green_Paper_Debate.htm

1 外務省「各国・地域情勢・欧州」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>

2 European Commission DG. Fisheries and Maritime Affairs. *Maritime Facts and Figures*, p.6.

http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/pdf/facts_fig_en_bat_060523.pdf

EC European Commission DG. Fisheries and Maritime Affairs. EU Maritime Affairs Sectoral Policies.

http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/sectoral_en.html

3 EUの海洋事情に関しては、グリーンペーパーおよび以下の文書を参照。また、ここで取り上げた文書は2006年以前のものであり、2007年1月にEU加盟を果たしたブルガリア及びルーマニアのデータは含まれていない。

European Commission DG. Fisheries and Maritime Affairs. *Facts and Figures on CFP* (2006).

http://ec.europa.eu/fisheries/publications/facts/pcp06_en.pdf

European Commission DG. Fisheries and Maritime Affairs. *Maritime Facts and Figures*. ibid.

4 Mare Forum 主催会議、「The New European Maritime Policy—Challenges and Opportunities.」でのバローゾ委員長の講演参照。http://www.mareforum.com/NewEurMaritPolicy_Jose_Manuel_Barroso.pdf

5 駐日欧州委員会代表部 2006年6月7日付けEU ニュース (50/2006)「欧州委員会、新たな統合的海洋政策へのビジョンを提示」参照。http://jpn.cec.eu.int/home/news_jp_newsobj1740.php

6 European Commission. "Strategic Objectives 2005-2009 Europe 2010: A Partnership for European Renewal Prosperity, Solidarity, and Security" COM(2005) 12 final.

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0012en01.pdf

European Commission. *Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, "Towards a future Maritime Policy for the Union: A European Vision for the Oceans and Seas"*. COM (2006) 275 final.

http://europa.eu/documents/comm/green_papers/pdf/com_2006_0275_en.pdf

7 柏倉康夫・植田隆子・小川英治『EU論』放送大学教育振興会(2006) 35頁。また、欧州連合サイト内の説明を参照。

http://europa.eu/documents/comm/index_en.htm

8 現在のスタッフに関しては、欧州委員会のスタッフ名簿を参照。

http://ec.europa.eu/staffdir/plsql/gsys_www.branch?pLang=EN&pId=2559&pDisplayAll=1

ワーキンググループ他、海洋政策タスクフォースに関しては、Mare Forum 主催会議、「The New European Maritime Policy—Challenges and Opportunities.」で海洋政策タスクフォースが提供した資料を参照。

http://www.mareforum.com/NewEurMaritPolicy_Ronald_Vopel.pdf

9 Green Paper "Towards a Future Maritime Policy for the Union: A European Vision for the Oceans and Seas" COM(2006) 275 final

10 *Communication to the Council and to the European Parliament - Thematic Strategy on the Protection and Conservation of the Marine Environment*. COM (2005)504 final.http://ec.europa.eu/environment/water/marine/com_504_en.pdf.

Political Agreement on the Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council establishing A Framework for Community Action in the field of Marine Environmental Policy.2005/0211 (COD)

<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/06/st16/st16976.en06.pdf>

11 EC 環境総局のサイトを参照。<http://ec.europa.eu/environment/water/marine.htm>

12 リスボン戦略に関しては以下のサイトを参照。http://www.europarl.europa.eu/summits/lis1_en.htm

第 2 部

国際社会における海洋問題の動き (2006 年度)

第1章 国連における海洋関係の論議

1. 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第7会期(UNICPOLOS-7)

(1) UNICPOLOS-7の概要と議題・内容

海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(UNICPOLOS: United Nations Open-ended Informal Consultative Process on Oceans and the Law of the Sea)は、1999年11月24日の国連総会決議 A/RES/54/33により導入された、海洋問題を議論する非公式協議プロセスである(毎年開催)。海洋問題に関して国連総会における検討の促進を目的とし、また海洋法条約に規定されていない新たな海洋問題を特定するという認識で行われている。協議の成果として勧告がとりまとめられ、国連総会へ検討のために提出される。3会期ごとに協議プロセスの継続が審議されることとなっており、今回7会期を迎える。

今回の UNICPOLOS-7 の議題は、「生態系アプローチと海洋」であった(国連総会決議 60/30 に基づく)。議長は、クリスティアン・マキエイラ氏(チリ外務省環境・南極・海洋問題局長)とロリ・リッジウェイ氏(カナダ漁業・海洋省国際調整・政策分析局長)である。

日本からは、水産庁資源管理部、外務省経済局海洋室、(独)水産総合研究センター、(社)大日本水産会、(社)日本トロール底魚協会の参加があった。また、パネル①で、横浜国立大学環境情報研究院の松田裕之教授が報告を行った。

初日に、各国が「生態系アプローチと海洋」に関して勧告に盛り込むべき内容およびポジション等についての見解を表明し、その後、以下の4つのパネルにより生態系アプローチの内容、問題点、実施状況等についての報告が行われ、勧告の内容の明確化が図られた。

● (パネル)

① 生態系アプローチ(EBA)の概念の明確化

生態系アプローチの定義を行うのではなく、その概念について理解するために、一般的な EBA の適用と問題点について報告が行われた。また、伝統的なアプローチと EBA がどのように異なるか、EBA 適用の必要性などについて、検討された。

【報告者】 Salvatore Arico (UNESCO-IOC)、Simon Cripps (WWF)、松田教授(横国)、Steven Murawski (米国 NOAA)

② 生態系アプローチを実施可能とする要素

カナダやFAOの取組、LMEプロジェクトなど、実際にEBAが適用されている事例などを基に、科学の役割、EMB適用のためのシステム構築、国境を越えた協力について議論された。

【報告者】 Jake Rice (カナダ DFO)、Serge Garcia (FAO)、Michael O'Toole (Benguela Current LME Programme)、John Richardson (EC)

③ 各国における生態系アプローチの実施

各国でEBAが適用されている事例を中心に、EBA実現の手法(順応的管理、予防原

則、ステークホルダーの参加、空間管理計画、海洋保護区の設定)、科学的知識の役割と不確実性への対応などについて討議が行われた。

A: 先進国における実施: オーストラリア、カナダ、ノルウェー、アイスランドの事例
【報告者】 Campbell Davies (豪州 Commonwealth Scientific and Industrial Research Organization)、Camille Mageau (カナダ DFO)、Erik Olsen (ノルウェー Institute of Marine Research)、Johann Sigurjonsson (アイスランド Marine Research Institute)

B: 途上国における実施: パラオ、インドネシア、メキシコ、チリの事例
【報告者】 Cristian Canales (チリ漁業開発省)、Noah Idechong (パラオ議員)、Tonny Wagey (インドネシア Arafura and Timor Seas Experts Forum)、Porfirio Alvarez Torres (メキシコ環境天然資源省)

④ 地域・世界的レベルでの生態系アプローチ実施のための国際協力

PEMSEA、南極海洋生物資源保存条約 (CCAMLR)、OSPAR 委員会などのプロジェクトについて。

【報告者】 Alan Simcock (OSPAR)、Andrew Constable (CCAMLR)、Tim Adams (SPC)、Chua Thia-Eng (PEMSEA)

4 日目には、パネルでの議論を受けて、勧告に盛り込むべき内容等について各国の立場が再度表明され、5 日目に勧告の内容がとりまとめられた。

(2) UNICPOLOS-7 の成果 (勧告)

以下の通り、「生態系アプローチと海洋」について、総会への勧告がとりまとめられた。(以下、概要)

● (前文)

「生態系アプローチと海洋」について、以下について UNICPOLOS での討議において合意した。

- ① 環境の悪化と利用の競合により、生態系の統一を保護するために、早急な対応と優先事項の決定が必要である。
- ② 海洋管理のための生態系アプローチは、(a)環境サービス等を持続させかつ食の安全に対する社会的・経済的利益を提供するために生態系の健康を維持し修復すること、(b)国際開発目標を支援するための生活手段を持続させること、および(c)海洋の生物多様性を保全することのために、人間活動を管理することに焦点を当てるべきである。

● (総会への主な勧告)

- ① UNCLOS、生物多様性条約、WSSD などの既存の文書に基づいて生態系アプローチの適用を国家が行うよう想起すること。

- ② 国家の管轄海域および国家管轄権を越える海域における海洋生態系への影響に対応するために、国家が、UNCLOS などの国際法に従って、協力し、かつその努力を調整し、適当な措置をとることを奨励すること。

- (生態系アプローチの内容として検討されるべき事項)

定義については合意されていないことを明記。

- ① 生態系構造の保護
- ② 生態系の基準によって特定された地理的範囲への適用
- ③ 生態系と人間活動、生態系相互間の相互作用
- ④ 異なる社会目的のバランス調整
- ⑤ 計画、実施、管理に対するステークホルダーやコミュニティーの参加
- ⑥ 最善の知識・科学に基づく管理
- ⑦ リスク評価、予防原則の適用
- ⑧ 環境の回復
- ⑨ 統合された意思決定プロセスと管理 など

- (生態系アプローチ実現の手法となるべき事項)

- ① 国家政策に含むこと
- ② 海洋科学調査・研究の奨励
- ③ RFMO の強化
- ④ 国家、政府間組織、地域機関などによる調整・協力の強化
- ⑤ 既存の国際組織の役割を十分に実施すること
- ⑥ リオ原則の適用や様々な管理手法の利用
- ⑦ ステークホルダーの特定と参加促進
- ⑧ 国際法および科学に基づいた破壊的漁業慣行の是正や MPA の設定
- ⑨ 海洋活動に対するアセスメントの実施
- ⑩ 将来の管理アプローチのための生態系のモニタリング など

- (より改善された生態系アプローチ実現のために検討すべき事項)

- ① 技術移転などの途上国の能力開発
- ② 陸域起因汚染、海事活動による汚染、乱獲、IUU 漁業、ダンピングなど海洋生態系へ悪影響を与える活動に対処する必要
- ③ 既存の文書、組織、研究機関などの協力と協調を通して実現できるであろう EBA の発展
- ④ 生態系へ悪影響を及ぼす根本的原因へ対応するための行動の特定
- ⑤ パブリック・アウェアネス、政治的意思
- ⑥ モニタリングメカニズムの発展
- ⑦ 予防的アプローチと生態系アプローチの適用を促進するための法・政策的枠組みの改善
- ⑧ 国家管轄権を越える海域への対応

(3) 評価

生態系アプローチ(EBA)という興味深いテーマであったが、何を持ってEBAというのかについて会議では明確にならなかった。当初から、EBAそのものについて統一的な定義は行わないと議長により宣言されていたが、このために、議論の焦点も定まらなかったといえる。パネリストも、EBAとは何かについては明確でないと指摘し、EBAを適用するにも科学的検討が一層必要であると指摘していた。日本政府が、EBAについて、パネルでの議論を経ても各国が共通の認識を持っておらず、それぞれに捉えているためこの点を第一に解決すべきであると主張したのも、十分に納得できるものであった。タイ政府等もEBAは地域によってはじめから異なるものであることを理解すべきであると主張し、各国にEBA意識のずれがあった。

漁業管理、特にモラトリアムについて話している者、政策実現プロセスの合意形成の話として捉える者、より広く船舶通航までも考えた空間管理として捉えている者、科学調査の問題を含めている者と、EBAに対する意識が異なっていた。また、UNICPOLOS-7で勧告する内容についても、EBA適用のための途上国への技術支援の問題、国際社会におけるEBAの手法の統一、国境をまたがる海域の管理の強化、国家の管轄を越える海域におけるEBA適用とその管理主体など、議論の対象についても不明瞭であった。このため、勧告が大きく何かに踏み込んだ内容にならなかったのは残念である。

日本をはじめ多くの国家が、既に漁業管理などにおいてEBAやステークホルダーの参加を取り込んでいることを指摘し、結局、UNICPOLOS-7でEBAを議論する意義が若干不明確であった。EEZ内における生態系アプローチは誰が実施主体となるかは明確であるが、国家管轄権を越える海域については、誰がどのように生態系アプローチを実施すべきかについて国際的な妥協ができていないため、それについて検討し合意していくべきではなかったかと感じた。生態系アプローチの名の下に、何を国際社会へ訴えかけようとしているのか。今後、どのようにUNICPOLOS-7での議論が、各国および国際社会において発展していくか、引き続きフォローが必要であることを実感した。特に、日本では漁業管理ではEBAを適用していると主張しているが、今後は広く海洋の活動全体に対してEBAを適用していく必要があり、日本の海洋政策策定・実施の上で国際社会におけるEBAの発展は重要となる。

2. 「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)」の実施に関する第2回政府間レビュー会合

(1) 「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)」の概要

海洋環境汚染に対処するための多国間協力は、1970年代から各海域で UNEP 地域海計画の策定という形で進められてきた。その後、1982年に採択され1994年に発効した国連海洋法条約や1992年の地球サミットにおけるアジェンダ21の採択を受け、1995年には世界的な枠組みとして「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-Based Activity, GPA)」が108カ国の政府により採択された。GPAには、陸上活動から生じる排水や有害物質(残留性有機汚染物質、放射性物質、重金属、油、栄養塩等)により海洋環境や海洋生態系に及ぼされる悪影響を軽減し、海洋の持続可能な開発を実現するための国別行動計画の策定、地域協力の強化、国際協調の促進の具体策などが盛り込まれた。事務局(GPA Coordination Office)は UNEPのもとに設置され、5年ごとの政府間会合でGPA実施の進捗状況をレビューすることとされた。2001年にはカナダ・モントリオールにおいて第1回政府間レビュー会合が開催された。

(2) GPAの実施に関する第2回政府間レビュー会合の概要

GPAの実施に関する第2回政府間レビュー会合は、2006年10月16日から20日にかけて北京国際会議場(中国・北京)において開催された。GPAに関する各国および地域の政策実施状況、パートナーシップの強化、開発計画への環境目標の組み込み等についての協議と情報交換がなされ、最終日には「GPAの実施促進に関する北京宣言」が採択された。全体会合および閣僚級会議に加え、サイド・イベントおよび19件のワークショップが開催された。

(3) 会議の内容

● 各国におけるGPAの実施状況

コロンビア、フィンランド、インド、モーリシャス、南アフリカおよび米国より、国レベルのGPAの実施状況とその教訓について、概要以下のとおり発表があった。

- コロンビアおよびフィンランドは、GPA実施の地域的取組みを促進するためには、その基礎となる科学的知見に関する多国間のコンセンサスが重要であり、そのために協調的かつ継続的なモニタリングが必要であることを指摘した。
- フィンランドは、EUの海洋政策やバルト海洋環境保護委員会(HELCOM)などの調整を図ることで、多数の国々と協力しながら国家行動計画を策定・実施してきたと述べた。
- インドからは、十分な廃水処理設備を持たない小規模施設からの産業排水が大きな問題となっていること、中央および地方レベルの開発計画と環境保全をどう結びつけるかが課題となっていること等が報告された。
- モーリシャスは、排水だけでなく固形廃棄物の処理も重要な課題となっていると指摘した。
- 南アフリカおよび米国は、多様な海洋利用が海洋生態系にどのような影響を与えているかを評価し、対策を講じていくためには生態系アプローチが有用であることを強調した。

● GPA 実施のためのパートナーシップの促進

GPA 実施のためのパートナーシップをどのように促進するかを検討するため、国際・地域・国・地方での各レベルの従来の取組みを紹介し、経験を共有していくことを目的に 19 のワークショップが並行して開催された。

- 国際的な取組みとしては、ヨハネスブルグ実施計画で掲げられている生態系管理の導入に関する目標が一つの論点とされた。GPA は、海洋、沿岸域、淡水のつながりに明示的に言及している唯一の国際的な行動計画であり、GPA のもとで各国・各地域が連携して生態系や生息地の評価を行い、その知見を海洋管理に活用することが有用であるとの指摘がなされた。
- 国際的な枠組みと地域的な取組みとの連携に関しては、ロンドン条約（廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約）および 1996 年議定書の実施を、UNEP 地域海計画と連携して進めていくことで、条約の遵守だけでなく、技術協力、キャンペーンの強化、生息域の保全と回復など GPA の目標達成にも貢献することになると結論付けられた。
- UNEP 地域海計画の最初の事例である地中海計画においては、すべての国が GPA の国家行動計画を策定していることが報告され、政治的意思の高さが強調された。しかし、一方では不法投棄が依然として広く行なわれており、その要因として、投棄の管理に十分な注意が払われていないこと、関係省庁間の連携不足などが指摘された。
- バルト海洋環境保護委員会 (HELCOM) では、一般的目標から具体的目標への問題の掘り下げ、科学と政策決定の橋渡しを重視していることが紹介された。また、バルト海の特殊性と脆弱性を考慮し、国際金融機関を巻き込んで「汚染のホット・スポット(高度汚染地域)」アプローチを採用し、一定期間内に高度汚染地域を半減させるとの目標を設定し、効果をあげてきたことが報告された。

● 開発計画への環境目標の組み込み(メインストリーミング)

GPA 実施のためのアプローチとして今次会合で特に強調されたのは、開発計画への環境管理目標や政策措置の組み込み(「メインストリーミング」と呼ばれる。なお、環境省は「主流化」という訳語をあてている。)である。背景としては、近年、持続可能な開発の達成には、環境対策を個別に実施するよりも、経済開発や貧困対策に環境目標や政策措置を組み込んでいくほうが効果的であるとの認識が広まり、UNEP と UNDP の連携の必要性が強調されるようになってきたことが挙げられる。今次会合での議論のポイントは概要以下のとおりである。

- 在中国 UNDP 代表部からは、各国の開発計画に環境目標や措置を効果的に組み込んでいくため、UNEP と UNDP が覚書きに合意したとの発言があった。
- GPA に盛り込まれている環境目標・措置を各国の開発計画に組み込んでいくために、国および地方レベルでの政治的意思の形成、複数の省庁間の連携、継続的な資金調達、海洋生態系が提供する財・サービスの経済価値の評価、一般市民を含むステークホルダーの参加、対処能力の強化、コミュニティ・ベースの廃棄物管理計画の策定などが重要であるとの指摘がなされた。
- レバノンおよびパレスチナからは、軍事的紛争が海洋環境に及ぼす脅威が GPA のもとで認識されるべきとの発言があった。また、ガボン、コートジボワールは、途上国への有害廃

棄物の越境移動の問題に対し、GPA とバーゼル条約が協調して取り組むべきと述べた。

● 「GPA の実施促進に関する北京宣言」の採択

閣僚級会合における審議を経て、「GPA の実施促進に関する北京宣言」が 104 カ国の政府および欧州委員会によって採択された。同宣言のポイントは以下のとおり。

「GPA の実施促進に関する北京宣言」のポイント

- GPA を、海洋、沿岸域、島嶼の持続可能な開発のための柔軟かつ効果的なツールとして認識し、GPA 実施に向けたコミットメントを強化する。
- 2007 年から 2011 年にかけて、以下によって GPA の実施を促進する。
 - ✓ 生態系アプローチの適用
 - ✓ 海洋・沿岸域が提供する財・サービスの社会経済的な費用と便益の評価
 - ✓ 国、地域および国際レベルでのパートナーシップの構築
 - ✓ 地域および地域間の協力
 - ✓ GPA を国の開発計画と財政メカニズムに組み込む
 - ✓ GPA 調整事務局による GPA 実施活動に対する支援
- 国家レベルの行動として、①開発計画への GPA の目標の組み込み、②財政措置、③法制度の整備、④地域協定および国際条約の実施促進、⑤流域から沿岸・海洋域までの統合的管理、⑥水資源の管理、⑦ヨハネスブルグ行動計画における生態系アプローチ適用目標の達成、⑧長期的な資金調達メカニズムの構築、⑨モニタリングシステムの改善と情報普及、などに取り組む。
- 地域レベルの行動として、UNEP 地域海計画を強化し、生態系アプローチの適用、地域間の協力や科学研究、環境教育、情報交換などを促進する。
- 国際レベルの行動として、国際機関および環境条約と、GPA のもとでの政策や計画との間の統合の促進を図る。また、GPA 実施のための長期的な資金調達を求めるとともに、市民社会のすべての分野との新たなパートナーシップを歓迎する。

(4) まとめ

今次会合の主目的は、GPA の実施状況のレビューと経験の共有であり、GPA 自体が法的拘束力を持たないことから、各国政府間で特に論争となるような場面は見られなかった。全体的な傾向として、開発計画への環境目標・措置の組み入れや、多様なステークホルダー間のパートナーシップ強化の必要性が強調されており、海洋環境や海洋生態系の保全を単体で実施するのではなく、経済開発の広い文脈に位置づけることの有用性が従来にも増して認識されてきている。また、こうした環境と開発の橋渡しという点で、東アジア環境管理パートナーシップ (PEMSEA: 詳しくは本報告書第 2 部第 2 章を参照) の実施してきたプロジェクトが成功例として紹介される場面が多々あったことも興味深い。

「GPA の実施促進に関する北京宣言」では、GPA 実施の取組みの強化だけではなく、河川流域から海洋・沿岸域までの統合的な管理や、海洋環境に関連する様々な国際条約の実施における調整を進めることが盛り込まれたことが特筆される。しかし、現在のところ、多様な条約や管理目標がどのような相互影響を有しているのか、十分な研究蓄積があるわけではない。今

後、諸条約の調整を進めるにあたり、複数の条約間の相乗効果を強め、また相殺効果を予測し軽減していくための分析が必要となってくるだろう。

第 2 章 東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)

1. PEMSEA の概要と本年度の取組

PEMSEA は、1994 年にスタートした、地球環境ファシリティ(GEF)、国連開発計画(UNDP)、国際海事機関(IMO)、の共同プログラムである。海洋の持続可能な開発を達成目標に掲げており、2002 年のヨハネスブルグ・サミットで採択された WSSD 行動計画の地域実施として位置づけられている。途上国の海洋汚染対策・沿岸域管理支援を主眼とした第 1 期(1994 年～1999 年)、環境管理および持続可能な開発の促進に向けた多様な関係者間のパートナーシップの強化に力点をおいた第 2 期(1999 年～2006 年)を経て、2007 年以降は、東アジアにおける持続可能な開発の実現にむけた長期的な地域協力メカニズムとして再編・強化される。地域協力の目的は、2003 年の東アジア海洋会議 2003(当財団共催)の閣僚級会合で採択された「東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)」の実現である。

本年度の取組は、地域協力メカニズムの強化と継続性の確保という点で重要な意味を有していたといえる。8 月には、フィリピン・ダバオにおいて「PEMSEA プログラム運営委員会(PSC)第 12 回会合」が開催され、2007 年以降の新フェーズにおける地域協力体制に関する事務レベルの協議が行われた。従来、PEMSEA の活動は GEF の財政的支援による各種プロジェクトの実施を中心にしてきたが、新フェーズにおいては、日本、中国、韓国が事務局運営のための経費を負担し、フィリピンが事務局施設を提供することで継続的な地域協力体制が構築されたことが特筆される。同会合ではまた、2007 年以降の協力の基礎となる「東アジア海域の持続可能な開発に関する海口パートナーシップ合意(以下、海口合意と略す)」および「東アジア海域の持続可能な開発戦略の実施のためのパートナーシップ運営協定(以下、運営協定と略す)」の最終的な調整が行われた。

12 月には、中国・海南島において「東アジア海洋会議 2006」が開催され、閣僚級会合において海口合意および運営協定が政府間で正式に採択・署名された。同時に、東アジア海域の持続可能な開発に関する多様なステークホルダーが運営協定に署名し、2007 年以降の PEMSEA の活動に参画していく意思を表明した。東アジア海洋会議には、東アジア地域のみならず、世界各国から海洋・沿岸域管理に携わる政府関係者、研究機関、産業界、非政府組織、地元コミュニティ、国際機関などから約 700 名が参加し、海洋の持続可能な開発に関する経験や認識の共有が促進された。会議の成果は閣僚級会合に報告され、今後の具体的取組への各国の積極的なコミットメントを確保するために必要な政治的意思の強化が図られた。

当財団は、上記の両会合に参画し、東アジア海域の持続可能な開発に向けた地域協力に関する協議に参加するとともに、東アジア海洋会議については 2003 年の第一回会議に引き続き、共同開催者として重要な役割を果たした。特に、当財団が各分野の専門家との協議を踏まえて提唱してきた総合的な海洋安全保障の概念「海を護る」を東アジア海洋会議の 7 つの主要テーマの一つとして掲げ、ワークショップを主催することで「海を護る」を海洋の持続可能な開発に重要な概念として世界に発信するとともに、その実現に向けた具体策に関する討議をおこなった。これらを通して、多様な社会経済的背景を有する東アジア諸国が海洋の持続可能な開発という共通の価値に立脚した多層的な協力を促進していくための道筋に重要な一歩を記

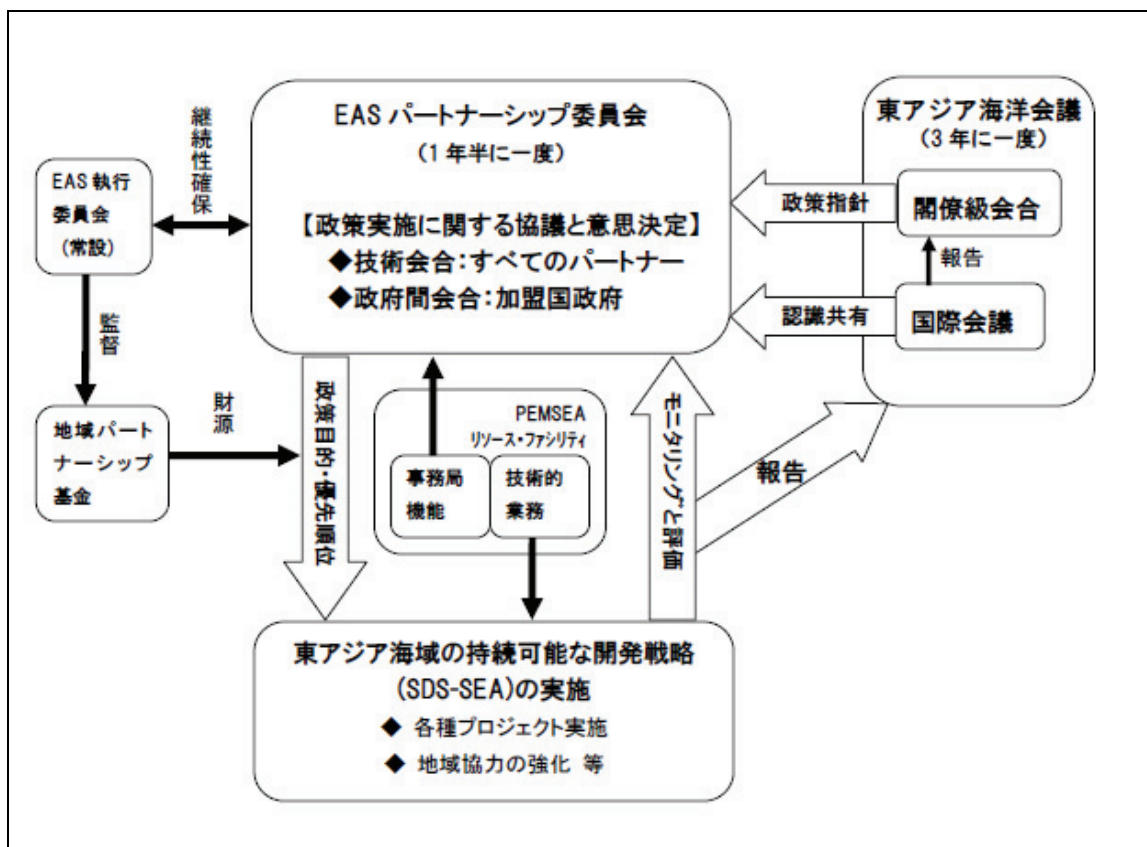
した。また、「東アジア海域の持続可能な開発戦略の実施のためのパートナーシップ運営協定」にパートナーとして署名し、従来に引き続き、東アジア海域の持続可能な開発に向けて積極的なコミットメントと協力を行っていく意思を表明した。

2. 2007年以降のパートナーシップのあり方と運営体制

2007年以降のPEMSEAの活動におけるパートナーシップのあり方と運営体制に関する協議は、2004年以降のPSC会合および作業部会会合にて進められ、2006年8月のPSC第12回会合において概ね完了をみた。その結果は、運営協定に盛り込まれ、海口合意とともに東アジア海洋会議2006の閣僚級会合で正式に採択された。

新たな運営体制の概要は以下に示すとおりである。

■ 【2007年以降の運営体制】



(1) PEMSEAの位置づけ

PEMSEAは、各国政府、地方自治体、市民社会、民間部門、研究教育機関、住民コミュニティ、国際機関、地域プログラム、金融機関など、東アジア海域のすべてのステークホルダーが参画するパートナーシップ体制であり、東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)実施のための地域調整メカニズムでもある。

(2) パートナーシップの目的

- 東アジア海域の環境や持続可能な開発への脅威に対処するためのコンセンサスの強化

- プロジェクト実施を通じた信頼醸成
- 各パートナーによる SDS-SEA 実施の相乗効果の創出
- 海洋管理に関する各国間の能力格差の軽減

(3) パートナーの種類

- 東アジア海域の国々
- 東アジア海域を利用する他の国々
- 域内の地方政府
- 域内の住民コミュニティ
- 域内の非政府組織および他の市民社会の構成員
- 研究教育機関
- 民間セクター
- SDS-SEA の実施を支援する国連機関および他の国際機関
- SDS-SEA の実施を支援する金融機関
- 他の関係する地域および世界規模の主体およびプログラム

※各主体は、「東アジア海域の持続可能な開発戦略の実施のためのパートナーシップ運営協定」に署名することによってパートナーとなる。

(4) パートナーの権利

- 東アジア海域(EAS)パートナーシップ委員会、東アジア海洋会議、地域ネットワーク、その他の PEMSEA の活動およびフォーラムに参加する。
- SDS-SEA 実施に関する PEMSEA の活動に参加する。
- PEMSEA の技術的支援および事務局機能を利用し、知見共有ネットワークに参加する。

(5) パートナーの役割

- SDS-SEA と一貫性を持つプロジェクトや活動の実施により、地域協力に参加する。
- 東アジア海洋会議をはじめとする会合に参加することで地域協力に貢献する。

(6) 主要な運営体制

- 東アジア海洋会議(3年ごとに開催)
 - 閣僚級会合、国際会議および関連した活動から構成される。
 - 閣僚級会合は SDS-SEA 実施の政策指針を示し、EAS パートナーシップ委員会に勧告を行う。
 - 国際会議は、SDS-SEA 実施状況の評価し、知見の共有、資金調達の促進を図る。
- 東アジア海域(EAS)パートナーシップ委員会(1年半ごとに開催)
 - 東アジア海洋会議および閣僚級会合からの勧告に基づき、SDS-SEA 実施のための政策を策定する。
 - すべてのパートナーによる技術会合、政府代表による政府間会合から構成される。
 - 技術会合は、SDS-SEA 実施に関する科学的・技術的・財政的側面について協議し、その結果を政府間会合に勧告する。

- EAS 執行委員会
 - EAS パートナースイップ委員会の議長、政府間会合および技術会合の議長、事務局から構成される。
 - EAS パートナースイップ委員会の決定が適正に実施されることを監督する。
- PEMSEA リソース・ファシリティ
 - EAS パートナースイップ委員会の要請に応じて、事務局業務と技術的業務を行う。
 - 事務局機能としては、東アジア海洋会議など諸会合の企画・運営、知見共有のための活動などを行う。
 - 技術的業務としては、PEMSEA の各種プロジェクトの企画運営、資金調達、評価などを行う。
- 地域パートナーシップ基金
 - 国、国際機関、ドナー機関などからの自主的な財政的貢献を受ける。
 - EAS 執行委員会は、SDS-SEA に示された共通認識の達成のために基金が利用されることを確保する。

3. 東アジア海洋会議 2006

(1) 全体構成

本件会議は PEMSEA 事務局と当財団を含む 44 の共同開催者(Co-convener)が開催したものであり、12月11日から16日にかけて、中国海南省海口市の市議会議事堂および展示場において開催された。会議の全体構成は以下のとおりである。なお、会議には 37 カ国から約 700 名が参加した。国際会議では、当財団が従来より提唱してきた総合的な海洋安全保障の概念「海を護る」を含む、7 つの主要テーマのもとで合計 32 件のワークショップが開催された。

東アジア海洋会議 2006 の全体構成

12月11日(月) 高級実務者会合
 12日(火)～14日(木) 国際会議
 14日(木)～15日(金) 閣僚級会合
 16日(土) 東アジア海域(EAS)パートナーシップ委員会設立会合

国際会議の主要テーマ

- ・テーマ1 持続可能な開発におけるコミュニティ
- ・テーマ2 海を護る
- ・テーマ3 生態系に基づく管理:河川流域から沿岸域まで
- ・テーマ4 持続可能性を確立する
- ・テーマ5 より安全な海運とクリーンな海
- ・テーマ6 水、排水、衛生対策のための地方政府による財政措置
- ・テーマ7 管理のための科学技術の応用

(2) テーマ 2「海を護る」の概要

テーマ別セッション2「海を護る」では、冒頭に栗林忠男慶応大学名誉教授による基調講演が行われた。基調講演では、当財団が開催した国際会議「地球未来への企画“海を護る”」での東京宣言採択に至る経緯、東アジアにおける「海を護る」概念の意義が述べられた。特に、半閉鎖海としての地理的特徴を持つアジアの海域は著しく複雑な政治的・経済的環境に取り囲まれており、総合的安全保障の考え方に基づく海洋管理システムの構築を最も必要としているとの指摘がなされ、そうした海洋管理システムにおいては「海を護る」概念の有用であることが強調された。基調講演に続いて、以下の5つのセッションがテーマ2のもとで開催された。

テーマ 2「海を護る」のもとで開催されたセッション

- ・テーマ 2-1 東アジアと世界における海洋政策の発展
- ・テーマ 2-2 東京海洋宣言：提言の実現に向けて（当財団主催）
- ・テーマ 2-3 沿岸・海洋ガバナンスにおけるレジームの構築
- ・テーマ 2-4 統合沿岸域管理の経験と拡大
- ・テーマ 2-5 沿岸・海洋ガバナンスにおける提言、リーダーシップ、法制度および省庁間の協力

(3) ワークショップ「東京海洋宣言：提言の実現に向けて」

本件ワークショップは、「海を護る」を、とりわけ東アジアの地理的・社会経済的文脈に留意しつつ、世界の海洋の平和と持続可能な開発の実現に向けた道筋として提唱し、その提言を実現することを目指し、当財団が主催したものである。協調的かつ実効性の高い海洋ガバナンスに向けた政治的意思の形成、提言実現の具体的方策などについて、各分野の専門家からのプレゼンテーションと積極的な討議が行われた。ワークショップの議長を栗林忠男慶応大学名誉教授が、共同議長を Gao Zhiguo 中国国家海洋局海洋発展戦略研究所所長が努めた。会合冒頭には、当財団秋山より、東京宣言「海を護る」が絵に描いた餅に終わらないように、提言の実現に向けた具体策に関する積極的な討議を求めた。続いて、秋元研究員が東京宣言「海を護る」採択の経緯および提言内容に関するプレゼンテーションを行った。

兼原敦子教授（立教大学法学部）は、既存の様々な国際条約の実行が「海を護る」の実現に貢献しうること、管轄海域の海洋管理の一義的な責任は沿岸国にあるものの、国際協調によって現状を改善する可能性があるとして述べた。また、統合的な海洋管理の戦略が必要であることは各国共通の認識であるが、国際社会にはその実施のための権威ある主体は存在せず、各国の行動が「海を護る」実現の大きな鍵となることを主張した。

Merlin M. Magallona 教授（フィリピン大学法学部）は、海洋ガバナンスの向上のための地域的取組は必ずしも進んでおらず、各国の海洋に対する利益は多様であるという現実があるものの、国際法が人道主義の達成に向けた発展を遂げることにより、国家主権のあり方は、より普遍的な方向に変容していく可能性があるとして主張した。

Francois Simard 博士（国際自然保護連合）は、総合的な海洋の安全保障を確立するうえで、生態系アプローチが有用であることを主張した。生態系アプローチは、公共財としての海洋空間において、いわゆる「共有地の悲劇」を回避しうるが、一方で各国の国家主権を超えた海域

で誰がイニシアティブをとりうるか、またとるべきかが課題であるとした。

Robert Beckman 教授(シンガポール国立大学法学部)は、マラッカ・シンガポール海峡の利用の問題に焦点をあて、従来の協力の経緯を概観した上で、信頼醸成に向けた広範囲での協力強化の必要性を指摘した。特に、船舶起因汚染対策、船舶航行の安全、海洋環境保全の各分野において、沿岸国がイニシアティブをとりながら、利用国および産業界などが広く参加する協力が有用であると述べた。

John C DeSilva 退役中將(インド海軍)は、「海を護る」実現に向けた様々な活動を提案した。各国の大学のカリキュラムや職業訓練などの教育活動、普及啓発活動、生態系に配慮した開発(ecologically sensitive development)、環境影響評価、国際シンクタンクによる協力、地域海計画など、多様な活動が有効であるとし、各国の研究活動を調整するための国際的な諮問機関の設立を提唱した。

Alan Tan 教授(シンガポール国立大学法学部)は、信頼醸成に向けた多国間協力の限界と、それを克服するための方策を提案した。たとえば、特別敏感地域(PSSA)の設定の根拠は IMO 総会における決定であり、法的な根拠がないことから、今後、政治的な問題を惹起する可能性があることが指摘された。また、その対策としてIMOの決定に先立って関係国間のコンセンサスを得ることが提案された。

中国国家海洋局海洋発展戦略研究所のGao 所長およびFu Yu 研究員は、東アジア海域のなかでも特に日中間の問題に注目した講演をおこなった。日中間には石油・ガス開発、島嶼の扱い等に関する論争があり、その解決は容易ではないが、両国が利益を得るような石油・ガスの共同開発が一つの可能なアプローチであり、そのためには両国間の妥協と政治的な賢明さ(political wisdom)が必要であるとの趣旨であった。

PEMSEA 事務局のStella Regina Bernad 法律担当官は、「海を護る」の実現に向けた実際的なアプローチとして、地元レベルでの統合的沿岸域管理(ICM)、準地域的な多国間協力、複数の政府機関や分野を横断した協力、国際条約・行動計画の実施を挙げた。また、PEMSEAの新たな地域協力メカニズムのもとでのSDS-SEA(東アジア海域の持続可能な開発戦略)の実施が東京宣言「海を護る」の提言を実現する一つの方策であると述べた。

パネル・ディスカッションでは、「海を護る」を実現するうえで必要なのは政治的意志および包括的な戦略が必要だが、国際社会には包括的な戦略を打ち出す権限がなく、また国家が主権に固執することが障害になっていることが確認された。また、既存の枠組みを援用することについても、地域の特殊性などを考慮して慎重でなければならないという意見が出た。ガス田の日中共同開発については、原則賛成をみたが、どの海域での共同開発なのか検討する必要性が指摘された。これらディスカッションの内容ふまえて、Gao 共同議長よりさらなる議論に基づく行動計画の策定が提案された。

(4) 閣僚級会合

閣僚級会合の冒頭には、Zeng Peiyan 中国国務院副総理からのメッセージが読み上げられた。続いて、Sun Zhihui 中国国家海洋局長官がスピーチを行い、中国における海洋の持続可能な開発にむけた様々な取組を紹介するとともに、東アジアにおける地域協力の重要性、協

力強化に貢献する意思を強調した。

閣僚級会合の本会合では、参加者を各国の政府代表団、一部の国際機関および非政府組織に参加者を限定して行われ、「東アジア海域の持続可能な開発に関する海口パートナーシップ合意(海口合意)」および「東アジア海域の持続可能な開発戦略の実施のためのパートナーシップ運営協定(運営協定)」が採択された。その後、中国国家海洋局の調査船(Zhong Guo Hai Jian No.83号)にて合意文書への署名式と非公式協議が行われた。当財団からは秋山会長が出席し、協議に参加するとともに、パートナーシップ運営協定への署名を行った。

なお、海口文書のポイントは以下のとおり。

「東アジア海域の持続可能な開発に関する海口パートナーシップ合意」のポイント

- ◆ 2003年の東アジア海洋会議閣僚級会合において採択された「東アジア海域の持続可能な開発戦略(SDS-SEA)」を、持続可能な海洋・沿岸域の開発のための地域共通のプラットフォームとして認識する。
- ◆ SDS-SEA実施のための長期的パートナーシップのあり方
 - 各国政府、国際機関、NGO、研究機関、産業界などを含む、すべてのステークホルダーが参加するパートナーシップ・アプローチを採る。
 - 個別の分野への単一目的の取組から統合的な海洋沿岸域ガバナンスへ、危機対処型の対応から長期的な能力構築への認識転換(パラダイム・シフト)を奨励する。
- ◆ 優先的目標
 - 能力強化、資金調達を促進し、10年単位の地域パートナーシップ計画を採択する。
 - 既存の取組を評価分析し、2009年までに報告書”State of the Coast”を作成する。
 - 2015年までに参加国の少なくとも70%で持続可能な沿岸海洋開発に向けた国家政策と行動計画を策定する。
 - 2015年までに域内沿岸域の少なくとも20%で統合的沿岸域管理プログラムを実施する。
- ◆ SDS-SEA実施のための地域メカニズム
 - PEMSEAをSDS-SEA実施のための地域調整メカニズムとして認識し、その枠組みを「SDS-SEA実施のためのパートナーシップ運営協定」として採択する。
 - ◇ 東アジア海洋会議(3年ごとに開催)によりSDS-SEA実施を駆動し、進捗状況をモニターし、情報共有を促進する。
 - ◇ 東アジア海域(EAS)パートナーシップ委員会がSDS-SEA実施の政策指針を提供し、実施状況をレビューする。
 - ◇ PEMSEAリソース・ファシリティがEASパートナーシップ委員会の事務局として機能するとともに、PEMSEA参加国に対してSDS-SEAを実施するうえでの技術的助言、能力構築、技術上の支援を提供する。
- ◆ フォローアップ行動

- 2009年までの3年間に以下の措置を講じ、次回の東アジア海洋会議にその成果を報告する。
 - ◇ 国際的責務および各国の法律と能力に応じた、作業計画の策定、資金調達、優先目標達成のための政策実施
 - ◇ 多様なステークホルダーとの協力関係の強化
 - ◇ 国・地域レベルでの水質汚染の軽減
 - ◇ 民間セクターからの投資や連携による革新的な財政メカニズムの構築
 - ◇ 複数の政策の重複を避け、相乗効果を増すようなパートナーシップの促進
 - ◇ 情報普及および意識啓発活動の促進

4. まとめ

本年度の PEMSEA における取組は、従来、プロジェクトベースで行われてきた PEMSEA の活動を、東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) のもとで、より長期的なビジョンをもった地域協力枠組みへの発展させるために重要な位置を占めるものであった。東アジア海洋会議 2006 では、世界各国の海洋政策および関連分野の政策決定者、専門家、NGO メンバー等が一堂に会し、参加者約 700 名という非常に大きな規模で行われ、海洋・沿岸域管理のステークホルダー間の対話が促進された。閣僚級会合では、2007 年以降の新たなパートナーシップのあり方と運営体制に関する合意文書が正式に採択・署名され、SDS-SEA の実施に向けた政治的意思の強化が図られた。

当財団は、2007 年以降の地域協力のあり方に関する協議に継続的かつ積極的に参加してきた。また、東アジア海洋会議 2006 を共同開催し、7 つの主要テーマの 1 つに「海を護る」を掲げることで、世界に向かって総合的な海洋の安全保障の概念を提示し、その重要性をアピールすることができた。同会議にあわせて開催されたポスター展示では、当財団の展示が日本から唯一の出展となり、日本の海洋政策のあり方に興味を持つ人々の関心を集めた。

2002 年に PEMSEA に加盟した日本政府は、従来、統合的沿岸管理や環境リスク管理など PEMSEA の各種プロジェクトには参加しておらず、PEMSEA の活動へのコミットメントは限定的であったが、2007 年以降の新たなパートナーシップの運営にあたっては、中国、韓国とともに事務局費用を負担するなど、コミットメントを強めてきている。

一方で、東アジア海洋会議への参加状況¹¹からも分かる通り、PEMSEA における日本のプレゼンスは他の国々と比べて低いと言わざるをえない。しかしながら、沿岸域管理に関する日本の経験や関連技術に対する関心は特に東アジア地域において高く、日本政府および関係機関が東アジア海洋会議をはじめとする PEMSEA の様々な活動を通して更なる情報発信をしていくことで、東アジア海域の持続可能な開発に向けた地域的取組に貢献することができる。

また、日本が他の東アジア諸国との間で管轄海域や資源開発をめぐる問題に直面しているなかで、海洋の持続可能な開発を共通の立脚点とした協力を行うことで、東アジア諸国と多層的な協力関係を構築していくことは日本の東アジア外交にとって有益であり、そうした意味においても、PEMSEA の様々な活動を活用していくことが可能であろう。

折しも、日本国内においては総合的な海洋管理の基礎としての海洋基本法の制定に向けた動きが本格化している。今後、国際協調という基本理念のもと、こうした総合的な枠組みを活用し、海洋の持続可能な開発のための地域協力に積極的に貢献していくべきである。

i PSC 第 12 回会合では、事務局経費として日本が 2006 年度に 14,000,000 円、中国が 2007 年から 5 年間に各年 100 万元 (125,000 米ドル相当)、韓国が年間 100,000 米ドルを拠出する方向であることが説明された。

ii 日本 (27 名)、中国 (178 名)、タイ (112 名)、フィリピン (107 名)、韓国 (74 名)、インドネシア (70 名)、など。いずれも登録者数。

第 3 章

マラッカ・シンガポール海峡の航行安全・環境保全の向上に関する

シンポジウム

1. シンポジウムの概要

2007年3月13日、14日の両日、クアラルンプールでマレーシア海事研究所(MIMA)、日本財団、シンガポールのS.ラジャラトナム国際研究大学(RSIS)、インドネシアの東南アジア研究センター(CSAS)が「マラッカ・シンガポール海峡の航行安全・環境保全の向上に関するシンポジウム」を共催し、沿岸国や日本、中国の政府関係者など約200人が参加した。シンポジウムではマラッカ・シンガポール海峡の将来の通航量予測を発表するとともに、必要となる航行援助施設の整備等の費用対効果の分析を提示し、分析結果に基づいてコスト負担方法について議論された。主催4団体は、シンポジウムの終わりに合意文書を発表し、船会社など海峡利用者が拠出する「マラッカ海峡基金」の創設構想が盛り込まれた。また、4団体は、シンガポールで開催される次回IMO会合において、その合意文書を発表する予定である。

このシンポジウムが4団体によって共催された理由は、世界で最も通航量が多く経済的に重要な海路であるマレーシア・シンガポール海峡(以下、マ・シ海峡)が、1000キロ以上の長さ及び上に数多くの浅瀬を有するため、海難事故やそれに伴う海洋汚染が頻繁に起きており、同海峡の航行の安全航行と環境保全対策が急務となっているからである。従来、これらの対策はインドネシア、マレーシア、シンガポールの沿岸3カ国が一義的に担い、日本財団とマラッカ海峡協議会はこれらの対策に協力してきた。しかし、同海峡の通航量は増加の一途で、船舶の大型化・高速化も進んでおり、沿岸国中心の費用負担は限界を迎えている。こうした中、2006年のIMOクアラルンプール会合で、任意の基金拠出メカニズムの確立に向けて関係者が協力することが合意された。これをうけて、本シンポジウムは民間の知見を組み入れつつ、航行安全・環境保全対策の費用負担の枠組みを具体化することを目的としたのである。

海洋政策研究財団は、2003年度から3年にわたってマ・シ海峡での負担分担のあり方に関する研究を行い、2006年にその成果として『マラッカ・シンガポール海峡における新しい協力枠組みの青写真』を発表した。今回のシンポジウムに向けても、日本側の企画準備に当初から加わり、「マ・シ海峡の航行安全対策等の費用対効果と費用負担に関する調査委員会」及び「マ・シ海峡の航行安全対策等の費用対効果と費用負担に関する調査ワーキンググループ」の一員として準備に当たり、会議に参画した。

2. シンポジウムの主な内容

シンポジウムの基調講演で、マレーシアのチャン運輸相は「沿岸国の負担は増え続けており、利用者による資金面などの貢献を歓迎する」と表明した。続く主催4団体による開会の挨拶では、MIMAのチェア所長、CSASのジャラル代表、RSISのグアン局長がIMOクアラルンプール声明に言及して利用者の貢献を求め、日本財団の笹川陽平会長は「利用者は企業の社会的責任という観点から、海峡の安全に積極的に取り組むべきだ」と基金創設を提案し、利用者

が 1DWT 当たりわずか 1 セント拠出するだけで 4000 万ドルという大きな貢献になると訴えた。その後、4 団体による発表が行われた。

運輸政策研究機構 (JITI) は、マ・シ海峡の将来の通航量予測と、4 つの航行安全・環境保全対策プロジェクトの費用対効果の調査結果を発表した。通航量予測は 2004 年のデータを基準とし、対象プロジェクトは IMO クアラルンプール会合で沿岸国が提案したプロジェクトのうち、(1) 沈船除去、(2) 航行援助施設の更新・維持管理、及び、日本船長協会がまとめた (3) 分離通行帯 (TSS) 内の浅瀬の浚渫、(4) TSS の東行レーンについて、DW (深喫水船舶用・内側) と SW (浅喫水の船舶用・外側) の入れ替え、について調査が行われた。通航量は 2020 年には約 50% 増が見込まれ、プロジェクトの費用対効果も、一般的に効果があるとされる費用対効果 1.5 以上の数字が得られた。調査結果については下記参照。

	2004 年	2010 年	2020 年
DWT	40 億	47 億	64 億
隻数	9.4 万	11.7 万	14.1 万

	(1) 沈潜除去	(2) 航行援助施設	(3) 浚渫	(4) レーン入れ替え
コスト (百万米ドル)	64	21	43	322
費用対効果 (2004)	5.16	9.65	6.62	2.22
費用対効果 (2010)	10.35	12.58	13.23	2.61
費用対効果 (2020)	14.09	16.44	17.8	4.81

MIMA は、費用分担に関する基本的な考え方について発表した。その中で、バシロン氏はマ・シ海峡の航行安全・環境保全のための費用分担の必要性についてはコンセンサスができているが、「誰が、何のために、どのように資金を拠出するのか」という基本的な問題を解決する必要があるとした。その上で、沿岸三国技術専門家グループ (TTEG) やマラッカ海峡回転基金 (Revolving Fund) という既存の枠組みが参考になりうるとし、また航行安全以外にも協力分野を広げることも考慮されるべきとした。

CSAS は、利用者負担と国連海洋法条約の関係について発表した。ジャラル博士は、国連海洋法条約 43 条は、マ・シ海峡利用者による費用負担を排除するものではなく、同海峡の利用に「ただ乗り」できる時代は終わったとした。その上で、費用負担の方法として、インドネシアとしては 2 国間取り決めに基づくもの、あるいは「特別基金」を設立するにしても既存の回転基金とは別のものにすることを望むとした。また、沿岸国がすでに提案した 6 つのプロジェクトに利用者が費用を負担する方が、利用者が自ら海峡の管理に乗り出すよりも現実的で、政治的にも法的にも受け入れやすいとした。

RSIS は海運業者の役割について発表した。ベックマン博士は、海運業界が資金を提供する根拠として公平性と企業の社会的責任 (CSR) を挙げた。企業が CSR の観点から貢献することは、企業のイメージ向上にもつながるとした。その上で、企業の費用負担は「自発的」で、費用は航行安全にのみ使われるべきとした。また、企業が費用負担を行うことは国連海洋法条約 43 条の精神に反しないと述べた。むしろ、利用国が利用者に資金拠出を促すことも可能ではな

いかとの見解を示した。

引き続き、関連団体の発言があり、利用者から日本船主協会、国際海運会議所、INTERTANKO、BIMCO が発言を行い、また ReCAAP 及び海洋政策研究財団もそれぞれの立場から発言を行った。利用者は概ね資金拠出に前向きで、枠組み作りを歓迎した。たとえば、BIMCO のティムレン氏はマ・シ海峡における負担分担の枠組みは自発的なものが最善であるとし、シンポジウムの議論を支持すると表明した。日本船主協会の中本氏は、どのような形であれ課徴金の徴収は認められないと述べるとともに、利用国と沿岸国が協力協定を結べば、利用国も費用分担に貢献できるとした。ReCAAP は海洋安全と海洋保安は関連しているとし、包括的な枠組みを求めた。海洋政策研究財団は、『マラッカ・シンガポール海峡における新しい協力枠組みの青写真』の中で、国連海洋法条約に基づき、沿岸国と利用国が共に利益を得られるように「協議機関」を設置することを提唱したことを紹介し、さらに利用者が利害関係者として費用分担の枠組みに取り組むことを新たな地域海洋ガバナンスへの一歩として歓迎すると述べた。

フロアも巻き込んだ議論では、主に費用拠出が「自発的」であるべきなのか「強制的」であるべきなのかという点が議論された。国家中心で「強制的」な枠組みを作る方が、合法的で効率的という意見があったが、このようなアプローチは各国の議会も巻き込むことになり、障害が多いとの反論があった。「自発的」枠組みを作る気運も高まっており、「自発的」枠組みのほうが現実的との声もあった。会議及びその後のロイズ・リスト等の報道でも、笹川会長がCSRに注目して強制的ではなく、自発的な枠組みを提唱したことを評価し、費用便益も十分見込めることを歓迎する声が多かった。

最後に、合意文書が発表されたが、9月の予定されるIMOシンガポール会合の前に(おそらくは6月頃に)、IMO会合で発表する内容を詰めるワークショップを開催することが提案された。

「合意文書」のポイント

◆ 原則

- 沿岸国の主権尊重
- 国連海洋条約、特に43条に規定される枠組みの実現
- 海運産業による企業の社会的責任の観点からの自発的貢献

◆ 方法

- 利用者が自発的に資金拠出するために「マラッカ海峡基金」を設置
- 海運業界は潜在的な海洋汚染者および海難原因者として自発的に貢献
- 1DWT 当たり1セントの貢献
- 基金の管理等についてはIMOとの協調の下、沿岸国と貢献者の間で合意

◆ 謝辞

- 日本財団からの基金設立に向けた協力への申し出を歓迎
- 日本船主協会からの引き続きの支援表明を歓迎
- 国際海運会議所、INTERTANKO、BIMCO による自発的な資金拠出への関心を歓迎

◆ フォローアップ

- MIMAがこの合意文書を沿岸三カ国政府に伝達し、2007年シンガポール会合での発

表を目指す

- 4 団体は基金の設立、管理、運営についてさらに共同研究

【参考資料】

資料 1 各国の海洋政策の概要

(1) 各国の海洋政策の概要

オーストラリア

カナダ

中国

韓国

英国

米国

(2) 各国の海洋に関する行政組織の規模一覧

オーストラリアの海洋政策概要

1. 海洋に関する基本情報	
海洋管轄権の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領海:12 海里 ■ 接続水域:24 海里 ■ 排他的経済水域 (EEZ):200 海里 ■ 大陸棚:200 海里または大陸棚外縁のいずれか広い区域(04.11.15CLCS 申請済) *上記はいずれも、73 年海洋及び沈降地法に基づく関連立法・布告等に規定
海洋に関する基本数値	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸線の長さ:約 59,736 km *島嶼部含む (GEODATA Coast 100K 2004) ■ 管轄海域(内水、領海、EEZ)の面積:約 8,148,250 km² *島嶼部含む/南極除く ■ 海洋産業の規模:毎年約 300 億豪ドル(04 年海洋産業行動計画) *GNP の 8%
2. 海洋に関する国内体制	
海洋問題を担当する主要な省庁	<ul style="list-style-type: none"> ■ 98 年に環境遺産省(現環境水資源省)内に設置された国家海洋局(National Oceans Office)は、海洋国家政策を決定する政府横断的・半独立機関の国家海洋閣僚会議の事実上の事務局を行っていたが、04 年に行われた政治の機構改革により、同閣僚会議は解散し、環境水資源省の海洋生物多様性部門(Marine and Biodiversity Division)に吸収された。
連邦と州の権限配分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 80 年代以降、連邦と州の間で締結されてきた一連の「OCS 取極」に基づき、3 カイリ内は州政府、3 海里外は連邦政府に「第一義的責任」があるが、石油、沖合漁業などの重要事項毎に州と連邦が権限調整を行う(ex. 沖合漁業 OCS 等)。
3. 主な海洋法制と政策	
基本法・基本政策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海洋に関する基本法は制定していないが、99 年環境保護及び生物多様性法(EPBC 法)は海洋管理も幅広く対象とする極めて詳細・膨大な基本的立法 ■ 政治文書「オーストラリア海洋政策—ケア、理解、賢明な利用」を閣議決定(98 年) =「オーストラリアの海洋政策」と「特別なセクターの措置」の 2 巻からなる <p>【オーストラリア海洋政策(以下、AOP)の概要*】</p> <ul style="list-style-type: none"> *背景: 同国の「生態的に持続可能な開発のための国家戦略(92 年)」の流れを組む。カナダと違い UNCLOS 批准後に策定、同条約の「創造的」実施の側面強い *目的: 海洋における内国諸政府の管轄権重複、セクター主義による責任分散から生ずる諸問題の克服。「将来直面する海洋の複雑な問題を扱うことのできる、一貫した及び戦略的な計画及び管理を実施することで世界を先導する」(首相) *特徴: 本文書を発表したヒル環境遺産大臣は「環境保護のためだけではなく経済開発政策のためだけでもない」と言うが、環境省立案・起草者は政府の海洋資源、特に沖合石油開発、漁業、海洋保存担当で保護志向が強い。 *目玉となったのが国家閣僚会議の設置と同会議に責任を負う半独立機関として環境遺産省内に国家海洋局(National Oceans Office)を設置したこと。AOP は国家閣僚会議を通じて政府全体(whole-of-government)アプローチで実施される *同局の業務の中心は地域的海洋計画(Regional Marine Plans: RMP)の策定、実施。資源評価・利用調整/管理方法などが盛り込まれる。04 年 5 月に最初の計画として豪州の南東沖合の連邦水域(約 200 万平方キロ)の管理計画が完成した。 * Joanna Vince, "The South East Regional Marine Plan: Implementing Australia's Oceans policy," 30 <i>Marine Policy</i>, 2006, Marcus Haward, "Developing an Australian Oceans Policy," 15 <i>Ocean Yearbook</i>, 2001. etc.
主な海洋関連条約の批准状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連海洋法条約、11 部実施協定(94.10.05)、公海漁業実施協定(99.12.23) ■ 生物多様性条約(93 年批准) 但しカルタヘナ協定未批准 ■ 気候変動枠組み条約(92 年批准) 但し京都議定書未批准 ■ MARPOL73/78(88.01.14 発効)、Annex I~V が発効、VI のみ豪につき未発効

カナダの海洋政策概要

1. 海洋に関する基本情報	
海洋管轄権の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領海: 12 海里 ■ 接続水域: 24 海里 ■ 排他的経済水域 (EEZ): 200 海里 ■ 大陸棚: 200 海里または大陸棚外縁のいずれか広い区域 <p>* いずれも「海洋法」(Oceans Act、1996 年)に基づく。</p>
海洋に関する基本数値	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸線の長さ: 約 243,700 km ■ 管轄海域 (内水、領海、EEZ) の面積: 約 5,870,000,000 km² ■ 海洋産業の規模: 毎年約 220 億カナダドル (Oceans Action Plan、2005 年)
2. 海洋に関する国内体制	
海洋問題を担当する主要な省庁	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>漁業・海洋省 (Department of Fisheries and Oceans(DFO))</u> ■ 運輸省 (Transport Canada) ■ 国防省 (Department of National Defense) <p>* 二重線は、リードエージェンシーとしての役割を有する機関。</p>
連邦と州の権限配分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連邦政府: 国防、通商、関税、漁業、海運、通信等に関する権限 ■ 州政府: 州内の天然資源の開発 <p>* ①陸と陸の間の谷間と②連邦への参加の時に州の管轄にあった海域部分については、州に海底 (seabed) の所有権があるため、当該海域における天然資源の開発は州の管轄となる。</p>
3. 主な海洋法制と政策	
基本法・基本政策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海洋法 (Oceans Act、1996 年: 109 条) <p>【制定の背景*】 ①UNCLOS 批准のための準備立法 ②海洋法制の統合促進 (アンブレラ法制) ③海洋問題に対する組織の責任強化</p> <p>* Aldo Chircop et al., <i>Legislating for Integrated Marine Management</i>, 33 CAN. Y.B. INT'L L. 305, 1995.</p> <p>【理念】 世界のリーダーシップ、生態系アプローチの導入、予防的アプローチの適用、統合管理の促進、連携による国家戦略の実施</p> <p>【内容】 ①管轄海域の設定 ②海洋管理戦略の策定 (漁業・海洋大臣の責任) (戦略の原則: 持続可能な開発、統合管理、予防的アプローチ) ③漁業・海洋大臣の権限、義務、機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ カナダの海洋戦略 (Canada's Ocean Strategy、DFO、2002 年: 30 頁) <p>【目的】 ① 海洋ガバナンスのための政策の方向性を示す ② 海洋の持続可能な利用を確保するための協働の枠組を提供</p> <p>【目的達成のための行動・戦略】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海洋環境を理解し保護するシステムの構築 ② 持続可能な経済発展の支援 (既存の産業の管理、新たな産業の分析など) ③ 国際リーダーシップ (主権・安全の強化、隣接国との協力など) ④ オーシャンガバナンス (統合管理計画、スチュワードシップ) <ul style="list-style-type: none"> ■ 海洋行動計画 (Oceans Action Plan、DFO、2005 年: 20 頁) → 戦略の具体的実施計画
主な海洋関連条約の批准状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連海洋法条約 (実施協定を含む、2003 年) ■ 公海漁業実施協定 (1999 年) ■ 気候変動枠組み条約 (1992 年) ■ 生物多様性条約 (1992 年) ■ MARPOL73/78、Annex I~III

中国の海洋政策概要

1. 海洋に関する基本情報	
海洋管轄権の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領海:12海里、接続水域:24海里 (92年領海及び接続水域法)** ■ 排他的経済水域 (EEZ):200海里 (98年 EEZ 及び大陸棚法 2条) ■ 大陸棚:陸地の自然延長で、その外縁まで。自然延長が 200海里まで及ばない場合には 200海里まで。境界が外国の主張と衝突する場合には国際法に基づきかつ衡平原則に従って合意により解決する(同 2条)。 ■ 中国政府は EEZ 境界線を示す図は誤解を招くとして公表していない(但し唯一隣国(ベトナム)と画定が決着している北部湾(トンキン湾)を除く)。
海洋に関する基本数値	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸線の長さ:約 18,000km (付属島嶼をも含めると合計 32,000km (国務院新聞弁公室)。CIA 資料は 14,500 km とする) ■ 管轄海域の面積: 領海 38 万 km², EEZ 300 万 km² (「中国海洋アジェンダ」) ■ 海洋産業の規模:1兆 6987 億元 (GDP の 4%相当、前年比 12.2%) (国家海洋局『2005 年全国海洋経済統計公報』)
2. 海洋に関する国内体制	
海洋問題を担当する主要な省庁	<p>◇ 「九つの龍が海を荒らす」と比喻されるほど海洋関連部署多い。以下は主要機関:</p> <ul style="list-style-type: none"> * 国家海洋局: 64 年発足当時は国務院直属、現在は国土資源部所属。海洋関連立法、政策策定、海域利用の管理審査、科学的調査監督、海監の法執行活動監督等 <ul style="list-style-type: none"> － 中国海監総隊: 99 年発足、国家海洋局の管轄下で海上巡視、法執行を行う。海域総隊 3, 省レベル総隊 10, 地(市)レベル支隊 46, 県レベル大隊 142 の 4 段階が存在する。 * 国家海事局: 99 年発足、交通部の直属機関。航行安全、汚染防止、海上施設の検査、航海保障管理と行政執法を担当。 * 中国公安部: 49 年設立。日本の警察、消防、入国管理局、海上保安庁等の機能を併せ持った巨大組織。
連邦と州の権限配分	<p>◇ 分野ごとに異なるが、基本的には「統一的指導、レベル別管理」で実施される。</p> <p>(例) 漁業では国務院が漁業行政主管部門及びその所属の漁政監督管理機構が監督管理する海域並びに特定漁業資源漁場を定める以外は、海域に隣接する省、自治区、直轄市人民政府漁業行政主管部門が監督、管理を行う。</p>
3. 主な海洋法制と政策	
基本法・基本政策	<p>◇ 海洋基本法そのものは無いが、82年海洋環境保護法(99年大改正)は海洋環境保護の監督管理部門と職責分担などを規定、01年海域使用管理法はその体制を明確化する基本的立法。同法に基づき 02年に全国海洋機能区分を制定、実施、全国ですでに累計 39,395 件以上の海洋使用権が出されている。権利が確定している海域面積は 113 万ヘクタール。現在第二段階(07～11年)、更なる法に基づいた管理等を目標としている。</p> <p>◇ 主要な海洋関係の政策文書には次のものがある</p> <ul style="list-style-type: none"> * 95.05 全国海洋開発計画 (国家計画委、国家科学委、国家海洋局が作成) <ul style="list-style-type: none"> － 文字通り開発計画を示す。海陸一体化開発、海洋開発の総合的効果の向上、科学技術による海の振興、開発と保護の調和の取れた発展などの原則を掲げる * 96.05 中国海洋アジェンダ 21 (国家海洋局作成) <ul style="list-style-type: none"> － 各章表題: ①戦略と対策; ②海洋産業の持続可能開発; ③海洋と沿海地区の持続可能開発; ④島の持続可能開発; ⑤海洋生物資源の保護と持続可能利用; ⑥科学技術による海洋の持続可能開発の促進; ⑦沿海区、管轄海域の総合的管理; ⑧海洋環境保護; ⑨海洋の防災、災害抑制; ⑩国際的海洋事務; ⑪一般の人々の参画 * 03.05 全国海洋経済発展計画綱要(国家発展・改革委、国土資源部、国家海洋局制定) <ul style="list-style-type: none"> － 初の海洋経済の総合的発展のためのマクロ的役割を持つ指導的文書(計画期限は 2010 年)。6つの側面を含む: (1)中国海洋経済の発展の現状と主な問題 (2)海洋経済発展の原則と目標 (3)主な海洋産業が実現する目標 (4)海洋経済区域の配置 (5)海洋の生態環境と資源の保護 (6)海洋経済発展の主な措置
主な海洋関連条約の批准状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連海洋法条約、第 11 部実施協定(96年批准)、公海漁業実施協定(未批准) ■ 生物多様性条約(93年加盟)、カルタヘナ議定書(05年加盟) ■ 京都議定書 05 年発効 ■ MARPOL73/78 は Annex IV 以外の全てに加盟

*中国政府の公表基点、基線は大陸沿岸、海南島と西沙諸島のみ(96)。台湾島、南沙、中沙、東沙諸島は未公開#

*渤海湾(湾口 55 海里)に閉鎖線を引き歴史的な内水を宣言している。

#台湾当局は 99 年に領海基点・基線を発表している。境界画定対象国は 8 カ国、紛争海域 150 万 km²

韓国の海洋政策概要

1. 海洋に関する基本情報	
海洋管轄権の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領海:12 海里(1995 年領海及び接続水域法) ■ 接続水域:24 海里(1995 年領海・接続水域法) ■ 排他的経済水域:200 海里(1996 年排他的経済水域法) ■ 大陸棚:法令上規定なし
海洋に関する基本数値	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸線の長さ:約 17,200 km (OK21, 2005.9) ■ 管轄海域(内水、領海、EEZ)の面積:約 449,000km² ■ 海洋産業の規模:330 億ドル (OK21, 2005.9)
2. 海洋に関する国内体制	
海洋問題を担当する主要な省庁	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>海洋水産部 (Ministry of Maritime Affairs and Fisheries: MOMAF)</u> (建設交通部港湾庁と農林水産部水産庁を中心に海洋、水産関連の 13 担当部局が 1996 年に統合された) ■ 海洋水産発展委員会(海洋水産発展基本法に基づき設置された審議機関) (委員長は国務総理、基本計画策定・政策調整等に係る審議を行う) * 二重線は、リードエージェンシーとしての役割を有する機関。
中央と地方政府の権限配分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中央政府: ■ 地方政府: *
3. 主な海洋法制と政策	
基本法・基本政策	<ul style="list-style-type: none"> ■ Ocean Korea 21(海洋開発等のための基本計画、MOMAF、2000) 【目的】 国の海洋・沿岸域に係わる政策の統合化 【目的達成のための戦略】 <ul style="list-style-type: none"> ①健康で豊かな海の維持 ②きれいで安全な海洋環境の確保 ③高付加価値かつ知識に基づいた海洋産業の育成 ④世界をリードする海事サービス産業の創生 ⑤持続可能な漁業生産の原則の確立 ⑥海洋鉱物、エネルギー、空間資源の商業化 ⑦海洋・水産外交の拡大、南北朝鮮間協力の伸張 ■ 海洋水産発展基本法(2002 年:35 条) 【制定の背景】 海洋水産部の権限強化、OK21 の法的裏付けなど 【理念】 海洋産業の知識化・情報化・高付加価値化のための環境造成、海洋資源の環境親和的で持続可能な開発・利用の追求による将来世代に伝える豊かで生命力溢れる海洋の形成 【内容】 ①海洋水産政策(基本計画)の樹立及び推進体制に係る規定 ②海洋開発等基本的に施策に係る規定 ③基盤整備に係る規定 ■ 行動計画(Action Plan for 2000 to 2010、MOMAF)
主な海洋関連条約の批准状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連海洋法条約(実施協定を含む、1996 年) ■ 公海漁業実施協定(未批准) ■ 気候変動枠組み条約(1993 年) ■ 生物多様性条約(1994 年) ■ MARPOL73/78 Annex I/II(1984),III/V(1996)

英国の海洋政策

1. 海洋に関する基本情報	
海洋管轄権の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領海:12 海里 (領海法、1987 年) ■ 接続水域:未設定 ■ 漁業水域:200 海里、他国との関係では中間線(漁業制限法、1976 年) ■ 大陸棚:海域毎に設定(大陸棚法、1964 年および大陸棚令、1999 年)
海洋に関する基本数値	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸線の長さ:19,488km ■ 管轄海域の面積:867,000km² ■ 海洋産業の規模:約 692 億ポンド(Pugh & Skinner, 2002)
2. 海洋に関する国内体制	
海洋問題を担当する主要な省庁	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>環境・食料・農村省(DEFRA)</u> ■ 運輸省(Department for Transport) ■ 通商産業省(Department of Trade and Industry) ■ 防衛省(Ministry of Defense) など
中央と地方政府の権限配分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中央政府およびイングランド: イングランドは UK 中央政府の直接行政下 ■ 地方政府(スコットランド、ウェールズ、北アイルランド): 中央政府との政策的統合性や整合性を保持するために、政策ごとに政府内委員会などの組織横断的な機関・組織を通じて調整が行われる。
3. 主な海洋法制と政策	
基本法・基本政策	<ul style="list-style-type: none"> ■ Safeguarding our Seas (First Marine Stewardship Report, DEFRA, 2002) 【概要】海洋に関する分野で、横断的・統合的・持続可能な海洋環境管理に対する UK 政府の理念と戦略のアウトラインを示し、現在の政策の包括的な整理を行った上で、今後の政策のフレームワークの方向性を示した。 ■ Seas of Change (DEFRA, 2002) & Government's Response to its Seas of Change (DEFRA, 2004) 【概要】Safeguarding our Seas(2002)のフォローアップとして、施策実施のフレームワークやそのアプローチ方法、戦略目標を提案 ■ The Marine Bill (現在立法作業中) * 06 年 3 月 consultation document(DEFRA(2006):309 頁)を公表。以下はその概要。 【目的】 ①エネルギーや海洋資源の利用と環境保全を両立した海洋計画の策定 ②総合的かつ効率的な海洋環境の管理保護制度の確立 ③持続可能な開発と効率的な規制制度の確立 【理念】 持続可能な経済成長と海洋環境の保全を両立し、将来も含めた海洋からの便益を享受する。 【内容】 ①漁業管理 (Managing marine fisheries) ②海洋計画 (Planning in the marine area) ③海洋関連活動の許認可 (Licensing marine activities) ④海洋自然保護の改善 (Improving marine nature conservation) ⑤海洋管理組織の新設 (a new marine management organisation) * 07 年 3 月、立法を明確に意図した諮問文書 A Marine Bill White Paper(DEFRA(2007):168 頁)を公表。
主な海洋関連条約の批准状況	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">■ 国連海洋法条約(1997 年) <li style="width: 50%;">■ 気候変動枠組条約(1993 年) <li style="width: 50%;">■ 生物多様性条約(1994 年) <li style="width: 50%;">■ MARPOL73/78、Annex I~III <li style="width: 50%;">■ 廃棄等海洋汚染防止条約(1996 年)

米国の海洋政策概要

1. 海洋に関する基本情報	
海洋管轄権の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領海: 12 海里 (大統領宣言 5928、1988 年) ■ 接続水域: 24 海里 (大統領宣言 7219、1999 年) ■ 排他的経済水域 (EEZ): 200 海里 (大統領宣言 5030、1983 年) ■ 大陸棚: 大陸棚に関する条約 (1958 年) 第 1 条の定義に基づき、限界については定めていない (Outer Continental Shelf Lands Act、1953 年)
海洋に関する基本数値	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸線の長さ: 約 19,924 km ■ 管轄海域 (EEZ) の面積: 約 11,500,000 km² ■ 海洋産業の規模: 毎年約 1,170 億ドル (2000 年: Living Near and Making a Living From the Oceans, in Preliminary Report of the U.S. Commission on Ocean Policy, 2004)
2. 海洋に関する国内体制	
海洋問題を担当する主要な省庁	<p>◇ 環境諮問委員会・海洋政策委員会 (大統領令 13366 号により設置、2004 年)</p> <p>【構成】 ①環境諮問委員会委員長 (海洋政策委員長兼務)、②国務省、国防総省、内務省、農務省、商務省、運輸省の他 13 の省庁・団体の長官、③国家安全保障、国土安全保障、国内政策、および経済政策担当の各大統領補佐官、④その他副大統領および海洋政策委員会委員長が指名する連邦政府職員</p> <p>【任務】 ①大統領および行政省庁長官への政策の策定・実施に関する助言、②海洋関連問題に対する情報および助言の収集、③共通原則・目標の策定・実施、自発的な地域の取り組み、科学の活用などを促進ほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 商務省・国家海洋大気庁 (NOAA) ■ その他: 国務省、運輸省、国防総省など
連邦と州の権限配分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連邦政府: 基線から 3 海里以遠 (航行、安全保障、外交に関する事項については、3 海里以内の海域についても連邦法が適用) ■ 州政府: 3 海里以内の海域
3. 主な海洋法制と政策	
基本法・基本政策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国海洋行動計画 (U.S. Ocean Action Plan、2004 年 12 月) * 2004 年 9 月の海洋政策審議会 (Oceans Act 2000 により設置) 報告書「21 世紀の海洋計画 (Ocean Blueprint for the 21st Century)」へのブッシュ政権の対応。 【理念】 ①汚染を軽減し健全かつ生産的な海洋・沿岸・五大湖とする、②最高の科学およびデータの利用に基づく意思決定に必要な情報の提供、③生態系アプローチ適用の努力、④経済的刺激策の利用、⑤連邦、州、部族、地方政府、民間などの関係者との協力関係の確立など →国民のための海洋・沿岸資源の責任ある活用と管理 (Stewardship) 【内容】 ①閣僚級の海洋政策委員会の新設 ②地域漁業委員会と協力して、市場本意の漁業管理体制の活用を推進 ③統合海洋観測を含む全地球観測ネットワークの構築 ④海洋研究優先課題計画・実施戦略を策定する ⑤国連海洋法条約への加盟を支援 ⑥サンゴ礁地方行動戦略を実施 ⑦メキシコ湾の地域協力関係を支援 ⑧NOAA の権限を明確にするための基本法を可決する ⑨ブッシュ政権の国家貨物輸送行動アジェンダを実施
主な海洋関連条約の批准状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公海漁業実施協定 (1996 年) ■ 気候変動枠組み条約 (1992 年) ■ MARPOL73/78、Annex I~III、V * 国連海洋法条約 (実施協定を含む)、生物多様性条約は未批准。

資料1 (2) 海外における海洋担当行政機関の規模

	米国	フランス	カナダ	韓国	中国
主な行政機関 (リード・エージェンシー)	商務省・海洋大気庁 (National Oceanic and Atmospheric Administration: NOAA) (1970年-)	運輸・設備・観光・海洋省 (Ministère des Transports, de l'Équipement, du Tourisme et de la Mer)(1996年-)	漁業・海洋省 (Department of Fisheries and Oceans)(1979年-)	海洋水産部 (Ministry of Maritime Affairs and Fisheries) (1996年-)	国土資源部・国家海洋局 (SOA: State Oceanic Administration)(1964年-)
主な部署 所管事項	◆ 管理部門 ◆ 事業実施部門(Operating Branches) ・海洋漁業サービス局(National Marine Fisheries Service) ・プログラム企画・総合局(Program Planning and Integration) ・気象サービス局(National Weather Service) ・海洋サービス局(National Ocean Service) ・衛星データ情報局(National Environmental Satellite, Data and Inf)	・海洋局: 海運と陸運のインターモーダル 海洋政策一般 Secrétaire Général de la Merとの連絡 海上輸送の安全 海上輸送における危険物の扱い	◆ 沿岸警備隊(Coast Guard) * 漁業取締り・救助を中心とし、警備分野等については海軍と各州警察が担当。 ◆ 部門 ・漁業・水産養殖管理部門(Fisheries and Aquaculture Management) ・海洋・生息環境部門(Oceans and Habitat) ・政策部門(Policy) ・科学部門(Science) ・コミュニケーション部門(Communication) ・人事・コーポレートサービス部門(Human Resources and Corporate Servi)	◆ 局など ・海洋政策局 ・海運物流局 ・港湾局 ・水産政策局 ・漁業資源局 ・政策広報管理室 ◆ 海洋警察庁(Korea Coast Guard) ◆ 所属機関 国立水産科学院、国立海洋調査院 他	・政策法規・計画部(政策法規与规划司) ・海域管理部(海域管理司) ・海洋環境保護部(海洋环境保护司) ・科学技術部(科学技术司) ・国際協力部(国际合作司) 他 ◆ 北海、東海、南海の三分局 ・8センター、第1～第3研究所 ・中国大洋漁産資源研究開発協会 他 * 海上保安機関: 公安部边防管理局、交通部海事局 国土資源部国家海洋局海監総隊
予算	\$ 3,911,491,000(米) (2006年度) ◆ 事業実施部門予算総額 \$2,820,353,000 ・海洋調査局 \$ 493,141,000 ・海洋漁業局 \$ 667,266,000 ・海洋大気研究局 \$ 370,241,000 ・気象予報局 \$ 746,844,000 ・衛星データ情報局 \$ 177,737,000 ・プログラム支援等 \$ 376,783,000 その他		\$ 1,494,500,000 (CAD) (2005-2006年度実績) ◆ 分野(戦略)別比率 ・安全・水路 52% ・持続可能な漁業・養殖 37% ・健全・生産力のある水界生態系 11%		
人員	11,956人 (正規職員、2006年度) ◆ 事業実施部門 11,788人	1,900人(海洋局) (2006年現在) ◆ 中央政府 150名、地方局 1,750名	1,711名 (正規職員、2005-2006年度) ◆ 管理職203名、戦略・政策担当191名、通信86名、法務23名、人事324名、コーポレートサービス 884名	4,084名 (2005年10月19日現在) ◆ 本部 494名 下部組織 3,590名	
政策調整のための組織	海洋政策委員会 (Committee on Ocean Policy)	海洋事務総局 (Secrétariat Général de la Mer)		海洋水産発展委員会	(不明)
設置根拠	大統領令第13366号、2004年	le décret 95-1232、1995年		韓国海洋水産発展基本法2002年(海洋開発基本法1987を改廃)	
設置場所	大統領府・環境委員会(Council on Environmental Quality)内	首相府内		國務總理所屬	
機能	◆ 大統領および各省庁長官への助言: 海洋関連問題に関する政策の策定・実施について助言 ◆ 海洋関連問題に関する情報・助言の収集 ◆ 省庁から提案された海洋関連問題に関する政策・行動について助言(各省庁長官の要求をもとに) ◆ その他海洋政策の促進	◆ 国家の海洋政策の策定 海洋関係省庁の海洋に関する施策を評価し、エネルギー資源、水産、海上安全、海洋環境保護等の施策を管理する強力な役割を担う。Secrétariat Général de la Merは、過去、現在及び将来の政府の海洋政策の管理及び評価を任務とし、地方の知事の海洋政策の方向性を決める役割を果たす役割も持っている。 ◆ 省庁間の調整(内務、防衛、経済、(税関)、設備、運輸、海洋、外務、仏領海外県、経済、研究開発、司法、農業、水産業)		◆ 以下の事項に関する審議 ①基本計画の樹立に関する事項 ②海洋開発等に関する国家目標の設定と制度の発展に関する事項 ③海洋開発等に関する重要政策の調整に関する事項 ④海洋産業の育成・支援に関する事項 ⑤その他海洋開発等に関する重要事項として審議に付する事項	
構成	◆ 海洋政策委員会委員長(環境委員会委員長兼務) ◆ 各省長官: 国務省、国防総省、内務省、農務省、保健福祉省、商務省、労働省、運輸省、エネルギー省、国土安全保障省 * その他、司法省、環境保護庁、行政管理予算局、米国航空宇宙局、国家情報局、科学技術政策局、米国科学財団、統合参謀本部議長からなる ◆ 大統領補佐官(国家安全保障、国土安全保障、国内政策、経済政策担当) ◆ 副大統領が指名する連邦政府職員 ◆ 海洋政策委員会委員長が指名できる連邦政府役員	◆ 海洋事務総長(Secrétaire Général de la Mer) ◆ 副総長(Secrétaire Général Adjoint) (1名) ◆ 官房長(Chef de Cabinet) (1名) ◆ 担当官 (10名) ・海難救助担当責任者 ・中央政府からの出向者 ・地方警察担当責任者 ・国家警察担当責任者 ・税関検査担当責任者 ・海軍担当責任者 ・武器類担当チーフエンジニア ・海軍志願兵募集担当責任者 ・特命事項担当政府高官(2名) ◆ 事務総長直属の政府高官(2名)		◆ 25名以内で構成(委員長1名を含む) ◆ 委員長: 國務總理が努める ◆ 委員: ① 関係中央行政機関長の中で大統領令が定める者 ② 海洋・海洋資源または海洋産業に関する専門知識や経験が豊富な者の中で國務總理が委嘱する者(委嘱委員、5人以上、任期2年再任可能) ◆ 幹事委員: 海洋水産部長官	
下部組織等	◆ 海洋科学・資源管理統合に関する省庁間委員会 (Interagency Committee on Ocean Science and Resource Management Integration (ICOSRMI)) ◇ 海洋資源統合管理小委員会(Subcommittee on Integrated Management of Ocean Resources (SIMOR)) ◇ 国家科学技術会議・海洋科学技術共同小委員会(NSTC Joint Subcommittee on Ocean Science)			○ 海洋水産発展実務委員会: 委員会の効率的な運営と案件の審議を実務的に支援。分野別分科委員会を運営	

海外における海洋担当行政機関の特徴

	米国	フランス	カナダ	韓国	中国
主な行政機関 (リード・エージェンシー)	◆商務省・海洋大気庁(National Oceanic and Atmospheric Administration: NOAA)(1970年)	○海洋省(Ministère de la Mer)(1981年) ↓(組織改正) 都市計画・住宅・運輸省:海洋庁(1983年) (以後の変遷については調査中) ◆運輸・設備・観光・海洋省(Ministère des Transports, de l'Équipement, du Tourisme)	◆漁業・海洋省(Department of Fisheries and Oceans: DFO)(1979年)	◆海洋水産部(Ministry of Maritime Affairs and Fisheries: MOMAF)(1996年)	◆国家海洋局(国土資源部内)(1964年)
主な部局 所管事項	・海洋漁業局(National Marine Fisheries Service) ・気象予報局(National Weather Service) ・海洋調査局(National Ocean Service) ・海洋大気研究局(Oceanic and Atmospheric Research) ・衛星データ情報局(National Environmental Satellite, Data and Information Service)	・海洋局: 海運と陸運のインターモーダル 海洋政策一般 Secrétaire Général de la Merとの連絡 海上輸送の安全 海上輸送における危険物の扱い等	・漁業・水産養殖管理部門(Fisheries and Aquaculture Management) ・海洋・生息環境部門(Oceans and Habitat) ・政策部門(Policy) ・科学部門(Science) ・コミュニケーション部門(Communication) 他	・海洋政策局 ・海運物流局 ・港湾局 ・水産政策局 ・漁業資源局 他	・政策法規・計画部(政策法规与规划司) ・海域管理部(海域管理司) ・海洋環境保護部(海洋环境保护司) ・科学技術部(科学技术司) ・国際協力部(国际合作司) 他
備考			・水産省(1930-1969)、水産森林省(1969-1971)、環境省(1971-1976)、水産環境省(1976-1979)などを前身とする。 ・1997年施行「海洋法」(基本法)に基づき、海洋に関する連邦政府の主要な役割がDFOへ。	・水産庁(the National Fisheries Administration)、海事・港湾庁(Korea Maritime and Port Administration)など、13の省庁の統廃合。	・本部:海洋戦略研究所 ・出先:海洋技術研究所、海洋信息中心、第一海洋研究所、第二海洋研究所、第三海洋研究所
その他 関係行政機関	・内務省:鉱物管理局(MMS)及び地質調査所(USGS) ・運輸省:海運局(MARAD) ・国土安全保障省:沿岸警備隊 ・国防省 他	・農業・水産省 ・内務・国土開発相 ・経済産業省 ・エコロジー・持続可能開発省 ・国防省 他	・運輸省 ・環境省 ・天然資源省 ・国防省 他	・環境部 ・科学技術部 ・産業資源部 ・建設交通部 他	・交通部:国家海事局(1998年):海事、海上交通 ・科学技術部 ・農業部・漁業局 ・国家環境保護総局(國務院直屬機構) 他
ハイレベルでの 政策調整	・海洋政策委員会(Committee on Ocean Policy、大統領府・環境委員会の一部として2004年に設立)	・首相が、Secrétariat général de la merのサポートを受けて、海洋に関する政策調整を行う。 ・Secrétaire Général de la Mer(1995年-) : 首相により任命。上記海洋関係省庁の海洋に関する施策を評価し、エネルギー資源、水産、海上安全、海洋環境保護等の施策を管理する強力な役割を担う。 Secrétariat général de la merは、過去、現在及び将来の政府の海洋政策の管理及び評価を任務とし、地方の知事の海洋政策の方向性を決める役割を果たす役割も持っている。 ・Interdepartmental Committee to the Sea		・海洋水産発展基本委員会(國務総理所属):海洋水産発展基本法に基づき設立。	
特徴	・2004年に、大統領直属の省庁横断型の政策決定機構である海洋政策委員会が設置されていることから、省庁間のCoordinationを中心とした体制をとる。	・首相レベルでの政策調整。	・首相の権限により、行政機構の改革が比較的頻繁に行われる。	・1987年に「海洋開発基本法」を制定。MOMAF設立後も、2000年に基本計画(Ocean Korea 21)策定、2002年に海洋水産発展基本法を制定する等、海洋に関する取り組みが盛んに行われている。	・1996年に「中国海洋アジェンダ21」を策定する。また、国家発展計画委員会と国家海洋局の共同による「全国海洋経済発展計画綱要」を2003年に採択する。

2006年11月29日 海洋政策研究財団作成

資料 2 (海洋政策研究財団仮訳)



欧州委員会

ブリュッセル、2006年6月7日
COM(2006) 275 final

グリーンペーパー

欧州連合の将来の海事政策に向けて:海洋に関する欧州のビジョン

「この惑星を地球と呼ぶのはいかにもそぐわない。
どう見ても海球なのは明らかなのに」

アーサー・C・クラーク

(欧州委員会発表)

{SEC(2006) 689}

グリーンペーパー

欧州連合の将来の海事政策に向けて:海洋に関する欧州のビジョン

「この惑星を地球と呼ぶのはいかにもそぐわない。
どう見ても地球なのは明らかなのに」
アーサー・C・クラーク

1. はじめに
2. 持続可能な海事開発における欧州のリーダーシップの維持
 - 2.1. 競争的海事産業
 - 2.2. 海洋資源の持続可能な利用のための海洋環境の重要性
 - 2.3. 知識と技術の最先端にとどまる
 - 2.4. 変化する状況下の革新
 - 2.5. 欧州の海事関連スキルの開発と海事分野の持続可能な雇用の拡大
 - 2.6. クラスタリング
 - 2.7. 規制の枠組
3. 沿岸地域の生活の質を最大限に高める
 - 3.1. 居住地および就労地としての沿岸地域の魅力増進
 - 3.2. 沿岸リスクへの適応
 - 3.3. 沿岸観光の開発
 - 3.4. 陸／海境界面の管理
4. 海洋との関係を管理するツールの提供
 - 4.1. さまざまな活動に役立つデータ
 - 4.2. 拡大する海事経済の空間設計
 - 4.3. 沿岸地域の財政支援の有効利用
5. 海洋ガバナンス
 - 5.1. EU 域内の政策策定
 - 5.2. 政府の沖合活動
 - 5.3. グローバル活動のための国際規則
 - 5.4. 地理的現実を考慮に入れる
6. 欧州の海事遺産を再生し、欧州の海事アイデンティティを再確認する
7. これからの課題－ 協議プロセス

1. はじめに

ヨーロッパ人は、この惑星の広大さ、その文化の多様性、その資源の豊富さに祖先の目を開かせてくれた偉大なる発見の旅について学んだことを忘れはしないだろう。こうした旅の大半は航海だった。そして、航海の成功には、新しい考えを積極的に受け入れる姿勢、細心の計画、勇気、決断が必要な場合が多かった。時の経過とともに、航海は地球の未知の地域を切り拓くことだけにとどまらず、経度を正確に計算するクロノメーターや風頼みの航海からの解放を意味する蒸気タービンなどの新しい技術も生み出した。

多くのヨーロッパ人は常に海の近くで生きてきた。海があれば、漁師や船員として暮らしが立てられる。海は、健康と喜び、夢に見る新世界、文学や日々の生活で使われる豊かな語彙や比喻を与えてくれる。海はロマンスの源と見なされてきたが、同時に別離や未知の危険、悲嘆の源とも見なされてきた。私たちは海に絶えず試練を与えられ、その海に対する強い探求心をかき立てられてきたのである。

欧州は、多くの島々と 4 つの海(地中海、バルト海、北海、黒海)と 2 つの大洋(大西洋と北極海)に囲まれている。この大陸は沿岸が何千キロも続く半島である。その距離は、米国やロシア連邦などの大陸の沿岸より長い。この地理的事実は、EU の境界の 3 分の 2 以上が沿岸であり、EU 加盟国の管轄下にある海上空間はその地上空間よりも広いことを意味している。その最外延地域を通じて、欧州の海は大西洋だけでなく、インド洋とカリブ海にも広がっている。海事上の利害関係も少なくなく、EU 全体に影響する。

したがって、欧州の地理は常に、欧州と海洋との特別な関係の主な理由の 1 つとして挙げられてきた。太古の時代から、海洋は欧州の文化、アイデンティティー、歴史の発展に主要な役割を果たしてきたのである。

これは今日でも変わらない。EU が経済の再活性化を図る際には、海洋分野の潜在的経済力を認識することが重要である。欧州の国内総生産(GDP)の 3~5 パーセントは、海洋産業によって創出されると見積もられているが、これには石油、ガス、または魚などの原料の価値は含まれない。沿海地域は GDP の 40 パーセント以上を占めている。

こうした事実にもかかわらず、欧州の市民は大洋と海がそれぞれの生活に果たす重要性について必ずしも十分には知らされていない。水がいかに重要であるかについて知ってはいても、水のほとんどが雨や雪として海洋からリサイクルされていることと結びつけて考えることができないことがある。また、気候変動について心配してはいても、海洋がその緩和に果たす重要な役割については必ずしもわかっていない可能性もある。世界中から安価な製品を購入できる恩恵を受けながら、そうした製品をもたらす物流網がいかに複雑であるかについてはわかっていないのである。

理論的説明

EU アジェンダの中核を成すのは持続可能な開発である。¹ その課題は、経済成長、社会福祉、環境保護の相互強化を確実なものとすることである。

今こそ、EU は持続可能な開発を海洋に適用するチャンスである。これを行うために、EU はその海事上のリーダーシップを常に支えてきた強み、すなわち海洋に関する知識、豊富な経験、新たな課題に取り組む能力を生かし、こうした強みと資源基盤の保護に対する強いコミットメントとを結びつけることができる。

第三国との協力や多国間協議における協力なくして大洋と海の管理は果たせない。海洋を対象とする EU 政策は、こうした国際的な状況の中で策定しなければならない。

¹ ‘Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on the review of the Sustainable Development Strategy: A platform for action’, COM (2006) 658 final/2
欧州委員会の文書入手先:<http://eur-lex.europa.eu/>、理事会の文書入手先:
<http://www.consilium.europa.eu/>、欧州議会の文書入手先:<http://www.europarl.europa.eu>

欧州が海洋とのより良い関係の発見に取り組む場合、革新しなければならないのは産業だけではない。政策立案者もまたしかりである。もはや人間が海洋から引き出せるものばかりに注目するをやめ、新たな海洋の管理方法、すなわち海洋を単に分野別に管理するのではなく、全体として管理する新たな方法を検討すべきである。

これまで、海上輸送、産業、沿岸地域、沖合エネルギー、漁業、海洋環境、その他関連分野に関する EU の政策は、別々に策定されてきた。当然のことながら、相互の政策の影響については確実に考慮に入れられるよう取り計らっている。だが、各分野間のより広範な関係には誰も注目しなかった。また、このような政策をまとめて相互に強化できる組織的な方法を検討することもなかった。

細分化は、結果的に相反する政策の採択を招き、ひいては海洋環境に好ましくない影響を与えかねず、競合する海事活動に不均衡な制約を課すことになるおそれもある。さらに、意思決定が細分化されていると、ある一連の活動が別の一連の活動に与える潜在的な影響をなかなか把握できず、異なる海事分野間のまだ生かされていない相乗効果を探求することもできない。

今こそ、こうした要素すべてを 1 つにまとめて、海洋との関係管理に関する新たなビジョンをつくるべき時である。これには、EU、国家、地域レベル、ならびに EU 域内の政策の外的次元による国際的レベルにおいて、政策を設計して実施する新しい方法が必要になる。

目的

このグリーンペーパーの目的は、全体論的な方法で海洋を扱う EU の将来の海事政策に関する議論を始めることである。深刻な環境破壊と海洋資源開発技術力の向上に海洋資源が脅かされている今、海洋に深い敬意を払わなければ、海洋が与えてくれる恩恵を引き続き享受することはかなわないことがグリーンペーパーでは強調されるだろう。特に汚染、気候変動の影響、乱獲による海洋生物多様性の激減は、無視できない警報である。

グリーンペーパーは既存の EU の政策および施策を土台にし、リスボン戦略と符合させる。また、持続可能な開発の経済、社会、環境の適切なバランスをとるようにする。

グリーンペーパーはさらに、海事遺産の偉大さ、ヨーロッパ人の暮らしにおける海洋の重要性、一層の福祉と経済的機会を与え続ける海洋の可能性について、ヨーロッパ人の間に新たな意識が生まれる一助となることを目指している。

これからの課題

適切な統治の原則は、海洋のあらゆる側面を包含する欧州海事政策の必要性を示唆している。この政策は総合的かつ分野横断的なものにすべきであり、垂直的な分野別方針の単なる寄せ集めにしてはならない。また、海洋について検討する際には、大洋と海がどのような働きをし、その環境および生態系の持続可能性がどのように保全されるのかについての確かな知識に基づいてこれを行う必要がある。また、どのようにしたら、海洋と沿岸域の競合する利益の調整や意思決定が、投資や持続可能な開発を促す雰囲気を作り出すのか。その答えの提供も目指す必要がある。

これを実現するには、協力を強化し、あらゆるレベルの海洋関連政策の調整および統合を促進することが欠かせない。

基本原則

欧州委員会は 2005～2009 年の戦略的目標において「環境的に持続可能な形で、繁栄する海事経済の発展を目指した包括的な海事政策が特に必要である。かかる政策は、卓越した海洋科学研究、技術、革新が支援する必要がある」と宣言した。

欧州委員会は、このビジョンを追求するにあたっては、2 つの柱を基礎とするアプローチをとる必要があると考えている。

まず、そのアプローチは、EU 域内の成長ならびに雇用の増大および改善を促進するリスボン戦略に準拠すべきである。知識やスキルに対する投資の継続は、競争力を維持し良質の雇用を確保するための重要な要素である。

EU の産業政策に対する統合アプローチは、顧客が高い金額を支払ってくれる高品質の新製品・サービスを世界市場に売り出すことに欧州の将来がかかっていることを強調する。²

次に、すべての海事活動の基礎となる資源、すなわち海洋そのものの状態を維持・改良しなければならない。これを実現するには、科学的知識に立脚した、生態系に基づく管理が不可欠である。欧州委員会は海洋環境に関するテーマ別戦略 (Thematic Strategy for the Marine Environment) を提示することによって、その下準備を完了した。³

こうした柱を新海事政策の基礎とするのはごく簡単なことのように思えるかもしれないが、同時に海洋環境の 2 つの特性を心にとどめておく必要がある。

第 1 は海洋のグローバルな性質である。これは諸国間の相補性と競争の両方につながる。世界の持続可能な開発を目的として海事活動を規制するためには、全世界的に適用できる規則の策定が必要である。だが、海洋は海域によってそれぞれ異なり、各海域独自のより具体的な規則と管理を必要とする場合もある。この明らかな矛盾は、なぜ海洋のグローバルな性質が政策立案者にとって大変な課題であるのかを示している。

第 1 の課題に直結するが、さまざまな関係者の存在が海洋ガバナンスにとっての第 2 の課題である。さまざまな分野別方針があらゆるレベル (EU、国家、地域、地方) の政府で誕生し、存在する。⁴ 行動提案は、さまざまな機関やさまざまな国家のさまざまな関係者によって、または国際機関によって、最も適切に対処されることがある。ステークホルダーに最も近いレベルで決定が行われるようにするために、EU レベルの行動は他のレベルの活動に価値が付加される場合に限る必要がある。

EU は統合海事政策を完備する必要があるか。

どうすれば EU は、海事分野にすでに存在しているさまざまな国家、地方、民間の施策に価値を付加することができるのか。

2. 持続可能な海事開発における欧州のリーダーシップの維持

2.1. 競争的海事産業

海事産業の規模

EU は世界の海事産業の雄である。特に海運、造船技術、沿岸観光、沖合エネルギー (再生可能エネルギーを含む)、付帯サービス分野のリーダーである。アイルランド海洋研究所 (Irish Marine Institute) の調査によると、将来的に最も成長の可能性が高いのは、クルーズ海運、港湾、養殖、再生可能エネルギー、海底電気通信、海洋バイオテクノロジーなどの分野である。⁵

国際貿易通商には海運と港湾が不可欠である。EU 域外貿易の 90 パーセントおよび EU 域内貿易の 40 パーセント以上が海上輸送によるものである。世界の船舶の 40 パーセントを有する欧州がこのグローバル産業のリーダーであることに疑いの余地はない。年間 35 億トンの貨物および 3 億 5,000 万人の乗客が欧州の海港を通過する。港湾業および関連サービス業 (合わせて約 200 億ユーロの付加価値を創出) には約 35 万人が従事している。⁶ 両分野は、世界貿易の増加と欧州の近海海運と海のモーターウェイ構想 (Short Sea Shipping and Motorways of the Sea) の発展に伴って引き続き成長が見込まれる。海運業は、他の分野 (特に造船および船用機器) にとって促進剤である。保険、銀行、仲介、船級、コンサルタントなどの海事付帯サービスは、欧州がリーダーシップを維持すべきもう 1 つの分野である。

² http://ec.europa.eu/enterprise/enterprise_policy/industry/index_en.htm

³ 'Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council establishing a Framework for Community Action in the field of Marine Environmental Policy (Marine Strategy Directive)', COM (2005) 505 final. http://ec.europa.eu/environment/water/marine/dir_505_en.pdf

⁴ Background Paper on National Approaches to Maritime Affairs.

⁵ Marine Industries Global Market Analysis, March 2005, Douglas-Westwood Limited, Marine foresight series no 1, the Marine Institute, Ireland.

⁶ 欧州港湾協会 (ESPO)、グリーンペーパーに寄稿

さらに大洋と海は観光収入も生む。欧州海洋観光の2004年の直接売上高は720億ユーロと見積もられている。⁷ 沿岸地域で休暇を過ごす観光客は、実にさまざまな形で海洋、海浜、沿岸地域の恩恵を受けている。多くの観光地が海洋のおかげで人気を博し、海洋の環境質に依存している。したがって、観光一般の持続可能性、特に急成長中のエコツーリズム部門の持続可能性の実現には沿岸地域および海洋環境の高度な保護が不可欠である。⁸ 観光は、造船業界のビジネスを創出する。年間成長率が10パーセント超の欧州クルーズ船業界は、過去何年もの間に大きく拡大した。クルーズ船はほぼすべてが欧州で建造されている。クルーズ船観光は沿岸地域と島嶼の開発に寄与している。レジャーボート業界は過去何年もの間に着実な成長を遂げ、EU域内で年間5～6パーセントの成長が予想されている。⁹「これほど多様な年齢層、興味、立地をカバーする参加型レクリエーションは他にはない。」¹⁰

エネルギー供給の競争力、持続可能性、安全性の確保、すなわち欧州委員会¹¹とEU首脳¹²が明らかにした主要目標の実現に、海が重要な役割を果たしている。北海は、ロシア、米国、サウジアラビアに続く世界第4の石油・天然ガス産出源である。¹³ 欧州周辺の海はさらに、欧州で消費される石油・天然ガスの輸送手段としてもエネルギー分野で重要な役割を果たしている。欧州で消費される石油・天然ガスは、その多くが増加中のタンカーで輸送されている。これに関連し、液化天然ガスの重要性が増していることからターミナルの新設が必要である。

沖合風力エネルギー、海流、波浪、潮汐運動は、膨大な再生可能エネルギー源を示している。開発に成功すれば、欧州の多くの沿岸地域にかなりの量の電力を供給することができる。ひいては、この地域の経済発展と持続可能な雇用創出をさらに促進することができる。

欧州企業は、炭化水素の沖合開発だけでなく、再生可能な海洋資源、深海オペレーション、海洋調査、水中機および水中ロボット、海事工事、海岸工学などの分野のノウハウも開発してきた。このような技術は次第に活用されるようになり、特に世界の輸出市場における欧州海洋技術分野の成長を促進するだろう。

国連食糧農業機関(Food and Agricultural Organization: FAO)¹⁴によると、新たな魚類消費需要の大半は養殖によって賄わなければならない。こうした増加に持続可能な環境に優しい方法で対処することが課題になる。一部の沿岸域では空間獲得競争が大問題になりかねないので、養殖場を海岸からもっと遠くに移す可能性があり、沖合生け簀養殖技術のさらなる研究開発が必要である。¹⁵

EUの漁業は世界屈指の地位にあり、水産加工品の世界最大の市場である。過去何年もの間にEUの漁民の数は減少しているが、水産業分野全体で52万6,000人ほどが雇用されている。¹⁶ 漁労だけでなく、加工、梱包、輸送、マーケティング分野ならびに造船所、漁具製造、販売、整備分野で多くの雇用が創出されている。このような活動は、水産業分野の経済・社会機構において重要な役割を果たしている。EU域内で計画されている、より持続可能な水産業への段階的移行および健康食品としての魚の需要増加により、一層の経済的安定、収益性、一部水産業分野の成長の可能性が高まっている。

7 脚注5参照

8 <http://www.tourism-research.org/sustainable.pdf>.

9 このセクターには、ボート建造、海洋エンジンおよび機器製造関連ハイテクエレクトロニクス、金融、建築、業務基盤などが含まれる。欧州連合レクリエーション海洋産業グループ(EURMIG)、グリーンペーパーに寄稿

10 欧州ボート協会(EBA)、グリーンペーパーに寄稿

11 Green Paper “A European Strategy for Sustainable, Competitive and Secure Energy”, COM (2006)105 final.

12 European Council, 23-24.3.2006, Presidency Conclusions.

13 国際石油・ガス生産者協会(OGP)、グリーンペーパーに寄稿

14 『FAO世界漁業・養殖白書2004』FAO

15 Communication from the Commission to the Council and the European Parliament. ‘A strategy for the sustainable development of European aquaculture’, COM (2002) 511 final.

16 共通漁業政策(CFP)の統計、2004年

競争力の重要性

欧州の輸出を基盤とする経済、貿易高の増加、地理的状況から考えれば、欧州には海運、造船、船用機器、および港湾業界の競争力にきわめて重大な利害関係がある。この競争力を確保するためには、これらの業界に国際的に公平な競争の場を与えることが不可欠である。このことは海事活動の競争が主に世界市場を舞台に繰り広げられるようになるにつれて重要性を増す。

海上輸送と港湾は、単一市場(EU)と世界経済とを結びつける物流網の主要要素である。グローバル化する世界にあっては、その効率と活力を引き続き維持することが欧州の競争力確保の鍵である。

造船所は、伝統的な欧州の海洋分野が特にアジアからの増大する国際競争圧力に立ち向かっている現状を示す格好の事例を提供してくれる。過去 10 年の間に欧州の造船業界では、雇用は 36 パーセント減少したが、生産性が 43 パーセント向上し、高機能船舶の製造を専門とする分野が誕生した。欧州で建造される船舶は、規制水準をはるかに上回る場合が多く、精密性、安全性、環境への影響の点で傑出している。EU 造船業界(造船所および機器製造業者を含む)の技術力は世界最高を誇り続け、すべての技術革新は欧州発である。その結果、極東にある同等の業界と比べて、建造トン数では劣るものの、売上高でははるかに勝っている。

欧州の造船業者とそのサプライヤーは、クルーズ船・旅客船、小型商船、艦艇、専用船舶などの市場分野で首位を占めている。欧州は、競争が熾烈なレジャーボート・船用機器分野でも、先進的な高度生産技術により優位に立っている。こうした分野の技術革新を牽引しているのは、よりきれいな海岸を求める社会の声と厳格化する規制である。

健全な政策とプログラムは、リーダーシップ 2015(LeaderSHIP 2015)¹⁷ が示すとおり、競争力を強化し、造船・船舶修繕分野の将来的な競争力に対処することができる。これは、最先端の知識、起業家精神、技術革新、ステークホルダーの参加に基づく協調的な取り組みである。欧州委員会は、こうした事例の手法はさらに広い分野で採用できると考えている。特に外国が持続可能な開発の方向に進むにつれて、海運、造船、沖合エネルギーなど多くの海洋分野では、それぞれの活動の環境持続可能性を確保するための新技術の導入により、ビジネスや輸出の機会が生まれている。

欧州企業が海運その他の海洋分野で成長の機会を捉えることができるようになるためには、ある程度の正確さをもって市場の今後の動向を予測することができなければならない。この点で追加的な市場情報や統計は役に立つ可能性がある。

欧州の最外延地域では、欧州大陸内部の海上ルートと欧州大陸との海上ルート両方の強化などによるアクセスの向上が競争力を大幅に高めるだろう。

ここでの教訓は、欧州海事産業の強みは業界の起業家精神と革新能力にあるということである。民間部門が最も質の高い生産要素を確実に利用できるようにするためには多くのことを行うことができる。これらは、資源基盤としての海洋そのもの、海洋のあらゆる側面についての科学的知識、労働力の質と経験である。こうしたことや業界の規制環境を検討するのにふさわしいときは今より他にない。

中小企業の具体的なニーズを考慮することなどを始めとして、どうすれば欧州の海事分野は競争力を維持することができるのか。

新たな海事開発が持続可能であることを確実なものとするために、どのような仕組みを整える必要があるか。

2.2. 海洋資源の持続可能な利用のための海洋環境の重要性

海洋の可能性を最大限に生かすには、健全な海洋環境が不可欠である。したがって、この資源基盤の保全こそが EU の競争力、長期的成長、雇用の向上の鍵である。

¹⁷ http://ec.europa.eu/enterprise/maritime/maritime_industrial/leadership_2015.htm.

海洋環境の悪化は、収入と雇用を与えてくれる海洋の可能性を低下させている。海洋環境の質に依存している経済活動は特に影響を受けている。沿岸・海洋観光、すなわち欧州最大の海洋関連産業の隆盛が危うくなっているのである。

隔絶された最外延地域は、自然条件(サイクロンや地震)、不法移民などの特定の課題に直面し、具体的な対処を必要としている。

漁業もまた影響を受けている。健全な海洋環境を維持するということは、その中の生物(魚類資源など)の規模と多様性を維持することにほかならない。活気に満ちた漁業分野の資源を提供する唯一の方法は、持続的に漁獲できる資源水準を達成することである。環境政策と漁業政策は、最先端の生物科学に基づいて共通の目標を目指すパートナーと見なさなければならない。海によっては、こうした目標が実現するのは、海洋環境の健全性に対する他の脅威、特に陸上で発生した汚染や船舶の運航に伴う排出物が管理された場合に限られる。魚介類が人間の栄養と健康に最適な方法で寄与するためには健全な海洋環境が必要である。魚の栄養価が特に高いことを示す一連の科学的証拠が増えているが、海洋環境の汚染物質(重金属や残留性有機汚染物質など)の存在は、人類が魚介類から最大限の健康利益を得るのを阻みかねない。¹⁸

この資源を保護するために速やかな行動が求められている。欧州委員会は海洋環境に関するテーマ別戦略を採択している。将来の海事政策では、この戦略が環境政策面の柱となる。海洋戦略によって行われる海洋環境の状態に関する詳細なアセスメントは、海洋利用の一切について規制できる枠組を考える際に特に役に立つだろう。主な目標は、2021年までにEUの海洋環境を良好な状態にすることである。この戦略は空間計画に基づく生態系の原則を導入している。この原則がなければ、増加中の、往々にして対立する海洋の利用を近いうちに管理しきれなくなる。それは、さらなる海洋保護区の指定につながる可能性がある。海洋保護区は、生物多様性の保護と持続可能な漁獲量への急速な移行の確保の役に立つ。

効果的な意思決定は、環境に関する懸念を海事政策に取り入れて、海洋各分野にそれぞれが必要とする予見可能性を与えなければならない。新海事政策の核となるのは、海上輸送・港湾、漁業、統合沿岸域管理、地域政策、エネルギー政策、海洋研究・技術政策などの海洋に影響を与えるさまざまな政策の意思決定者および施行者全員の相互理解と共通ビジョンの構築である。すなわち、経済拡張という共通の目標を持続可能な形で達成するために、異なる政策を点で結ぶことである。これは将来の海事政策の重要な課題である。

海洋環境の保護では、海事安全政策も重要な役割を果たす。1999年と2002年のエリカ号とプレスティージ号のタンカー事故発生後、EUの法令、対策、および規制は強化されてきた。シングルハルオイルタンカーの禁止と段階的排除、既存法令の注意深い監視と厳密な施行、EU領海の規制強化および港湾の検査強化、海洋汚染に対する刑事制裁の部分的調和¹⁹、欧州海事安全機関(European Maritime Safety Agency: EMSA)設立²⁰は、EUの海事安全を向上させるために行われてきた多大な努力を示す例である。

欧州委員会は最近、この分野の第3次法案パッケージを提出した。それは、既存の法令、特に、船級協会、ポートステートコントロール、海上交通の監視、旗国責任、海事事故調査、船舶所有者責任の強化を図るものである。²¹

さらに前進するためには、政策策定のツールとしてリスクアセスメントを最大限に活用することが不可欠である。これは、港湾や船舶からのフィードバックを入手し、海事事故および海上交通に関するより良い情報の提供のためのプロセスおよび方法を定め、リスクアセスメントを通して環境に優しくない慣行の影響および規模の不確かさを緩和するためにEU機関による協力を必要とする。

¹⁸ 以下を参照。European Food Safety Authority, 'Opinion of the Scientific Panel on Contaminants in the food chain on a request from the European Parliament related to the safety assessment of Wild and Farmed fish', Question No EFSA-Q-2004-22, the EFSA Journal (2005) 236.

¹⁹ Directive 2005/35/EC, Framework Decision 2005/667/JHA
²⁰ <http://www.emsa.europa.eu>

²¹ Communication from the Commission. 'Third Package of Legislative Measures on Maritime Safety in the European Union', COM (2005) 585 final.

法令はさらに、他の種類の行動で支えることもできる。バルト海諸国小地域協力(Baltic Sea States Subregional Cooperation: BSSSC)²² は、「40以上の地域当局によるインターレグ(Interreg)助成プロジェクト『バルティックマスター(Baltic Master)』への直接参加は、このレベルにおける海事安全と海事事務の管理に対する意識の高まりを最もよく示している例だ」と指摘している。これは、EU基金を活用して政策措置の実施を支援する方法を示している。

その批准により、安全な海洋環境に寄与することになる国際条約の例として、船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約(International Convention on the Control of Harmful Anti-Fouling Systems on Ships: AFS)と船舶のバラスト水および沈殿物の規制および管理のための国際条約(International Convention for Control and Management of Ship's Ballast Water and Sediments: BWI)の2つが挙げられる。²³

数カ国の加盟国は、バラスト水の持ち込みにより海洋環境に影響を与える侵入種対策の重要性を認識している。必要なバラスト水処理技術の導入を奨励する必要がある。欧州委員会は、グローバルバラスト水管理プログラム(Global Ballast Water Management Programme)の実施にあたっての国際海事機関(International Maritime Organisation: IMO)の取り組みに貢献している(バラスト水処理に関する第5次フレームワークプログラムのプロジェクト²⁴など)。グローバルバラスト水管理プログラムは、発展途上国がこの問題を理解し、現状を監視し、バラスト水管理(BWM)条約の履行に備えられるようにするためのプログラムである。このような取り組みは続ける必要がある。²⁵

海事政策はどうすれば海洋資源と環境に貢献することができるか。

海事政策はどうすれば海洋テーマ別戦略の目的を推進することができるか。

リスクアセスメントはどうすれば海の安全を高めるために最も効果的に活用することができるか。

2.3. 知識と技術の最先端にとどまる

2004年Eurocean会議によって承認されたGalway宣言は、リスボン目標の達成を目指す海洋産業の貢献および世界クラスの卓越した海洋科学技術の開発を目指す研究技術開発に関する第7次EUフレームワークプログラム(FP7)における海洋科学技術の役割を明確にした。2004年Eurocean会議では、海洋研究と同時に、包括的な海洋データセットの効率的で継続的な収集、保存、アクセスを支援する差し迫った必要性が強調された。²⁶

研究と技術は、高機能製品における欧州の優位を維持するためばかりではなく、十分な情報に基づいて政策を選択し、海洋環境の悪化を阻止するためにも必要である。

情報通信技術の革新と研究開発(R&D)は、多くの海事領域に付加価値ソリューションを提供することができる。したがって、欧州委員会の2005年～2009年の戦略的優先課題では、海洋関連科学と研究が将来の欧州海事政策の主要骨子の1つとなっている。

第7次フレームワークプログラム(FP7)案では、環境、輸送、食品、農業、バイオテクノロジー、エネルギーなどの分野の優先調査テーマを明らかにしている。また、FP7における海洋関連調査の連携と統合の強化を目指し、海洋関連科学技術などのテーマを超えた優先科学分野に特別な注意を払うことを表明している。

EUの公的・民間研究費のうち、FP7からの出資はごくわずかである。欧州の海洋関連研究を全体として捉えて、この分野の連携と協力の大幅な向上を図ることがきわめて重要である。汎欧州

²² BSSSC、グリーンペーパーに寄稿

²³ <http://www.imo.org>

²⁴ バラスト水処理プログラム(TREBAWA)、オンボードバラスト水処理プログラム(技術開発および応用)および低硫黄海洋燃料応用プログラム(MARTOB)。

²⁵ Background Paper on Marine Safety and Security.

²⁶ http://www.eurocean2004.com/pdf/galway_declaration.pdf

研究分野内の国家プログラムの連携に向けた取り組みは、欧州研究圏ネットワーク(ERA net scheme)により始まっている。²⁷

欧州の海洋関連研究のためには、フレームワークプログラムおよび欧州におけるその他の資金源²⁸ からより多くの補助金を引き出し、重複を回避し、格差を縮め、相乗効果をもたらす戦略につながるビジョンが早急に必要である。この戦略には、欧州委員会と加盟国および第三国の政策立案者、産業界、科学界との連携、協力、対話を最大限に活用するための仕組みを盛り込む必要がある。さらに、この戦略は、科学・技術界からの助言を踏まえて、欧州の海洋活動に関連する研究に取り組んでいる組織間の活動の強力かつ永続的な統合を支援し、科学分野と技術開発者間のより強力な部門横断的対話を提供し、海事政策に対する全体論的アプローチに関する助言を提供するためには何が必要なのかを示す必要がある。

欧州浚渫協会(European Dredging Association: EuDA)は、「海洋資源、気候変動の影響、沿岸域の力学、インフラ開発の影響、長期間の開発と生態との関係を主要テーマとする海洋知識の欧州センターオブエクセレンス(European Centre of Excellence)」の設立を提案した。²⁹この提案は、海洋関連研究の多面的な性質を浮き彫りにしている。この点に注意を払うと、セクターと研究機関との情報交換が促進されるだろう。オプションとして挙げられるのは、海洋関連研究の結果を周知するための定期会議や産業分野のステークホルダーからフィードバックを得ることなどである。ばらばらになっている既存のウェブページを差し替えるために、研究関連プロジェクト用の単一欧州インターネットポータル³⁰の構築が構想される可能性がある。

ウォーターボーン技術プラットフォーム(WATERBORNE Technology Platform)は、海上輸送分野内でステークホルダーおよび加盟国とともに、戦略的研究アジェンダを含む 2020 年のビジョンを策定した。このビジョンには、大気・海洋環境に与える影響を著しく低減した船舶が含まれる。これを実現するために、クリーンな船舶技術(よりクリーンなエンジン、バラスト水、油回収など)の研究が FP7 では強化される。

海洋科学研究は世界的な活動である。研究は一般政策の実施を支援し、地域レベルの計画立案を行う一方で、気候変動の影響などのグローバルな圧力にも対処しなければならない。EU の最外延地域は、海洋システム、気象サイクル、生物多様性などの海洋観測に適している。この領域内の将来的な研究開発プログラムを計画する際には、その潜在力が検討されるだろう。排他的経済水域(EEZ)および大陸棚に関する公共の利益となる研究が必要かもしれない。このような領域内における EU と第三国との協定には、研究に必要な双方の合意が含まれており³⁰、総合的な公共の利益のために資金提供を受ける基礎的研究を推進および促進する可能性がある。

加盟国は、環境技術行動計画(Environmental Technologies Action Plan: ETAP³¹)の実施ロードマップに海洋技術・革新に関するセクションを盛り込むこともできる。

どうすれば知識をさらに深めて新技術を促進する欧州海洋関連研究戦略を策定することができるのか。

欧州海洋研究ネットワークは構築する必要があるのか。

知識を最も効果的に収入と雇用に転換できるのはどのような仕組みか。

ステークホルダーはどのように関与すべきか。

²⁷ 例としては、ERA-NET の MARINERA プロジェクト、MARIFISH プロジェクト、AMPERA プロジェクト、BONUS プロジェクトがある。

²⁸ 加盟国と民間の基金、例としては、EUREKA (市場重視型産業用研究開発の汎欧州ネットワーク)、COST (欧州科学技術研究協力)、欧州社会基金、インターレグ III (INTERREG III) などがある。

²⁹ EuDA、グリーンペーパーに寄稿

³⁰ 国連海洋法条約(UNCLOS)第 242～257 条を参照

³¹ Communication from the Commission to the Council and the European Parliament: 'Stimulating Technologies for Sustainable Development: An Environmental Technologies Action Plan for the EU', COM (2004) 38 final.

2.4. 変化する状況下の革新

気候変動

海洋は気候および気象パターンの鍵となる役割を果たしている。同時に、海洋は気候変動に対してきわめて敏感である。海洋は、例えば熱伝達(メキシコ湾流など)によって直接的に、または二酸化炭素の吸収によって間接的に気候調整の働きをする。さらに、沿岸域や沿岸水域の人的活動の影響を受けることもある。地球気候システムでは、氷冠もきわめて重要な役割を果たしている。

北極地方の気候温暖化は平均して地球の他のどの地域より2倍から3倍著しく、過去50年の間に気温が3°Cも上昇した。北極のバックアイスは過去30年の間にすでに15~20パーセント減少している。³² この問題に対処しなければ、単細胞藻類から魚類やアザラシに至る食物連鎖全体の変化に伴って、北極の植物相および動物相は危機的変化を免れない。先住民にも深刻な影響が及ぶだろう。北極の気候変動は、EU 海事政策の重要な課題になる可能性がある。

潮位と温度の上昇により、北極の変化は地球全体に影響を与える。北極地方の気候保護は、地球の気候変動回避の重要な要素である。そのため、EU の対気候変動戦略の中心になっている。

気候変動は、欧州にも重要な影響を与える。気候変動が一因となってメキシコ湾流が減速し、それが欧州の気候にあらゆる影響を与える可能性がある。気候変動に関する政府間パネル(International Panel on Climate Change: IPCC)によると、今世紀中に地球の平均潮位は大幅に上昇する。³³ 沿岸開発と港湾は、ますます高潮の被害を受けやすくなるだろう。観光も打撃を受ける可能性がある。欧州南部における夏季の気温上昇は、観光地の人気を変化させるおそれがある。地中海沿岸域は、降水パターンの変動による深刻な影響に直面する可能性が高い。沿岸では海水脱塩水の供給の必要性が高まるだろう。大幅な種の交代が予想される。魚群量や海産魚の分布に影響が及び、漁業分野にさまざまな結果をもたらす可能性がある。

二酸化炭素(CO₂)による海洋酸性化は避けられない。海洋酸性化は、サンゴ礁の生育に適した地域の世界的な減少、海洋食物連鎖に影響する海洋生態系の大幅な変動、海洋の二酸化炭素吸収能力の低下につながる可能性がある。加盟国の熱帯および亜熱帯地域沿岸沖のサンゴ礁系には大きな影響が及ぶおそれがある。

気候変動が大洋と海、環境全体、ひいては経済の繁栄と社会の福祉に与える影響は広範囲に及ぶ可能性があり、多大なコストを伴うだろう。

したがって、欧州が気候変動に取り組む国際舞台で引き続きリーダーシップを発揮することはきわめて重要である。海上輸送およびエネルギー分野などにおいて、気候変動の緩和を目標とする適切な対策を引き続き検討することが必要である。海運分野は相変わらず欧州の主要な大気汚染源である。船舶が排出する主たる温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)である。欧州の海洋では2000年に船舶のCO₂排出量が1億5,700万トンにのぼった。³⁴ これはEU 領空の航空機による排出量を上回る。新たな政策措置を講じない限り、2020年までに船舶からの窒素酸化物排出量は陸上で排出されるすべての窒素酸化物の量を上回る見通しである。³⁵ このような排出量については、欧州委員会が最近採択した大気テーマ別戦略(Air Thematic Strategy)と歩調をあわせてこれを削減する必要がある。³⁶

欧州において、海事産業を直撃する気候の影響を緩和するための新技術や沿岸地域が受ける気候変動の影響に備えた新たな計画立案技法の開発ができれば、同様の影響に直面してい

³² IPCC Climate Change 2001 : Synthesis Report. 第18回 IPCC 総会(英国ウェンブレイにて2001年9月24~29日開催)

³³ 同上

³⁴ 欧州共同体の港湾間の移動に伴う船舶からの排出量に関しては以下を参照。
<http://www.ec.europa.eu/environment/air/background.htm#transport>.

³⁵ Commission Staff Working Paper, SEC (2005) 1133.

³⁶ Communication from the Commission to the Council and the European Parliament. 'Thematic Strategy on Air Pollution', COM (2005) 446 final.

る世界各地に輸出することができる。炭素固定や地中貯留などの新沖合技術または異常気象事象発生時に大きな影響を被らないようにするために建造する新沖合施設は、大きな経済的機会を与えてくれる。それらは気候変動を軽減し、気候変動に適応するための技術革新の最前線に欧州を立たせてくれるのである。いくつかの研究プロジェクトが第4次、第5次、第6次フレームワークプログラムの助成を受けて、炭素隔離の実用性、環境影響、安全性問題に取り組んでいる。2050年までには、予想される二酸化炭素(CO₂)の全排出量8,770億トンのうち約4,830億トンが固定・貯留される見込みである。³⁷

エネルギー

欧州沿岸水域には、沖合再生可能エネルギー施設に関する多くの機会がある。沖合風力、海流、波浪、潮汐運動は、膨大な量のエネルギーをはらんでいる。委員会予測によると、2010年までに風力の発電量は7万メガワット(MW)に達する見込みで、うち1万4,000メガワットは沖合で発電される。³⁸ その他の新興技術として、汀線と沖合に配置できる波浪エネルギー装置や潮流タービンなどが挙げられる。いずれの場合も、海運や漁業などの他の沿岸水域利用者との競争が考えられるが、地元住民のニーズを尊重しなければならない。これにより、第4章で求められているように空間計画の必要性が増すだろう。

容易に開発できる沖合石油・天然ガス資源が枯渇し、生産者が深海などの開発が難しい埋蔵資源に目を向け始めると、多くの問題が生じる。どうすれば、環境問題や経済問題を蔑ろにせずに当該資源の開発を促進することができるのか。当該資源に到達するにはどのような新技術が必要か。こうした状況では、どのような画期的ビジネスモデルや規則が適切か。

輸送分野のエネルギー消費はEUで最も急速に増大しているが、省エネは可能である。まず、海運の積荷1トン当たりのエネルギー消費は比較的低いので、陸上輸送から海運に切り替えると省エネに寄与することができる。次に、海運は、風力・太陽熱エネルギーや生物燃料の利用などにより、エネルギー効率の向上に寄与することができる。

もう1つの新分野はメタンハイドレートである。現在、この資源量は炭素換算で約1万Gtと推定され、他のすべての化石燃料資源を合わせた量に匹敵する。³⁹ この種のエネルギーは供給源の多様化に役立つ可能性があり、石油や石炭と比べて得られるエネルギーの単位当たりの大気に放出する二酸化炭素の量も少ない。しかしながら、その開発となると、採集、調節、輸送、商用メタンガスへの転換の面で大きな技術的課題がある。欧州は、メタンハイドレートの探査と温室効果の一因になりかねないその突発的放出の危険と影響に関する研究を主導している。⁴⁰

パイプラインやタンカーによるエネルギーの海上輸送は、経済的機会を創出すると同時に安全性および事故による環境への潜在的影響の観点から懸念も生む。こうした懸念には、すべてのインフラ要素を対象とする、炭化水素専門汎欧州ネットワーク(Trans-European Network: TEN)のガイドラインで対処することができる。

海洋バイオテクノロジー

海洋バイオテクノロジーとは、豊富な海洋生物多様性の開発を通して獲得できる新製品に関する技術である。海洋バイオテクノロジーは長期的な可能性をもたらす。水界生態系には、世界

³⁷ Institut Français du pétrole
http://www.ifp.fr/IFP/fr/espacepresse/Dossier_CO2/5_ADEME_FicheActionsCO2.pdf.

³⁸ Communication from the Commission. 'The support of electricity from renewable energy sources', COM (2005) 627 final.

³⁹ Eurogif、グリーンペーパーに寄稿

⁴⁰ 以下参照。<http://www.metrol.org/>; <http://www.igme.gr/anaximander/>;
<http://www.hydratech.bham.ac.uk/>; <http://www.geotek.co.uk/hyacinth/>;
<http://www.crimea-info.org/project3/crimea0.htm>; <http://www.gashydat.org/>;
<http://www.eu-hermes.net/>

の生物の約 80 パーセントが生息しているのである。海洋バイオテクノロジーは、養殖からヘルスケア、化粧品から食品まで、さまざまな産業分野に寄与するだろう。⁴¹

その可能性を引き出すためには、国連海洋法条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS) に基づいて海洋生物多様性保護に関する多国間合意に達するために可及的速やかに効果的な措置を講じることが不可欠である。⁴² これは、2010 年までに海洋多様性の減少を阻止する EU のヨーテボリ目標に即したものになる。⁴³

海洋バイオテクノロジーは開発初期にあるので、新製品およびサービスの生産が基礎とする知識の探求と強化に重点を置いた支援を行う必要がある。これは、ステークホルダーと協力して行うことができる。

加盟国は、既存の「グリーン投資基金 (Green Investment Funds)」の事例に倣い、適切な「ブルー投資基金」を設立することにより、海洋問題、海洋環境技術、バイオテクノロジー分野のエコイノベーションに対する追加的リスク資金を動員する可能性がある。

EU が海洋環境における気候変動を緩和し、これに適応するためには、さらにどのような措置を講じる必要があるか。

どうすれば沖合再生可能エネルギー技術を推進・導入することができるか。どうすれば海運分野においてエネルギー効率の向上と燃料の多様化を実現することができるか。

海洋バイオテクノロジーの潜在的利益を享受するためには何が必要か。

2.5. 欧州の海事関連スキルの開発と海事分野の持続可能な雇用の拡大

海事活動は、高い能力を有する人材を引きつけなければならない。欧州の海事分野の雇用は全体としては安定しているかもしれないが⁴⁴、ヨーロッパ人船員の数には減少傾向にある。だが、現在の船員 (主に商船士官) 不足が加盟各国に同一の影響を与えるわけではない。

海事産業で生き残るには、安全上の理由から、そして欧州の競争力を維持するためにも、十分な人数の訓練を積んだ有能な船員およびその他の専門家を採用することが欠かせない。ポートステートコントロール機関や船級協会などの多くの分野において、元船員 (特に士官、水先案内人、技師、造船所管理者、船舶安全検査官、指導員) の安定した流入が必要とされている。多くの船上労働には現在、第三国の人材が従事している。これは、経歴に関する制約、職業上の隔絶性、仕事の社会的地位の低さ、第三国船員の低い報酬などに起因する。⁴⁵

このような減少の原因は求人側と求職側の双方に見受けられる。海運分野では、競争圧力がヨーロッパ人に魅力的な賃金レベルで求人する雇用者の意欲を鈍らせている。安定した職ではないという印象や労働条件が劣悪だという印象とも相まって、海事職の求職者数減少につながっている。ただし、「若い EU 国籍者が海事職に就きたくない」と思っていることを実証する証拠はない」という主張もある。⁴⁶

⁴¹ A Study into the Prospects for Marine Biotechnology Development in the United Kingdom, Biobridge Ltd, 2005, Executive Summary.

http://www.dti.gov.uk/marine_biotechnology_report.html Marine Industries Global Market Analysis、第 23 章 (脚注 5) も参照

⁴² <http://www.un.org/Depts/los/index.htm>.

⁴³ Göteborg European Council 15-16.06.2001, Presidency Conclusions.

⁴⁴ Background Paper 'Employment, social and training aspects of maritime and fishing industries and related sectors'

⁴⁵ フランス、スペイン、ポルトガルがグリーンペーパーに寄稿。"Towards a future Maritime Policy for the Union" (p.10~55).

⁴⁶ 欧州交運労連 (European Transport Workers' Federation: ETF)、グリーンペーパーに寄稿

2005年10月に発表された報告書において、欧州委員会はヨーロッパ人船員数の減少傾向を逆転し、船員職の人気を高めることについて提案をした。⁴⁷ 2005年12月5日の海上輸送委員会 (Maritime Transport Council) 結論文書では、この点に関する多少の進展を示している。

航海雇用の減少傾向逆転の鍵となる要素は、分野間の職業の流動性の促進である。これは、海事クラスターという考え方の認知と導入にかかっている。

流動性は、漁民と女性に対する代替雇用の提供において特別な役割を果たしている。

海事教育・訓練は、新人船員が最高級のスキルを習得できるように計らい、もって様々な雇用機会を得られるようにすべきである。士官資格または国家士官要件の相互承認が行われていないことなどの法的障壁については、これを撤廃する必要がある。加盟国発行船員資格証明書の相互承認に関する指令の実施により、残された障害を取り除くべきである。⁴⁸

コミュニティ・ファンドは、職業上の変化への対応を支援し、リストラや失業の場合を含む再訓練および職業再教育を促進するために利用する必要がある。他の分野が海運分野の被訓練者・見習いを財政支援できるようにする制度確立については、海事クラスター内の協議で検討することができる。これにより、海運分野への就労希望者がその後の雇用に必要な航海経験を積みやすくなるだろう。

海運や関連分野だけでなく、海洋工学と漁業についても、現在の海事教育および訓練課程を見直す必要がある。欧州海事技術協会連盟 (Confederation of European Maritime Technology Societies: CEMT) は、これに関連して業界のスキルニーズの目録作成を提案した。⁴⁹ 受講生が訓練を終了しない理由を分析するために、理事会は欧州委員会に「長期にわたる実習生のモチベーションに関する体系的調査」の準備を求めている。⁵⁰ その目的は、EUの新人船員全員が確実に船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW 条約)⁵¹ の規定などの国際標準に従って訓練を積み、一連の追加スキル (業界のニーズに合致し、就職可能性と欧州船団の競争力を高めることができるようにするためのスキル) を習得できるようにすることでなければならない。漁業分野で STCW-F 条約⁵² の批准が進んでいないことが、合意された訓練および資格証明基準の発効、ひいては国際的な適用を阻んでいる。

EUのアクションは、最低限の訓練要件、労働条件、実施に引き続き対処する必要がある。海上輸送業界では、「本国/居住国条件」と呼ばれるものに基づいて船員に報酬を支払うことがある。こうした慣行は、労働者の移動の自由に関する EC 法が適用される場合や旗国の海事関係の社会的パートナーが賃金協定を結んでいる場合は、問題になる可能性がある。

船舶を旗国領土とみなす考え方や、国際規則や国家規則の強制力が弱い便宜置籍船の存在がこの問題の複雑さに拍車をかけている。旗国の報酬条件が適用され、旗国の社会的パートナーが本国/居住国で合意した船員報酬よりも高い船員報酬に同意した場合、一部の船主はフラッキングアウトまたは EU の船員の代わりに第三国の船員を雇用することを検討する可能性がある。このような問題については、社会的パートナーとの協力を密にして EU レベルでさらに検討する必要がある。

EU のアクションはさらに、ベストプラクティスの実施を明確にし、促進する必要もある。欧州海洋産業の革新を支援するための共同学術教育研究 (Coordinated Academic Research and

⁴⁷ Commission Staff Working Document on the actions taken by the Commission in the field of Maritime Employment, SEC (2005) 1400/2

⁴⁸ Directive 2005/45/EC of the European Parliament and the Council of 07.09.2005 amending Directive 2001/25/EC, OJ L 255, 30.9.2005.

⁴⁹ 欧州海洋技術協会連盟、グリーンペーパーに寄稿

⁵⁰ Council Conclusions 15208/05: Transport, Telecommunications and Energy Council of 5.12.2005 on Boosting Employment Prospects in the Community Maritime Sector and Attracting Young People to the Seafaring Profession.

⁵¹ <http://www.stcw.org/>

⁵² 漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約、1995年

Education to Support Innovation in European Marine Industries: CAREMAR)に関するプロジェクトはこのアプローチの例である。⁵³

新人船員の優秀さは、海洋教育・訓練に優秀な若者を引きつけられるかどうかによって決まる。そこで、この分野の悪いイメージの改善に取り組まなければならない。ヨーロッパ人が当然のこととして期待するようになった快適な生活および労働条件を男女両方の船員に提供することは不可欠である。この点できわめて重要なのは、2006年2月に国際労働機関(International Labour Organisation: ILO)が採択した統合海事労働条約(Consolidated Maritime Labour Convention)の批准である。欧州委員会は、おそらく社会的パートナーの同意を得て、欧州共同体法の枠内でILO統合条約の実施に対処する最低限の海事労働基準に関する通達を2006年中に発表する予定である。かかる実施には、船や船員の国籍を問わず欧州の港湾に寄港する全船舶の船内で適用される労働基準にポーステートコントロールを拡大する必要がある。船員の身分証明書に関するILO条約185は上陸許可や通過に関連する船員の福利および保安強化の両面で重要なので、加盟国はこれを批准する必要がある。⁵⁴

漁業は、他の航海活動よりもはるかに事故が多いことがわかっている。労働条件は他の職業に劣る場合が多い。船上の労働条件に関するEU規則とILO規則両方の改良では、漁業分野に特別な注意を払う必要がある。これは現在、欧州漁業基金(European Fisheries Fund: EFF)や漁業指導基金(Financial Instrument for Fisheries Guidance: FIFG)の事業によって実行されている。⁵⁵

賃上げ、条件の改善、操業効率の向上、および安全性が共存できることを示唆する企業や労働協約の事例には事欠かない。欧州は、最高の条件の下で就労する高度な技術を持つ船員が乗り組む高品質船舶を保有することを目標とすべきである。

どうすれば特定の海事職に就くヨーロッパ人の数の減少を反転させることができるのか。また、どうすれば安全性と業務の魅力を確認することができるのか。

どうすれば労働条件の改善、賃上げ、安全性の向上と分野別の競争力との共存を図ることができるのか。

どうすれば教育、訓練、資格証明の質を確認することができるのか。

2.6. クラスタリング

海事分野間の相互関係について共通の理解を深めることができれば、海事分野のイメージアップ、魅力増進、生産性向上を図ることが可能である。こうした考え方は、クラスター概念として知られるようになってきた。

例えば、欧州船用工業会(European Marine Equipment Council: EMEC)は、次のように示唆している。「欧州の強力な海事社会は、海上輸送の福祉および発展の必須条件である。(造船)分野関係者すべての高度な相互作用と相互依存性を考えれば、どれか1つの業界で運命の変化が生ずれば、他の業界にも必ず影響が及ぶだろう。」⁵⁶

クラスターは、全分野または分野のグループの競争力向上を促進することができる。これは、知識の共有、共同研究・イノベーション(製品開発)の実施、教育・訓練の共同実施、企業グルー

⁵³ ポーランド船舶設計造船技師協会(Polish Society of Naval Architects and Marine Engineers (KORAB))、グリーンペーパーに寄稿

⁵⁴ Council Decision 2005/367/EC of 14.04.2005 authorising Member States to ratify, in the interests of the European Community, the Seafarers' Identity Documents Convention of the International Labour Organisation (Convention 185) - OJ L 136, 30.5.2005.

⁵⁵ Proposal for a Council Regulation European Fisheries Fund, 2004/0169 CNS, COM (2004) 497 final 及び Council Regulation (EC) No 1263/1999 of 21 June 1999 on the 'Financial Instrument for Fisheries Guidance'並びに <http://ec.europa.eu/scadplus/leg/en/lvb/l60017.htm>を参照。

⁵⁶ EMEC、グリーンペーパーに寄稿

プ間の革新的な組織運営方法の共有(共同調達や共同流通)、または共同販売促進(マーケティングや宣伝など)によって実現することができる。⁵⁷

クラスタリングの可能性を開発することは、製造業やサービス業、また多数の中小企業が関係する複雑なサプライチェーンがある分野に適している。これは造船分野に当てはまる。現代の造船では、最終的な船舶の70パーセント以上がシステムプロバイダー、機器プロバイダー、サービス・プロバイダーの巨大ネットワークによって製造されている。⁵⁸ ベストプラクティスは、このような分野を接続し、サービスを含むすべての海事産業を対象とする海事エクセレンスネットワークに発展させることによって広めることができる。

クラスター概念の導入には、多くの加盟国が成功を収めている。⁵⁹ 欧州レベルでもクラスターリンクを強化するいくつかの施策が進行中である。海事産業フォーラム(Maritime Industries Forum: MIF)では、海事産業の欧州代表が結集している。最近、欧州海事クラスターネットワーク(European Maritime Cluster Network)が構築された。多くのクラスターが沿岸地域に集中しているが、それにもかかわらず、海事経済の影響は沿岸地域にとどまらない。沿岸から離れた地域の参加者との関係を築く必要もある。

**競争力の強化(特に中小企業の競争力)、海事職の魅力増進、海事アイデンティティの促進に
あたり、海事クラスターが果たせるのはどのような役割か。**

どうすればEUは相互に関係する分野の相乗作用を促進することができるのだろうか。

2.7. 規制の枠組

海運、港湾基盤、漁業を含む沖合資源開発などの分野では、耐用年数の長い革新的な製品に巨額の投資が行われており、安定した規制環境が重要である。このことは、経済活動が行われている場所に影響する規則について特に言えることである。また、このことは欧州沿岸水域に関する包括的な空間計画システムの可及的速やかな整備が必要なもう1つの理由でもある。

規制の改善、簡素化、統合を確実なものとするためには多くのことを行わなければならない。EU域内では、規制の簡素化および合理化を図る取り組みが進行中である。このような取り組みは、海事および関連分野を対象とする規則にも向けられる必要がある。国際的には、海事労働条件に関するILO条約は、国際レベルの規制改善が船員の利益だけでなく、規制の枠組の透明性および効率向上ももたらし得ることを示している。

大量解雇に関する指令や事業譲渡に関する指令など、さまざまな問題に関する欧州の労働・社会法から海事分野を除外することについては⁶⁰、社会的パートナーと緊密に協力して再評価する必要がある。

海事分野と政策の相互依存性は、1つの政策のニーズと目標のために制定された法律が、場合によっては持続可能な開発という全体的な状況において他の海事目標に意図せぬ相容れない影響を及ぼすことを意味することがある。欧州委員会によると、そうした影響を識別することができた場合には、問題の共同体法について改正を検討する必要がある。欧州委員会は非現実的で官僚的なやり方を避け、統合分析に基づく変更を提案するために、そのような事例の発見をステークホルダーに求めている。

果てしなく広い世界の海洋に関する規則の施行は、政府の活動だけでなく、適用対象の人々による規則の承認にも依存しなければならない。これにより規則策定プロセスへのステークホルダーによる参加が殊更必要になる。EUは、改定共通漁業政策(Common Fisheries Policy)に基づいて地域諮問委員会(Regional Advisory Councils)を設置することにより、すでにこれを認識している。地域諮問委員会は、それぞれの地域に影響する将来の立法について欧州委員会から相談を受けて、漁業政策の策定に関する独自の考えを提案することもある。

⁵⁷ Background Paper on Competitiveness.

⁵⁸ 欧州造船工業会協議会(European Community of Shipyards' Associations: CESA)、グリーンペーパーに寄稿

⁵⁹ 脚注4参照

⁶⁰ Council Directives 98/59/EC (OJ L 225, 12.7.1998) 及び 2001/23/EC (OJ L 082, 22.3.2001)参照

限界はあるが自主規制と企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)は重要な相補的役割を果たすことがある。CSR 戦略の導入と発表された目標に関連する履行状況の開示は規制の代わりになる。CSRは欧州の革新的可能性と競争力を強化しながら、持続可能な開発に寄与することができる。また、企業が完全に環境と共生して事業を行うことを可能にし、特に保険料や資金調達にプラス効果を与えながら、企業に直接利益をもたらすことができる。

効率的な規制制度では、市場に示される経済兆候がその規則を確実に強化する。欧州船級協会連合(European Association of Classification Societies: EurACS)によると、「*将来の成功は、質の高い履行に対するインセンティブと不十分な履行に対するある程度のペナルティーの両方によって決まる*」。⁶¹ 港湾使用料の引き下げやセキュリティチェックの簡素化などにより、良好な実績を持つ船主に対する適切なインセンティブの仕組みの普及を推進すべきである。「*的を絞った寄港国検査は、世界の海洋から基準を満たしていないサブスタンダード船を排除し、国際海運産業の安全基準全体を引き上げる上できわめて効果的な戦術であることがわかっている*」。⁶² 他の交通機関で使われている強制保険や賞罰制度(bonus-malus system)を導入する必要がある。船主責任相互保険組合(Protection and Indemnity clubs: P&I clubs)は、質の高い船舶にはインセンティブを与え、サブスタンダード船にはペナルティーを課すことを確実に行うべきである。規制と構造的な枠組の包括的なレビューでは、経済的インセンティブについて、どうすれば海運を始めとする海事分野全体でさらなる改善を図ることができるのかを明らかにする必要がある。

合理的な市場インセンティブを提供するための鍵となる仕組みは競争である。船主は従来、コンソーシアム、提携、連合、定期船同盟などで協力している。欧州委員会は最近、定期船同盟が競争にマイナスの影響を与えていることを知り、理事会に定期船同盟の撤廃を提案した。より競争的な環境への移行を円滑に進めるため、欧州委員会は海事輸送分野の残りの協力形態すべてに対する競争規則の適用に関する指針を発行する予定である。⁶³

UNCLOS の規則では、その実施に主たる責任があるのは当該船舶の船籍が登録されている国、いわゆる旗国である。旗国が国際規則の適用や管理にあたって手ぬるい「便宜置籍国」の場合、サブスタンダード船や無責任な船主の船籍登録国になりかねない。反対に、国際規則を厳格に適用して取り締まり、追加制約も辞さない登録国では、船主がより義務や責任の軽い登録国に所有船舶の船籍を移す可能性がある。これは目新しい議論ではなく、政府のジレンマは続くだろう。

だが、次の3つの対策を講じることができる。

- (1) まず、欧州共同体(EC)とその加盟国は、特定の権限、総合的影響力、外部政策手段を十分に駆使して、すべての旗国に対する履行状況改善政策に取り組む必要がある。
- (2) 次に、全地球的衛星航法(Galileo)などの最先端技術を利用して、公海に関する国際規則の監視と寄港国による取り締まりを強化するための新たな手段を緊急に開発する必要がある。⁶⁴
- (3) さらに、欧州の国旗を掲げて航行する船舶の競争力強化方法を明らかにするために、社会的パートナーにも参加してもらい、詳細な分析を行う必要がある。

漁業について言えば、魚類資源は2015年までに最大持続可能漁獲量(MSY)を可能にする水準を維持またはその水準に回復する必要がある。これは、持続可能な開発に関する2002年ヨハネスブルグ世界サミットの成果の1つである。欧州委員会はまもなく、最大持続可能漁獲量(MSY)の概念を共通漁業政策に導入する方法についての通達を採択する。乱獲を抑えると、収益性が向上し、環境への影響が少なくなり、魚資源の廃棄が減る。より大きく、より価値の高い魚類を、

⁶¹ 欧州船級協会連合(EurACS)、グリーンペーパーに寄稿

⁶² 国際船級協会連合(International Association of Classification Societies: IACS)、グリーンペーパーに寄稿

⁶³ White Paper on the Review of Regulation 4056/86, applying the EC competition rules to Maritime Transport, Commission Programme 2003/COMP/18.

⁶⁴ http://ec.europa.eu/dgs/energy_transport/galileo/index_en.htm.

しばしばより大量に捕獲することが可能である。市場供給面の利点があり、かなりの競争上の優位性が得られる。魚類資源崩壊のリスクは大幅に低下している。

より一般的には、漁業と他の政策との相互作用により、漁業はさらに統合された政策から利益を得るだろう。空間計画に関する決定、または毒素や栄養素、港湾・インフラ計画に関する規則は漁業に影響を与える一方で、漁業はデリケートな生息環境や非標的種(哺乳類や海鳥など)に影響を与えることがある。このような政策分野間の関連性を明確にすれば、しばしば表明される漁業分野の懸念も緩和されるにちがいない。その懸念とは、環境破壊に対する他の多くの原因を突き止めて取り締まるよりも手軽なために、漁業分野が不当に重い海洋環境改善責任を負わされているというものである。

海事目標に意図せぬ相容れない影響が及ばないようにするには、海事経済に関する規制の枠組をどのように改良すれば良いのか。

一部の EU 社会法から海事分野の除外が依然として正当化されるのはどれか。海事分野の雇用条件に関するさらに具体的な法律文書の作成を奨励する必要があるか。

EU の安全規制は、どうすれば高度な標準を維持しつつ簡素化することができるのか。

経済的インセンティブ、自主規制、企業の社会的責任はどの程度まで政府の規制を補完することができるのか。

サブスタンダード船籍の不適切な点に対処し、欧州船籍で登録するインセンティブを与えるためには、さらにどのような EU のアクションが必要か。

EU 船籍を設定すべきか。そうした登録について、どのような条件やインセンティブが考えられるか。

共通漁業政策の目標である持続可能な漁業を達成するためには、共通漁業政策をさらにどのように発展させる必要があるか。

3. 沿岸地域の生活の質を最大限に高める

3.1. 居住地および就労地としての沿岸地域の魅力増進

欧州の沿岸はかつて、漁業で生計を立てる人々が住んでいた。国内外海上輸送が発展するにつれて、港湾が開発され、その周辺でさらに多くの活動が生まれ始めた。単に娯楽のために海沿いに住もうとするのは比較的最近の現象である。欧州周辺沿岸地域会議 (Conference of Peripheral Maritime Regions of Europe: CPMR) は次のように指摘している。「沿岸地域の自然の魅力(風景、日照時間、健康)はさらに目覚ましい人口増加をもたらし、その勢いが衰える気配はない。」⁶⁵

今日のより豊かな社会、および現役就業者ではない市民の増加が海洋レジャーサービスの需要増加の重要な要因になっている。こうしたニーズに応えるために沿岸地域では新たな産業が生まれており、ひいては国際市場で地位を確立している活動的な欧州サプライヤーの発展をもたらしている。

この業界の範囲は、統計が不十分なことから分析が困難である。推定では、欧州の人口のほぼ半数が海岸沿いまたは海岸近くに居住しているが、このような居住地の価値、沖合の海の状態、海洋レジャー機会の可用性、海が生活の質に与えるプラス効果などについてはすぐに利用できる推定値が全くない。国内総生産(GDP)は従来、経済生産高の指標として用いられているが、その成長そのものが社会福祉を反映するわけではないことは今や広く知られている。国内生産高に基づく従来型経済指標による記録のない 1 つの側面が、海の「非市場価値」、すなわちサービスの価値であり、市場取引の対象となることなく、福祉に大きな影響を与える可能性がある。例として、浜辺で過ごすことなどの余暇活動やすばらしい海岸の眺望の価値が挙げられる。

⁶⁵ 欧州周辺沿岸地域会議 (Conference of Peripheral Maritime Regions of Europe: CPMR)、グリーンペーパーに寄稿

バルト海の藻類ブルーム蔓延や地中海で不定期に起こるクラゲの異常発生につながり得る海洋環境の悪化は、生活の質を著しく引き下げる。

統計がないのに、沿岸地域や沿岸水域の経済活動開発に関する決定を下す際に、計画機関がこのような要素を十分に重視することができるとは考えにくい。欧州委員会は、かかる推定値が利用できるように包括的な調査を実施する必要があると考えている。沿岸用の環境・社会経済統計がすぐに入手できない事態が続いている事実に対処しなければならない。これは、意思決定者とステークホルダーに欧州全体の沿岸問題と動向についての包括的な展望を示すだろう。⁶⁶

開発は、空間と環境に必ず圧力をもたらすものである。また、輸送基盤の改善による沿岸域(特に小さな島々)へのアクセシビリティとその内部の移動性の向上を必要とする。さらに、沿岸域の生活の質を高めるために、とりわけ観光シーズンのピーク時には、総合サービス(健康、教育、水・エネルギー供給、電気通信、郵便サービス、廃水・廃棄物処理)を必要とする。農村部や僻地では、情報通信技術が e-ヘルス、e-ラーニング、公共のインターネットアクセス、e-ビジネス、企業に対する e-アシスタンス、在宅勤務などのサービス提供に一役買っている。⁶⁷

持続可能な開発を目指すのであれば、開発計画ではこのような開発の環境影響を考慮に入れなければならない。

どうすれば、持続可能な収入と雇用をもたらす開発を続けながら、欧州沿岸地域の生活の質を維持することができるのか。
沿岸地域の計画作成のために入手できるようにしなければならないのは、どのようなデータか。

3.2. 沿岸リスクへの適応

私たちは、海洋を保護する方法を問わなければならないが、同時に私たち自身を海洋から保護する方法も問わなければならない。海洋は、人や物品に対する深刻なリスクをはらんでいる。その多くは、浸食、沿岸洪水、暴風、津波などの自然のリスクに関係する。中には、気候変動などのように明らかに人為的なものもあり、今後数十年先の深刻な影響を回避するために緊急の行動を必要とする。気候変動の軽減は、私たちの経済を守る鍵である。もはや避けられない影響を考慮して、沿岸や沖合インフラストラクチャーに関するリスクを管理し、沿岸防護を組織し、海事活動を持続しながら海洋生態系を保護するためには、包括的な適応戦略が欠かせない。さらには、人的リスク(特に船舶からの偶発的汚染や運航に伴う汚染のように人間の活動から生ずる汚染)や、密輸、不法移民、海賊行為、テロなどの不法行為に関連するリスクもある。

沿岸防護と自然災害

欧州における激しい暴風雨および洪水発生の増加は、一般に地球の気候変動に起因するとされており、沿岸インフラストラクチャー、海運、養殖、海洋工学プロジェクト(波浪・潮汐装置など)に波紋をもたらすだろう。欧州の湿地帯の半分は 2020 年までに姿を消す見込みである。

浸食や洪水のリスクから海岸線を防護するための EU の公共支出は推定 32 億ユーロに達した(1986 年は 25 億ユーロ)。調査によると、1990~2020 年の沿岸浸食コストは年平均 54 億ユーロにのぼるだろう。⁶⁸

コストの増加は、計画にリスクを組み込む必要性の証拠であろう。さらに、リスクや金銭的成本の一部を民間の当事者に移転すべきかどうか、(移転するとしたら)どのように移転するのかという疑問も生じている。この民間の当事者は、リスク上昇を招く当事者、または危険にさらされた地域に居住することや投資することを選択する当事者のいずれかである。リスク軽減を図るアクションを講じない限り、全般的に保険料が上昇し、コストも増加する。

⁶⁶ 欧州委員会沿岸域政策 (Commission Coastal Zone Policy)
<http://ec.europa.eu/environment/iczm/home.htm#zone6>.

⁶⁷ "Own-initiative Opinion of the Committee of the Regions of 12.10.2005 - EU maritime policy - a Question of Sustainable Development for Local and Regional Authorities"

⁶⁸ European Initiative for Sustainable Coastal Erosion Management. <http://www.euroSION.org>.

2006年、欧州委員会は洪水の評価と管理に関する指令を提案した。その目的は、洪水によって人間の健康、環境、インフラストラクチャー、財産がさらされるリスクの軽減と管理である。⁶⁹ 欧州にはこのような脅威に対処するかなりのノウハウがある。世界の沿岸の多くが同じような脅威にさらされている時代にあつて、それは欧州企業にとって成長市場を意味するものである。

2004年12月に発生した南東アジアとインド洋の津波は、海洋の破壊力に対する沿岸地域の脆さを思い知らせた。自然災害の影響を軽減するための科学・工学分野の国際協力については、地震および潮位両方の特性に関する組織的監視を強化して津波その他の海洋自然災害に関する迅速な警報および地域社会の対応を確保しつつ、これを継続する必要がある。地中海、あるいはイベリア半島沖の大西洋がインド洋と同じく地震活動に対して脆弱であることを忘れてはならない。早期警報システムの開発は、加盟国が最小限のリードタイムで自然災害に対処し、EU全体の迅速対応能力を強化するのに役立つだろう。

警備と安全

海洋関連のリスクと脅威には、船舶による汚染や人身売買から密輸やテロに至る犯罪活動も含まれる。欧州の利益に対するこのようなリスクや脅威は、ポートステートコントロールによる海上安全規則遵守の取り締まり、確実に効率的な船舶交通管理、より厳格な監視を必要とする。これには、加盟国の法令格差の調和および ISPS コードなど国際的手段の導入が欠かせない。⁷⁰ EU 水域の監視には、海上、上空、衛星による監視や船舶追跡システムなど、かなりの資源が関係する。統合が進むと有効だろう。加盟国間の情報交換の改善を図る措置、共同捜査チーム⁷¹、EU の重要インフラストラクチャーの保護強化により、このようなリスクや脅威に対してさらに効率的に闘うことができる。

海洋の安全と警備に万全を期すには、国際的な協力が必要である。EU は、2001年9月11日のテロリスト攻撃後に発足したコンテナセキュリティイニシアティブ (Container Security Initiative: CSI)⁷² の枠組の中で米国と協力している。このアプローチは、EU と海上交通で関わり深い他の諸国にも拡大する必要がある。

正しい対策を提供する

ヨーロッパ人にとって沿岸地域の魅力が増すにつれて、付帯リスクとその回避方法にますます注意を払わなければならない。予防的なアプローチと革新的な計画が必要とされる。「EUROSION」⁷³ プロジェクトの下で行われる取り組みは、沿岸防護についての理解を深め、より良い沿岸防護計画を作成するための基礎となる。

連携を支援し、リスク管理のベストプラクティスを推進するためには、加盟国やEUレベルで存在する沿岸防護の仕組みや計画など、EU レベルのリスク低減政策と対応のリストが必要である。これについては、災害救助に関する市民／軍隊の協力強化を検討すべきである。EU の軍事データベースは、現在 EU 市民保護メカニズムによってテロリスト攻撃に対処するために利用されているが、他の種類の災害に対応する際にも役に立つだろう。国家の能力を圧倒する大規模な緊急事態への対応を向上させるために、欧州委員会は最近2つの法案を採択してEU市民保護メカニズムを強化した。⁷⁴ 欧州海上安全庁 (European Maritime Safety Agency: EMSA) は、汚染事故発生時に加盟国を支援する。欧州委員会はさらに、海難事故や汚染によるリスクの予防と対応を目的に⁷⁵、遭難船の最も適切な避難所について加盟国が指定する法的枠組の構築も提案した。洪水防止は、引き続き既存の共同体基金によって行われる援助の1つの要素になるだろう。

⁶⁹ Proposal for a Directive of the European Parliament and the Council on the Assessment and Management of Floods. COM(2006) 15 final/2.

⁷⁰ http://www.imo.org/Newsroom/mainframe.asp?topic_id=897

⁷¹ Council Framework Decision on Joint Investigation Teams. JO L 162, 20.6.2002.

⁷² Agreement between the EC and the USA on intensifying and broadening the Agreement on Customs Cooperation and Mutual Assistance in Customs Matters to include Cooperation on Container Security and related matters (OJ L 304 of 30.09.2004).

⁷³ 脚注 67 参照

⁷⁴ COM (2005) 113 final, COM (2006) 29 final.

⁷⁵ 脚注 20 参照

洪水や浸食によるリスクに対する沿岸地域の脆弱性を減らすためには、何をしなければなら
ないか。

自然災害に適切に対処するために、EU ではさらにどのような協力が必要か。

どうすれば欧州の沿岸および沿岸水域の取り締まりを強化して、人的脅威を防止するこ
とができるか。

3.3. 沿岸観光の開発

沿岸地域および島々は、沿岸観光の魅力と成功の重要な要素である。欧州が観光地世界一の
座にとどまるためには、こうした地域の持続可能な観光開発を支援しなければならない。

持続可能な観光は、企業の競争力を高め、社会的ニーズに応え、自然・文化遺産と地元生態
系の向上に努めることによって、沿岸地域および島々の開発に貢献することができる。その魅
力増進または維持の必要性は、ますます多くの観光地にとって、より持続可能で環境に優しい
慣行および政策に向かうインセンティブである。いくつかの観光地は、統合品質管理アプロ
ーチの導入に本腰を入れている。こうした観光地は、パートナーと協力して戦略を明確にし、適切
な慣行を導入し、そのアプローチを調整するための監視・評価ツールを開発している。その経
験は、すべての沿岸観光地に広める提案の基礎になることがある。

欧州委員会は、欧州観光の持続可能性に関する欧州アジェンダ 21 (European Agenda 21) の作
成に取り組んでいる。このアジェンダ 21 は、欧州の沿岸地域と島々の持続可能性を推進する努
力の促進に寄与するだろう。

観光商品やサービスの多様性は、沿岸・島々の観光地の競争力に寄与することができる。特に
観光客には、沿岸や農村・都市後背地の文化・自然遺産、海洋哺乳類ウォッチング、ダイビン
グ、水中考古学などの多様な海洋アトラクション、またはウェルネスやタラソセラピーを楽しむ機
会が提供されている。こうした多様性は、海浜に対するプレッシャーの低減、沿岸地域社会元
漁民の代替収入源、地域遺産の保全・開発を支援するための新たな活動の創出など、さまざま
なメリットをもたらしている。

多様性は観光シーズンの延長に役立ち、さらなる成長と雇用を創出し、年に 2、3 カ月の集中観
光が引き起こす環境・経済・社会的影響を少なくする。

観光が沿岸地域の開発に引き続き寄与するかどうかは、レジャー活動のインフラストラクチャー
の可用性次第である。欧州連合海洋レクリエーション産業グループ (EU Recreational Marine
Industry Group: EURMIG) によると、「利用可能なボート係留所を見つけるのはこれまで以上に
困難になっている。だが、マリーナとボート進水ランプは衰退しつつあるウォーターフロントの再
活性化を促す重要な刺激剤であるという確固たる客観的な証拠がある。」⁷⁶

レジャー活動における 1 つの重要な関係として、釣りや漁業の関係が挙げられる。欧州遊漁者
連盟 (European Anglers Alliance) によると、欧州の海洋遊漁者人口は推定 800~1,000 万人、関
連業界の市場規模は約 80~100 億ユーロにのぼる。遊漁者によって捕獲される魚類の沿岸経
済に対する価値が漁船によって商業目的で捕獲される同じ魚類の価値を上回ることに疑問の
余地はなさそうである。その一方、保全目的の特定魚類の捕獲制限は、特に遊漁者が職業漁
業者と同様の漁具を使う場合、遊漁者にも適用されるべきだと漁業者が要求するのも理解でき
る。このような問題については、さらなる調査と検討が必要である。

沿岸観光に関連するサービスと商品の革新について、どうすればこれを効果的に支援するこ
とができるか。

EU レベルにおいて、沿岸地域と島々の持続可能な観光開発を推進するどのような具体的方
策をとる必要があるか。

⁷⁶ EURMIG、グリーンペーパーに寄稿

3.4. 陸／海境界面の管理

沿岸域のさまざまな利用、その影響、開発政策の調整を図るために、多くの沿岸関係機関が統合沿岸域管理(Integrated Coastal Zone Management: ICZM)に従事している。ICZMの原則の1つは、当該管理を陸上に限定するのではなく、単一の統合管理に基づいて海、陸、その境界面を統合することである。2002年5月、欧州議会および理事会はある提案を採択した。⁷⁷ それにより、加盟国は国内の地方機関やステークホルダーと協力してICZM戦略を策定しなければならない。2006年中にも、欧州委員会は進捗状況を評価し、さらなる措置を講ずることが適切かどうか判断する。

沿岸域に影響を及ぼすEU政策の首尾一貫性とさまざまなレベルの統治の統合は、ICZMが成功するための必要条件である。沿岸計画・管理問題の実際の解決策が見つかるのは地方レベルである。陸／海境界面全域にわたる沿岸問題と海事問題の相互作用を考えると、ICZMの成功には、EU海事政策全体が大きく関係する。したがって、EU全体にわたる比較分析の仕組みとベストプラクティスの交換を検討する必要がある。

陸上と海洋生態系との1つの重要な関係は、河川から海への絶えざる水の流れによって示される。その流れが運ぶ汚濁負荷は生物分解可能でないと海洋に蓄積する。こうした問題にも、北海などのような一部の海は、その深さと乱流および半閉鎖性から、他の海(バルト海など)よりうまく対処している。

海洋環境に関するテーマ別戦略に従って、沿岸水域の生態系に基づく管理が進むにつれて、その目標の達成を目指すのであれば、必要な陸上の対策が特定されるであろう。海洋環境に影響する汚染の大半は、農業からの栄養素、都市・工業廃水、農薬、炭化水素、化学物質など、陸上に発生源がある。

陸上活動と海上活動とを結びつける際に沿岸地域が果たす役割の最も明白な例の1つが港湾である。港湾は世界の物流網の基本要素であり、事業活動が行われる場所でもあり、居住空間と観光施設を提供する。港湾は、主に1つの活動に専念する共同体から、今では多機能の共同体になっている。

欧州海港機構(European Seaports Organisation: ESPO)は、こう記している。「海港がなければEUは全く機能できない。EU域外貿易のほぼすべてと域内貿易のほぼ半分がEU加盟の20の海洋国に存在する1,000カ所以上の海港を通して往来する。」⁷⁸ さらに、EUには、陸上輸送から水上輸送への転換を奨励する政策がある。欧州船主協会(European Community Shipowners' Associations: ECSA)は、「他の輸送手段と直接競合している分野において、海運は相変わらず抜群のエネルギー効率を誇る輸送形態である」と指摘している。⁷⁹ これは、統合EU輸送制度内で近海海運と海のモーターウェイ構想(Short Sea Shipping and Mortorways of the Sea)が一層推進される理由の1つである。

拡大する世界貿易との関連において、EUの海運は過去60年間にわたり世界経済より常に速いペースで成長してきたが、その発展は効率的な港湾能力に依存している。特に環境上の理由による港湾内と港湾周辺の空間を巡る競争の激化を背景にして、計画立案プロセスと公共政策の枠組は効率的な港湾能力を実現しなければならない。

このような状況において、重要な問題は、複合一貫輸送サービスの開発を促進するための港湾拡張ニーズに対応しながら、Natura 2000および鳥類指令と生息地指令(Birds and Habitats Directives)⁸⁰に基づくEU規則の制約を背景とした海上輸送開発と環境保全とを調整することである。これは、港湾活動について、欧州横断輸送ネットワーク(Trans-European Transport Networks: TEN-T)に接続する2、3のきわめて効率的な港湾で行うべきか、それともより多くの

⁷⁷ Recommendation 2002/413/CE (OJ L 148, 6.6.2002).

⁷⁸ ESPO、グリーンペーパーに寄稿

⁷⁹ 欧州船主協会(European Community Shipowners' Associations: ECSA)、グリーンペーパーに寄稿

⁸⁰ Council Directive on the Conservation of Wild Birds 79/409/EEC (OJ L 103, 25.4.1979) 及び Council Directive on the Conservation of Natural Habitats and of Wild Fauna and Flora 92/43/EEC (OJ L 206, 22.7.1992)参照

港湾に分散して、活動の過剰集中ならびに付随する問題(混雑や環境および後背地インフラストラクチャーに対する圧力)を回避すべきかどうかという問題に関係する。

造船所や港湾は他の業種と同じようには移転することができないため、多くの地域クラスターが発達した。ベストプラクティスは、そうした地域クラスターを結びつけたり、海事分野全体にわたる真の海事センターオブエクセレンスに発展させたりすることによって、普及を図ることができる。2005年には、海事コーディネーター1名の地域海事クラスターがシュレスビッヒ・ホルシュタインに設立された。地域競争力拠点(regional poles of competitiveness)というフランスの考え方もこの流れに当てはまる。⁸¹

どうすれば ICZM を無事導入することができるか。

どうすれば EU は港湾の持続可能な開発の継続を確保することができるか。

地域海事センターオブエクセレンスはどのような役割を果たすことができるのか。

4. 海洋との関係を管理するツールの提供

4.1. さまざまな活動に役立つデータ

海洋データ

「海よ。きみの内なる豊かさは、誰も知りえない。」、ボードレール、悪の華 (Les fleurs du mal)

海洋の競合する利用について理解を深めるためには、社会的であれ、経済的であれ、レクリエーションに関してであれ、海事活動に関するより適切なデータと情報、およびその海事活動が資源基盤に与える影響に関するより適切なデータと情報が必要になる。適切なデータは、海事産業事業者にとっても重要である。しかし、データの調和および信頼性、ならびに EU 海洋地域における不十分かつ地理的に不均衡な監視についての重大な問題は依然として存在する。健全かつ持続可能な EU 海事政策の策定を目指すのであれば、このような格差に対処しなければならない。

EU は、欧州海洋観測データネットワーク (European Marine Observation and Data Network) の立上げを検討する可能性がある。これは、現場や宇宙からの組織的観測、相互運用性、データへの増加するアクセスの改善のために、堅固でオープンかつ一般的な ICT ソリューションに基づき、持続的に焦点を当ててくれるだろう。このようなネットワークにより、さまざまな情報源から収集した異なる種類のデータやメタデータに関する EU の統合分析が可能になる。また、既存の細分化されたイニシアティブを統合しつつ、特に予測・監視サービス実施のための一次データソースを担当機関、海事サービスおよび関連業界、研究者に提供することを目指す。

さらに海洋データの改良と配布は、海事分野のハイテク企業に機会を開き、海上監視、海洋資源管理、欧州研究機関の海洋研究などの活動の効率を向上させる。また、海洋システムと気候変動に関する現在の不確実さを減らすことにも大いに貢献し、正確な季節予報に一步近づけよう。

当該ネットワークを構築するため、EU は立法、機構、財政上の措置をとらなければならない。例えば、共通漁業政策や研究に関するフレームワークプログラム (Framework Programmes for Research) などが出所のデータへのアクセスを容易にするには、おそらく法律の制定が必要である。制度上の変更には、国家、地域、欧州レベルにおける既存組織の強化、科学・情報技術の専門知識を持つ常設事務局の設置も含まれる可能性がある。財政支援は持続可能な長期の支援を目指すべきである。加盟国、欧州委員会、欧州環境庁 (European Environment Agency: EEA)⁸²、欧州海上安全庁 (European Maritime Safety Agency: EMSA)、欧州全地球的航法衛星

⁸¹ 脚注 4 を参照

⁸² <http://www.eea.europa.eu>

システム監督局 (European Global Navigation Satellite System Supervisory Authority)⁸³、気候変動団体、業界、サービスプロバイダーなど、データを必要とする人たちの代表は、絶えず優先順位をレビューし、目標を設定する必要がある。

このような状況において、環境と安全保障のためのグローバルモニタリング (Global Monitoring for Environment and Security: GMES)⁸⁴ イニシアティブは、欧州政策を支援するために、現場の観測および宇宙からの観測から生み出される数多くの公共情報サービスを実施する。海洋サービスは最優先されることがわかっている。したがって、GMES はデータネットワークの重要構成要素になるだろう。

GMES はさらに、環境政策の策定に欠かせない地理的情報である欧州空間情報基盤 (Infrastructure for Spatial Information in the Community: INSPIRE)⁸⁵ に関するイニシアティブの目標にも寄与するだろう。

空間計画、警備、安全目的で包括的な欧州沿岸水域のマッピング (地図化) を進める欧州プログラムの発足についても検討する必要がある。当該水域および海底の既存の活動や計画中の活動のマッピングは不可欠である。また、生態系分析には海洋動植物の位置のマッピングが必要である。海底の包括的なマッピングには多様な用途がある。新データ収集プログラムが必要とされる限りは、その機会を生かして、データ収集の単価を引き下げするために、より堅固で効率的なデータセンサーの使用を提案するチャンスを経界に与える必要がある。

いくつかの NGO は音響的海底マッピングに対する支持を表明したが、マッピングプロセス自体の音が海洋哺乳動物に悪影響を与えるおそれがあることも指摘している。そこで、彼らは哺乳動物保護のために、哺乳動物が特に敏感な時期については、マッピングプロセスを地理的・季節的に規制してはどうかと提案している。⁸⁶ このようにさまざまなソースから収集したデータに基づいて、EU は空間計画の手段として役立つ真の EU の「海のアトラス」を作製することもできる。さらにそれは、同様の国連プロジェクト⁸⁷ に寄与し、欧州の海洋遺産に対するヨーロッパ人の意識を高める貴重な教育ツールになるだろう。

船舶動静に関するデータ

より適切なデータは、当局が沿岸水域の人的、経済、その他の活動を監視するためにも必要である。特に、船舶動静に関するリアルタイムの情報については、改良が必要である。かかる情報は、航行上重要なだけでなく、不法行為 (密輸、不法取引、テロ活動、船舶からの不法投棄) の摘発にも利用することができる。

特定の港湾、海岸線、分野 (漁業、安全、警備など) には、多くの船舶追跡システムがある。関係当局間の欧州レベルにおける安全／警備情報の交換は、SafeSeaNet システム⁸⁸ (欧州委員会が開発し、EMSA が運用) を通じて実行されている。国家漁業監視センター (National Fisheries Monitoring Centres) は、自国船舶の位置情報をその船舶が漁を行っている水域の国の監視センターに定期的送信する。この件に関する加盟国間の連携については、2006 年の EU 漁業管理庁 (Community Fisheries Control Agency) 設立 (ビゴ (スペイン)) を受けて、改善するはずである。

⁸³ 欧州 GNEE 監督局 (European GNSS Supervisory Authority) は、Council Regulation (EC) No 1321/2004 of 12 July 2004 on the Establishment of Structures for the Management of the European Satellite Radio-Navigation Programmes (OJ L 246, 20.7.2004) によって設立された。

⁸⁴ Communication from the Commission to the Council and the European Parliament ‘Global Monitoring for Environment and Security (GMES): From Concept to Reality’ COM(2005) 565. GMES は、全地球観測システム (Global Earth Observation System of Systems: GEOSS) に欧州から参加する。

⁸⁵ Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council establishing an Infrastructure for Spatial Information in the Community (INSPIRE), COM(2004) 516.

⁸⁶ 国際動物福祉基金 (International Fund for Animal Welfare: IFAW) が行った 海洋政策プロセスタスクフォースに関する予備コメント

⁸⁷ <http://www.oceansatlas.org>

⁸⁸ <http://ec.europa.eu/idabc/en/document/2282/5637>

最近、国際海事機関(International Maritime Organization: IMO)の無線通信および捜索・救助小委員会(Sub-Committee on Radiocommunications and Search and Rescue: COMSAR)では、衛星による船舶およびその位置の長距離識別追跡システム(LRIT)の設置は地域データセンターで管理することができるということで意見が一致した。EU レベルでは、当該地域システムは既存の SafeSeaNet システムを基礎として構築される。

このようなシステムは、軍事・民間両方の利用が増えるだろう。すなわち、特定範囲の海岸線に関するさまざまな現場ソースからの情報と Galileo などの新しいソースからの情報を合体させる既存システムと宇宙地球観測システムの統合に向かうということである。⁸⁹

EU 水域では、異なる加盟国システムおよび分野間の完全相互運用性が追加要件となるだろう。さらに、当該システムは EU の近隣諸国の一部と協力して開発しなければならない。この点で特に重要になるのは、ロシアおよび欧州経済地域(European Economic Area: EEA)における EU のパートナー、ノルウェーとアイスランドである。地中海については、2005 年 12 月の欧州理事会で、不法移民対策としての共通監視システムに関する予備的作業の実施がすでに要求されている。

欧州の海のアトラスは、どの方針に基づいて作製すべきか。

どうすれば持続可能な欧州海洋観測データネットワークの構築、維持、資金調達を実現することができるか。

EU 沿岸水域に関する既存の、また将来の船舶追跡システムの包括的なネットワークを構築する必要があるか。それはどのようなデータソースを利用すべきか。そのデータソースはどのように統合されるのか。サービスの提供先はどこか。

4.2. 拡大する海事経済の空間設計

海事活動が成長を続けると、欧州の沿岸水域の利用を巡り海事活動間で競争が激化する。何らかの指示的計画がないと、特定の場所について問題の活動が認可されるかどうかの不確実なために投資決定が阻まれる。加盟国の管轄下水域の海事活動について、空間計画システムを構築すべきだと欧州委員会は考えている。そのシステムは、海洋環境に関するテーマ別戦略で打ち出した生態系に基づくアプローチを基礎に構築すべきだが、同時に海事活動に対する認可、促進、規制にも対処する必要がある。

かかる計画が拠って立つ原則について、幅広い議論が必要である。一部の加盟国は、カナダとオーストラリアが当該システムを導入している分野で多少の経験をすでに積んでいる。活動に関する個々の決定は国家または地方レベルで下す必要があるが、パイプラインや航路など、同じ生態系や国境を越えた活動に影響を及ぼす決定に確実に首尾一貫して対処するためには、システムの間にある一定の共通性が必要になる。

カナダの経験は 2 つの重要な教訓を示唆している。まず、かかる計画システムは、すべての適切なステークホルダーが参加してこれを設計しなければならない。次に、そのプロセスは、適切な管理ツールを提供することにより、これを政治的により容易、かつ経済的により効率的なものにしなければならない。これらの中には、4.1 項で概要を示したように広範な空間データを提供するためのシステム、累積環境影響アセスメント(Environmental Impact Assessment: EIA)、海洋保護区(Marine Protected Area: MPA)などがある。

将来の海事政策では、規則の重複や未解決土地計画問題の海への転嫁を回避するために、陸上システムと海洋システムとの一貫性を確保する手段や方法を構築しなければならない。それぞれの計画プロセスにおいて、同一のステークホルダーをできる限り密に連携させるのも 1 つのアイデアである。総合的な沿岸および海洋空間開発計画の形式における共通ビジョンは、首尾一貫した一連の政策目標および原則を提供することができる。

⁸⁹ 脚注 63 を参照

さらに遠い沖合への経済活動の進出に伴って、経済活動は無害通航権の対象となる水域で行われることが増えるだろう。EU とその加盟国は、この権利と沖合空間計画の必要性との両立を可能にする多国間規則の実現を主導する必要がある。

海事空間計画システムを支える原則および仕組みはどのようなものか。

陸と海の計画に関するシステムはどうすれば両立するのか。

4.3. 沿岸地域の財政支援の有効利用

沿岸地域はいくつかの EU 政策から財政支援を受けている。主な財源は結束 (Cohesion) 政策、すなわち構造基金 (ERDF、ESF)⁹⁰ と結束基金 (Cohesion Fund) であり、その目的は地域格差の是正である。この支援は生活と労働条件向上の基本要件の一部を満たし、良好な投資環境を整えることによって、沿岸地域を企業にとってより魅力的な地域にすることができる。

競争力を高めて雇用を増やすことはもとより、遅れている地域の収斂を向上させるため、ERDF は研究、革新、情報技術、金融工学、クラスターならびに輸送、エネルギー、環境基盤、サービスに関する助成金を提供する。ERDF はさらに地域間の協力も促進する。TEN-T は、港湾、海のモーターウェイ、港湾への輸送接続に対して財政支援を提供する。

こうした支援は継続し、さらなる海事遺産開発活動を助成し、海事統治のベストプラクティスの普及を推進すべきである。

さらに支援は、海事問題において最外延地域が果たす特別な役割を反映する必要もある。このような地域には、持続可能な漁業、生物多様性の探査、それに基づく新製品の開発、持続可能な観光、電気通信やエネルギーを始めとするアクセスの改善、ならびに以上すべての調和をとることができる計画システムの開発が必要である。

新たな海事戦略を策定することが財政的に困難な EU の一部地域 (いくつかの新規加盟国など) では、ERDF および結束基金が重要な役割を果たす。新欧州漁業基金 (European Fisheries Fund)⁹¹ は、沿岸漁業地域の持続可能な開発に対する支援の一環として、漁業の代わりとなる経済活動 (「グリーンツーリズム」など) の振興も図る。欧州近隣諸国政策 (European Neighbourhood and Partnership Instrument: ENPI)⁹² に基づく国境を越えた協力は、海盆 (バルト海、地中海、黒海など) に臨む国々が共有する課題への対処を促すだろう。

EU の他の金融手段 (EIB による融資など) を利用することができるかどうかについても検討する必要がある。これは、空間計画 (マッピング専用船舶の新規建造またはデータ蓄積用センサーアレイなど) および沿岸地域における競争力拠点開発戦略や沖合再生可能エネルギーのグリッドコネクション強化戦略の実施の両方を促進する基盤投資のための可能性がある。他に ESF⁹³、EAFRD⁹⁴、研究技術開発 (RTD) フレームワークプログラム⁹⁵、LIFE⁹⁶ などのその他の金融ツールを利用することもできる。このような金融手段を最大限に活用し、そのすべての相乗効果を高めるためには、地域レベルの統合アプローチが必要である。

EC と加盟国の総合的な財政支援水準と沿岸地域のさまざまな海事活動に配分されるその支援に関するデータは改善を図ることができる。それは海事政策の策定に対してかなりの利益になる可能性がある。この格差を是正する最良の方法について検討することができるだろう。欧州透明性イニシアティブ (European Transparency Initiative) のグリーンペーパーは、取り組むべき重要な問題としてこの課題を提起している。

⁹⁰ ERDF=欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund)、ESF=欧州社会基金 (European Social Fund)

⁹¹ 脚注 54 を参照

⁹² http://ec.europa.eu/world/enp/funding_en.htm

⁹³ Regulation (EC) No 1784/1999 of the European Parliament and of the Council of 12 July 1999 on the ESF (OJ L 213, 13.8.1999).

⁹⁴ Council Regulation (EC) No 1698/2005 of 20 September 2005 on Support for Rural Development by the European Agricultural Fund for Rural Development.

⁹⁵ <http://cordis.europa.eu>

⁹⁶ <http://ec.europa.eu/environment/life>

どうすれば EU の金融手段を通して新たな EU の海事政策の目標を支援することができるのか熟考することが必要になる。これに関連して、共通の利益のために特定の沿岸地域または加盟国が担う負担を地域間の融資の割り当てに反映させる方法について話し合う必要がある。この負担には不法移民⁹⁷ や海上犯罪対策、船舶の安全・警備、船舶による汚染への対処、洪水予防に関連する費用や EU の港湾経由輸出入に役立つ基盤整備費用などが含まれる。

EU の金融手段はどうすれば海事政策目標の達成に最大限寄与することができるのか。

沿岸地域および海事活動について、より適切なデータを求めるニーズはあるのか。

次期 EU 金融フレームワーク (EU Financial Framework) に関する話し合いにどのようにして海事政策を反映させれば良いのか。

5. 海洋ガバナンス

5.1. EU 域内の政策策定

いかなる形式の海洋ガバナンスであっても考慮に入れなければならないのは、政策分野に関係する EU 条約に規定されている原則と EU 機関、加盟国、地域、地方機関の権限の分布である。これに基づき、また補完性原則に従って、分野および地域の特異性を検討しなければならない。

EU の包括的海事政策は、成長ならびに雇用の量および質の改善を目指し、それによって、海洋環境と調和する力強い、成長する、競争力のある、持続可能な海事経済の発展に寄与すべきである。また、海洋空間に関連する使用対立問題の回避および最小化に努め、対立が生じた場合には、明瞭な合意の上の解決策を提示すべきである。さらに、業界やその他のステークホルダーにとっての確実性を高め、海洋保全に対するより効果的なアプローチを提供すべきである。海事分野における欧州の社会的対話には、これに関連して果たすべきますます重要な役割がある。欧州委員会は、労働条件の改善や職業的成功などプラスの成果を実現するために協力して取り組むよう社会的パートナーに働きかけている。

こうしたことのすべてには、分野別政策の調整と統合が必要である。これは、2002 年の持続可能な開発に関する世界サミット⁹⁸ に関連するコミットメントと UNCLOS⁹⁹ の規定によって支えられている。さらに、科学技術の進歩により、今では海洋とその利用に関する相互作用と関係が理解しやすくなっている。

海の監視・監督などの技術の開発は、過去に例のないほどのデータサービス統合の役に立つ。技術開発に起因する規模の経済は、統合政策によって最もうまく実現する。海上における法執行に関しては、加盟国の希少かつ高価な資産の協調利用によって実現すべき効率性がある。

空間計画を含む海事政策策定については、いくつかの一般原則が合意される可能性がある。

- 関係の複雑さに鑑みて、入手可能な最良の技術および科学面の助言の統合を手続き面で確保する。
- 海上警備活動の難しさを考えた場合、また、ステークホルダーは自らが受ける制限について完全に協力的であらねばならないことを考えた場合、さらには、想定されるアクションの関係当事者が受ける副作用を理解するために、すべての適切なステークホルダーに相談する。
- 分野、政策目標、地理、域外政策全体の一貫性を確保するために、海洋に関する政策策定は強力な連携の対象とする。協力、協調、連携、統合を図る制度上の権限および手段については、これを明確にする。

⁹⁷ Commission Proposal for a Decision of the European Parliament and the Council establishing the External Borders Fund for the period 2007-2013 as part of the General Programme 'Solidarity and Management of Migration Flows', 2005/0047/COD - COM(2005) 123 final/2, 2.5.2005.参照

⁹⁸ http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/POIToc.htm, パラグラフ 30f 参照

⁹⁹ 脚注 29 を参照

- 海関連問題は、適切であれば EU 政策の中で検討を推進し、政策目標の一貫性には特に注意を払う。
- 政策策定には、履行状況の評価の尺度としての目標の設定、政策の継続的改善、およびそうした評価に基づく実施を含める。

EU では、上記原則の一部は、経済・社会委員会 (Economic and Social Committee) と地域委員会 (Committee of the Regions) を始めとする既存機関を通して実施することが可能である。しかし、理事会によって設置された分野別諮問機関、例えば漁業分野における地域諮問委員会 (Regional Advisory Councils in the Fisheries Sector)¹⁰⁰ や欧州委員会によって設置された分野別諮問委員会、例えば分野別業界および市民社会諮問委員会 (Sectoral Industry and Civil Society Advisory Committee) やさまざまな分野の科学諮問委員会¹⁰¹ は、適切な分野横断的組織によって補完しなければならない。

欧州委員会はすでに海洋問題に関する域内調整の強化に向けた措置を講じており、これが将来の政策提案に反映されると見込んでいる。政策統合を推進する機構の例は国連レベルにある。国連には「UN-Oceans」¹⁰² 事務局が設置され、12 の異なる国連組織の海洋関連政策の調整に努めている。

EU 軍事委員会 (EU Military Committee) では、欧州安全保障防衛政策 (European Security and Defense Policy: ESDP) の海事面に関する作業が進行中である。理事会は、国際的な法律問題に対処する COMAR に並行して水平的作業グループを設置することについても検討を望んでいる。この作業グループは、分野横断的話し合いを必要とする海事問題についての理事会の決定を準備する際に常駐代表委員会 (Committee of Permanent Representatives : COREPER) の作業を支援する。理事会は、持続可能な開発戦略 (Sustainable Development Strategy)¹⁰³ のレビューに関する作業が 7 つの分野別理事会の間で調整された方法に基づいて、海事問題の意思決定に対するハイレベルの政治的意見をまとめるための最善の方法を検討する可能性もある。同じように理事会が、その内部作業組織における海事決定に対するより統合的なアプローチの必要性を考慮する方法について検討することを望む可能性もある。

欧州委員会は、海事分野と沿岸地域に影響する既存 EC 法¹⁰⁴ のレビューを実施し、起こり得る政策の矛盾や相乗作用の可能性を明らかにする予定である。社会的パートナーを含むステークホルダーには、この点についての各自の懸念や改善案を明らかにし、説明するよう要請する。

欧州委員会は、海洋環境保護に関するテーマ別戦略において、地域生態系には海洋空間計画を取り入れる必要があるとしている。また、適切な計画プロセスを設定するよう加盟国に呼びかけている。このため、加盟国は適切であれば、バルト海のバルト海海洋環境保護委員会 (Helsinki Commission: HELCOM)¹⁰⁵、北東大西洋の北東大西洋海洋環境保護条約 (Convention for the Protection of the Marine Environment of the North-East Atlantic: OSPAR)¹⁰⁶、地中海の国連環境計画地中海行動計画 (United Nations Environment Programme Mediterranean Action Plan: UN-MAP)¹⁰⁷ とバルセロナプロセス (Barcelona Process)¹⁰⁸ など、その活動が海事活動に影響を与える既存の地域組織ならびに地域および国際漁業組織を活用する。

¹⁰⁰ Council Decision of 19 July 2004 establishing Regional Advisory Councils under the Common Fisheries Policy, 2004/585/EC やその他の決定を参照

http://ec.europa.eu/fisheries/doc_et_publ/factsheets/legal_texts/regl_en.htm#governance.

¹⁰¹ http://ec.europa.eu/secretariat_general/regexp/index.cfm?lang=EN.

¹⁰² <http://www.oceansatlas.org>

¹⁰³ 脚注 1 を参照

¹⁰⁴ Background paper on Multilateral and EC Instruments related with the Seas and Oceans (Table of existing legislation).

¹⁰⁵ <http://www.helcom.fi/>

¹⁰⁶ <http://www.ospar.org/>

¹⁰⁷ <http://www.unepmap.org>

¹⁰⁸ http://ec.europa.eu/external_relations/euromed/

1つの選択肢は当該プロセスに指示的計画を課し、EC、国家、地方のレベルを問わず、関係機関による法的形態への転換が必要になるアクションを明確にすることである。指示的計画の影響力は、その正当性によって決まる。特に、それが拠って立つ参加国のコンセンサスの範囲、ステークホルダーの関与の範囲、科学的助言の質、そのプロセスの透明性によって決まるだろう。

当該計画プロセスにおけるEUの役割は、パラメーターを定め、関係地域の地理的範囲を明確にし(すでにテーマ別戦略で明確にされているように)、共通の関心事である計画の要素を明確にすることである。この例としては、汎欧州ネットワーク、共通漁業政策に基づく特定の活動禁止区域の定義、EC環境法などが挙げられる。おそらく最も重要なことは、EUがこのようなプロセスを機能させるツールを提供することである。具体的な計画は各加盟国当局に全面的に任せられ、欧州委員会の活動は共通の利益のために定められた規則のコンプライアンスを監視することに限られる。このプロセスにおいて、加盟国は該当第三国を関与させる必要がある。

海洋ガバナンスでは、地域政策から得た経験を分野別方針の調整、協力、グッドプラクティスの交換、ステークホルダー全員が関与するパートナーシップに生かす必要がある。

海洋ガバナンスのベストプラクティスに関する年次会議は、異なる階層の政府やステークホルダーを招集するのに役立つだろう。

海事問題に対する統合アプローチは、EUでどのように実施することができるのか。どのような原則をその基礎とすべきか。

海洋ガバナンスのベストプラクティスに関する年次会議は開催する必要があるか。

5.2. 政府の沖合活動

領海と排他的経済水域に関する政府機能の統合度合いは加盟国によって異なる。単独の機関(沿岸警備隊、警察または軍隊)がほとんどすべての機能に責任を持つ場合もあれば、捜査と救助、通関管理、国境管理、漁業取り締まりおよび環境管理は異なった法律文書を用いて別々の機関に委ねられている場合もある。

これらの活動間および加盟国間のさらなる協調への動きは統合を推進し効率化の向上に寄与する可能性がある。

地理的にさらに統合が進んだアプローチの例がすでにEUに存在する。海事安全(EMSA)、対外国境管理(欧州対外国境管理協力庁、European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders of the Member States: FRONTEX)¹⁰⁹ および漁業取り締まりなどの分野ではEUの機関が創設されている。これらの分野で採択された法律は加盟国が一定の取り締まり・執行活動で協力することを促す。加盟国間およびEUの機関との協力は存在している。通関分野では、電子通関環境と税関コードの近代化の提案はさらなる統合を促進するであろう。領海や排他的経済水域の管理など国境や分野を越えて、EUと加盟国が行う業務の協力と統合の効用がますます高まっている兆候がある。このアプローチを他の分野(EUに持ち込まれる物品の通関・保安管理)に拡大適用することも検討する余地がある。

海洋汚染の防止に関して、欧州議会と理事会は執行当局間の相乗効果の確立に言及している。欧州委員会は欧州の沿岸警備サービスについてフィージビリティ・スタディーを2006年末までに提出するよう要請された。¹¹⁰

海に関するトレンドも同様に、安全、警備、環境保護に関して同じ規則が適用される「EU 共通海事空間(Common EU maritime space)」に向かっているように見受けられる。これが加盟国の領海と排他的経済水域の管理における効率の向上をもたらし、近海海運を加盟国間の陸上交通と同じ状況に置くことになり得る。これは国際貿易交渉の中のカボタージュを含意するであろう。

¹⁰⁹ http://europa.eu.int/agencies/community_agencies/frontex/index_en.htm

¹¹⁰ Article 11 of Directive 2005/35/EC of the European Parliament and of the Council on Ship Source Pollution and on the Introduction of Penalties for infringements (OJ L 255, 30.9.2005, p. 11).また、次の決議も参照。Resolution by the Temporary Committee on Improving Safety at Sea, P5_TA-PROV (2004)0350, 2004.

一定の EU の目標や国際的目標に合致するように相互に協力する以外の選択肢は加盟国にはもはやない。政府職員にさまざまな任務の遂行とさまざまな目的のための資産の使用を委ねることにより可能となる規模の経済は、相当なものである。加盟国の中には共通の協力センターを指定したり、あるいは単独の機関に責任を帰属させ、それらの機関に他の機関が所有する資産を要求する権限を付与している国もある。例えば、フランスの海軍管区司令官制度では、首相直轄の単独当局が沿岸水域の指定領域におけるすべての政府機能に対し全責任を持っている。

オランダの沿岸警備隊は別のタイプの統合の例である。そこでは、船舶や航空機など沿岸水域の管理に必要な高額資産を単独の当局が管理し、他の当局からの要請に応じ当該資産を利用させるかサービスを提供する。これは資産の共同運営と共同調達による規模の経済の存在の可能性を示唆している。

EU レベルの潜在的経済性はさらに大きい。加盟国はすでにこのことを認識し、一連の EU 機関を設立している。密輸、人身売買、密漁、密入国およびテロに従事する個人を特定し、阻止し、起訴する必要性の高まりは既存の国有資産の調整と新規資産の共同調達の緊急性を示唆している。FRONTEX の評価においては、税関や保安関連諸機関との協力体制拡大への積極性も考慮されるだろう。

民間技術と軍事技術の収斂、特に海の監視に関しては、能力の重複を削減する一助となる。

内部市場への重要な「ゲートウェイ」として機能する加盟国の取り締まり活動のための資金調達を再検討することも有意義かもしれない。現在のシステムは地中海などでの国境警備のために特定の加盟国に課されている不釣り合いな負担を反映していない。¹¹¹

EU の沿岸水域における政府の活動の間での整合性、コスト効率、協調の拡大の推進を EU はどのように支援できるか。

EU 沿岸警備サービスを設立すべきか。その狙いと機能は何か。

その他のどのような活動のために「欧州共通海事空間 (Common European Maritime Space)」は開発されるべきか。

5.3. グローバル活動のための国際規則

海事政策の大半、殊に国境を越える活動に関する場合は、国際規則に基づいて規制されるのが最善である。したがって、EU が海事政策で新しいアイデアを開発した場合には、EU はそのアイデアを国際社会で共有することを望むであろう。新しい規則が必要と EU が判断した場合、EU はその導入に貢献する。一部の第三国が国際的に合意された規則を適用する能力や有効な統治が欠如する範囲内において、EU は国際基準の遵守を促すために第三国との政治的対話を含む対外政策のレバレッジを行使することを望むであろう。

EC は加盟する国際条約¹¹² の迅速な批准を確保することができる。EC の権限内の事項に関して、殊に混合協定 (mixed agreement) に照らして、加盟国による条約批准の手配を調整することができる。

EU はこのように国際的法律文書の適用の改善に向けて貢献できる一方で、国際的に公平な条件を確立するために対外政策を行使することに特に重点を置き、海事産業事業者のために公平競争を確保すべきである。欧州委員会はこの目的のために対外政策のさまざまなツールをいかに行使できるかを検討することを意図している。

EC の国庫補助金規律 (EC state aid discipline)¹¹³ によると、欧州の造船所は WTO や OECD の規則が未適用の多くのアジア諸国からの不公平競争に直面している。これに関しては、WTO の反ダンピング規則を可能な限り最大限活用することが重要である。¹¹⁴

¹¹¹ 脚注 96 参照

¹¹² Background paper on Multilateral and EC Instruments related with the Seas and Oceans (Table of International Agreements)

¹¹³ http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/aid3.html#G.

サービス(GATS)に関するドーハ開発ラウンドに基づく現在のWTOの交渉はEUの海事サービス業者のために無差別の市場アクセスを達成するための主要な法律文書になる。これらの交渉は国際海上輸送の無差別市場アクセスおよび海事補助サービスのアクセスと供給ならびに港湾サービスの無差別利用を対象とした海上輸送サービスのためのモデル・スケジュールについてウルグアイ・ラウンド期間中にこの分野ですでに決定されたことに基づいてなされるべきである。ウルグアイ・ラウンド後、海上輸送に関する交渉は中断したこと、およびWTOにおけるこの分野の妥当な解決策は当時見つからなかったことを考えると、このことはさらに重要性を増す。

開発と協力の法律文書はEU内で開発される海事管理におけるベスト・プラクティスの第三国での採用を促進し支援するための一助となる。旗国制度とポートステートコントロール制度における進捗は良い例である。海上輸送と漁業に関する国際規則が有効であるためには、これらは可能な限り効率的である必要がある。¹¹⁵ 統合された沿岸域管理と持続可能な沿岸水域管理は第三国における貧困撲滅のためにますます重要になりつつあり、欧州のノウハウとサポートからメリットを得ることができる。

UNCLOSの下で合意された規則は、外交協議では解決不能な紛争について、国際海洋法裁判所(International Tribunal of the Law of the Sea)や他の紛争処理方法による解決規定を文書中に導入することで、その適用と実施をより確実にすることができる。

多国間の規則制定の場合は、EUは大洋と海に関連する規則の首尾一貫性、透明性、効率性および簡潔性を追求すべきである。欧州共同体とその加盟国はUNCLOSの条約加盟国である。したがって、EUは多くの重要な問題に関する広範な合意形成を支援するために好位置にある。EUの役割の段階的強化は国際的合意や国際組織をより効果的にするが、加盟国の強固なサポートに基づかなければならない。ECとその加盟国は海洋問題を扱う国連の12の下部組織とその他の国際フォーラムの中で合意された対策の実施に対して、グローバルにもEU内部でも重要な貢献をすでにしつつある。これらのフォーラムにおけるECの地位はこの役割を反映すべきであるが、現状では必ずしも反映されていない。検討中の問題が欧州共同体の専管事項である場合が数例あることを考えると、海事問題を扱う国際組織におけるEUの役割と地位は再検討する必要がある。IMOへの欧州共同体の加盟権の問題は、それに関係する2002年の欧州委員会勧告¹¹⁶に基づいて対処しなければならない。

欧州委員会、EU議長、および加盟国間の役割分担はそれぞれの状況に慎重に合わせる必要がある。ECの地位がその権限に見合ったフォーラム(WTO、FAO、地域漁業機構など)に関連して開発されたベストプラクティスはできる限り採用されるべきである。この方向におけるさらなる進捗のための基盤を提供するために、欧州委員会は海事政策分野における国際合意と国際組織に関する現状と将来の選択肢の分析を実行する意向である。

UNCLOSに基づく海洋に関する法制度は新しい課題に対抗するために発展させる必要がある。排他的経済水域と国際海峡に関するUNCLOS体制は、沿岸域での汚染事故が沿岸国に対して緊急リスクをもたらすにもかかわらず、沿岸国が通航船舶に対する管轄権を行使することを困難にしている。これが原因で、沿岸国が自国の海洋環境を汚染から保護するための沿岸国の一般的義務(これ自体UNCLOSによって制定された)を遵守することを困難にしている。

国家の管轄外の水域における海洋環境と生物多様性の保護は国際社会の重要な優先事項になった。このような状況下、UNCLOSと生物多様性条約(Convention on Biological Diversity)の関係は明確化する必要がある。ECとその加盟国は国連の世界的海洋環境評価制度の展開に積極的に参加すべきである。¹¹⁷

114 CESA、グリーンペーパーに寄稿

115 Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Port State Control, part of the third Maritime Safety Package.脚注20参照

116 SEC(2002) 381, 9.4.2002.

117 http://www.un.org/Depts/los/global_reporting/global_reporting.htm.

深海遺伝資源の利用に関連して、EU の国際規制体制に対する支援は利益共有に基づくという立場をとる必要があるであろう。¹¹⁸

OECD 非加盟国に対する有害廃棄物の輸出禁止の現行措置との関連で、解体のために EU 船籍の船舶を南アジアへ移送することは重大な懸念事項で、現行の有害廃棄物輸出禁止措置に違反するおそれがある。したがって、船舶解体問題は対処の必要がある。この解体は現状劣悪な条件下で実施されており、土壌汚染および水質汚染を招き、作業員の生命と健康を脅かしている。したがって、今後の EU の海事政策は、船舶のリサイクルに関する拘束力のある最低基準を達成し、クリーンなリサイクル設備の設立を推進するための国際レベルのイニシアティブを支援すべきである。

海運は現在でも多国間による規則作成の場では主要な関心事であるが、特に旗国の義務履行促進措置は注目を集めている。UNCLOS には旗国の義務に対する明瞭な規定があり、自国籍の船舶に関する管理的、技術的および社会的問題における管轄権とコントロールの有効な行使について記述している。しかし、旗国と船舶との間の「真正な関連 (genuine link)」の定義を含む、1986 年国連船舶登録要件条約 (UN Convention on Conditions for Registration of Ships) は発効しなかった。国連総会は、該当国際法律文書における旗国の義務と責任の不遵守に起因する潜在的結果を含む本件に関する調査をするために IMO に要請した。¹¹⁹ 欧州委員会はこの調査の結果を期待しており、迅速な結論を要請すべきである。

旗国の自国船籍に対する排他的管轄権の原則に例外を設ける方法、またはこの原則を緩和したり補足したりする方法の検討を継続すべきである。例えば、コントロールの相互委任や相互権限付与は麻薬密輸、人身売買、大量破壊兵器の密輸または汚染行為により効果的に対処する 1 つの方法である。多数の EU 加盟国が第三国と相互乗船協定を締結している。海上業務の高コストの観点から、当該規則を適用しての、海軍を含む加盟国間の協調的分業のみならず、EU 加盟国の当該イニシアティブに対する協調的アプローチは非常に望ましいと思われる。

海運に関連する「真正な関連」論争の敏感さが漁業分野の進捗を妨げるようなことがあってはならない。国際社会は蔓延する違法、未報告、未規制漁業 (Illegal, Unregulated and Unreported Fishing: IUU)¹²⁰ 行為と戦うためにはこの問題に対処することが重要な要素であることを認めている。欧州共同体は発展途上国・地域が IUU と戦うことを漁業協定とコトヌ協定 (Cotonou Agreement)¹²¹ の両方に基づいて財政的支援活動によりサポートしている。このサポートは継続する必要がある。

このことに関し、重要な作業がパリの公海タスクフォース (High Seas Task Force)¹²² によって行われた。欧州委員会はこの作業を継続してサポートする予定であり、かつ新しい欧州共同体漁業管理機関 (Community Fisheries Control Agency) の中に漁業関連活動のためのモニタリング、コントロールおよびサーベイランス・ネットワーク (Monitoring, Control and Surveillance Network) を設置することをサポートすることを提案している。¹²³ それに関連して、活動の追跡と船舶の特定のためのシステムは世界的に強化されるであろう。地域漁業管理機構 (Regional Fisheries Management Organisations: RFMOs) の対象範囲は、地理的な面と種の面との両面で、拡大される可能性がある。

海賊行為など、その他の形態の違法行為にも対処すべきである。2004 年に海賊または武装強盗に襲撃されたと報告された全船舶のほぼ 20% が EU 国籍の船舶であった。海賊行為との戦いは国際面 (IMO) と地域面 (特にマラッカ海峡の沿岸国) の両面で努力がなされている。輸出入のための海運に対する欧州の依存度が増加しており、かつ欧州は世界的に海運に対し支配的影響力を持っていることに鑑み、欧州の海軍の将来戦略に関する考察に、海賊行為の防止との戦いにおける自らの役割を含めるべきである。その他の法律文書、例えばこの問題に取り組

¹¹⁸ Working Paper “Reflections on the Management of Genetic Resources in areas beyond National Jurisdiction” 参照

¹¹⁹ UNGA, Resolution 58/240, 2003

¹²⁰ Report of the 26th session of the FAO Committee on Fisheries, Rome, 7/11.032005.

¹²¹ http://ec.europa.eu/development/body/cotonou/index_en.htm.

¹²² <http://www.high-seas.org/>

¹²³ http://ec.europa.eu/fisheries/agency/index_en.htm

む沿岸国に対する開発援助の具体策はEUと合意した国家開発戦略に沿って検討すべきである。

EUが国際海事会議で担うべき影響力を及ぼすための最善策は何か。

欧州共同体はより多くの多国間海事組織に加盟すべきか。

IUU漁業を撲滅するための国際的活動を強化するためにEUがとるべき行動は何か。

世界的海事経済のための公平な条件および第三国による持続可能な海事政策と実践の採用を推進するためにEUの対外政策をいかに行使すべきか。

5.4. 地理的現実を考慮に入れる

欧州海事政策はこの文書に記載されているような大綱が必要であるが、その実施は欧州の地理的状況を考慮に入れる必要があるであろう。例えば、EU加盟国の海外の領土の存在によって欧州海事政策は世界的規模になる。欧州近隣政策 (European Neighbourhood Policy)¹²⁴ はパートナー諸国との、海事問題を含む、定期的対話で構成されている。

欧州の沿岸水域の環境特性、およびそこで営まれる海事活動の体制と程度はバルト海、地中海、大西洋と北海、それに黒海の間では大きく異なる。ルーマニアとブルガリアの加盟によって黒海はEUの沿岸水域になる予定である。バルト海は浅く、大西洋との連結部は狭く、潮汐は非常に小さい。地中海は格段に深い、大西洋との連結部はここも非常に狭い。黒海の水深は深い、活発な生態系に必要な酸素が大幅に欠けている。北海と大西洋の沿岸地域は潮流が早く干満差が大きい。

これらの地域間の沿岸観光は大きく異なり、気候も全く違う。地中海はマグロ、北海はニシンの漁場である。浅いバルト海は沖合風力エネルギーに適している。広大で荒い大西洋は冷水珊瑚礁や熱水孔を含む深海の生物多様性に富んでおり、風力エネルギーの可能性はさらに大きい。地中海はスエズ運河を通して東アジアや南アジアと欧州間の重要な航路の一部である。バルト海は欧州や北米へロシアから石油とガスを運ぶタンカー航路である。ドーバー海峡は世界の主要航路かつ欧州経済の戦略区域である。

これらを含めた様々な理由によって、生態系ベースの管理は地域計画に基づくべし、と海洋環境に関するテーマ別戦略は提案している。環境的かつ経済的理由から、第四章で提案された一種の空間計画もこれらの地域には別々に実施する必要がある。

政策の実施も政治的現実を考慮に入れなければならない。地中海ではどこよりも、不法移民に対する域外との海上の境界線の監視の強化が必要であり、費用もかかる。

地中海は多くの国々が共有している。バルト海は過渡期にある大国、ロシアとのみ共有している。ロシアの海事活動と利権の重要性は特に重視すべきである。

バルト海諸国間の多国間協力はバルト海地域国境警備協力 (Baltic Sea Region Border Control Co-operation) の枠組で行われる。EUの海事境界の警備に関するフィージビリティ・スタディーによって勧告されたように、バルト海地域におけるモデルに従って地中海会議 (Mediterranean Sea Conference) の創設が検討され得る。¹²⁵

シェンゲン地域の加盟国、ノルウェーとアイスランドとの協力には北東大西洋に影響を及ぼす海事活動を包含すべきである。ノルウェーとEUはまたバレント海やスバルバル周辺の水域などの地域において共通の利益を共有している。

地中海においては、排他的経済水域の宣言や漁業保護区 (Fisheries Protection Zones: FPZs) は一貫性がない。それにもかかわらず、漁業領域では協調的アプローチを要請する一方で、より良い海洋ガバナンスには各自の水域に対する沿岸国の有効な管轄権が必要であることが合

¹²⁴ http://ec.europa.eu/world/enp/index_en.htm

¹²⁵ Council Document 11490/1/03 REV 1, 2003.

意された。¹²⁶ EUは地中海における海事空間に対するそのような協調的アプローチを推進するための外交努力を主導できるであろう。バルセロナ・プロセスと地中海諸国のための近隣政策の中で、これらの問題に対処するための分野を越えた会議の可能性を検討すべきである。

沿岸の発展途上国や島嶼の発展途上国における海事分野の持続可能な開発をサポートする手段としてEUの開発政策関連法律文書は引き続き利用されるであろう。漁業とその他の海事資源の健全な運営、敏感な海洋生物の生息場所の保護および沿岸区域の管理(持続可能な観光業の支援など)を推進するための活動に対し特別の注意が現在から将来にわたって払われるであろう。

EUの海事政策が展開するにつれて、集団的か個別的かを問わず、欧州の近隣諸国に対してとられるべき特定のイニシアティブを明らかにするための地域分析が必要になるであろう。そうする場合、既存の組織の業務に対し正当な配慮を払うべきである。

EUの海事政策において、どのような地域特性を考慮に入れるべきか。

海事問題をEUの近隣政策と開発政策の中へさらに統合するにはどのようにすべきか。

6. 欧州の海事遺産を再生し、欧州の海事アイデンティティを再確認する

人類に地球が丸いことを理解し、地球の上に大陸を正確に位置づけることを最初に教えてくれた偉大な探検家の物語を聞いて欧州の市民は育った。多くの人々が海岸での休日、漁港の雑踏、港のレストランでの魚介料理や波うち際の浜辺の散歩を楽しむ。巣作りする海鳥のコロニーを訪れたり、ホエールウォッチングをしたり、釣りをしたりして時を過ごす人もいれば、古い木造ボートを修復後航海して余暇を過ごす人もいる。はたまた、イルカやペンギンのドキュメンタリーをテレビや映画で見る人もいる。海上保険の仕事をする人もいれば、漁師、港長、沿岸都市で旅行会社に勤務する人もいる。

しかし、これらの仕事が相互につながっていることを認識している人は何人いるだろうか。自分がマリタイム・ヨーロッパの市民であることを意識している人は何人いるだろうか。このグリーンペーパーのために行われた議論によるとそれは非常に少ない。

これは全く驚くにあたらない。水族館は波の下の生物の美と驚異に対する洞察を提供してくれるかもしれないが、海洋がいかに脆弱か、どのような活動が海洋を脅かすのか、海洋を保護するためにどのような努力が行われているのかを効果的に説明できる人はほとんどいない。海事博物館は過去の業績を理解する助けにはなるかもしれないが、現在の海事活動の特性である先進技術の意義を伝えるには無理がある。過去の伝統を生かし続けることに専念している団体は、過去の伝統を現在の商品化につなげることはあまりなく、まして海洋の将来の可能性に対する興奮は意識の外である。海事活動で生計を立てている人々、または生活の質が海と結びついている人々の間の共通のアイデンティティ意識を振興することにより得るものは多いと欧州委員会は考えている。このことが、関与する関係と人間の生活における海の重要性の理解を促進することができる。

それはまた、海洋の重要性に対するより良き理解、そして海事活動がわれわれの経済と福祉にもたらす貢献に対するより良き理解に役立つことができる。その結果は、海事活動に対するより好意的な認知、海事活動の可能性に対する高い評価、および海事活動関連の職業選択に対する関心の高まりが考えられる。これは小さな問題ではない。すべての海事分野は最も質の高い新人を継続して引きつける必要がある。事例証拠が示唆する海事世界の職業に対するイメージは冗漫かつしばしば否定的である。漁船や貨物船の乗船条件は過酷と認識されている。

全体として、海運のイメージは石油流出事故による否定的パブリシティによって深刻な影響を受けている。安全上の大幅な改善はほとんど認知されていない。したがって、海事問題に関する良い情報を一般市民に提供する必要がある。

¹²⁶ 地中海における持続可能な漁業開発に関する関係閣僚会議(イタリア・ベニスにて2003年11月25日～26日開催)。http://ec.europa.eu/fisheries/news_corner/autres/conf_med03_en.htm.

おそらく共通のアイデンティティー意識の形成は海事計画策定プロセスへのステークホルダーの参加の 1 つの重要な副次的作用であろう。しかし、共通のアイデンティティー意識は民間分野と政府によっても振興され得る。ベストプラクティスのための年次表彰式を組織する分野別団体は他の分野の代表者を招待することができる。船会社はジュビリー・セーリング・トラスト (Jubilee Sailing Trust)¹²⁷ のようにそのような活動のスポンサーになることができる。海洋機器製造業者は博物館が展示物を現在の技術に関連付けるための支援をすることができる。伝統的漁業文化は観光業の拡大に関連付けることができる。欧州委員会はそのような関連付けが増加することを期待しており、それはすべての海事分野の利益になると欧州委員会は考えている。

EU は、海事活動の統合ビジョン概念の具現化におけるベストプラクティスに対して、企業、非政府組織、地方当局、および教育機関のカテゴリー別に、表彰制度を設けることができるであろう。欧州海事遺産 (European Maritime Heritage: EMH) が示唆しているように、海事目標の達成に対する法的障害の分析において、EU は海事遺産と海事アイデンティティーを発展させる活動を妨害するものに注意を向けるべきである。¹²⁸ EMH は沿岸国が海事遺産保存のために必要な機関を設立することを支援するために欧州共同体の資金を利用することができる。

「EU 海のアトラス」データバンクの一部は水中考古学遺跡の目録であるべきである。地図自体が学校や大学、それに PROSea などの民間教育イニシアティブのための重要な教育ツールとなるだろう。PROSea は海事学生や専門家に対して海事環境についての教育を行っている。より一般的には、海洋・海事活動の複雑さを説明すること、海事活動における欧州の主導的役割を思い出させること、海事経済の重要性の意義および海事経済における雇用の刺激と専門性を伝えること、海洋の莫大な資源を保存する受託責任の意識を助長することなど、教育活動は多くの目的に役立つことができる。

この分野における、加盟国や地域レベル、民間レベルで行われる活動相互の相乗効果を支援する EU の活動や、EU の活動が欧州評議会 (Council of Europe) の広範な活動とも相乗効果が発揮できるような行動計画を作成する必要がある。加盟国は水中文化遺産保護に関するユネスコ条約 (UNESCO Convention on the Protection of Underwater Cultural Heritage)、欧州考古学的遺産保護条約 (European Convention on the Protection of the Archaeological Heritage)¹²⁹ の批准を勧告されるべきであり、かつ自国の教育カリキュラムを調査して欧州の海事特質がより十全に反映される余地の有無の検討を勧告されるべきである。大洋および海とさまざまな海事活動との関連ならびに相互作用に対する認識が欧州で高まるにつれて、このことがより良い政策形成や新しい持続可能な機会の特定と利用に役立つのみならず、われわれの生活、われわれが依拠する広範な遺産、およびわれわれの海事の豊かな将来展望における海洋の役割に対する共通のビジョンの形成にも役立つであろう。

ヨーロッパ・ノストラ (Europa Nostra) は次のように提言する。

「過去、現在、未来の連続が欧州、国、地域それぞれの文化遺産に関連する戦略、政策、行動を指導し鼓舞する必要がある。」¹³⁰

海事教育と海事遺産をサポートし、より強い海事アイデンティティーを助長するには EU はどのような行動をとるべきか。

7. これからの課題－ 協議プロセス

このグリーンペーパーは伝統的に異なる活動や政策領域と考えられていた広範囲な問題に取り組んでいることを欧州委員会は認識している。協調的行動をもたらす海事活動の総合的分析を行うというアイデアは新しいものである。

¹²⁷ <http://www.jst.org.uk/>

¹²⁸ 欧州海事遺産 (EMH)、グリーンペーパーに寄稿

¹²⁹ European Convention for the Protection of the Archaeological Heritage (Revised)、マルタ・バレッタにて 1992 年 1 月 16 日採択

¹³⁰ ヨーロッパ・ノストラ、グリーンペーパーに寄稿

重要な新しいアイデアが十分に理解され受容されるまでにかかる時間を過小評価するのは間違いであろう。このグリーンペーパー作成作業の中で、欧州委員会は対象とすべき新領域の多さと開発すべき新専門知識の多さを認識するに至った。

欧州委員会は、このグリーンペーパーが海事政策に対する全般的アプローチを採用する EU の原則、および行動のための多くのアイデア、の両方に関して幅広い公の論議を開始するきっかけとなることを望んでいる。この分野におけるさらなる作業はステークホルダーの意見をベースにすることを望んでおり、来年はステークホルダーの意見を聞くことに費やすつもりである。

協議プロセスは 2007 年 6 月 30 日に終了予定である。2007 年末までには欧州委員会は協議プロセスの結果を要約し、これからの課題を提案する内容のコミュニケを理事会と欧州議会あてに提出する予定である。

人のなすことにはすべて潮時というものがある、
うまく上げ潮に乗れば幸運の港に達しようが、
それに乗り損なえば人生航路の行き着く先も
不幸の浅瀬というわけだ、動きがとれぬことになる。
ウィリアム・シェイクスピア:ジュリアス・シーザー、第四幕第三場

EU の将来の海事政策に関するグリーンペーパー

協議期間:2006 年 6 月 7 日～2007 年 6 月 30 日

寄稿送付先は下記のとおり。

European Commission - Maritime Policy Task Force
“Maritime Policy Green Paper”

J-99 7/12

B-1049 Brussels

ec-maritime-green-paper@ec.europa.eu

Website: <http://ec.europa.eu/maritimeaffairs>

注:ウィリアム・シェイクスピア:ジュリアス・シーザー、第四幕第三場の訳は小田島雄志訳「シェイクスピア全集 III」白水社に依った。

資料 3 各国及び国際機関の海洋政策関連ウェブサイト集

=====
資料 オーストラリア海洋政策関連ウェブサイト集
=====

◆官公庁

環境水資源省 (Department of the Environment and Water Resources)

<http://www.environment.gov.au/>

◆法規集・政策文書

オーストラリア法律情報研究所 (Australasian Legal Information Institute)

<http://www.austlii.edu.au/>

海洋政策文書「オーストラリア海洋政策－ケア、理解、賢明な利用」

第一巻『オーストラリアの海洋政策』

http://www.oceans.gov.au/content_policy_v1/policyv1.pdf

第二巻『特別なセクターの措置』

http://www.oceans.gov.au/content_policy_v2/policyv2.pdf

国連海事海洋法課 (Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, United Nations)

国別データベース (オーストラリア)

<http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/AUS.htm>

◆その他

オーストラリア地学研究所 (Geoscience Australia)

<http://www.ga.gov.au/oceans/marine.jsp>

オーストラリア環境状況報告書 (Australia State of the Environment)

<http://www.environment.gov.au/soe/index.html>

シップアンドオーシャン財団・海洋政策研究所『平成15年度各国の海洋政策の調査研究報告書』(平成16年3月)

<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2003/00152/mokuji.htm>

=====
資料 カナダ海洋政策関連ウェブサイト集
=====

◆官公庁

漁業海洋省 (Department of Fisheries and Oceans : DFO)

<http://www.dfo-mpo.gc.ca/>

◆法規集・政策文書

連邦司法局法規集 (Justice Laws, Department of Justice)

<http://laws.justice.gc.ca/en/>

国連海事海洋法課 (Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, United Nations) 国別データベース(カナダ)

<http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/CAN.htm>

『カナダの海洋戦略』(Canada's Ocean Strategy)

http://www.cos-soc.gc.ca/dir/cos-soc_e.asp

『海洋行動計画』(Oceans Action Plan)

http://www.dfo-mpo.gc.ca/oceans-habitat/oceans/oap-pao/index_e.asp

◆その他

天然資源省『カナダのアトラス』(The Atlas of Canada, Natural Resources Canada)

<http://atlas.nrcan.gc.ca/site/english/index.html>

『海洋法に関する報告書』(The Fourth Report of The Standing Committee on Fisheries and Oceans)

<http://www.parl.gc.ca/InfoComDoc/37/1/FOPO/Studies/Reports/fopo01-e.htm>(★3月13日現在

Page not found)

シップアンドオーシャン財団・海洋政策研究所 『平成15年度各国の海洋政策の調査研究報告書』(平成16年3月)

<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2003/00152/mokuji.htm>

=====
資料 中国海洋政策関連ウェブサイト集
=====

◆官公庁

国家海洋局 (State Oceanic Administration)

<http://www.soa.gov.cn/>

国家海洋データ情報センター (National Marine Data & Information Service) (英語版)

http://www.nmdis.gov.cn/nmdis_e.html

国家海洋技術センター (NOTC: National Ocean Technology Center)

<http://www.notc.gov.cn/>

◆法規集

海洋政策関連法規集

<http://www.soa.gov.cn/law/index.html>

人民日報中国法令集 (英)

<http://english.peopledaily.com.cn/data/laws/laws.php>

国連海事海洋法課 (Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, United Nations)

国別データベース (中国)

<http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/CHN.htm>

◆研究機関

国家海洋局国家海洋発展戦略研究所 (CIMA: China Institute for Marine Affairs)

<http://www.cima.gov.cn/>

◆その他

中国海洋情報ネット (China Oceanic Information Network) (英語版は更新停滞中)

<http://www.coi.gov.cn/>

チャイナネット

<http://japanese.china.org.cn/japanese/80073.htm>

中国情報局

<http://searchina.ne.jp/guide/>

海洋政策研究財団 『平成17年度中国の海洋政策と法制に関する研究(海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究—各国の海洋政策の調査研究報告書)』(平成18年3月)

平成18年4月に日本財団図書館ホームページ <http://nippon.zaidan.info/index.html> に掲載予定。

=====
資料 韓国海洋政策関連ウェブサイト集
=====

◆官公庁

海洋水産部 (MOMAF: Ministry of Maritime Affairs and Fisheries)

<http://www.momaf.go.kr/>

同英語版

<http://www.momaf.go.kr/english/main/main.asp>

同日本語版 (但し内容は限定されている)

<http://www.momaf.go.kr/japan/index.asp>

◆法規集

国連海事海洋法課 (Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, United Nations)

国別データベース (韓国)

<http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/KOR.htm>

◆その他

シップアンドオーシャン財団・海洋政策研究所『平成 15 年度各国の海洋政策の調査研究報告書』(平成 16 年 3 月)

<http://nippon.zaidan.info/scikabutsu/2003/00152/mokuji.htm>

=====
資料 英国海洋政策関連ウェブサイト集
=====

◆官公庁

環境・食糧・農村地域省(DEFRA: Department for Environment, Food and Rural Affairs)

<http://www.defra.gov.uk/>

海洋漁業庁(MFAMarine: Fisheries Agency)

<http://www.mfa.gov.uk/enforcement/default.htm>

◆法規集・政策文書

公共セクター情報局(OPSI: Office of Public Sector Information)

<http://www.opsi.gov.uk/legislation/uk.htm>

DEFRA 英国海洋政策(UK Marine Policy)

<http://www.defra.gov.uk/environment/water/marine/uk/policy/index.htm>

『私たちの海の保護: 海洋環境の保全と持続可能な開発のための戦略』(Safeguarding Our Seas: A Strategy for the Conservation and Sustainable Development of our Marine Environment)

<http://www.defra.gov.uk/environment/water/marine/uk/stewardship/index.htm>

Marine Bill

<http://www.defra.gov.uk/environment/water/marine/uk/policy/marine-bill/index.htm>

国連海事海洋法課 (Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, United Nations)

国別データベース(英国)

<http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/GBR.htm>

◆その他

シップ・アンド・オーシャン財団・日本船舶輸出組合 『英国における統合的海洋政策に関する基礎調査』(国際海事情報シリーズ 68、平成 15 年 3 月)

<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2002/00260/mokuji.htm>

海洋政策研究財団 Ship & Ocean Newsletter 編集部『Ship & Ocean Newsletter 第 54 号』(平成 14 年)

<http://www.sof.or.jp/ocean/newsletter/054/a04.php>

=====
資料 米国海洋政策関連ウェブサイト集
=====

◆官公庁

海洋政策委員会 (Committee on Ocean Policy)

<http://ocean.ceq.gov/>

国家海洋大気局 (NOAA: National Oceanic and Atmospheric Administration)

<http://www.noaa.gov/>

米国海洋政策審議会 (Commission on Ocean Policy) (2004年に解散。現在は更新終了)

<http://www.oceancommission.gov/welcome.html>

◆法規集・政策文書

コーネル大学米国法規集 (U.S. Code Collection, Cornell University)

<http://www.law.cornell.edu/uscode/>

『ストラットン報告』 (Stratton Report)

<http://www.lib.noaa.gov/edocs/stratton/>

『21世紀の海洋の青写真』 (Ocean Blueprint for the 21st Century)

http://www.oceancommission.gov/documents/full_color_rpt/welcome.html

『米国海洋行動計画』 (U.S. Ocean Action Plan)

<http://ocean.ceq.gov/actionplan.pdf>

国連海事海洋法課 (Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, United Nations)

国別データベース(米国)

<http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/USA.htm>

◆その他

THE WORLD FACT BOOK 2006 (CIA)

<https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/>

シップアンドオーシャン財団・海洋政策研究所『平成16年度各国の海洋政策の調査研究報告書』(平成17年3月)

<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2004/00770/mokuji.htm>

=====
資料 欧州連合海洋政策関連ウェブサイト集
=====

◆官公庁

欧州連合 (European Union)

<http://europa.eu/>

欧州委員会 (European Commission)

<http://europa.eu/>

欧州委員会海洋政策 (European Commission Maritime Affairs)

http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/index_en.html

◆法規集・政策文書

欧州連合 海洋政策 (駐日欧州委員会事務所、日本語版)

http://jpn.cec.eu.int/union/showpage_jp_union.maritime_policy.php

欧州委員会海洋政策 (準備文書等)

http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/policy_en.html

欧州委員会環境総局海洋戦略 (Marine Strategy, European Commission Environment Directorate-General)

<http://ec.europa.eu/environment/water/marine.htm>

『欧州連合の将来の海事政策に向けて: 海洋に関するビジョン』 (Green Paper "Towards a Future Maritime Policy for the Union: A European Vision for the Oceans and Seas")

http://ec.europa.eu/maritimeaffairs/pdf/com_2006_0275_en_part2.pdf

『戦略的目標: ヨーロッパ 2010』 (Strategic Objectives 2005-2009 Europe 2010: A Partnership for European Renewal Prosperity, Solidarity, and Security)

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0012en01.pdf

『環境 2010: 我らの未来、我らの選択』 (Environment 2010, Our Future, Our Choice)

http://ec.europa.eu/environment/newprg/pdf/6eapbooklet_en.pdf

◆その他

マリタイムジャパン (日本語)

<http://www.maritimejapan.com/>

Mare Forum

第一回会議 "The New European Maritime Policy—Challenges and Opportunities." (2005.11.17)

http://www.mareforum.com/new_european_maritime_policy.htm

第二回会議 "The New European Maritime Policy—The Political Green Paper Debate." (2006.11.23)

http://www.mareforum.com/European_Policy_Green_Paper_Debate.htm

=====
資料 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第7会期(UNICPOLOS-7)
海洋政策関連ウェブサイト集
=====

◆国際機関・官公庁

海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(UNICPOLOS : United Nations Open-ended Informal Consultative Process on Oceans and the Law of the Sea)

http://www.un.org/Depts/los/consultative_process/consultative_process.htm

国連海事海洋法課 (Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, United Nations)

<http://www.un.org/Depts/los/index.htm>

水産庁

<http://www.jfa.maff.go.jp/>

◆政策文書

『海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第7会期報告』 (Report on the work of the United Nations Open-ended Informal Consultative Process on Oceans and the Law of the Sea at its seventh meeting)

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N06/432/90/PDF/N0643290.pdf?OpenElement>

◆その他

国際持続的発展研究所 (International Institute for Sustainable Development)

http://www.iisd.ca/process/water_wetlands_coasts.htm

=====
資料 「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)」
海洋政策関連ウェブサイト集
=====

◆国際機関・官公庁

国連環境計画 陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画 (UNEP Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-Based Activity)

<http://www.gpa.unep.org/>

環境省

<http://www.env.go.jp/index.html>

◆政策文書

『陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画』(Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-Based Activity, GPA)

http://www.gpa.unep.org/documents/full_text_of_the_english.pdf

『陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画の実施に関する第2回政府間レビュー会合報告』(Report of the second session of the Intergovernmental Review Meeting on the Implementation of the Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities)

(Annex VIに『GPAの実施促進に関する北京宣言 (Beijing Declaration on furthering the implementation of the GPA)』を掲載)

http://www.gpa.unep.org/documents/igr-2_final_meeting_report_english.pdf

=====

資料 東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)
海洋政策関連ウェブサイト集

=====

◆国際機関・官公庁

東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA: GEF/UNDP/IMO Regional Programme on Partnerships in Environment Management for the Seas of East Asia)

<http://www.pemsea.org/>

地球環境ファシリティ (GEF: Global Environment Facility)

<http://www.gefweb.org/>

国連開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme)

<http://www.undp.org/>

国際海事機関 (IMO: International Maritime Organization)

<http://www.imo.org/>

国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/>

◆政策文書

持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) ヨハネスブルグ実施計画 (Johannesburg Plan of Implementation)

http://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/POIToc.htm

『東アジア海域の持続可能な開発戦略』 (Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia)

<http://www.pemsea.org/knowledgecntr/sdssea.html>

『東アジア海域の持続可能な開発に関する海口パートナーシップ合意』 (Haikou Partnership Agreement on the Implementation of Sustainable Development Strategy for the Seas of East)

『東アジア海域の持続可能な開発戦略の実施のためのパートナーシップ運営協定』 (Partnership Operating Agreement on the Implementation of Sustainable Development Strategy for the Seas of East)

http://www.pemsea.org/downloads_pdf/Haikou_Partnership_Agreement_Signed.pdf

◆その他

シップアンドオーシャン財団 『東アジア海域の持続可能な開発戦略—PEMSEA 10年の成果—』 (平成 17 年 3 月)

<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2004/00769/mokuji.htm>

海洋政策研究財団 Ship & Ocean Newsletter 編集部、Chua Thia-Eng 「東アジア海域海洋環境管理計画 (PEMSEA) について」 『Ship & Ocean Newsletter 第 22 号』 (平成 14 年)

<http://www.sof.or.jp/ocean/newsletter/022/a01.php>

以上、海洋政策研究財団調べ



この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました

平成18年度 各国および国際社会の海洋政策の動向
(海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究
－各国の海洋政策の調査研究報告書)

平成19年3月発行

発行 海洋政策研究財団 (財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル
TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033
<http://www.sof.or.jp> E-mail: info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN 978-4-88404-190-8